

須崎市公共下水道施設等運営事業
情報整備支援検討調査業務

報 告 書

平成 3 1 年 3 月

須崎市

(みずほ総合研究所・日水コン共同提案体)

目次

1 . 本調査の概要	1
1 - 1 調査の目的.....	1
1 - 2 自治体の概要.....	1
1 - 3 事業発案に至った経緯・課題.....	1
自治体が抱えている課題.....	1
上位計画との関連性.....	2
上記課題への対策としてこれまで実施している施策や調査等.....	2
当該事業の発案経緯.....	4
当該事業の必要性.....	4
1 - 4 検討体制の整備.....	4
庁内の検討体制.....	4
民間の関係者との協力体制.....	4
2 . 本調査の内容	5
2 - 1 調査の流れ.....	5
施設情報、事業情報等の検証.....	5
事業性及びVFMの検証.....	5
インフォメーション・パッケージの作成.....	5
3 . 前提条件の整理	7
3 - 1 対象施設及び対象地の概要.....	7
対象施設の状況.....	7
対象地の状況.....	13
3 - 2 事業の特徴.....	14
4 . 検討内容	15
4 - 1 施設情報、事業情報等の検証.....	15
計画業務（経営関連業務）の精査.....	15
修繕の内容・頻度の精査.....	17
管渠の修繕に関するリスク分担等の精査.....	18
終末処理場の修繕に関するリスク分担等の精査（運営権導入後）.....	30
終末処理場の修繕に関するリスク分担等の精査（運営権導入前）.....	37
附帯事業及び任意事業の精査.....	40
民間事業者等からの意見聴取.....	43
4 - 2 事業性及びVFMの検証.....	45
事業性（事業収支）の精査.....	45
事業費や要求水準の精査を踏まえたVFMの検証.....	45

予定価格の精査.....	45
4 - 3 インフォメーション・パッケージの作成	46
5 . 今後の進め方.....	49
5 - 1 ロードマップ	49
事業化に向けてのスケジュール.....	49
今後の検討事項等.....	50
5 - 2 想定される課題	50
その後の検討、事業化の各段階で想定される課題、懸念点等.....	50
課題の解決のために想定される手段、検討すべき事項	50
6 . 資料編.....	51
6 - 1 須崎市公共下水道施設等運営事業 要求水準書	
6 - 2 須崎市公共下水道施設等運営事業 公共施設等運営権実施契約書（案）	

1. 本調査の概要

1-1 調査の目的

須崎市（以下「本市」という。）では過年度より公共下水道事業運営の検討を行っており、平成 30 年 2 月 16 日に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき特定事業の実施に関する方針を定めている。

本業務では、須崎市公共下水道施設等運営事業情報整備支援検討業務（以下「本業務」という。）にて、須崎市公共下水道施設等に関する施設情報や事業情報等の整理を行い、須崎市公共下水道施設等運営事業（以下「本事業」という。）に関するインフォメーション・パッケージを作成することを目的とする。

1-2 自治体の概要

本市は、県都高知市の西方 37 km、高知県のほぼ中央部に位置し、東西 25 km、南北 13 km、総面積は 135.44 km² で、東に土佐市、西に津野町、北は佐川町、南よりに中土佐町と、それぞれ山をもって境とし、南は土佐湾に面している。

全般的に山岳丘陵地帯が多いが、新荘川、御手洗川、桜川、奥浦川等の流域には肥沃な農耕地が開けている。特に市の西部を流れる清流としても有名な新荘川は、1974 年にニホンカワウソの生息が確認され、1979 年に新荘川で確認されたのを最後に、日本で目撃された事例はない。

本市は、昭和 29 年 10 月 1 日、須崎町を中心に多ノ郷村、浦ノ内村、吾桑村及び上分村の 5 か町村が合併して市制の施行をした。平成 26 年 10 月須崎市制施行 60 年を迎えた。

人口は 22,598 人（平成 27 年国勢調査速報値）であるが減少傾向にある。

産業は農業が中心である。そのほか、須崎港から阪神方面及び海外への貨物、セメント、石灰石の移出、ニュージーランドなどから外材の輸入が盛んに行われている。

なお、構造改革特区や国家戦略特区といった特区には指定されていない。

1-3 事業発案に至った経緯・課題

自治体が抱えている課題

本市では経営状況が悪化している下水道事業の課題解決のため、平成 25 年度より下水道事業の経営改善策の検討を進めてきた。官民連携手法の一つである PFI 手法が下水道事業において導入されたものとしては、大・中規模都市で導入されている事例があるのみで、全国的にみても本市のような小規模自治体での導入事例は限定的である。しかし、財政状況の悪化や技術系職員不足等の課題は、小規模自治体において、より深刻であることから、それを補完するため民間活力を活用する事業経営手法の確立が望まれている。

本事業は、人口減少が顕著に現れている過疎指定を受けた小規模自治体等において、公共施設等運営事業を含む複数の官民連携手法を組み合わせた事業手法を確立し、その事業

規模を確保することにより、民間事業者の参入意欲を触発し、民間事業者の創意工夫を引き出して、これまでにない抜本的な事業経営の改善を図ろうとするものである。特に市域全体の下水道施設（汚水）に公共施設等運営権（以下「運営権」という。）を導入する初めての事業である。

同様の課題を抱えている小規模自治体は多く、本事業の事業化は、全国各地の小規模自治体の参考となり、類似例も生まれるものと想定される。

また、就労基盤の脆弱な本市においては、新規の正規雇用の機会も創出され、若年層の定住促進、ひいては地域の活性化にも資するものと考えている。

上位計画との関連性

本事業に関連する本市の上位計画としては、須崎市公共下水道基本計画等がある。本事業でも、当該計画に従って事業を実施する。

上記課題への対策としてこれまで実施している施策や調査等

平成 25 年度には内閣府民間資金等活用事業推進室（以下「内閣府 PFI 推進室」という。）の支援を受けて、高知県下水道経営健全化検討委員会にて事業経営分析及び課題抽出が行われた。

平成 26 年度には、本市は国土交通省総合政策局の支援を受けて、下水道施設の更新・包括的運営管理に係る検討調査を実施し、詳細な事業経営分析及び課題解決手法を検討した。

平成 28 年度には、本市は国土交通省の下水道革新的技術実証事業（B-DASH プロジェクト）の「DHS システムを用いた水量変動追従型水処理技術実証事業」により、施設のダウンサイジングの実証研究を行った。平成 29 年度末で、2 年間の実証研究が終了し、平成 30 年度にガイドラインが策定されている。

平成 28 年 6 月に、本市は PFI 法第 6 条に基づく民間提案を受け付けたことから、同年度に国土交通省総合政策局の支援を受けて須崎市公共下水道等運営事業の事業手法及び事業化検討調査を実施し、民間提案の有効性を確認した。また、同年度に内閣府 PFI 推進室の支援を受けて、民間資金等活用事業調査費補助事業にて、下水道管渠（汚水）についてデュ - デリジェンスを実施した。

これらの結果を踏まえつつ、本市は下水道事業（汚水）に運営権を導入することを決定し、平成 30 年 2 月に実施方針、同年 8 月には募集要項等を公表し、平成 31 年 2 月には優先交渉権者を選定した。

図表 1-1 これまでの検討経緯

昭和50年度	須崎市公共下水道基本計画を策定
昭和51年度	下水道法事業計画認可取得(昭和61年度より下水道整備着手)
平成7年度	終末処理場完成、一部区域の供用開始(41ha)
平成18年度	予定処理区域343haを57haに縮小する事業計画変更
平成25年度	高知県下水道経営健全化検討委員会で事業経営分析及び課題抽出【内閣府PFI推進室調査】
平成26年度	下水道施設の更新・包括的運営管理に係る検討調査を実施【国土交通省先導的官民連携支援業務】
平成28年6月	PFI法第6条に基づく民間提案を受付
平成28年度	下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)で「DHSシステムを用いた水量変動追従型水処理技術実証事業」が採択 須崎市公共下水道等運営事業の事業手法及び事業化検討調査【国土交通省先導的官民連携支援業務】 須崎市公共下水道等運営事業に係る資産評価等調査(その1、その2)【内閣府PFI推進室支援業務】
平成30年2月	実施方針の公表
平成30年8月	募集要項等の公表
平成31年2月	優先交渉権者の選定

図表 1-2 全体計画及び事業計画との関係

項目		全体計画	事業計画	
目標年次		平成52年度	平成35年度	
汚 水 計 画	計画処理面積	280.5 ha	56.1 ha	
	計画人口	行政人口	13,300人	19,500人
		計画区域内人口	6,030人	1,840人
	計画汚水量	日平均	2,780 m ³ /日	760 m ³ /日
		日最大	3,510 m ³ /日	980 m ³ /日
		時間最大	5,200 m ³ /日	1,420 m ³ /日
	終末処理場 (H7年度 供用)	名称	須崎市終末処理場	
		位置	須崎市瀬田町	
		敷地面積	約 37,520 m ²	
		処理能力	3,550 m ³ /日	3,550 m ³ /日
	処理方式	標準活性汚泥法		
実 際	終末処理場	処理能力	1,540 m ³ /日(事業計画)	
		処理方式	標準活性汚泥法(初沈なし)	
	流入汚水量	日平均	400 m ³ /日	
		日最大	500 m ³ /日	



流入率※が 26%と極めて低い

※流入率=晴天時日平均下水量/設備処理能力

当該事業の発案経緯

前項でも示した通り、本市は下水道事業の経営改善に取り組んでいたが、平成 28 年 6 月に PFI 法第 6 条に基づく民間提案を受け付けたことから検討を加速し、平成 30 年 2 月の実施方針公表に始まる事業者選定過程に至った。

当該事業の必要性

本市の下水道事業は、先行投資（人口規模に比して過大な規模の終末処理場等）、人口減少等による下水道使用料の減少、施設老朽化に伴う更新投資費の増大、南海沖地震等の不可抗力に対応できる体制の構築、それに対応するための人員確保やノウハウ習得が課題となっていた。これらの課題に対して対応していくためには本市主導の体制では限界があることから、運営権を導入し、維持管理運営について民間ノウハウの積極的な取入れを図るものである。

本市としては、これにより、特に経営改善、不可抗力等への対応力向上等を期待している。

1 - 4 検討体制の整備

庁内の検討体制

本市で下水道事業を担当している建設課都市計画係が中心となり、漁業集落排水処理施設を担当する農林水産課とクリーンセンター等を担当する環境保全課、予算を担当する総務課等と連携して検討を行ったが、庁内横断組織までは設置していない。

建設課都市計画係で担当したのは 3 名であり、いずれも他業務との兼務である。

民間の関係者との協力体制

本事業に関する地元における関係団体等、民間の関係者との協力体制は特に構築していない。

2. 本調査の内容

2-1 調査の流れ

本業務における主な調査内容は次のとおりである。

- (1) 施設情報、事業情報等の検証
 - ・民間事業者や有識者等からの意見聴取
 - ・管渠のリスク分担の精査
 - ・修繕の内容・頻度の精査
 - ・終末処理場の改築予定施設の事業量の精査
- (2) 事業性及びV F Mの検証
 - ・事業性（事業収支）の精査
 - ・事業費や要求水準の精査を踏まえたV F Mの検証
 - ・予定価格の精査
- (3) インフォメーション・パッケージの作成
 - ・各種情報のとりまとめ
 - ・インフォメーション・パッケージの作成

施設情報、事業情報等の検証

本項では、民間事業者や有識者等からの意見を踏まえて、運営権導入時に官民間の役割分担やリスク分担が課題となりそうな事項について精査を行った。具体的には、管渠のリスク分担の精査、修繕の内容・頻度の精査、終末処理場の改築予定施設の事業量の精査である。

事業性及びVFMの検証

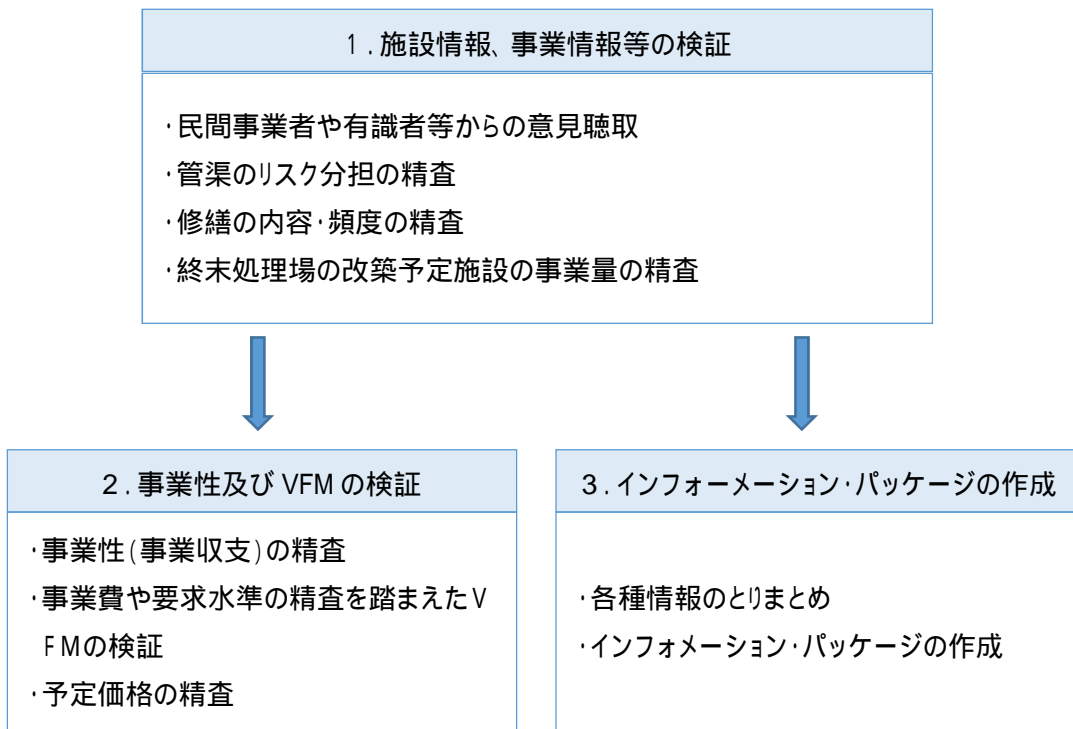
本事業の事業性についてはこれまでも検討を行っているが、前項で整理した官民間のリスク分担等を踏まえて再検討を行い、特定事業の選定や、入札予定価格の設定に反映した。

インフォメーション・パッケージの作成

本事業に応募しようとする民間事業者が本格的に事業を検討する場合には、対象となる下水道施設に対する情報が必要である。本業務では、これまでに本市が実施した調査や、とりまとめたデータを整理し、インフォメーション・パッケージとしてとりまとめた。

なお、本資料は、募集要項公表後、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した民間事業者に対してのみ、守秘義務対象開示資料として開示した。

図表 2-1 調査の流れ



3. 前提条件の整理

3-1 対象施設及び対象地の概要

対象施設の状況

本事業の対象施設は、公共下水道施設（汚水、雨水）だけでなく、漁業集落排水処理施設、廃棄物処理施設といった複数施設である。これらの施設を一括して民間事業者へ維持管理・運営等を委ねるが、各施設ごとに、採用する事業方式や民間事業者に対して委ねる範囲は異なっている（詳細は後述）。

1. 公共下水道施設

須崎市終末処理場

- ・ 場所：須崎市潮田町
 - ・ 供用開始：平成 7 年 10 月
 - ・ 処理能力：500 m³/日
 - ・ 処理方式：生物膜ろ過併用 DHS る床法
- （B-DASH 実証実験施設の須崎市への所有権移転：平成 35 年度末）

供用区域の既設下水管渠

- ・ 汚水管：約 16km（漁業集落排水施設の管渠も含む）
- ・ 雨水管：約 12km

未供用団地下水管渠（汚水）

- ・ 既設管渠：約 690m
- ・ 新設管（供用区域～未供用団地の接続管渠）：約 800m
- ・ 圧送管 DCIPφ75 L=112m
- ・ 自然流下管 VUφ150 L=177m、HPφ250 L=508m
- ・ マンホールポンプ φ65 - 1 基

雨水ポンプ場

施設名	場 所	供用開始	現有排水能力 (m ³ /分)
須崎西部ポンプ場	須崎市栄町	昭和 48 年 3 月	297.0
須崎ポンプ場	須崎市港町	昭和 48 年 3 月	204.0
大間ポンプ場	須崎市潮田町	昭和 51 年 3 月	277.0
須崎市終末処理場内ポンプ場	須崎市潮田町	昭和 59 年 3 月	628.0
浜町ポンプ場	須崎市浜町 1 丁目	平成 24 年 3 月	20.0

2. 漁業集落排水処理施設

漁業集落排水処理施設 浄化槽

1) 池ノ浦漁業集落処理施設

・処理方式：接触ばっ気方式

場 所	規模・規格					汚泥汲み取り
	人槽数 (人)	処理水量 (m ³ /日)	設置 年月日	放流水質(mg/l以下)		
				BOD	SS	
須崎市浦ノ内福良 224	210	56.7	H12.3.1	20	30	20m ³

2) 中ノ島漁業集落排水処理施設

・処理方式：接触ばっ気方式

場 所	規模・規格					備考	
	人槽数 (人)	処理水量 (m ³ /日)	設置 年月日	放流水質 (mg/l以下)			汚泥 汲み取り
				BOD	SS		
(中ノ島地区) 須崎市大谷 888 番地先	100	27.00	H6.3.24	20	30	20m ³	
(蜂ヶ尻地区) 須崎市大谷 880 番地先	90	24.30	H6.3.24	20	30	20m ³	
(白浜地区) 須崎市野見 155 番地 2	51	13.77	H6.11.25	20	30	20m ³	
(戸島地区) 須崎市大谷 906 番地	51	13.77	H6.11.25	20	30	- 海上輸 送あり	

漁業集落排水処理施設中継 ポンプ施設

・中継ポンプ施設(マンホールポンプ)

3. 廃棄物処理施設（クリーンセンター等）

須崎市クリーンセンター横浪

項目	内容
場所	須崎市浦ノ内東分フカウラ 2238-1
用途	再資源化処理施設
処理方式	磁選・手選別・圧縮・減容梱包・貯留
処理能力	6.2t/日（5H）
竣工年月	平成 16 年 3 月

須崎市一般廃棄物最終処分場

項目	内容	
場所	須崎市浦ノ内東分フカウラ 2238-1	
竣工年月	平成 15 年 3 月	
埋立 処分場	埋立地面積	11,000m ²
	埋立容積	91,000m ³
	埋立方法	サンドイッチセル構造
	処理対象物	不燃ごみ、破碎ごみ・処理残さ
	埋立量	（平成 27 年度実績）3,158m ³ /年（覆土含む） 697 トン/年（覆土含まない）
	施工	大林・須工ときわ・八幡建設工事共同企業体
閉鎖 処分場	閉鎖方法	地中連続壁 + 覆土 + 透気性防水シート
	面積	23,500m ²
浸出水 処理施 設	処理方法	【水処理】 前処理 + カルシウム除去 + 生物脱窒素処理（接触ばっ気法） + 凝集沈殿処理 + 砂ろ過処理 + 活性炭吸着処理 + キレート吸着処理 + 消毒 【汚泥処理】 濃縮処理 + 脱水処理 + 埋立処理
	処理能力	140m ³ /日（調整槽 8,000m ³ ）
	計画水質	【処理水の水質】 pH : 5.8 ~ 8.6 BOD : 10 mg/ℓ SS : 10 mg/ℓ T-N : 10 mg/ℓ Ca ²⁺ : 100 mg/ℓ その他項目：水質汚濁防止法に規定する排水基準値以下

図表 3-1 須崎市終末処理場外観



(出所)高知県庁HP

なお、下水道施設のうち、終末処理場については、国土交通省の下水道革新的技術実証事業（B-DASH プロジェクト：Breakthrough by Dynamic Approach in Sewage High Technology Project）にて、汚水処理設備を整備している。現時点では国が施設所有権を有しており、市への施設所有権の移転は平成 36 年度以降となる予定である。

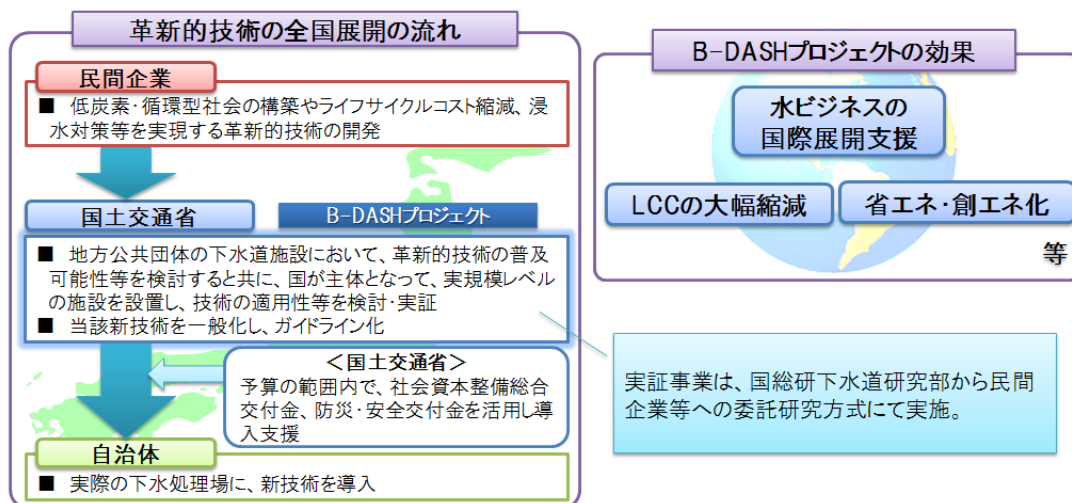
（参考）B-DASH実験施設

B-DASH プロジェクトとは

国土交通省では、新技術の研究開発及び実用化を加速することにより、下水道事業における低炭素・循環型社会の構築やライフサイクルコスト縮減、浸水対策、老朽化対策等を実現し、併せて、本邦企業による水ビジネスの海外展開を支援するため、平成 23 年度より下水道革新的技術実証事業（B-DASH プロジェクト：Breakthrough by Dynamic Approach in Sewage High Technology Project）を実施している。

下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)の概要

- ▶ エネルギー需給の逼迫等の社会情勢の変化を踏まえ、下水道事業においても、革新的技術による創エネルギー化、省エネルギー化、浸水対策、老朽化対策等を推進する必要がある。
- ▶ 下水道における革新的な技術について、国が主体となって、実規模レベルの施設を設置して技術的な検証を行い、ガイドラインを作成し、民間企業のノウハウや資金も活用しつつ、全国展開を図る。
- ▶ また、新技術のノウハウ蓄積や一般化・標準化等を進め、国際的な基準づくりへの反映、実証プラントをトップセールス等に活用するなど、海外普及展開を見据えた水ビジネスの国際競争力も強化する。



（出所）国土交通省HP

DHSシステムを用いた水量変動追従型水処理技術実証事業（須崎市）

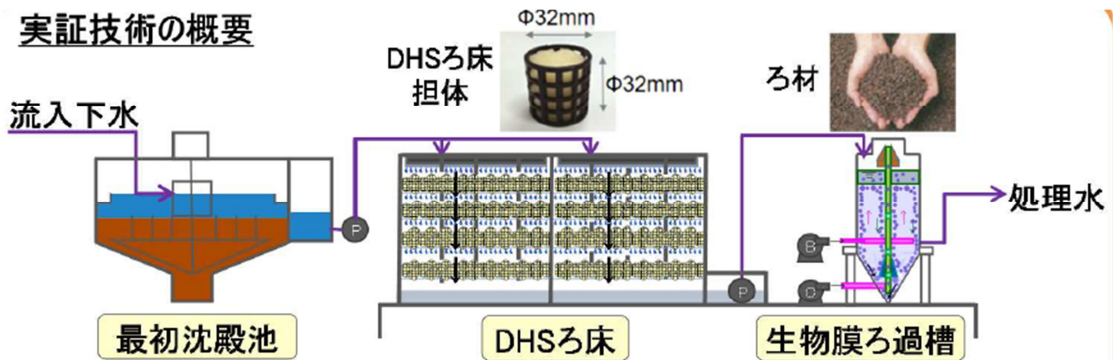
事業実施者	三機工業（株）、東北大学、香川高等専門学校、高知工業高等専門学校、日本下水道事業団、須崎市共同研究体
実証フィールド	須崎市終末処理場（高知県須崎市）
実証概要	人口減少社会に適應すべく、「スポンジ状担体を充填した新規の散水ろ床（DHSろ床）」と「生物膜ろ過槽」を組み合わせることにより、効率的にダウンサ

イジング が可能な水処理技術について、 ライフサイクルコストの縮減効果、 流入水量減少に対する処理コストの追従性、 維持管理の容易性、 処理性能の安定性を実証する。

ダウンサイジング：流入水量減少に伴い段階的に処理能力規模や使用電力量など処理コストを縮減すること。

【実証技術の概要】

実証技術の概要



DHSを使用した新規の散水ろ床
 ～曝気不要の省エネルギー型水処理方式～

- ①曝気不要である → **省エネルギー**
- ②担体がスポンジ状で保水性がある
 → **処理性能安定化・流量低下時水質向上**
- ③スポンジ内に高濃度汚泥を保持
 → **汚泥発生量の削減**
- ④維持管理項目が少ない → **維持管理が容易**
- ⑤担体の閉塞が生じない → **処理性能安定化**

移動床式好気性リアクター
 ～仕上処理～

- ①ろ材表面に微生物が高密度に付着
 → **処理水質が安定**
- ②ろ過と生物処理を同時に実施 → **省スペース**
- ③逆洗なしで担体洗浄
 → **連続処理が可能**

※ DHS : Down-flow Hanging Sponge (下向流懸垂型スポンジ状担体)

(出所)国土交通省HP

【実証技術の革新性等の特徴】

革新性

- ・流入水量減少に応じて、きめ細かく電力使用量等のライフサイクルコストの削減が可能
- ・流入水量減少に応じて処理水質が自ずと向上
- ・使用ユニット数を調整することにより、容易に流入水量に応じた処理能力規模の変更が可能
- ・DHSろ床と生物膜ろ過槽の組合せにより標準法同等の処理水質を確保
- ・設置環境及び要求水質に合わせて「初沈 + DHSろ床 + 生物膜ろ過槽」もしくは「初沈 + DHSろ床」と自由な組合せが可能

導入効果

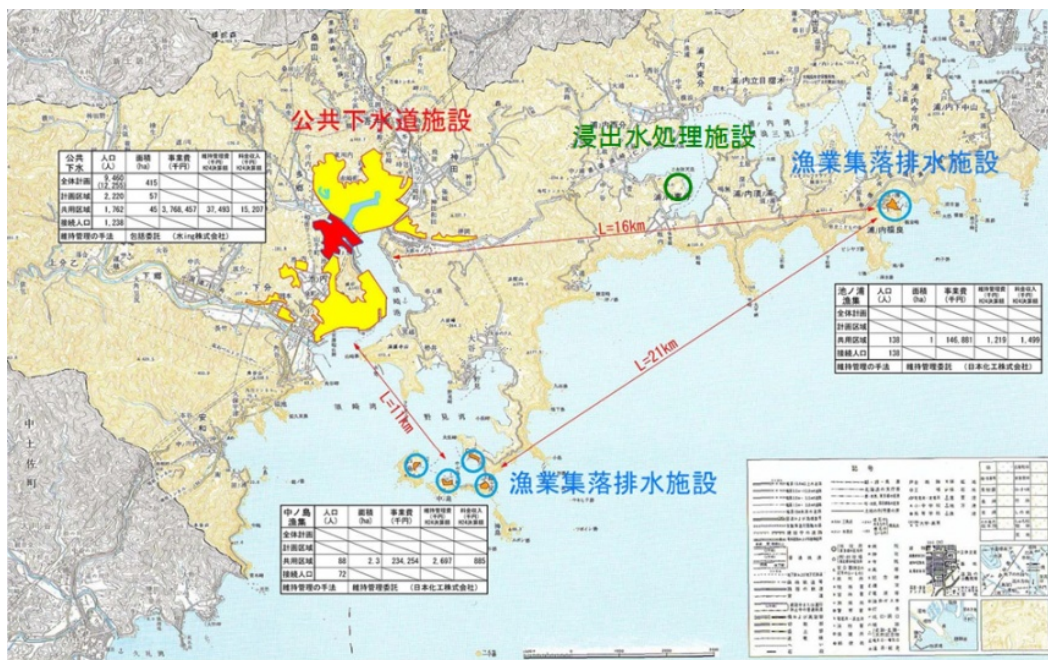
- ・ライフサイクルコストの縮減による下水処理場の経営改善

- ・流入水量減少に追従した処理コストの削減による汚水処理原価の縮減
- ・維持管理の容易化による技術人員不足の解消

対象地の状況

対象施設のうち、公共下水道（汚水、雨水）は本市の市街地に立地しているが、漁業集落排水処理施設とクリーンセンター等（浸出水処理施設等）については、周辺部に立地している。

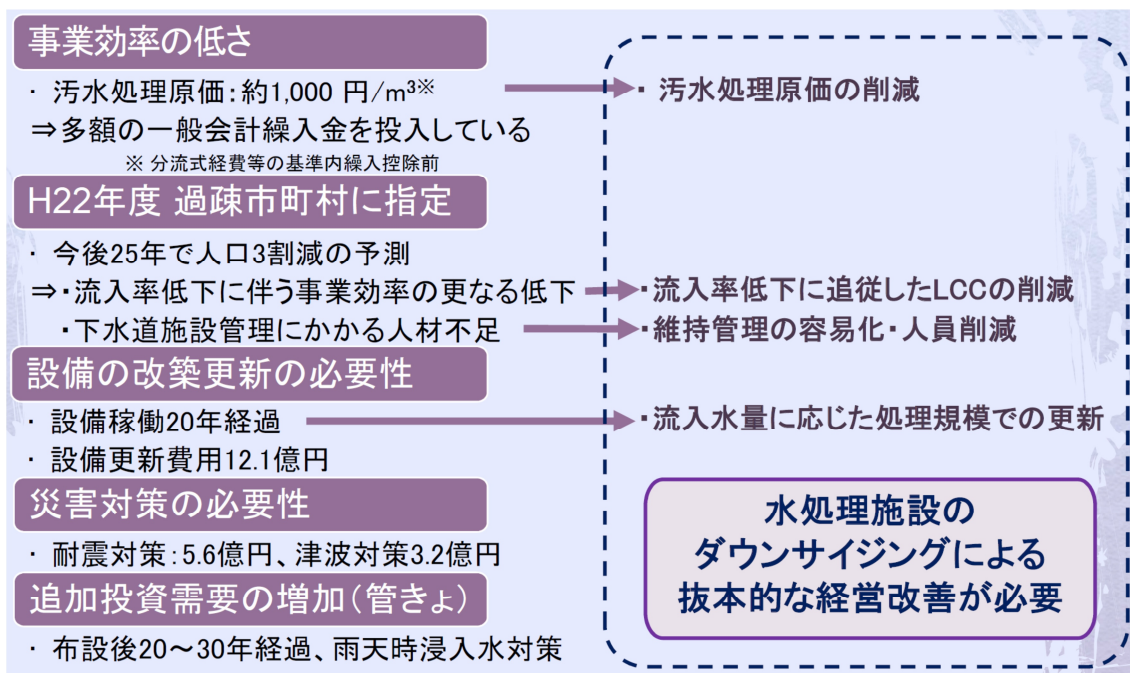
図表 3-2 対象施設の立地



3-2 事業の特徴

本市の下水道事業は、次のような課題を抱えており、水処理施設のダウンサイジングによる抜本的な経営改善が必要であったが、これらの一部については、D-DASH プロジェクトによる汚水処理設備の更新によって改善が期待される。

図表 3-3 須崎市公共下水道の課題



今後は、さらなる汚水処理原価の低減を追求するとともに、適切な改築更新計画の立案や、災害時対応等を踏まえた事業実施体制の強化を図るため、運営権の活用を行う。

4. 検討内容

4-1 施設情報、事業情報等の検証

計画業務（経営関連業務）の精査

本事業では、下水道事業の計画関連業務（経営関連業務）については公共施設等運営事業として位置づけ、事業者がその策定を通じて市の下水道事業の持続性を支援することとなる。

（1）計画業務（経営関連）業務の設定

下水道事業の計画関連業務（経営関連業務）は、今後の事業期間を通じて想定される業務を抽出し、それらに関し、それぞれの意図と回数を現時点で想定されるものとして以下のとおり設定した。

NO.	業務項目	事業期間内想定回数
	計画関連業務 【（汚水処理構想）（全体計画）（下水道法事業計画） （都市計画法事業計画）（都市計画決定）】	計画関連：【3回/事業期間】
	終末処理場ストックマネジメント計画関連業務	基本計画：【2回/事業期間】 修繕・改築計画：【1回/事業期間】 （2回目の基本計画の後を想定）
	雨水ポンプ場ストックマネジメント計画関連業務	基本計画：【2回/事業期間】 修繕・改築計画：【1回/事業期間】 （2回目の基本計画の後を想定）
	污水管渠ストックマネジメント計画関連業務	基本計画：【2回/事業期間】 （注）：修繕・改築計画は第4章を参照
	雨水管渠ストックマネジメント計画関連業務	基本計画：【2回/事業期間】 修繕・改築計画：【1回/事業期間】 （2回目の基本計画の後を想定）
	会計関連業務 【（移行支援）（経営戦略）（料金検討）】	移行支援：【1回/事業期間】 経営戦略・料金検討：【2回/事業期間】
	事務支援業務 【（予算）（統計処理）（調査資料支援）】	事務支援：【毎年/事業期間】

各業務の位置づけとして、下水道事業の経営を行うにあたり必要となる基本業務については、事業を持続可能なものとするための「計画関連業務」、将来の経営状況を把握し計画的な改築を進めるための「終末処理場、雨水ポンプ場、污水管渠、雨水管渠のストックマネジメント計画関連業務」、「会計関連業務」、「事務支援業務」とした。

上記に示す業務を事業期間内で効果的に組み合わせることによって、下水道事業における現状と将来像のギャップを把握、並びに段階的な見直しを行い、下記に記す【経営必達目標】に向けて効率的に事業を運営することを目標とし、回数・内容については官民対話によって決定することとしている。

（2）経営必達目標の設定

本事業は民間事業者の経営ノウハウを活かして、市の下水道事業の経営改善を図ること

を目的としており、その目的を達成するため適切な目標設定が必要である。下水道事業の経営状況を示す指標がいくつかあるが、最も基本的な指標としては一般的に使用される指標として「経費回収率」がある。

経費回収率は、使用料収入を污水处理費（維持管理費+資本費）で除して得た数値で、収入と支出のバランスで算定される。そのため、本指標は単に自らの運営が行い易くすることを目的とした設備投資を制限し、維持管理費を低廉なものとするのが求められ、更に料金とのバランスも検討することが必要であることから、本事業のような官民連携による市の下水道事業の経営改善を図る目的で、本事業における経営目標として適当と考えた。

また、本市の経費改修率は平成 29 年度末の経費回収率が 24.5%であり、全国的にみても極めて低い数値であることから、段階的且つ着実な上昇が必要なことから以下のような内容で要求水準書に記載することとした。

【経営必達目標】

2018 年（平成 30）年度末の経費回収率（使用料収入を污水处理費（維持管理費+資本費）で除して得た数値）を基準に、使用料を変更しなかったことを前提に、5 ヶ年毎に 2019（平成 31）年度～2023（平成 35）年度、2029（平成 36）年度～2033（平成 40）年度、2034（平成 46）年度～2038（平成 50）年度）前期の 5 ヶ年平均を上回ること。

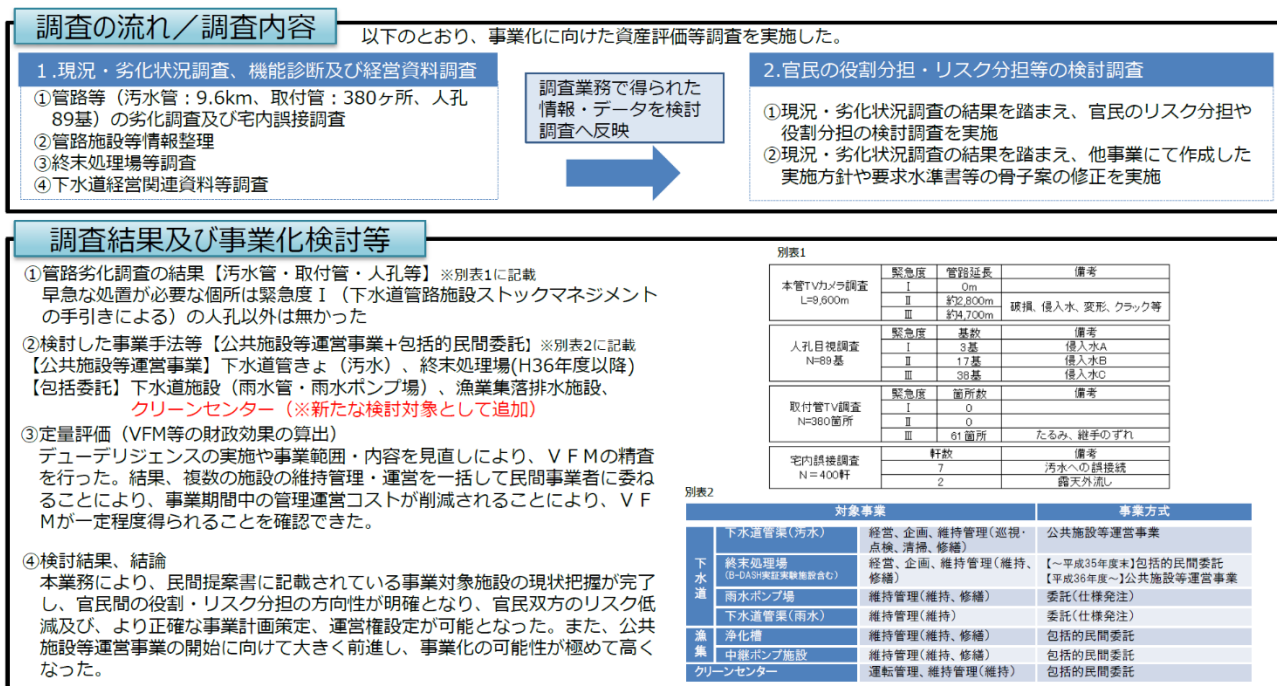
その結果として、平成 30 年度末の経費回収率が 24.5%であったものを最終年度に 30%以上とすることを目標とする。

修繕の内容・頻度の精査

下水道事業への運営権導入では、対象施設の現況を確認し、今後必要となる修繕の内容、時期、金額を整理し、それについての官民間の分担を整理することになる。そのためには、まず対象施設の現況を確認することが重要となる。

本事業では、平成 29 年度に須崎市公共下水道等運営事業に係る資産評価等調査（【内閣府 PFI 推進室支援業務】）を実施し、下水道管路（汚水）について調査を行った。その概要は次のとおりである。

図表 4-1 資産評価等調査業務概要



この資産評価等調査の結果、下水道管路（汚水）については、早急な措置が必要となる箇所は緊急度（下水道管路施設アセットマネジメントの手引きによる）の人孔のみであった。このように、劣化している部分や状態は比較的限定的であることがわかった。この結果を踏まえて、本事業における下水道管路の劣化に対する方針や、それに要する官民の分担等を整理することになる。

また、終末処理場施設については、現在、国土交通省下水道部所管の下水道革新的技術実証研究によって再構築され、ほとんどの施設については新設となっている。そのうち、現時点では、主ポンプ、沈砂施設、受変電設備のみについて耐用年数以上となっており、当面の改築予定とされていることから、事業開始後はすみやかにストックマネジメント計画を立案し適切な点検調査を行ったうえで、修繕・改築を実施することとする。

管渠の修繕に関するリスク分担等の精査

(1) 基本的な考え方

本事業では、下水道管渠（汚水）の維持管理については公共施設等運営事業として位置づけ、事業者がその運営にあたるとしている。

下水道管渠の運営（企画、調整、実施）を行うにあたり必要となる基本業務については、日常的な「計画的維持管理業務」に加え、持続的な運営を行うための「汚水管渠ストックマネジメント計画関連業務（修繕・改築計画）」を想定している。

この前提として、事業者は「汚水・雨水管渠ストックマネジメントの基本計画」において効率的な点検・調査計画を策定し、その基本計画に従って下水道管渠の運営に関する企画、調整、実施を行うことになる。

これにより、下水道管渠の運営においては、事業者が日常点検結果を効率的に把握し、調査・改築と適宜修繕を適切に仕分けすることによって、未然に故障・事故を防ぎ、将来的な経営改善に寄与することが期待されている。

(2) 計画的維持管理業務：目標値の設定

本事業では、本市が事業者に対して期待している事項や、評価の対象となる指標の特性等を踏まえて、以下の3つに区分して事業者に対して目標値の設定を求めている。

図表 4-2 業務指標

分類	概要	指標例
基本業務指標	必達を求める指標。	道路陥没箇所数
不明水に関する業務指標	必達ではないが評価の対象とする指標。	過去5年平均不明水量を5年毎に10%ずつ削減
その他業務指標	事業者自らが設定して努力するもの。 本市は、年度毎に評価ではなく、確認を行う。	管路の老朽化率

要求水準書（案）の記載内容

4.2 計画的維持管理業務

4.2.1 計画的業務の目標値

(1) 業務目的

汚水管渠ストックマネジメント計画に基づき、点検・調査計画を実施し、施設の劣化の有無、劣化の状況を把握し、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、修繕・改築

を行うかを検討する。

(2) 業務目標

計画的な点検・調査計画において、目標とする業務指標は、基本業務指標、不明水に対する業務指標、その他を業務指標として分類し、基本業務指標は必須目標とする。

また、事業者は本契約期間内における計画目標値を自ら設定し、毎年度、市へ報告する。なお、以下の業務指標は5か年毎に評価・確認を実施する。

基本業務指標

基本業務指標は評価の必達目標の対象とする。

分類		指標の名称	目標値	単位	
管理 状況	機能障害と 劣化状況	-1-1	道路陥没箇所数	0.1	箇所/km/年
		-1-2	管渠等の詰まり事故 発生件数	0.1	件/km/年
		-2-9	応急措置実施数	0.1	件/年

不明水に関する業務指標

不明水に関する業務指標は必達目標ではないが評価の対象とする。

管渠を適切に運営管理することによって、不明水の削減に寄与し、ひいては経営改善につながることを期待し、基本業務指標とは別に以下の目標を定める。

業務内容	指標	目標値
不明水対策による支出減少	<ul style="list-style-type: none"> 過去5年間における晴天時における日平均汚水量に対する雨天時における浸入水量率の減少率(5か年平均) 対象降雨としては5年確率降雨を超過したものは除外する。 	<ul style="list-style-type: none"> 過去5か年(2017年度~2013年度)平均不明水量(全処理水量-有収水量): m³/年を、5か年毎に(2019年度~2023年度、2024年度~2028年度、2029年度~2033年度、2034年度~2038年度)10%ずつを減らすこと。(最終年度:約35%削減)

その他業務指標

その他目標値は事業者自らが設定し努力するものであって、年度毎に評価するものではなく、確認を行う。

分類		指標の名称	単位		
管理状況	1 機能障害と劣化状況	- 1 - 3	管路の老朽化率	%	
		- 1 - 4	マンホール蓋の老朽化率	%	
		- 1 - 5	管渠の損傷率	%	
		- 1 - 6	マンホールの損傷率	%	
		- 1 - 7	公共汚水樹の損傷率	%	
	2 実施業務量	- 2 - 8	管渠のテレビカメラ調査実施率	%	
		- 2 - 9	マンホールの目視調査実施率	%	
		- 2 - 10	取付管のテレビカメラ点検・調査実施率	%	
		- 2 - 11	清掃の実施率	%	
	3 施設の安全性	- 3 - 12	管渠の改善率	%	
		- 3 - 13	マンホール蓋の改善率	%	
		- 3 - 14	取付管の改善率	%	
		- 3 - 15	第三者への事故発生件数	件	
	使用者サービスと情報公開	使用者サービス	- 1 - 1	連絡・相談・苦情件数	件 / k m
			- 1 - 2	連絡・相談・苦情の内、公共施設に関する件数	件 / k m
- 1 - 3			連絡・相談・苦情の処理率	%	
- 1 - 4			悪臭に関する苦情件数	件 / k m	
- 1 - 5			マンホール蓋に関する苦情件数	件 / k m	
- 1 - 6			工事・作業に対する苦情件数	件 / k m	
への配慮	環境への配慮	- 1	悪質下水流出報告回数	回	

(3) 計画的維持管理業務：維持管理計画策定

事業者が下水道管渠の維持管理業務等の計画を適切に立案することは重要である。そのため、維持管理計画書等を要求水準に従って本市に提出すべきであることを次のように規定している。

これについては、終末処理場も同様の考え方を採用している。

要求水準書（案）の記載内容

4.2.2 業務内容

(1) 維持管理計画策定業務及び月間維持管理計画策定業務

維持管理計画書

ストックマネジメント計画に基づき、履行期間全体を通じた基本的事項、スケジュールを把握できるように作成すること。

維持管理計画書には、以下の内容を記載すること。

ア) 維持管理方針と目標の設定

a 維持管理の目的

b 計画期間

c 目標指標・目標値の設定

イ) 現状維持管理状況の把握と課題整理

a 対象施設の概要の整理

b 現状の管路施設の維持管理状況

ウ) 本管管路の点検調査計画

a 重点路線の選定

b 優先度の設定

c 点検調査頻度の設定

d 短期的な点検調査計画の策定

エ) 上記以外の維持管理計画

a 清掃計画

b 苦情・事故発生時の対応計画

c 緊急時対応計画書

d 維持管理体制の確保

月間維持管理計画書

月間維持管理計画の内容については、日単位で把握できるように作成すること。

公共施設等運営権実施契約書約款 A の記載内容

(その他の報告・提出義務)

第 25 条 運営権者は、本事業期間中、募集要項等及び要求水準書に定める事項並びに本件業務に関し市が必要と認めて(固定資産台帳の整理等のため必要があるときを含む。)報告を求めた事項及び提出を求めた書類について、募集要項等及び要求水準書に定める期限までに(報告又は提出の期限が定められていない場合には遅滞なく)市に報告又は提出しなければならない。

2 運営権者は、下水道管渠運営業務について維持管理計画書及び月間維持管理計画書を、終末処理場運転管理業務について運転管理計画書、保全管理計画書、年間維持管理作業計画書、月間維持管理作業計画書、保守点検計画及び修繕計画を、それぞれ要求水準書に従い作成し、市に提出しなければならない。また、運営権者は、保守管理計画及び修繕計画について要求水準書に従った見直しを行うものとする。

(終末処理場運転管理業務)

第 29 条 運営権者は、本事業開始予定日(終末処理場)から事業期間の終了まで、実施契約本文、この約款、要求水準書、募集要項等、提案書類、事業計画書、及び運営権者が第 25 条第 2 項に従い作成して市に提出した計画書(見直しが行われたときは見直し後のもの。但し修繕計画を除く。)に基づき、終末処理場運転管理業務を実施する。

(4) 計画的維持管理業務：巡視・点検・調査等業務

本事業では、事業者に対して、巡視・点検と修繕が必要となった場合の官民間の費用負担を定めている。

要求水準書(案)の記載内容

(2) 巡視・点検、調査等業務

巡視・点検、調査箇所

巡視・点検、調査の実施箇所は、業務位置図による。

作業時間

巡視・点検、調査における作業時間は、道路使用許可に示された条件を厳守すること。

調査機材

巡視・点検、調査に使用する機材は、常に点検し、完全な整備をしてお

くこと。

TV カメラ調査

- ア) 調査に当たっては、事前に調査箇所を高圧洗浄車等にて念入りに洗浄すること。
- イ) 本管の調査は、原則として上流から下流に向けカメラを移動させながら、途中カットすることなく連続撮影を行うこと。
- ウ) 本管の調査に当たっては、管の破損、継手部の不良、クラック、取付管口等に十分注意しながら、全区間を撮影（カラー）し、鮮明な画像を得ること。
- エ) 本管調査の調査項目及び判定基準は、「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）2013（平成25）年9月」〔国土交通省水管理・国土保全局下水道部〕に基づき実施すること。
- オ) 管内及び取付管の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。
- カ) 管内に異状が発見された場合は、汎用記録メディアとは別に、モニターから写真撮影（カラー）を行うものとする。
- キ) 調査区間内のマンホール調査項目は、内径800mm未満の目視調査内容によること。

目視調査

- ア) 内径800mm以上
 - a 調査する場合は、本管内に作業員が入り、管路の布設状況、土砂等の堆積状況、管の破損、継手部の不良、管壁のクラック、取付管口、管のたるみ・蛇行、取付管の突き出し、油脂の付着、木の根の侵入、浸入水、マンホール内のクラック、側壁・目地のずれ、コンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、蓋の摩耗度、蓋のがたつきの有無、副管の状況等の不良箇所を調査し、写真撮影（カラー）を行うものとする。
 - b 本管内の異状箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。
 - c 写真は、調査年月日、異状内容、発生場所等を明記した黒板を入れて、カラーで撮影すること。
 - d 調査内容は、テレビカメラ調査に準ずるものとする。
- イ) 内径800mm未満
 - a 調査する場合は、マンホール内に作業員が入り、十分な照明のもとに土砂等の堆積状況、管路の布設状況、浸入水、マンホール内のクラック、側壁・目地のずれ、足掛金物及びコンクリートの腐食、足掛金物

の欠損本数、蓋の摩耗度、蓋のがたつき・蓋違いの有無等のマンホール内の不良箇所を調査し、写真撮影（カラー）を行うものとする。

- b 写真は、調査年月日、異状内容、発生場所等を明記した黒板を入れて、カラーで撮影すること。

取付管調査

- ア) 調査に先立ち、調査箇所を洗浄し、調査の精度を高めること。
- イ) 調査に当たっては、本管同様、管の破損、継手部及び曲部の不良箇所、管壁のクラック漏水、取付管口等に十分注意しながら、撮影（カラー）を行うものとする。
- ウ) 不良箇所の位置表示は、公共汚水樹の中心からの距離とする。

マンホール蓋調査

- ア) マンホール蓋の設置環境・設置基準不適合・損傷劣化・周辺舗装等の現状把握を行う。

巡視・点検

- ア) 管路施設の大部分は、地下構造物であり、地上での巡視・点検は、その項目に限られるが、面的に広い範囲にわたっており、計画的且つ効果的に実施すること。
- イ) 写真撮影（カラー）は、調査年月日、調査場所等を明記した黒板を入れて行い、異常箇所は全て写真撮影すること。

異常時の処置

施設の機能障害及び事故等が発生する恐れが予測され調査の続行が困難になった場合は、直ちに市に報告し、指示を受けること。この場合においても、上下流から調査するなど、調査の完遂に努め、その原因を把握すること。

作業記録写真

事業者は、次の各項に従って作業記録写真を撮影し、業務完了時には業務ごとに工程順に編集したものを作業記録写真帳に整理し、各業務報告書に添付して市に提出すること。

- ア) 撮影は、地区当り2箇所程度に対して、1箇所の保安施設の状況、TVカメラなど使用機械の設置状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況、管路内洗浄状況の他、市が指定する内容について行うこと。
- イ) 写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び事業者の名称を明記した黒板を入れて撮影すること。
- ウ) 一枚の写真では作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。
- エ) 写真は原則としてカラー撮影とし、その大きさはサービス版とするこ

と。

管路修繕の限度額

修繕の限度額は、年 50 万円（消費税および地方消費税を除く）とする。

市の負担経費

業務上必要とする次の経費は、市の別途負担とする。ただし、その受け渡し及び取り扱いについては、市の指示により事業者が行う。

ア) 沈砂、しさ、汚泥の搬出処分費

イ) 特殊工具類

ウ) その他業務上必要と認められるもの

事業者の負担経費

事業者の従業員にかかる事務用品及び衣服類等は、事業者が負担するものとする。

清掃等

事業者は、業務場所の清掃、不要物品等の整理に努め、快適な作業環境の維持に努めなければならない。

施設の改善要求

事業者は管理する上で、事業者の責任に帰さない理由により、施設、設備に支障がある場合、市に対し、その改善要求を行うことができる。

事業者は、施設、設備の改善要求を行う場合、次の事項を明らかにした改善要求書を提出しなければならない。

ア) 改善が必要な理由

イ) 正常な管理を行ってきた証拠

ウ) 必要な改善措置案

市は、事業者から提出された改善要求書に基づき、両者を協議で行い、必要に応じ適切な措置を講ずることとする。

a . 修繕に関するリスク分担

管路の修繕については、下水道管渠が地下に埋設され、状態を把握することが難しく、特に事業期間が長期にわたる場合は、その困難さが増す。本事業では、対象となる管渠についてはテレビカメラ調査を実施し、状態が比較的良好であることが入札前に判明しているが、それでも長期にわたって下水道管渠の修繕リスクを事業者にすべて負担させることは事業者のリスク負担が大きいと考えられた。そのため、要求水準では、事業者の下水道管渠の修繕義務は、年 50 万円（消費税および地方消費税を除く）までとしている。また、事業者が業務を行う上で必要となる、沈砂・しさ・汚泥の搬出処分費、特殊工具類、その他業務上必要と認められるものは本市が負担することにしている。

これについては、終末処理場も同様の考え方を採用している。

公共施設等運営権実施契約書約款 A の記載内容

(修繕)

第 31 条 運営権者は、下水道管渠(汚水)に係る管路修繕(別紙 1 - 1 第 1 項による下水道管渠(汚水)引渡し時に存した瑕疵の修繕を含む。第 3 項で同じ。)は、要求水準書に定める額を上限として実施するものとする。

2 終末処理場の修繕(別紙 1 - 1 第 1 項による終末処理場引渡し時に存した瑕疵の修繕を含む。第 4 項で同じ。)は、要求水準書に定める額を上限として実施するものとする。

3 第 1 項の上限額を超える下水道管渠(汚水)の管路修繕は市が実施する。

4 第 2 項の上限額を超える終末処理場の修繕は市が実施する。

5 前四項に関わらず、運営権者の業務の要求水準の未達その他運営権者の責めに帰すべき事由により下水道管渠(汚水)又は終末処理場の修繕が必要となったときは、運営権者がその費用で実施するものとし、当該修繕の費用は第 1 項及び第 3 項で規定する要求水準書に定める額に算入しない。

b . 第三者賠償に関するリスク分担

事業者が本事業の実施によって第三者に損害を与えた場合には、基本的には事業者が第三者に対して損害を賠償することになっている。しかし、その原因が市の修繕に起因するなど市に責がある場合や、事業者が善良なる管理者の注意義務をもってしても避けられなかった損害については市が負担することにした。これにより、既存施設の瑕疵等に起因する事故など、事業者が想定しにくいリスクについては、市が負担を行うことになっている。これも、埋設済の下水道管渠のリスクに対応した措置である。

これについては、終末処理場も同様の考え方を採用している。

公共施設等運営権実施契約書約款 A の記載内容

(第三者損害)

第 42 条 運営権者が本件業務(付帯事業及び任意事業を除く。)の実施により第三者に損害を及ぼした場合、運営権者は当該第三者に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、当該損害のうち市の責めに帰すべき事由により生じたもの(第 31 条第 2 項及び第 4 項により市が実施すべき修繕が適切に実施されないことにより生じたものを含む。)、及び運営権者が実施契約本文、この約款、要求水準書に従い業務を行い、善良なる管理者の注意義務をもってしても避けることのでない損害を補償する費用は、市が負担する。

2 運営権者の付帯事業又は任意事業の実施により第三者に損害を及ぼしたときは、運営権者は当該第三者に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、当該損害のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものは市が負担する。

c . 不可抗力に関するリスク分担

大地震等の不可抗力発生により下水道管渠が修繕を要するようになった場合には、その修繕には多額の費用を要することが想定され、それをすべて事業者負担とすることは適切ではない。そのため、本事業では、事業者が行うべき修繕の上限を超える場合には、市の負担としている。

これについては、終末処理場も同様の考え方を採用している。

公共施設等運営権実施契約書約款 A の記載内容

(不可抗力による増加費用・損害の扱い)

第 46 条 不可抗力により本件業務(付帯事業及び任意事業を除く。)の実施について運営権者又は市に増加費用又は損害が生じるときは、市及び運営権者は、当該不可抗力に対応するために速やかに実施契約及び要求水準並びにこれらに基づく履行義務の内容の変更及び増加費用等の負担について協議しなければならない。なお、この場合の増加費用等の負担は、次の各号の定めるところによるものとする。

(1) 暴動、戦争等の人的災害に係る不可抗力に該当する事象による増加費用等の負担

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第 6 条第 1 項(ただし、同項第 4 号及び第 5 号を除く。次号で同じ。)に定める災害復旧事業の適用除外規定を準用の上、当該不可抗力に起因する損害の回復を図る工事等が当該適用除外規定の対象外となるものである場合は、市の負担とする。

イ 上記ア以外の暴動、戦争等の人的災害に係る不可抗力の場合は、運営権者の負担とする。

(2) 地震、暴風、豪雨等の自然災害に係る不可抗力に該当する事象による増加費用等の負担

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第 2 条第 2 項に定める災害復旧事業となり、かつ、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第 6 条第 1 項に定める適用除外の対象外となるものである場合は、市の負担とする。なお、本アにおいて地震による災害とは、社会通念上認められる範囲のものをいう。また、降雨、暴風、高潮、波浪又は津波による災害とは、公共土木施設災害復旧事業査定方針第 3(一)から(六)までの規定によるものとする。ただし、「時間雨量等が特に大である場合」とは、損害等が発生した場所から最も近接した位置に設置された市が管理する気

- 象観測局における時間雨量が 20mm 程度以上とする。
- イ 上記ア以外の地震、暴風、豪雨等の自然災害に係る不可抗力の場合は、運営権者の負担とする。
- (3) 前二号の規定に関わらず、第 1 号イ及び第 2 号イに定める場合において、不可抗力により損壊等した下水道管渠(汚水)の管路修繕については第 31 条第 1 項及び第 3 項が、不可抗力により損壊等した終末処理場の修繕については同条第 2 項及び第 4 項が、それぞれ適用されるものとし、前二号の規定は適用しないものとする。
- 2 前項の協議に関わらず、不可抗力が生じた日から 60 日以内にこの約款等の変更及び増加費用等の負担についての合意が成立しない場合、市が不可抗力に対する対応方法を運営権者に通知し、運営権者はこれに従い本事業を継続する。なお、この場合の増加費用等の負担は、前項各号の負担割合によるものとする。
- 3 前各項の規定に関わらず、不可抗力によって付帯事業及び任意事業について運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害はすべて運営権者の負担とする。

d . 事業期間終了時の瑕疵担保に関するリスク分担

本事業の事業期間終了時には、対象施設の維持管理を事業者が行っていたことから、事業者は本事業終了日前 180 日から 90 日までの間に対象施設の機能確認を行うことになっている。そのうえで、隠れたる瑕疵があった場合には、市又は市が指定するものが、事業者に対して、当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

これについては、終末処理場も同様の考え方を採用している。

公共施設等運営権実施契約書約款 A の記載内容

(原状回復費用等)

第 57 条 運営権者は、第 55 条第 2 号に基づく機能確認の結果、運営権設定対象施設について要求水準書に定める項目を満たさない事項(第 31 条第 3 項及び第 4 項により市が実施すべき修繕にかかる事項を除く。)が存在する場合には、市に対し、要求水準を充足させるために必要となる費用等を、前条第 3 項に基づく買取対価の支払額から控除することができる。

(瑕疵担保責任)

第 58 条 市又は市の指定する者は、第 56 条第 1 項の規定により引き渡された運営権設定対象施設又は同条第 3 項に基づき譲渡された資産に隠れたる瑕疵(なお、経

年劣化は瑕疵に該当しない。以下本条において同じ。)があるときは、本事業終了日から 6 ヶ月以内に限り、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の瑕疵は第 31 条第 2 項又は第 4 項で市が実施すべき修繕の対象部分を含まない。

(5) 污水管渠ストックマネジメント計画関連業務（修繕・改築計画）

本事業では、基本的には、下水道管渠の維持管理、ストックマネジメントで必要となる業務は事業者の業務としている。しかし、下水道管渠の改築や新設に関する設計、工事業務は事業者の業務範囲とせず、市が別途発注することとしている。これは、予算の確保状況との整合性確保、地元民間事業者への発注等を考慮したものである。

要求水準書（案）の記載内容

4.3 污水管渠ストックマネジメント計画関連業務（修繕・改築計画）

4.3.1 污水管渠ストックマネジメント計画関連業務の目標値

(1) 業務目的

本業務では、点検・調査結果に基づき施設の劣化状況を把握し、長期的な改築事業のシナリオ設定を踏まえ、事業計画期間を勘案し、概ね 5~7 年程度における改築の優先順位を設定する。また、実施計画では、どの施設を、いつ、どのよう、どの程度の費用をかけて修繕・改築を行うかを検討する。

(2) 業務目標

(計画的維持管理業務の結果をふまえ適切な業務延長を設定)

4.3.2 業務内容

本業務の内容としては、別紙 C-3 に基づく。ただし別紙に示す詳細調査項目については、市の上承を得てから実施すること。

終末処理場の修繕に関するリスク分担等の精査（運営権導入後）

(1) 基本的な考え方

本事業では、運営権設定後の終末処理場の維持管理については公共施設等運営事業として位置づけ、事業者がその運営にあたるとしている。

事業者は、対象施設の仕組みや構造、機能等を理解し、関連する法令を遵守し、ストックマネジメント計画に基づき、予防保全の視点で計画的かつ効率的・効果的な管理を行い、要求水準を満足するとともに、事業者の創意工夫を十分に活かし、最適な維持管理方法を選択し、安定した維持管理を事業期間中継続して実現することとされている。

(2) 保守管理計画及び維持管理計画の作成

事業者が終末処理場の維持管理業務等の計画を適切に立案することは重要である。そのため、本事業では、維持管理計画書等を要求水準に従って本市に提出すべきであることを次のように規定している

これについては、下水道管渠も同様の考え方を採用している。

要求水準書の記載内容

第6章 終末処理場における維持管理に関する要求水準（案）（2024年度以降）

6.2 保守管理計画及び維持管理計画

(1) 保守管理計画書に関する事項

「下水道維持管理指針（日本下水道協会）」に準拠し、以下の事項を盛り込んだ5年間の計画書を作成し、市に提出すること。

- ・ 保守点検計画
- ・ 修繕計画

(2) 年間維持管理作業計画書に関する事項

以下の事項を盛り込んだ当該年に係る年間維持管理作業計画書を作成し、市に提出すること。

- ・ 運転管理計画を踏まえた年間運転管理作業計画
- ・ 保守管理計画を踏まえた年間保守管理作業計画
- ・ 廃棄物管理計画
- ・ 安全衛生管理計画
- ・ その他当該年における実施予定業務に関する年間計画
- ・ 四半期維持管理計画書

(3) 四半期維持管理作業計画書に関する事項

以下の事項を盛り込んだ四半期毎に四半期維持管理作業計画書を作成し、市に提出すること。

- ・ 運転管理に関する月間作業計画
- ・ 保守管理に関する月間作業計画
- ・ 廃棄物管理計画
- ・ 実施予定業務に関する月間作業計画

公共施設等運営権実施契約書約款 A の記載内容

(終末処理場運転管理業務)

第 29 条 運営権者は、本事業開始予定日(終末処理場)から事業期間の終了まで、実施契約本文、この約款、要求水準書、募集要項等、提案書類、事業計画書、及び運営権者が第 25 条第 2 項に従い作成して市に提出した計画書(見直しが行われたときは見直し後のもの。但し修繕計画を除く。)に基づき、終末処理場運転管理業務を実施する。

(3) 保守業務及び修繕業務等

本事業では、事業者には、保守業務の実施、修繕業務の実施、電気工作物に関する業務(電気主任技術者の選任を含む)を求めることにしている。その内容は次のとおりである。

要求水準書の記載内容

6.3 保守業務

(1) 保守管理に関する事項

保守管理にあたっては、中長期的な視点を踏まえた上で、PDCA サイクルを計画的に実践し、継続すること。

(2) 保守点検に関する事項

保守点検は、日常的に巡回を実施し、運転状態の日常的傾向や異常の有無、経過時間等を確認し、異常がある場合は保守で対応する。

保守点検の種類

保守点検は、以下の区分により適切に実施すること。

・ 日常点検業務

各機器の異常の有無及び作動状況を確認し、記録すること。

・ 定期点検業務

各機器の損傷、腐食及び摩耗状況等を確認し、修理等の対策の必要性、対

策方法等を検討するために、定期的に点検を行い、その状況を記録すること。

- ・法定点検業務

関係法令等に定める点検及び検査を行うこと。

- ・保守業務

常に各機器が正常に稼働するよう、各機器に対して、定期的な油の補充・交換及び清掃 や、異常が発見された場合に行う調整・修理・取替等を行うこと。

保守点検計画の内容

次の事項を盛り込み、策定する。

- ・対象施設
- ・保守点検項目
- ・保守点検方法・判定基準
- ・保守点検周期

(3) 評価と見直し

保守点検の実施結果等を踏まえ、毎年度必要に応じて計画の見直しを行うこと。

保守点検記録の情報提供、保守点検により蓄積された情報は、調査の精度向上を図るために必要であるため、蓄積されたデータ及び知見は積極的に調査担当に情報提供すること。

6.4 修繕業務

(1) 修繕に関する事項

揚水・水処理・汚泥処理に影響を与えないように、機能低下及び故障停止並びに事故を未然に防止するため、修繕を実施すること。

修繕の限度額は、年 200 万円（消費税および地方消費税を除く）とする。

- ・ 予防保全的修繕

事業者は、汚泥脱水機等の状態監視保守の設備について定期修繕を行うとともに、稼働時間・点検・調査結果に基づいた計画修繕を行うこと。

- ・ 事後保守的修繕

突発的に発生した故障・事故に対しては、被害を最小限に抑えるための対策を講じ、すみやかに復旧修繕を行うこと。

(2) 修繕計画の内容

改築計画の策定時において、修繕と判定した設備を対象として、上記におい

て示した施設の修繕に関する以下の事項について、修繕計画を策定すること。

- ・ 予防保全的修繕

対象機器、施工時期、工事内容、概算工事費及び委託等の有無を記載すること。

- ・ 事後保守的修繕

経年劣化及び修繕履歴等から想定される故障事例を示し、それに対する具体的な対応策を記載すること。

(3) 評価と見直し

状況の変化や改築計画との調整により、変更が生じた場合、毎年度必要に応じて計画の見直しを行うこと。

6.5 電気工作物に係る業務

事業者は、電気事業法に基づき保安規程を定め、これに基づき電気工作物の巡視、点検、測定、更には技術基準を遵守するための修理、改造及び移設等を実施すること。また、電気主任技術者（以下「主任技術者」という。）を選任するとともに、必要に応じて作業責任者を選任し、作業責任者は主任技術者の監督のもとに補助業務を行うこと。保安規程及び主任技術者の届出は、事業者が設置者として監督官庁へ行うこと。

a. 修繕に関するリスク分担

終末処理場は、一部分は B-DASH により更新が行われているが、施設全体は老朽化が進んでおり、修繕が必要となる内容、時期、費用等を現段階で想定することは難しい。また、下水道料金収入額も限定的である。そのため、要求水準では、事業者の終末処理場の修繕義務は、年 200 万円（消費税および地方消費税を除く）までとしている。

公共施設等運営権実施契約書約款 A の記載内容

(修繕)

第 31 条 運営権者は、下水道管渠(汚水)に係る管路修繕(別紙 1 - 1 第 1 項による下水道管渠(汚水)引渡し時に存した瑕疵の修繕を含む。第 3 項で同じ。)は、要求水準書に定める額を上限として実施するものとする。

2 終末処理場の修繕(別紙 1 - 1 第 1 項による終末処理場引渡し時に存した瑕疵の修繕を含む。第 4 項で同じ。)は、要求水準書に定める額を上限として実施するものとする。

3 第 1 項の上限額を超える下水道管渠(汚水)の管路修繕は市が実施する。

4 第 2 項の上限額を超える終末処理場の修繕は市が実施する。

5 前四項に関わらず、運営権者の業務の要求水準の未達その他運営権者の責めに帰すべき事由により下水道管渠(汚水)又は終末処理場の修繕が必要となったときは、運営権者がその費用で実施するものとし、当該修繕の費用は第1項及び第3項で規定する要求水準書に定める額に算入しない。

b . 第三者賠償に関するリスク分担

事業者が本事業の実施によって第三者に損害を与えた場合には、基本的には事業者が第三者に対して損害を賠償することになっている。しかし、その原因が市の修繕に起因するなど市に責がある場合や、事業者が善良なる管理者の注意義務をもってしても避けられなかった損害については市が負担することにした。これにより、既存施設の瑕疵等に起因する事故など、事業者が想定しにくいリスクについては、市が負担を行うことになっている。これも、既設で老朽化している終末処理場のリスクに対応した措置である。

これについては、下水道管渠も同様の考え方を採用している。

公共施設等運営権実施契約書約款 A の記載内容

(第三者損害)

第 42 条 運営権者が本件業務(付帯事業及び任意事業を除く。)の実施により第三者に損害を及ぼした場合、運営権者は当該第三者に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、当該損害のうち市の責めに帰すべき事由により生じたもの(第 31 条第 2 項及び第 4 項により市が実施すべき修繕が適切に実施されないことにより生じたものを含む。)、及び運営権者が実施契約本文、この約款、要求水準書に従い業務を行い、善良なる管理者の注意義務をもってしても避けることのでない損害を補償する費用は、市が負担する。

2 運営権者の付帯事業又は任意事業の実施により第三者に損害を及ぼしたときは、運営権者は当該第三者に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、当該損害のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものは市が負担する。

c . 不可抗力に関するリスク分担

大地震等の不可抗力発生により終末処理場が修繕を要するようになった場合には、その修繕には多額の費用を要することが想定され、それをすべて事業者負担とすることは適切ではない。そのため、本事業では、事業者が行うべき修繕の上限を超える場合には、市の負担としている。

これについては、下水道管渠も同様の考え方を採用している。

公共施設等運営権実施契約書約款 A の記載内容

(不可抗力による増加費用・損害の扱い)

第 46 条 不可抗力により本件業務(付帯事業及び任意事業を除く。)の実施について運営権者又は市に増加費用又は損害が生じるときは、市及び運営権者は、当該不可抗力に対応するために速やかに実施契約及び要求水準並びにこれらに基づく履行義務の内容の変更及び増加費用等の負担について協議しなければならない。なお、この場合の増加費用等の負担は、次の各号の定めるところによるものとする。

(1) 暴動、戦争等の人的災害に係る不可抗力に該当する事象による増加費用等の負担

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第 6 条第 1 項(ただし、同項第 4 号及び第 5 号を除く。次号で同じ。)に定める災害復旧事業の適用除外規定を準用の上、当該不可抗力に起因する損害の回復を図る工事等が当該適用除外規定の対象外となるものである場合は、市の負担とする。

イ 上記ア以外の暴動、戦争等の人的災害に係る不可抗力の場合は、運営権者の負担とする。

(2) 地震、暴風、豪雨等の自然災害に係る不可抗力に該当する事象による増加費用等の負担

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第 2 条第 2 項に定める災害復旧事業となり、かつ、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第 6 条第 1 項に定める適用除外の対象外となるものである場合は、市の負担とする。なお、本アにおいて地震による災害とは、社会通念上認められる範囲のものをいう。また、降雨、暴風、高潮、波浪又は津波による災害とは、公共土木施設災害復旧事業査定方針第 3(一)から(六)までの規定によるものとする。ただし、「時間雨量等が特に大である場合」とは、損害等が発生した場所から最も近接した位置に設置された市が管理する気象観測局における時間雨量が 20mm 程度以上とする。

イ 上記ア以外の地震、暴風、豪雨等の自然災害に係る不可抗力の場合は、運営権者の負担とする。

(3) 前二号の規定に関わらず、第 1 号イ及び第 2 号イに定める場合において、不可抗力により損壊等した下水道管渠(汚水)の管路修繕については第 31 条第 1 項及び第 3 項が、不可抗力により損壊等した終末処理場の修繕については同条第 2 項及び第 4 項が、それぞれ適用されるものとし、前二号の規定は適用しないものとする。

2 前項の協議に関わらず、不可抗力が生じた日から 60 日以内にこの約款等の変更及び増加費用等の負担についての合意が成立しない場合、市が不可抗力に対する対応方法を運営権者に通知し、運営権者はこれに従い本事業を継続する。なお、

この場合の増加費用等の負担は、前項各号の負担割合によるものとする。

- 3 前各項の規定に関わらず、不可抗力によって付帯事業及び任意事業について運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害はすべて運営権者の負担とする。

d . 事業期間終了時の瑕疵担保に関するリスク分担

本事業の事業期間終了時には、対象施設の維持管理を事業者が行っていたことから、事業者は本事業終了日前 180 日から 90 日までの間に対象施設の機能確認を行うことになっている。そのうえで、隠れたる瑕疵があった場合には、市又は市が指定するものが、事業者に対して、当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

これについては、下水道管渠も同様の考え方を採用している。

公共施設等運営権実施契約書約款 A の記載内容

(原状回復費用等)

第 57 条 運営権者は、第 55 条第 2 号に基づく機能確認の結果、運営権設定対象施設について要求水準書に定める項目を満たさない事項(第 31 条第 3 項及び第 4 項により市が実施すべき修繕にかかる事項を除く。)が存在する場合には、市に対し、要求水準を充足させるために必要となる費用等を、前条第 3 項に基づく買取対価の支払額から控除することができる。

(瑕疵担保責任)

第 58 条 市又は市の指定する者は、第 56 条第 1 項の規定により引き渡された運営権設定対象施設又は同条第 3 項に基づき譲渡された資産に隠れたる瑕疵(なお、経年劣化は瑕疵に該当しない。以下本条において同じ。)があるときは、本事業終了日から 6 ヶ月以内に限り、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の瑕疵は第 31 条第 2 項又は第 4 項で市が実施すべき修繕の対象部分を含まない。

終末処理場の修繕に関するリスク分担等の精査（運営権導入前）

(1) 基本的な考え方

本事業のうち、業務委託による部分については、須崎市終末処理場運転維持管理等包括的民間業務委託 特記仕様書に基づいて事業者は業務を行うことになっている。

同特記仕様書では次のように規定している。

須崎市終末処理場運転維持管理等包括的民間業務委託特記仕様書の記載内容

4 . 業務の範囲

業務の範囲は、マンホールポンプ室以降放流までの水処理施設全体、汚泥処理棟兼管理棟及びそれらの附帯施設とする。

4 . 1 業務の内容

業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 中央操作室における計器類の監視及び操作並びに記録
- (2) 処理場設備機器の運転操作及び記録
- (3) 既設水処理設備の保守運転
- (4) 各種機器の日常及び定期点検整備及び記録
- (5) 水質等の監視
- (6) 処理場の維持管理に必要な水質試験業務及び記録
- (7) 処理場の運転用薬品、消耗品、油脂類等の管理および調達
- (8) 処理場の設備修繕（設備修繕計画に従い限度額を定めて行うもの）
- (9) 法定水質分析
- (10) 沈砂、しさ、スカムの搬出
- (11) 環境の保持
汚泥棟兼管理棟の床、タイル、窓ガラスの定期的な清掃
汚泥棟兼管理棟のワックス仕上げ
場内の清掃、環境整備
- (12) 臭気、騒音等に関する巡視

5 . 業務対象の主要設備

業務対象となる主要な設備は、次のとおりとする。

- (1) 主ポンプ設備
- (2) 水処理設備
- (3) 送風機設備
- (4) 水処理電気設備
- (5) 汚泥棟兼管理棟の空気調和設備

- (6) 受配電設備
- (7) 汚泥処理設備

5.2 物品調達業務

4.1(7)に規定する物品管理調達業務は、次のとおりである。

- (1) 物品管理調達業務は、運転管理に要する薬品、消耗品、油脂類等の管理及び調達である。
- (2) 対象品及び使用量は添付資料の「物品調達一覧表」に記載するとおりである。
- (3) 受領した納品書等の書類は事業者が保管するものとする。
- (4) 物品管理は、適切な品質・規格のものを調達し、設備機器運転等に支障がないようにしなければならない。
- (5) 物品管理は、常に在庫を把握するとともに的確に調達し、在庫不足による設備機器運転等に影響が出ないようにしなければならない。
- (6) 保管場所及び保管物については、効率的な取扱いができるよう消耗品類の位置を定めるとともに、整理整頓に心がけ、特に重量物の保管には注意し、事故防止に心掛けること。
- (7) 事業者は、各物品管理調達品において、あらかじめ特記仕様書で記載した年間使用量に対し著しく変動する見込みがある場合は、その費用について市と協議することができる。(著しい変動とは特記仕様書で記載した年間使用量に対し±3%を超えるものとする)ただし、事業者の故意又は重大な過失によって使用量が増大する場合の費用は事業者の負担とする。

5.3 設備修繕業務

4.1(8)に規定する設備修繕業務は、次のとおりである。

- (1) 設備修繕業務については、その係る費用の上限を年度当初に市、事業者協議により決定する。
- (2) 修繕内容については、市、事業者協議によるものとする。
- (3) 事業者は、設備修繕業務を終了した場合は、速やかにその結果を記載した報告書を市に提出する。
- (4) 施工不良等、修繕業務に関して生じた損害及び修繕費の増大については、事業者の負担とする。
- (5) 突発的に発生した修繕の費用については年度当初に定めた修繕の限度額の範囲で市、事業者協議の上、振り替えることができるものとする。ただし、次年度以降の修繕計画に影響を及ぼさない範囲とすること。

5.4 設備修繕の限度額

前項の設備修繕の限度額は、年 200 万円（消費税および地方消費税を除く）とする。

5.5 市の負担経費

業務上必要とする次の経費は、市の負担とする。ただし、その受け渡し及び取り扱いについては、市の指示により事業者が行う。

- (1) 光熱費
- (2) 沈砂、しさ、脱水汚泥の場外搬出処分費
- (3) 特殊工具類
- (4) 下水道革新的技術実証事業に付随するもの
- (5) その他業務上必要と認められるもの

また、終末処理場運転維持管理等包括的民間委託業務を定める約款 B では次のように規定している。

公共施設等運営権実施契約書約款 B の記載内容

(甲業務に関する特約)

第 15 条 運営権者は終末処理場の施設の修繕(計画上想定されるもののほか、不可抗力による損壊等の修繕を含む。次項で同じ。)については、要求水準書で定める上限額の範囲で業務を実施するものとする。

2 前項の上限額に含まれない終末処理場の設備の修繕は市が対応する。

3 前項の市の対応が適時になされず、又は対応に不具合があったことにより運営権者に増加費用が生じたときは市がこれを負担し、業務の全部又は一部が実施できなかったときは、運営権者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用に相当する金額をサービス対価から減額することができる。

a . 修繕に関するリスク分担

要求水準では、事業者の終末処理場の修繕義務は、年 200 万円（消費税および地方消費税を除く）までとしている。基本的な考え方は運営権導入後と同様である。

附帯事業及び任意事業の精査

(1) 附帯事業

a. 業務の内容

本事業の目的は、民間の資金及び技術的・経営的能力を活用することで、質の高い公共サービスの提供や効果的かつ効率的な業務遂行により、本市の財政負担の軽減を図ることである。本目的を達成するため、事業者の創意工夫を発揮するため、公共施設等運営事業に関する内容について、義務事業とは別に附帯の事業を求めることとした。

本市が附帯事業として求める内容は下水道事業における経営、企画、維持管理に関する内容を前提に、経営改善に資する内容とし、収益増加または支出減少に関するものとし、現状は以下の項目を想定している。

なお、事業者の創意工夫による提案については、その内容を協議し、市が有効と認めたものについては事業費の支出を含め採用する。

ただし附帯事業を行うにあたって必要となる建設、もしくは改築業務については本事業とは別に市が発注するものと考えている。

附帯事業としても求める内容と指標については以下のように設定し、詳細については官民対話を通じて決定することとする。

項目	業務内容	指標
収益増加	・処理区拡大による 料金収入増 ・水洗化率向上による 料金収入増	・人口減少を考慮し、実質収入増 ・過去 5 年間ににおける水洗化戸数の増加数
支出減少	・不明水対策による 支出減少	・過去 5 年間ににおける晴天時における日平均汚水量に対する雨天時における浸入水量率の減少率（5 か年平均）

b. 業務の範囲

附帯事業として対象となる事業は公共施設等運営事業に係る内容とし、終末処理場については、平成 36 年度以降からの内容とした。

対象事業		事業方式
下水道	下水道管渠 (汚水)	経営、企画、維持管理 (巡視・点検、清掃、修繕)
	終末処理場 (B-DASH 施設実証 実験施設含む)	経営、企画、維持管理 (維持、修繕)
		公共施設等運営事業 【平成 36 年度～】公共施設等運営事業

c. 附帯事業の目標値

附帯事業として市が想定する業務内容に関し目標値は以下のとおりとする。

業務内容	指標	目標値
・処理区拡大による料金収入増	・人口減少を考慮し、実質収入増	2018年度末の料金収入総額(15,000千円(想定))を基準に、1人当たりの料金を変更しなかったことを前提に、5ヵ年毎に(2019～2023,2024～2028,2029～2033,2034～2038,2039～2043)上回ること。 2018年度末の経費回収率(維持管理費と資本費の総計を処理水量で割った原価)を基準に、1人当たりの料金を変更しなかったことを前提に、5ヵ年毎に(2019～2023,2024～2028,2029～2033,2034～2038,2039～2043)上回ること。 (最終年度:約1割削減)
・水洗化率向上による料金収入増	・過去5年間における水洗化戸数の増加数	過去5か年(2017～2013年度)平均増加個数:5.2戸を、5ヵ年毎に(2019～2023,2024～2028,2029～2033,2034～2038,2039～2043)で平均接続戸数を上回ること。
・不明水対策による支出減少	・過去5年間における晴天時における日平均汚水量に対する雨天時における浸入水量率の減少率(5か年平均)	過去5か年(2017～2013年度)平均不明水量(全処理水量-有収水量): m 3/年を、5ヵ年毎に(2019～2023,2024～2028,2029～2033,2034～2038,2039～2043)10%ずつを減らすこと。(最終年度:約4割削減) 対象降雨としては5年確率降雨を超過したものは除外する。

d. 提案内容に関する支払

附帯事業を採用した場合に、建設及び改築業務以外に必要な費用については、運営権者が別に支払いを行うこととする。

(2) 任意事業

a. 業務の内容

任意事業は、独立採算を基本とし、運営権を対象とした施設に対し下水道事業とは

直接的に関連性のない事業を運営権者自らが行うものとする。

なお、その経理に当たっては、義務事業及び附帯事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、常にその経営状況を把握できるようにしておくこと。

b. 業務の範囲

任意事業として対象となる事業は公共施設等運営事業に係る内容とし、終末処理場については、平成 36 年度以降からの内容とする。

対象施設		事業方式
下水道	下水道管渠 (汚水)	公共施設等運営事業
	終末処理場 (B-DASH 施設実証実験施設含む)	【平成 36 年度～】公共施設等運営事業

c. 提案内容に関する支払

任意事業を採用した場合に、市は支払いを行わないこととする。

民間事業者等からの意見聴取

公表した要求水準書及び実施契約書案の規定に対しては、募集要項等に関する質問回答、応募者との競争的対話等において、民間事業者からの意見聴取を行っている。

このうち、募集要項等に関する質問回答では、次のような事項について意見等が示されている。

項目（例）	質問（例）	回答（例）
経営に関する要求水準	経営必達目標に関して、効果的な収益改善のため、事業開始早期に対策を講じた場合や使用量減少による減収等を想定すると、5 ヶ年毎に前期の 5 ヶ年平均を上回るとい目標は現実的でないように考えます。最終年度の経費回収率のみを経営必達目標にさせていただけないでしょうか。	本市としては、現状の 30% 未満という数値については、全国平均値より非常に低い数値となっており、早期に改善したいと考えますので、原案のとおりとします。
流入量の変動	流入水質に恒常的な変化が生じた場合において、既存施設で対応できず、追加の施設整備が必要となる場合は市の負担という考え方で宜しいでしょうか。また、その期間の対応は別途協議ということで宜しいでしょうか。	流入量の著しい増加及び流入水質の著しい変化があった場合には、官民間で別途協議を行います。
施設損傷	施設損傷に関して、第三者による施設損傷は「市の事由」とは、「運営権者の事由による施設の損傷以外」と解釈してよろしいでしょうか。	第三者による施設損傷は第三者の求償すべき事項と考えます。修繕費についての運営権者の負担は、規定の金額までとなります。

また、競争的対話では次のような項目が対象となっている。

回	主な議題等
第1回 (平成30年10月5日)	要求水準書の変更提案受付対象部分(赤枠)に対する変更提案 附帯事業に対する提案 任意事業に対する提案 提案概要書その他の項目 事業の安定性に関する確認事項 クリーンセンターの人員配置について 財務確認事項 モニタリング基本計画 仕様書発注について その他
第2回 (平成30年10月29日)	第1回競争的対話内容の確認 その他

4 - 2 事業性及びV F Mの検証

事業性（事業収支）の精査

本業務では、平成 29 年度に実施した「須崎市公共下水道等運営事業に係る資産評価等調査（その 2）委託業務」（以下「平成 29 年度その 2 業務」）での検討を基本としながら、本年度の検討結果を踏まえて、一部の条件を変更した。

事業費や要求水準の精査を踏まえた V F M の検証

本年度の検討結果を踏まえて VFM を再試算したところ、約 5% の VFM が見込まれた。

予定価格の精査

これまでの結果を踏まえて予定価格を試算した。

平成 30 年 8 月の公募要項では、提案時におけるサービス対価の上限金額として、次の金額を示している。1,082,960,000 円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）

4-3 インフォメーション・パッケージの作成

本市は、入札参加予定者に対して、守秘義務の遵守に関する誓約書の提出を条件とする関連資料及び参考資料集からなる開示資料（以下「守秘義務対象開示資料」という。）を、2段階に分けて貸与することにした。これら資料のうち下水道計画及び下水道経営計画については一般的に公表されている資料であり、広く開示することに問題はない。一方、下水道施設の劣化状況、長寿命化計画、下水道革新的技術実証事業については、市の実施計画の内容が含まれており、一般的に公表されている資料ではなく、今後の事業量の見通しや技術的に特化した内容が含まれていることから、民間事業者の参加意欲や守秘姿勢を勘案したうえで提示することが望ましいと考えた。

第1段階である参加資格申請までに、本市が開示した守秘義務対象開示資料は次のとおりである。

下水道計画			
資料1		須崎市生活排水処理構想 構想説明書 [報告書]	
資料2		須崎公共下水道基本計画 計画説明書	
資料3		須崎市公共下水道事業計画 事業計画書	
事業計画図	一般	資料3-1-1	下水道計画一般平面図（汚水）
		資料3-1-2	下水道計画一般平面図（雨水）
	施設区画割	資料3-2-1	施設区画割平面図（汚水）1/2
		資料3-2-2	施設区画割平面図（汚水）2/2
		資料3-2-3	施設区画割平面図（雨水）1/2
		資料3-2-4	施設区画割平面図（雨水）2/2
	施設図	資料3-3-1	須崎市終末処理場、終末処理場内ポンプ場 一般平面図
		資料3-3-2	須崎市終末処理場 フローシート
		資料3-3-3	平面図・水位関係図・構造図（須崎ポンプ場（雨水））
		資料3-3-4	平面図・水位関係図・構造図（須崎西部ポンプ場）
		資料3-3-5	平面図・水位関係図・構造図（大間ポンプ場）
		資料3-3-6	平面図・水位関係図・構造図（浜町ポンプ場）
		資料3-3-7	平面図（桐間調整池）
下水道経営計画に関する書類			
資料4	決算統計資料	資料4-1	決算統計資料（平成24年）
		資料4-2	決算統計資料（平成25年）
		資料4-3	決算統計資料（平成26年）
		資料4-4	決算統計資料（平成27年）

		資料 4-5	決算統計資料（平成 28 年）
資料 5		年度別償還計画（平成 30 年～平成 68 年）	
下水道管渠に関する書類			
資料 6		緊急度判定表	
資料 7		人孔目視調査総括表	
資料 8		取付管調査集計表	
資料 9	図	資料 9-1	全体平面図（汚水管路施設のみ）
		資料 9-2	全体平面図（人孔調査位置）
下水道処理場に関する書類			
資料 10		須崎市公共下水道長寿命化計画 計画説明書	
結果 健全度		資料 10-1	終末処理場（機械）
		資料 10-2	下水処理場（電気）
資料 11		下水道革新的技術実証事業（B-DASH プロジェクト）ガイドライン説明会資料	

また、第2段階である参加資格審査以降、本市は参加資格があるとされた者に対し、追加の守秘義務対象開示資料を開示した。第2段階での守秘義務対象開示資料は次のとおりである。

その他の資料		
資料 12	須崎市下水道事業	業務継続計画
資料 13	基本業務指標について	
資料 14	漁業集落排水施設浄化槽 放流水水質検査結果（平成 29 年度）	
資料 15	終末処理場 清掃業務範囲	
資料 16	須崎市地球温暖化対策実行計画 [事務事業編]	
雨水ポンプ場設備リスト	資料 17-1	終末処理場内雨水ポンプ場 機械設備
	資料 17-2	終末処理場内雨水ポンプ場 電気設備
	資料 17-3	須崎ポンプ場 機械設備
	資料 17-4	須崎ポンプ場 電気設備
	資料 17-5	須崎西部ポンプ場 機械設備
	資料 17-6	須崎西部ポンプ場 電気設備
	資料 17-7	大間ポンプ場 機械設備
	資料 17-8	大間ポンプ場 電気設備
	資料 17-9	浜町ポンプ場 機械設備
	資料 17-10	浜町ポンプ場 電気設備
汚泥処理	資料 18-1	須崎市終末処理場脱水汚泥収集運搬委託業務契約書
	資料 18-2	須崎市終末処理場脱水汚泥処理委託業務契約書
	資料 18-3	汚泥搬出先等について
災害訓練	資料 19-1	下水道災害時の中国・四国ブロック情報連絡訓練実施要領（平成 30 年）
	資料 19-2	下水道災害時の中国・四国ブロック対策本部連絡票（平成 30 年）
	資料 19-3	中国・四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール
	資料 19-4	高知県下の下水道災害時の情報連絡訓練タイムスケジュール（平成 30 年）

5. 今後の進め方

5-1 ロードマップ

事業化に向けてのスケジュール

本事業では、本業務の結果を踏まえて、平成30年8月に募集要項等を公表し、平成31年2月に優先交渉権者の選定結果を公表した。

今後は、選定した事業者と協議を行い、平成31年6月の運営権設定・契約締結、平成31年10月1日の公共施設等運営事業開始を予定している。

図表 5-1 事業者選定プロセスと今後の見込み

時期	内容
平成29年12月26日	実施方針の策定の見通しの公表
平成30年2月16日	実施方針の公表
平成30年2月16日～2月27日	実施方針に関する質問の受付
平成30年3月30日	実施方針に関する質問への回答
平成30年5月17日	事業スケジュールの変更の公表
平成30年8月15日	特定事業の選定
平成30年8月15日 (平成30年8月16日追記、平成30年8月22日修正)	募集要項等(要求水準書(案)、優先交渉権者選定基準、基本協定書(案)、実施契約書(案)、関連資料集等)の公表
平成30年8月16日～8月22日	説明会及び現地見学会への申し込み受付
平成30年8月27日	説明会及び現地見学会の開催
平成30年8月27日～8月30日	募集要項等に関する質問の受付
平成30年9月14日	募集要項等に関する質問への回答
平成30年9月14日～9月21日	参加表明書(資格確認申請書を含む。)の受付
平成30年9月21日	募集要項等の一部修正
平成30年10月5日	競争的対話(第1回)の実施
平成30年10月29日	競争的対話(第2回)の実施
平成30年12月17日	提出書類(提案書)の受付
平成31年2月8日	優先交渉権者の選定結果公表
平成31年3月(予定)	基本協定の締結
平成31年6月(予定)	運営権設定、契約の締結
平成31年10月1日(予定)	公共施設等運営事業開始

今後の検討事項等

本事業では、事業者を公募するにあたり、下水道管渠を中心として下水道事業の情報をいかに整理するべきであるか、それを踏まえた上で官民間の適切な分担をどのように設定すべきであるかが課題となっていた。本業務は、それらの課題を解決するために極めて有効であり、本事業の事業化に資するものであったと考えている。

5 - 2 想定される課題

その後の検討、事業化の各段階で想定される課題、懸念点等
今後の課題として想定されるのは次の事項である。

- ・ 契約に関する協議
- ・ モニタリング内容の確定
- ・ モニタリングの実施体制の構築
- ・ モニタリングの適正な実施 等

課題の解決のために想定される手段、検討すべき事項

今後の課題として想定される上記事項の円滑な検討のために想定される手段等の例としては、次の事項が想定される。

- 第三者モニタリングの定期的な活用
- ・ モニタリングを適正に行うためには、モニタリングを適正に実施できる体制が必要である。しかし、本市のような小規模自治体では、モニタリングを適正に行うための人材の確保が難しい。
 - ・ そのため、下水道事業や運営権等に知見を有する第三者によるモニタリングを定期的実施し、モニタリングの適切性を継続して確保することなどが考えられる。

6 . 資料編

6 - 1 須崎市公共下水道施設等運営事業 要求水準書

本業務の結果を踏まえて、平成 30 年 8 月に公表した、本事業の要求水準書を添付する。

須崎市公共下水道施設等運営事業

要求水準書（案）

2018（平成30）年9月21日公表版

須 崎 市

目 次

第1章 総則	1
1.1 本書の位置づけ	1
1.2 事業の背景・目的	1
1.3 要求水準書における変更可能項目の整理	2
1.4 業務範囲	2
1.5 事業期間	2
1.6 関係法令等	2
1.7 用語の定義	2
第2章 経営に関する要求水準	4
2.1 経営に関する要求水準の基本的な考え方	4
2.2 業務項目	5
2.3 計画関連業務【(汚水処理構想)(全体計画)(下水道法事業計画)(都市計画法事業計画)(都市計画決定)】	6
2.3.1 計画関連業務【(汚水処理構想)(全体計画)(下水道法事業計画)(都市計画法事業計画)(都市計画決定)】の目標値	6
2.3.2 業務内容	7
2.4 終末処理場・雨水ポンプ場ストックマネジメント計画関連業務	7
2.4.1 終末処理場・雨水ポンプ場ストックマネジメント計画関連業務の目標値	7
2.4.2 業務内容	8
2.5 汚水・雨水管渠ストックマネジメント計画関連業務	8
2.5.1 汚水・雨水管渠ストックマネジメント計画関連業務の目標値	8
2.5.2 業務内容	9
2.6 会計関連業務【(移行支援)(経営戦略)(料金検討)】	10
2.6.1 会計関連業務【(移行支援)(経営戦略)(料金検討)】の目標値	10
2.6.2 業務内容	11
2.7 事務支援業務【(予算)(統計処理)(調査資料支援)】	11
2.7.1 事務支援業務【(予算)(統計処理)(調査資料支援)】の目標値	11
2.7.2 業務内容	11
2.8 運営事業計画書の作成	12
2.9 実施体制の確保	12
2.10 委託等に関する事項	13

2.1.1	リスク分担に関する事項	15
2.1.2	財務管理	15
2.1.3	内部統制	15
2.1.4	情報公開	15
2.1.5	資産・維持管理情報管理	15
第3章	技術管理およびリスク管理に関する要求水準	16
3.1	技術管理に関する事項	16
3.2	リスク管理（広義）に関する事項	16
3.3	リスク管理（狭義）	16
3.4	危機管理	18
3.5	環境対策及び地域貢献	20
第4章	下水道管渠運営に関する企画、調整、実施に関する要求水準	22
4.1	下水道管渠の企画、調整、実施の基本的な考え方	22
4.2	計画的維持管理業務	22
4.2.1	計画的業務の目標値	22
4.3	污水管渠ストックマネジメント計画関連業務（修繕・改築計画）	29
4.3.1	污水管渠ストックマネジメント計画関連業務の目標値	29
4.3.2	業務内容	29
第5章	終末処理場における運転管理に関する要求水準（2024年度以降）	30
5.1	前提条件	30
5.2	運転操作および監視業務	30
5.3	廃棄物処理管理業務	34
5.4	ユーティリティ等の調達・管理業務	34
第6章	終末処理場における維持管理に関する要求水準（案）（2024年度以降）	35
6.1	基本的事項	35
6.2	保守管理計画及び維持管理計画	35
6.3	保守業務	35
6.4	修繕業務	36
6.5	電気工作物に係る業務	37
第7章	附帯事業	38

7.1	目的	38
7.2	業務範囲	38
7.3	附帯事業の目標値	38
7.4	提案内容に関する支払	38
第8章	任意事業	39
8.1	目的	39
8.2	業務範囲	39
8.3	提案内容に関する支払	39
第9章	契約終了時の措置	40
9.1	施設機能確認	40
9.2	技術指導	40
9.3	引継事項	40
9.4	その他引継事項	40

【添付書類】

別紙 A	用語集	別紙-1
別紙 B	リスク分担	別紙-2

【委託業務標準仕様書等】

別紙 C - 1	計画設計関連業務委託業務標準仕様書	別紙-6
別紙 C - 2	処理場・ポンプ場ストックマネジメント計画委託業務標準仕様書	別紙-9
別紙 C - 3	管路ストックマネジメント計画関連業務委託業務標準仕様書	別紙-14
別紙 C - 4	会計関連業務委託業務標準仕様書	別紙-18
別紙 C - 5	事務支援業務委託業務標準仕様書	別紙-24

【包括的民間委託業務仕様書】

別紙 D - 1	須崎市終末処理場運転維持管理等包括的民間業務委託 特記仕様書	別紙-25
別紙 D - 2	漁業集落排水処理施設浄化槽維持管理委託包括的民間業務仕様書	別紙-33
別紙 D - 3	クリーンセンター運転維持管理等包括的民間業務仕様書	別紙-40

【仕様発注委託事業仕様書】

別紙 E - 1	公共下水道雨水ポンプ場保守点検業務委託 特記仕様書	別紙-49
別紙 E - 2	下水道雨水管渠維持管理業務 特記仕様書	別紙-55

【水質管理項目】

別紙 F - 1 下水道処理場施設 水質管理項目.....別紙-60

第2章 総則

2.1 本書の位置づけ

本要求水準書は、須崎市（以下「市」という）が「須崎市公共下水道施設等運営事業」（以下「本事業」という）の実施にあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（1999（平成11）年法律第117号。以下「PFI法」という）に基づき本事業を実施する者として選定された者（以下「事業者」という）に、本事業において要求する業務の水準を示すものであり、募集要項と一体のものとして位置づけるものである。

本要求水準書は、本事業のうち公共施設等運営権（以下「運営権」という。）が設定された範囲の基本的な内容について定めるものであり、目的達成に必要な業務等については、本要求水準書に明記されていない事項であっても、事業者の責任において遂行するものとする。

また、本要求水準書記載内容の理解を促進する観点から、委託業務標準仕様書等（別紙C）を添付している。その内容も踏まえた上で、事業者選定段階では提案書類を作成し、事業契約後においては業務を遂行するものとする。

その他、本事業のうち業務委託による部分については、包括的民間委託業務仕様書（別紙D）及び仕様発注委託事業仕様書（別紙E）に基づいて事業者による業務の実施を求める。

2.2 事業の背景・目的

本事業は、市の公共下水道、漁業集落排水処理施設、クリーンセンター等（以下総称して「対象施設」という。）を一体的に管理運営するものである。

本事業の管理運営に当たって、市は、PFI法に基づく事業として実施することとした。民間事業者の創意工夫や経験、ノウハウを活かした施設計画や事業計画に基づき、施設の管理運営等を一体的に行うことにより、本施設に求められる役割・機能が最大限発揮されることを期待する。また、事業期間全体を通して、民間の資金及び技術的・経営的能力を活用することで、質の高い公共サービスの提供や効果的かつ効率的な業務遂行により、市の財政負担の軽減が図られることを期待する。

表 1-1 事業概要

対象事業		事業方式	別紙番号
下水道	下水道管渠（污水）	経営、企画、維持管理（巡視・点検、清掃、修繕）	公共施設等運営事業
	終末処理場（B-DASH施設実証実験施設含む）	経営、企画、維持管理（維持、修繕）	【～2023年度末】包括的民間委託 【2024年度～】公共施設等運営事業
	雨水ポンプ場	保守点検	委託（仕様発注）
	下水道管渠（雨水）	維持管理（維持）	委託（仕様発注）
漁業集落排水処理施設	排水処理施設（中継ポンプ場含む）	維持管理（維持、修繕）	包括的民間委託
クリーンセンター等		運転管理、維持管理（維持）	包括的民間委託

上表のうち、下水道管渠（汚水）を運営権設定対象施設【事業開始時】とする。なお、下水道管渠を新設した場合は、工事ごとに完工したものから、同施設に含まれるものとする。また、終末処理場（B-DASH 施設実証実験施設含む）は、国から市に B - DASH 実証実験施設の所有権が移転された後に運営権が設定されるものとする。国から市に B - DASH 実証実験施設の所有権が移転された後（2024 年度以降（予定））は、下水道管渠（汚水）と終末処理場を合わせて「運営権設定対象施設【所有権移転後】」とする。

2.3 要求水準書における変更可能項目の整理

本要求水準書に記載された内容については、事業者選定段階において、後述の赤枠内について、民間事業者からの提案に基づき変更可能とする。

変更可能項目については、事業者側からの合理的根拠に基づく提案内容にて、競争的対話の形式を用いて審査し、妥当であると判断された場合にのみ、その内容を変更したものを提案書提出時に提出するものとする。

事業期間中においては、下水道事業を取り巻く環境の変化を踏まえて、市または事業者は、必要に応じて、相手方に要求水準変更の協議を申し入れることができ、両者が合意すれば要求水準を変更することができる。

2.4 業務範囲

本事業の対象事業と事業方式を表 1-1 事業概要に示す。

下水道管渠と終末処理場については、PFI 法第 16 条の規定に基づき、運営権設定対象施設として運営権を設定し、運営権設定対象施設として運営等を行う公共施設等運営事業とする。

なお、改築に係る設計・工事については、事業者の提案を受けて市が別途実施する。

2.5 事業期間

本事業は、原則として事業契約締結の日から 2039 年 3 月 31 日までを事業期間とする。

2.6 関係法令等

本事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守する。なお、関係法令等は特に市の指定のない限り、最新版を使用する。

また、事業者が使役する全ての使用人等に対する関係諸法令の運用、適用は、事業者の責任と負担において行う。

2.7 用語の定義

本要求水準書において使用する用語の定義は、別紙 A に示す次の通りとする。

表 1-2 須崎市運営事業対照表

	終末処理場		污水管	雨水管	雨水ポンプ	漁業集落排水 (施設)	クリーン センター
企画・計画	-						
	2019～2023年	2024～2038年	2019～2038年				
経営	-						
	2019～2023年	2024～2038年	2019～2038年				
運転							
	2019～2023年	2024～2038年	2019～2038年			2019～2023年	2019～2023年
維持管理							
	2019～2023年	2024～2038年	2019～2038年	2019～2023年	2019～2023年	2019～2023年	2019～2023年
点検							
	2019～2023年	2024～2038年	2019～2038年	2019～2023年	2019～2023年		
修繕							
	2019～2023年	2024～2038年	2019～2038年	2019～2023年		2019～2023年	

上段：対象業務 運営権、 包括的民間委託、 仕様委託

下段：期間（年度）

第3章 経営に関する要求水準

3.1 経営に関する要求水準の基本的な考え方

本事業は、市の対象施設を一体的に管理運営するものである。そのうち、下水道管渠及び終末処理場（終末処理場に関しては2024年度以降予定）を公共施設等運営事業の対象として位置づけ、事業者がその運営にあたる。

下水道事業の経営を行うにあたり必要となる基本業務については、事業を持続可能なものとするための「計画関連業務」、将来の経営状況を把握し計画的な改築を進めるための「終末処理場、雨水ポンプ場、污水管渠、雨水管渠のストックマネジメント計画関連業務」、「会計関連業務」、「事務支援業務」を想定する。

上記に示す業務を事業期間内で効果的に組み合わせることによって、下水道事業における現状と将来像のギャップを把握、並びに段階的な見直しを行い、下記に記す【経営必達目標】に向けて効率的に事業を運営することを期待する。

さらに、事業者が自ら下水道施設（資産）の有効利用を高めるための事業企画を行い、実践することを前提として、企画を具体化する手段となる各種計画の策定業務等を運営事業の範囲に含んでいる。については、ここに掲げる業務項目に限らず事業企画に必要な業務を自主的に遂行し、市公共下水道事業の収支向上に寄与するよう期待するものである。

市が策定すべき法定計画等については、事業者は市と協議・調整のうえ、その案を作成し市に提示するものとする。

また、経営に関する業務については、国の補助制度を活用して実施する部分があり、補助内容が当初想定と異なることも想定される。その場合には、市と事業者の協議により、実際の補助内容を踏まえた業務内容とする。

下水道事業を運営するにあたっての経営目標は以下に示すものとし、民間事業者の創意工夫による附帯的な事業の提案と、それを実現するための本基本業務の組み合わせによって、より早期の目標達成を期待する。

【経営必達目標】

2018年度末の経費回収率（使用料収入を污水处理費（維持管理費+資本費）で除して得た数値）を基準に、使用料を変更しなかったことを前提に、5ヵ年毎に（2019年度～2023年度、2024年度～2028年度、2029年度～2033年度、2034年度～2038年度）前期の5ヶ年平均を上回ること。

その結果として、2018年度末の経費回収率が24.5%であったものを最終年度に30%以上とすることを目標とする。

なお、管渠施設については当初より公共施設等運営事業として位置づけられるため、第4章にて記載する。

3.2 業務項目

以下に本事業に含まれる業務項目を示す。

NO.	業務項目	事業期間内想定回数	別紙番号
	計画関連業務 【（汚水処理構想）（全体計画）（下水道法事業計画）（都市計画法事業計画）（都市計画決定）】	計画関連：【3回/事業期間】	C-1
	終末処理場ストックマネジメント計画関連業務	基本計画：【2回/事業期間】 修繕・改築計画：【1回/事業期間】 （2回目の基本計画の後を想定）	C-2
	雨水ポンプ場ストックマネジメント計画関連業務	基本計画：【2回/事業期間】 修繕・改築計画：【1回/事業期間】 （2回目の基本計画の後を想定）	C-2
	汚水管渠ストックマネジメント計画関連業務	基本計画：【2回/事業期間】 （注）：修繕・改築計画は第4章を参照	C-3
	雨水管渠ストックマネジメント計画関連業務	基本計画：【2回/事業期間】 修繕・改築計画：【1回/事業期間】 （2回目の基本計画の後を想定）	C-3
	会計関連業務 【（移行支援）（経営戦略）（料金検討）】	移行支援：【1回/事業期間】 経営戦略・料金検討：【2回/事業期間】	C-4
	事務支援業務 【（予算）（統計処理）（調査資料支援）】	事務支援：【毎年/事業期間】	C-5

想定される標準業務内容及び特記内容は別紙を参照のこと。

3.3 計画関連業務【(汚水処理構想)(全体計画)(下水道法事業計画)(都市計画法事業計画)
(都市計画決定)】

2.3.1 計画関連業務【(汚水処理構想)(全体計画)(下水道法事業計画)(都市計画法事業
計画)(都市計画決定)】の目標値

(1) 業務目的

計画関連業務は、下水道事業を継続的に建設・管理していくために必要となる諸手続きに加え、将来の土地利用形態、諸数値などの見通しを明らかにしたうえで、維持修繕も含めた持続的な運営を実現するための方針策定が含まれている。

本業務の目的は、市が法的に遵守すべき事項（区域変更、事業期間延伸、施設諸元変更など）とそれらを決定するための中長期的な方策について、効果的・効率的な時期に検討し、下水道事業が持続的に運営可能となる内容について各計画関連業務を策定することである。

(2) 業務目標

市公共下水道は、1976（昭和51）年度に約289haの事業認可を受け、単独公共下水道として事業着手した。その後、1995（平成7）年度には2002（平成14）年度までの期間延伸、2000（平成12）年度には約54haの事業認可区域を拡大し予定処理区域を約343haとしたが、2006（平成18）年度に当面は雨水整備を先行する市方針に従って、認可区域を約57haに縮小した。

近年の状況としては、2010（平成22）年度に急激な社会状況の変化により各種諸元値が現計画と乖離してきていることや区域内の事業が完了していないことを勘案し、全体計画の見直しを行い、事業計画を変更している。

そこで、本業務は須崎市公共下水道事業等の運営権及び包括管理事業等の事業期間の中で、必要となる計画設計関連資料を作成するものである。

各計画策定をするにあたり特記すべき目標について以下に示す。

計画名	目標とする内容	備考
汚水処理構想	<ul style="list-style-type: none">市における汚水処理形態について持続可能な観点から、現状（計画策定前年度）よりも経営指標（人・モノ・金・情報の視点で設定）を改善するため、時間軸を踏まえた各種汚水形態の組み合わせについて長期的な視点から検討を行う。各種処理形態における改築更新需要をふまえ、建設費、維持管理費、財産処分等をふまえ市にとって最適な構想を策定する。	

計画名	目標とする内容	備考
全体計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚水処理構想を受け、必要となる処理区域の見直し（拡大・縮小・統廃合）を速やかに行い、事業計画に反映するための基礎的数値について、実態を考慮して算定する。 ・ 見直しに伴い、長期的な（約 20 年後）視点から、改築更新需要をふまえ、基幹となる施設の効率的な整備方針について検討し計画に反映する。 ・ また、雨水計画についても、近年の降雨形態と浸水実績を十分に把握し雨水管理総合計画を踏まえた実態に即した計画とする。 	
下水道法事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体計画を受け、必要となる処理区、主要な施設の見直し、新規・改築更新整備方針、維持修繕方針、財政計画について、5～7年の事業期間中の事業計画を策定する。 ・ 事業計画の策定については、現状の課題を整理し、長期的な経営指標を改善するために必要な理由を施設ごとに整理して効果的な施設整備、施設管理の実現を行う。 	
都市計画法事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道法事業計画変更を踏まえ、都市計画法に基づく都市施設に関して、5～7年の事業期間中の事業計画を策定する。 	
都市計画決定図書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚水処理構想の見直しに伴い排水区域の拡大・縮小等、都市施設の変更による都市計画決定変更手続き図書の作成を行う。 ・ 都市計画決定については、法的必須施設に加え、住民に公告すべき施設について、市と協議して位置づける。 	

2.3.2 業務内容

別紙 C - 1 に基づくものとする。ただし別紙に示す数量については、市の了承を得てから実施すること。

3.4 終末処理場・雨水ポンプ場ストックマネジメント計画関連業務

2.4.1 終末処理場・雨水ポンプ場ストックマネジメント計画関連業務の目標値

(1) 業務目的

ストックマネジメント基本計画（終末処理場・雨水ポンプ場）は、長期的視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的として策定する。

(2) 業務目標

市長寿命化計画は 2017（平成 29）年度に延伸計画を策定し申請したところである。そのうち、対象となる施設には時間計画管理施設及び予防保全管理施設があり、財政的な観点から計画的に改築ができていない状況であることから、点検・調査計画を再点検するとともに、不測の事態も踏まえた対応策、長期的な財政負担の平準化を考慮し、経営的な観点からストックマネジメント計画を策定する。

計画名	目標とする内容	備考
終末処理場 ストックマ ネジメント 計画	<ul style="list-style-type: none"> ・終末処理場については、B-DASH 施設以外の主要な既存施設として、中央監視装置、汚泥処理施設がある。それらの施設の関し、現在の状況を整理し、実態に即した計画を策定する。 ・また、B-DASH 施設は今後の包括的民間委託及び運営権事業において実施するストックマネジメントの基本方針に従い、主に施設の点検調査計画をとりまとめる。 ・従来 of 長寿命化計画を踏襲しつつ、経営的な観点から効率的な改築を行うための基本方針を策定する。 	
雨水ポンプ 場ストック マネジメン ト計画	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水ポンプ場については、従来 of 長寿命化計画を踏襲しつつも、安全・安心な観点から他施設との優先順位も考慮し、効率的な改築を行うための基本方針を策定する。 	

2.4.2 業務内容

別紙 C - 2 に基づくものとする。ただし別紙に示す施設能力については、実施する前に市 of 了承を得てから実施すること。

3.5 汚水・雨水管渠ストックマネジメント計画関連業務

2.5.1 汚水・雨水管渠ストックマネジメント計画関連業務 of 目標値

(1) 業務目的

ストックマネジメント基本計画（汚水・雨水管渠）は、長期的視点で下水道施設全体 of 今後の老朽化 of 進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的として策定する。

(2) 業務目標

管渠施設 of うち、汚水管渠については、2017（平成 29）年度に全管渠、TV カメラ調査を実施し、現在の管渠 of 劣化状況が明らかになっている。そのため、その調査点検結果を基に各種観点から分析を行い、優先順位を整理したうえで点検・調査計画を策定するとともに、不測 of 事態も踏まえた対応策、長期的な財政負担 of 平準化を考慮し、経営的な観点からストックマネジメント計画を策定する。

また、雨水管渠については、調査が行われていないことから、台帳データ等を基に当初 of 調査点検計画を策定することとし、その後、定量的なデータに基づきストックマネジメント計画を策定する。

計画名	目標とする内容	備考
汚水管渠ストックマネジメント計画	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水管渠については、2017（平成 29）年度に TV カメラ調査を実施していることから、実態に即した管渠の修繕計画並びに将来的な改築需要を明らかにしたうえで、経営的な観点から効率的な改築を行うための基本方針を策定する。 	
雨水管渠ストックマネジメント計画	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水管渠については、効率的な点検調査計画を策定するとともに、下水道事業全体を見通したうえで、現実的な基本方針を策定する。 	

2.5.2 業務内容

別紙 C - 3 に基づくものとする。ただし別紙 C - 3 の 2.4 に示す詳細調査については、市の了承を得てから実施すること。

3.6 会計関連業務【(移行支援)(経営戦略)(料金検討)】

2.6.1 会計関連業務【(移行支援)(経営戦略)(料金検討)】の目標値

(1) 業務目的

本業務は、下水道事業における経営の健全化、財政状況の明確化及び下水道施設の効率的な維持管理を図るために、地方公営企業法の適用（以下「法適用」という。）への移行を目的とする。なお、公営企業への移行後における将来の財政シミュレーション等（歳入・歳出を考慮した）の検討を行い、各分析結果を踏まえ総務省が提示している様式に準拠した須崎市公共下水道事業等経営戦略を作成するものである。

また、各種検討を踏まえ下水道使用料金改定の検討を行うこととする。

(2) 業務目標

本業務は、企業会計への移行に向けた諸手続きの支援を実施し、市下水道会計への企業会計を実現する。また、使用料金改定の便宜にあっては、使用料金の改定検討ならびに調整用資料の作成を行い、市を補完すること。

使用料金改定は、「須崎市公共下水道審議会」に諮る。

計画名	目標とする内容	備考
公営企業会計 関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年度当初を目途に公営企業会計移行に必要な下記業務を必要な時期に行う。 a 基本計画 b 固定資産調査・評価 c 企業会計移行支援 	
須崎市公共下 水道事業等経 営戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・公営企業会計移行を前に、ストックマネジメント関連業務がとりまとまった段階で、将来の改築需要を見据え、経営戦略を策定する。 ・総務省に提出すべき様式に整えることは前提とし、人、モノ、カネの視点から現状の分析を基に、本業務の目的である経営改善の内容について、適切な経営指標に基づいた実行計画を策定する。 ・さらに経営指標を達成するためのプログラムを策定し、事業期間内におけるチェック項目と目標が達成できない場合の改善内容を明確に示し、市と事業者双方が確実な履行ができるようにする。 	
下水道使用料 金改定検討	<ul style="list-style-type: none"> ・上記経営戦略に基づき、事業期間内における適正な使用料金の改定の検討を行う。 ・現状の使用料金の定量評価をふまえ、同規模地方公共団体と比較し、客観的な事実に基づき評価を行う。 ・その評価に基づき、段階的な料金の改定について、市の政策に加え、事業者の提案内容を十分踏まえ、市からの繰り入れ金額を減じるように検討する。 	

・評価にあたっては、須崎市公共下水道審議会に諮る。

2.6.2 業務内容

別紙C - 4に基づくものとする。ただし別紙に示す対象資産及び調査数量については、市の了承を得てから実施すること。

3.7 事務支援業務【(予算)(統計処理)(調査資料支援)】

2.7.1 事務支援業務【(予算)(統計処理)(調査資料支援)】の目標値

(1) 業務目的

本業務は、現在市職員により行われている各種事務事業等についてコンセッション事業期間中(20年間)の各種事務事業について民間事業者により作成支援を行うことを目的とする。

(2) 業務目標

本業務は、会計に係る専門知識や日常業務で把握した業務情報等を活用し、予算・会計処理や各種の統計調査等の事務支援を行い、市職員の事務負担を軽減する。

計画名	目標とする内容	備考
予算・会計処理支援 (予算会計に関する事務支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・予算・会計処理については年間の計画及び提出期限が決定されていることから、年間計画を把握し、遅滞なく作業をするため実施計画を市に提出し作業を進めることとする。 ・年間の会計処理に係る事務作業補助(決算書作成等)を行う。 	
統計処理事務支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度の経営情報(人、モノ、金)について、整理し、経営改善状況について確認を行う。 ・確認の結果についてはベンチマーク化を図るとともに改善が図られていない項目については改善策について市に提案する。 	
調査資料作成事務支援 (関係機関からの調査資料支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、関係機関(国、県、その他関係機関)からの調査資料作成に関し、市の支援を遅滞なく行う。(概ね50件程度を想定) 	

2.7.2 業務内容

別紙C - 5に基づくものとする。

3.8 運営事業計画書の作成

事業者は、以下の計画書を作成し市に提出すること。

各計画書は、計画開始年度が開始する前年までに変更箇所を明らかにして市に提出することを基本とする。

なお、各計画書の詳細内容および前年度の提出時期については、市と協議の上決定すること。

計画書の名称	内容
全体事業計画書	20年間の経営、維持管理に対する計画
短期事業計画書	5年間の経営、維持管理に対する計画
単年度事業計画書	単年度の経営、維持管理に対する計画

(1) 全体事業計画書に関する事項

提案書を踏まえ、運営体制、収支計画、改築及び維持管理の実施方針等を含む20年間の計画とすること。

(2) 短期事業計画書に関する事項

全体事業計画書を踏まえ、以下の内容を含む5年間の計画とすること。

- ・経営は、今後5年間の運営体制及び収支計画について記載すること。
- ・維持管理は、「第5章 5.2 運転管理計画書」及び「第6章 6.2 保守管理計画書の概要」を取りまとめること。

(3) 単年度事業計画書に関する事項

短期事業計画書を踏まえ、以下の内容を含む1年間の計画とすること。

- ・経営は、当該事業年度の取締役等会社役員の構成、組織体制及び有資格者の配置状況、予定される委託等、収支計画、環境対策及び地域貢献に関する計画等について記載すること。
- ・維持管理は「第6章 終末処理場における維持管理に関する要求水準(案)(2024年度以降)」の年間維持管理計画書の概要を取りまとめること。

3.9 実施体制の確保

事業者は、事業期間を通じて以下に示す(1)(2)の業務を効率的に実施し、持続可能な事業運営が可能となる体制を整える。また、実施体制を構築するための基本的な考え方を～に示す。

各業務責任者の役割分担が明確となっているとともに、適切にリスクの分担を図る。

各業務の遂行に適した能力及び経験を有する者が当該業務を実施する。

業務全体の効率的かつ効果的な遂行を管理する体制及び方法が明確となっており、確実かつ機能的な業務体制となっている。

- (2) 経営に係る業務
 - ・ 経営方針、事業計画策定
 - ・ 収支状況の管理
 - ・ 関係行政機関との調整・協議
 - ・ リスク管理、環境対策
 - ・ 地域住民、見学者の対応（広報の企画、実施）
- (3) 維持管理に係る業務
 - ・ 維持管理方針、管理基準の検討
 - ・ 処理状況の把握、運転管理、緊急時・異常時の対応
 - ・ 施設状況の把握、対応
 - ・ エネルギー管理、環境保守への対応
 - ・ 調達管理

3.10 委託等に関する事項

事業者は、本事業に係る業務のうち、契約図書に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、事前に市に通知した上で、第三者に委託又は請負わせることができる。その際、事業者は、業務の着手に先立ち、再委託届により、再委託先の名称、再委託の種類、金額、期間及び範囲等について届け出なければならない。

委託等を行う場合には、以下に掲げる事項を満たすことを必須とする。

- (1) 事業者等（事業者から本事業にかかる業務を受託又は請負った者）が地方自治法施行令（1947（昭和22）年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であることを確認する。
- (2) 物品の購入、修繕又は業務委託、賃貸借若しくは役務の提供に係る委託等を行う場合は、市の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び方法等に関する告示（2017（平成29）年須崎市告示第31号から第33号まで）の規定により、委託等を行おうとする当該事業年度において有効な競争入札参加資格の認定を受けている須崎市内に事務所等を有する事業者の優先的な活用に配慮するよう、毎年度、その活用目標を設定すること等により必要な措置を行う。
- (3) (2)における競争入札参加資格の認定を受けている場合、契約時において市から指名停止等の措置を受けていないこと。また、須崎市工事請負約款等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領に基づく入札排除期間中でないことを確認する。
- (4) 以下に定める届出の義務のいずれかを履行していない者（当該届出の義務がない者を除く）でないことを確認する。

健康保険法（1936（大正11）年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

厚生年金保険法（1954（昭和29）年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

雇用保険法（1974（昭和49）年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

なお、委託等を行う場合には、以下の内容に留意すること。

- ・ 計画的に発注を行うとともに、適切な期間設定とするよう努める。

- ・業務の実施にあたっては関係法令を遵守して、事業者等と十分な調整を図るとともに、事業者等は事業者が自らの責任において適切に管理する。また、市は業務の実施にあたって、著しく不相当であると認められる再委託先については、事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。事業者は、その請求があったときには、当該請求に係る事項について決定し、その結果、請求を受けた日から 10 日以内に市に通知しなければならない。

3.1.1 リスク分担に関する事項

市及び事業者が負うべきリスク分担に関する基本的な考え方を別紙Bに示す。

なお、市及び事業者の緊急事態における具体的な負担については、事業者が策定・提出する危機管理マニュアル、事業継続計画等を基に市及び事業者との協議により定める。

3.1.2 財務管理

事業期間を通じて以下に掲げる事項を満たし、健全な財務状況を確保する。

- ・事業の当初段階及び事業期間中において、事業の安定性や継続性を保つための資金調達方針が明確で適切に機能する体制を整えており、必要な一切の資金が確保されている。
- ・収支の見通しが適切で、明確かつ確実なものとなっている。

3.1.3 内部統制

業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制）を構築する。

内部統制の対象は、業務活動の有効性・効率性、財務報告、法令遵守、秘密保持、資産の保守である。

上記を達成するための内部体制、方法、倫理行動基準、個人情報保護、情報セキュリティの確保、内部通報者及び外部通報者の保護、不正防止、財務書類の保守等に関する基本方針を明確にし、確実に機能させる。なお、内部統制に関する秘密保持については、事業終了後も同様に対応する。

3.1.4 情報公開

下水道事業は、市民生活に直結する重要な社会インフラであることを踏まえ、適時、適正な情報を公平かつ継続的に公開し、経営の透明性の確保に努める。業務執行体制、収支、環境対策、地域貢献に関する計画等、経営に関する情報のほか、施設の改築、維持管理に関する情報の積極的な公開に努める。継続的で分かり易い情報公開に努める。

3.1.5 資産・維持管理情報管理

事業者は、運転管理、保守管理で発生した情報（異常・故障情報、保守点検・調査情報、修繕情報、水質・運転情報）を電子データにて保管すること。なお、電子データの保管方法については市と協議を行い決定すること。

第4章 技術管理およびリスク管理に関する要求水準

4.1 技術管理に関する事項

- (1) 事業者は、教育・研修により、適正に事業を実施するために、必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保を図る。また、この教育・研修には、市の職員も必要に応じて参加できるよう配慮する。
- (2) 本事業は、効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、継続的により適切な技術の選定又は業務の改善に取り組むことにより、品質を確保する。
- (3) 委託する場合は、委託しようとする相手方について委託しようとする業務の経験、当該業務に予定される技術者の経験又は有する資格その他技術的能力に関する審査を行う。
- (4) 事業者は、従業者を変更する場合は、当初の従業者と同じレベルで業務を遂行できるよう教育を行った上で配置する。

4.2 リスク管理（広義）に関する事項

災害、事故等のリスクを想定して有効な対策を講じておくとともに、緊急事態が発生した場合には、被害を最小限に抑制できるよう適切な対応を行うため、リスク管理（狭義）危機管理及び業務継続計画を策定する。また、業務継続計画を策定する際には、市と災害協定を締結することを盛り込む。

4.3 リスク管理（狭義）

(1) 運営・維持管理上のリスク管理（狭義）

通常の運営・維持管理業務において、想定されるリスクに関して事前に整理を行い、ハザード毎（潜在的危険性毎）に対応方針を整理することにより、リスク対策の検討（顕在化抑制対策）を行う。

なお、リスク管理の検討では、以下の事項について検討する。

一般事項

事業者は、公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずる。

事業者は、業務に従事する者に対して、定期的に当該業務に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図る。

事業者は、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行う。

リスクアセスメント

事故防止等を図るため、以下方法によりリスク管理を実施する。

➤ リスクの特定

施設・設備、ユーティリティ、環境等についてリスクを特定して、分析対象とする被害の種類・規模をあらかじめ定めて、事故進展シナリオ分析を行い、リスクが顕在化した場合の被害規模と発生確率を推定する。ここでのハザードとは施設・設備を運営・維持管理する上で存在するものをいう。

➤ リスク算定

対応すべきリスクの優先順位を決める手掛かりとするため、リスク発生確率（発生可能性の度合）及びリスクが顕在化した場合の被害規模（事業への影響度）を推定し、リスク算定を行う。

➤ リスク評価

特定した全てのリスクについてリスク評価を行い、組織やプロジェクトとして対策を実施すべきリスクを明らかにするとともに、その優先順位を決める。なお、特定したリスクの中で対策が必要でないと判断した場合には、その理由とそれに対する監視方法を文書化し、記録する。

➤ リスク対策

リスク評価の結果を踏まえ、リスクの高いものから順次、次の優先順位によりリスク対策（保有、低減、移転、回避）の内容を検討し実施する。

- ・ 設計や計画の段階における危険な作業の廃止、変更等
- ・ 機械・設備の防護囲い、安全装置の設置、作業台の使用等の物的対策
- ・ 教育訓練、作業管理、マニュアルの整備等の管理的対策

労働災害防止における留意事項

事業者は、現場の作業環境を常に良好な状態に保ち、機械器具及びその他の設備は、常時点検して作業に従事する者の安全を図る。

危険箇所などに入入りし、又はこれらの内部で作業を行う場合は、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気や有毒ガス等の有無を、作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備する。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、市が提示を求めた場合は、その指示に従う。

作業中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、市及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずる。

資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者を充て、かつ、誘導員を配置する。

(2) 点検・調査及び改築・修繕計画に向けたリスク管理（狭義）

点検・調査及び改築・修繕の優先順位等を設定するため、本事業の対象施設の破損・故障等に対するリスク検討を行う。なお、リスク管理の検討では、以下の事項について検討する。

リスクアセスメント

点検・調査及び改築・修繕計画の策定に向けて、以下の方法によりリスク管理を実施する。

➤ リスクの特定

運営・維持管理期間中のリスクを抽出し、本事業の対象施設の点検・調査あるいは改築・修繕で対応するリスクを特定する。

➤ リスク算定

本事業の対象施設における故障の発生確率は、施設情報の蓄積状況を踏まえて評価方法を設定した上で検討する。また、併せて、故障が発生したときの被害の大きさを影響度とし、その評価方法を特定した上で被害規模の検討を行い、故障に係るリスク算定を行う。

➤ リスク評価

維持管理情報及び被害規模の検討と発生確率の検討結果（リスク算定結果）を基に点検・調査及び改築・修繕計画等の優先順位付けに必要なリスク評価を行う。

➤ リスク対策（点検・調査及び改築・修繕計画へ反映）

リスク評価結果に対して、リスク対策を実施し、本事業の対象施設の点検・調査及び改築・修繕計画へ反映する。

4.4 危機管理

(1) 危機管理対応フェーズ

業務の実施過程において、危機が顕在化した場合には、危機の進行状況に応じた適切な対応が求められることから、危機管理における対応を以下の3フェーズに分類する。

フェーズ	検討事項
事前準備段階	<ul style="list-style-type: none"> 被害想定は、最悪の場合を想定した上でハザード毎に危機を一つ一つ検討し、危機管理の対応、手順、情報収集及び被害想定を定める。 危機管理のカテゴリ、組織の対応方針や責務等の検討を踏まえ、作業資材の備蓄、教育訓練方法、連絡先の確定等を整理する。
緊急事態対応段階	<ul style="list-style-type: none"> 事前準備段階に基づき、発生したハザードに対して迅速な情報収集、処理や適切な意思決定方法を定める。 意思決定の過程において、正式なルールや手順によって実施が難しい場合は、非公式なプロセスによって迅速化する方法を事前に整理する。
事故復旧段階	<ul style="list-style-type: none"> 被害が顕在化したものと潜在するものの双方に対して復旧活動を行う必要があるため、危機管理の活動結果を自ら評価する方法を整理する。

(2) 危機管理マニュアル

災害、事故等の緊急時対応として、危機管理マニュアルを策定する。

また、危機管理マニュアルは、上記(1)の3フェーズに応じたマニュアルを策定することにより、ハザード顕在化時の進行状況に応じた対応手順等を明確化する。

なお、同マニュアルの策定にあたっては、須崎市地域防災計画等との整合に留意する。

災害、事故等の緊急時には、危機管理マニュアルに従い対応する。また、発生後速やかに市へ口頭報告するとともに、対応中及び対応後は報告書等を作成し、市に報告する。なお、要求水準が未達成の可能性がある場合には、速やかに市へ報告する。

危機管理マニュアルには、以下の事項を記載する。

【主な事項例】

- ・ 緊急参集
- ・ 初動対応

- ・ 施設巡視
- ・ 広報活動に係る補助事項
- ・ 市関連部局との調整に係る補助事項
- ・ 被害状況調査及び報告
- ・ 応急復旧に係る事項
- ・ 応急支援に係る事項

また、危機管理マニュアルの作成にあたっては、以下の事項に留意する。

- ・ 危機管理マニュアルを定めるにあたっては、常に迅速な対応が図れるよう、事前に市と協議の上、各々の役割分担を定める。
- ・ 事業者は、緊急事態が発生した場合には、適切に対応しなければならない。特に、故障等により施設の全部又は一部の機能が停止した場合や、大雨等により施設の処理能力が不足する事態となった場合は、適切な応急措置により被害を最小限に抑え、速やかに本格復旧できるよう努める。
- ・ 事業者は、設備の故障や不具合、システムトラブルにより、応急に措置しなければならないと判断した場合、施設の機能を維持できるよう、臨機に緊急の措置を講じ、直ちに市に報告する。なお、緊急の措置には突発に発生した修繕も含める。
- ・ 緊急事態が発生した場合、緊急時対応体制の確立、市及び関係諸機関への通報・連絡等の初動対応を速やかに実施し、必要に応じて増員ができるように待機要員を確保する。
- ・ 事業者は、災害時等において本事業の対象施設に被災又は施設の被災による二次災害の恐れがある場合等は、市と密に連絡・調整を行うとともに、予め定めた緊急巡視・点検及び巡視・点検に応じた適切な緊急措置等を実施し、被災状況の把握に協力するとともに、二次災害の未然防止に努める。
- ・ 災害及び事故等の緊急時には、緊急連絡体制、資機材の調達・管理・配備等、各事象への具体的な対応を行う。なお、対応後は報告書を作成し、市に報告する。

(3) 緊急事態を想定した訓練

緊急事態が発生した際、危機管理マニュアルに基づく対応が的確に実施されるよう訓練を行う。

事業者は市の一組織として、危機管理マニュアルに基づき以下の災害対策訓練に参画する。また、災害用機材(発電機等)の点検を同時に行う。

- ・ 市が実施する災害対策訓練
- ・ 下水道災害時の中国・四国ブロック情報連絡訓練に実施する訓練

(4) 業務継続計画書

本事業に対する「(仮称)須崎市公共施設等運営事業下水道事業業務継続計画書」(以下「下水道BCP」という)を市と協議を踏まえて作成し、市に提出する。

下水道BCP作成にあたっては、災害及び事故等の緊急時の対応を明確にするとともに、須崎市下水道事業業務継続計画(2018(平成30)年度改定)と十分整合を図ること。

4.5 環境対策及び地域貢献

(1) 環境対策に関する事項

事業期間を通じて以下に掲げる事項を満たし、環境に配慮した対策に関する基本方針を定め全体事業計画書に記載する。また、実施計画を策定して、短期事業計画書及び単年度事業計画書に盛り込み、市に提出する。

関係法令等に定められる環境に係る基準や要求事項を遵守し、現場労働者の作業環境の維持を図る。

「須崎市地球温暖化対策実行計画事務事業編(2017(平成29)年2月改定)」を踏まえ、省エネルギー技術の導入及び効率的な維持管理に努め、対象施設全体での温室効果ガス排出量を削減する。

リサイクル製品やグリーン調達を積極的に推進する。

悪臭等施設周辺の環境対策や施設に出入りする車両の交通安全対策を確実に講じる。

(2) 地域貢献に関する事項

本事業の実施に際し、以下に掲げる事項を考慮し、地域貢献に関する基本方針を定め全体事業計画書に記載する。また、実施計画を策定して、短期事業計画書及び単年度事業計画書に盛り込み、市に提出する。

地域経済に関する事項

地域活性化につながる地域連携や協働による事業展開

地元企業等との連携・協力

地元発注、地域住民の雇用

(3) 地域住民等とのコミュニケーションに関する事項

広報活動に関する事項

地域住民等の公共下水道事業への認識を深め、日常の事業活動を広く理解してもらうため、年1回以上の広報活動を行う。年度毎に広報活動実施計画書を作成し、市に提出する。

見学者等の対応

市の要請及び市民からの要望に応じて当該施設への見学者の受け入れを行う。特別な事由により対応できなかった場合は、市に報告する。また、事業者は、本業務の実施にあたり、以下の事項に留意する。

- ・ 高齢者、小学生、障害者等の施設見学の立場にたち、見学者用に安全なルートを確保する。
- ・ 転落防止等の安全施設やバリアフリーにも十分配慮し全ての人が利用しやすい施設とする。
- ・ 説明用パンフレット、DVD、パネル等、判りやすく、興味を持ってもらえるよう工夫を凝らして作成する。
- ・ 見学者の受け入れ対応可能人数は、1日当たり最大で60人を見込む。
- ・ 日程やタイムスケジュール調整については市と協議を行う。
- ・ 見学者がみだりに作業・運転区域に立ち入らないよう、開放する空間、ルート、集

会室、トイレ等見学者利用施設等は明確にし、区画しておく。

- ・ 対応した日付・人数・団体名を記録し、月次業務報告書にて報告する。

地域住民とのコミュニケーション

事業者は、常に適切な運営を行うことに加え、対象施設周辺の清掃活動、地域で実施される社会活動等に積極的に取り組むことで、地域住民の信頼と理解、協力関係を構築する。

苦情等への対応

地域住民等から苦情、要望等が寄せられた場合には、公共サービスの提供者として適切に対応するとともに、速やかに市に報告する。

事業者は、住民対応及び事故対応業務における体制を定め、市に届け出なければならない。

事業者は、住民対応及び事故対応業務における確認事項、対応・措置、報告等について、市と事前に調整・確認を行う。

事業者は、窓口電話を 24 時間受付可能な体制をとり、住民対応及び事故対応について、速やかに対応できる体制を整える。

事業者は、住民対応及び事故対応の結果を速やかに市に報告する。

第5章 下水道管渠運営に関する企画、調整、実施に関する要求水準

5.1 下水道管渠の企画、調整、実施の基本的な考え方

本事業では、下水道管渠に対し当初より公共施設等運営事業として位置づけ、事業者がその運営にあたる。

下水道管渠の運営(企画、調整、実施)を行うにあたり必要となる基本業務については、日常的な「計画的維持管理業務」に加え、持続的な運営を行うための「污水管渠ストックマネジメント計画関連業務(修繕・改築計画)」を想定する。

上記に示す業務の前提として、第2章 2.5 で実施する「污水・雨水管渠ストックマネジメントの基本計画」において効率的な点検・調査計画を策定し、その基本計画に従って下水道管渠の運営に関する企画、調整、実施を行う。

下水道管渠の運営においては、日常点検結果を効率的に把握し、調査・改築と適宜修繕を適切に仕分けすることによって、未然に故障・事故を防ぎ、将来的な経営改善に寄与することを期待する。

以下に本事業に含まれる業務項目を示す。

NO.	業務項目	事業期間内想定回数	別紙番号
	計画的維持管理業務	計画関連：【毎年/事業期間】	-
	管路ストックマネジメント計画関連業務	修繕・改築計画：【1回/事業期間】 (2回目の基本計画の後を想定)	C-3

に関しては想定される標準業務内容及び特記内容は別紙を参照のこと。

5.2 計画的維持管理業務

4.2.1 計画的業務の目標値

(1) 業務目的

污水管渠ストックマネジメント計画に基づき、点検・調査計画を実施し、施設の劣化の有無、劣化の状況を把握し、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、修繕・改築を行うかを検討する。

(2) 業務目標

計画的な点検・調査計画において、目標とする業務指標は、基本業務指標、不明水に対する業務指標、その他業務指標として分類し、基本業務指標は必須目標とする。

また、事業者は本契約期間内における計画目標値を自ら設定し、毎年度、市へ報告する。なお、以下の業務指標は5か年毎に評価・確認を実施する。

基本業務指標

基本業務指標は評価の必達目標の対象とする。

分類		指標の名称	目標値	単位	
管理 状況	機能障害と 劣化状況	-1-1	道路陥没箇所数	0.1	箇所/km/年
		-1-2	管渠等の詰まり事故 発生件数	0.1	件/km/年
		-2-9	応急措置実施数	0.1	件/年

不明水に関する業務指標

不明水に関する業務指標は必達目標ではないが評価の対象とする。

管渠を適切に運営管理することによって、不明水の削減に寄与し、ひいては経営改善につながることを期待し、基本業務指標とは別に以下の目標を定める。

業務内容	指標	目標値
不明水対策による支出減少	<ul style="list-style-type: none"> 過去5年間における晴天時における日平均汚水量に対する雨天時における浸入水量率の減少率(5か年平均) 対象降雨としては5年確率降雨を超過したものは除外する。 	過去5か年(2017年度~2013年度)平均不明水量(全処理水量-有収水量): m ³ /年を、5カ年毎に(2019年度~2023年度、2024年度~2028年度、2029年度~2033年度、2034年度~2038年度)10%ずつを減らすこと。(最終年度:約35%削減)

その他業務指標

その他目標値は事業者自らが設定し努力するものであって、年度毎に評価するものではなく、確認を行う。

分類		指標の名称	単位	
管理状況	1 機能障害と劣化状況	- 1 - 3	管路の老朽化率	%
		- 1 - 4	マンホール蓋の老朽化率	%
		- 1 - 5	管きよの損傷率	%
		- 1 - 6	マンホールの損傷率	%
		- 1 - 7	公共汚水樹の損傷率	%
	2 実施業務量	- 2 - 8	管きよのテレビカメラ調査実施率	%
		- 2 - 9	マンホールの目視調査実施率	%
		- 2 - 10	取付管のテレビカメラ点検・調査実施率	%
		- 2 - 11	清掃の実施率	%
	3 施設の安全性	- 3 - 12	管きよの改善率	%
		- 3 - 13	マンホール蓋の改善率	%
		- 3 - 14	取付管の改善率	%
		- 3 - 15	第三者への事故発生件数	件
使用者サービスと情報公開	使用者サービス	- 1 - 1	連絡・相談・苦情件数	件 / k m
		- 1 - 2	連絡・相談・苦情の内、公共施設に関する件数	件 / k m
		- 1 - 3	連絡・相談・苦情の処理率	%
		- 1 - 4	悪臭に関する苦情件数	件 / k m
		- 1 - 5	マンホール蓋に関する苦情件数	件 / k m
		- 1 - 6	工事・作業に対する苦情件数	件 / k m
への配慮	環境への配慮	- 1	悪質下水流出報告回数	回

4.2.2 業務内容

(3) 維持管理計画策定業務及び月間維持管理計画策定業務

維持管理計画書

ストックマネジメント計画に基づき、履行期間全体を通じた基本的事項、スケジュールを把握できるように作成すること。

維持管理計画書には、以下の内容を記載すること。

- ア) 維持管理方針と目標の設定
 - a 維持管理の目的
 - b 計画期間
 - c 目標指標・目標値の設定
- イ) 現状維持管理状況の把握と課題整理
 - a 対象施設の概要の整理
 - b 現状の管路施設の維持管理状況
- ウ) 本管管路の点検調査計画
 - a 重点路線の選定
 - b 優先度の設定
 - c 点検調査頻度の設定
 - d 短期的な点検調査計画の策定
- エ) 上記以外の維持管理計画
 - a 清掃計画
 - b 苦情・事故発生時の対応計画
 - c 緊急時対応計画書
 - d 維持管理体制の確保

月間維持管理計画書

月間維持管理計画の内容については、日単位で把握できるように作成すること。

(4) 巡視・点検、調査等業務

巡視・点検、調査箇所

巡視・点検、調査の実施箇所は、業務位置図による。

作業時間

巡視・点検、調査における作業時間は、道路使用許可に示された条件を厳守すること。

調査機材

巡視・点検、調査に使用する機材は、常に点検し、完全な整備をしておくこと。

TV カメラ調査

- ア) 調査に当たっては、事前に調査箇所を高圧洗浄車等にて念入りに洗浄すること。
- イ) 本管の調査は、原則として上流から下流に向けカメラを移動させながら、途中カットすることなく連続撮影を行うこと。
- ウ) 本管の調査に当たっては、管の破損、継手部の不良、クラック、取付管口等に十分注意しながら、全区間カラー撮影し、鮮明な画像を得ること。
- エ) 本管調査の調査項目及び判定基準は、「ストックマネジメント手法を踏まえた下水

道長寿命化計画策定に関する手引き（案）2013（平成25）年9月」〔国土交通省水管理・国土保全局下水道部〕に基づき実施すること。

- オ) 管内及び取付管の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。
- カ) 管内に異状が発見された場合は、汎用記録メディアとは別に、モニターから写真撮影（カラー）を行うものとする。
- キ) 調査区間内のマンホール調査項目は、内径800mm未満の目視調査内容によること。

目視調査

ア) 内径800mm以上

- a 調査する場合は、本管内に作業員が入り、管路の布設状況、土砂等の堆積状況、管の破損、継手部の不良、管壁のクラック、取付管口、管のたるみ・蛇行、取付管の突き出し、油脂の付着、木の根の侵入、浸入水、マンホール内のクラック、側壁・目地のずれ、コンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、蓋の摩耗度、蓋のがたつきの有無、副管の状況等の不良箇所を調査し、写真撮影（カラー）を行うものとする。
- b 本管内の異状箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。
- c 写真は、調査年月日、異状内容、発生場所等を明記した黒板を入れて、カラーで撮影すること。
- d 調査内容は、テレビカメラ調査に準ずるものとする。

イ) 内径800mm未満

- a 調査する場合は、マンホール内に作業員が入り、十分な照明のもとに土砂等の堆積状況、管路の布設状況、浸入水、マンホール内のクラック、側壁・目地のずれ、足掛金物及びコンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、蓋の摩耗度、蓋のがたつき・蓋遣いの有無等のマンホール内の不良箇所を調査し、写真撮影（カラー）を行うものとする。
- b 写真は、調査年月日、異状内容、発生場所等を明記した黒板を入れて、カラーで撮影すること。

取付管調査

- ア) 調査に先立ち、調査箇所を洗浄し、調査の精度を高めること。
- イ) 調査に当たっては、本管同様、管の破損、継手部及び曲部の不良箇所、管壁のクラック漏水、取付管口等に十分注意しながら、撮影（カラー）を行うものとする。
- ウ) 不良箇所の位置表示は、公共汚水樹の中心からの距離とする。

マンホール蓋調査

- ア) マンホール蓋の設置環境・設置基準不適合・損傷劣化・周辺舗装等の現状把握を行う。

巡視・点検

- ア) 管路施設の大部分は、地下構造物であり、地上での巡視・点検は、その項目に限られるが、面的に広い範囲にわたっており、計画的且つ効率的に実施すること。

イ) 写真撮影(カラー)は、調査年月日、調査場所等を明記した黒板を入れて行い、異常箇所は全て写真撮影すること。

異常時の処置

施設の機能障害及び事故等が発生する恐れが予測され調査の続行が困難になった場合は、直ちに市に報告し、指示を受けること。この場合においても、上下流から調査するなど、調査の完遂に努め、その原因を把握すること。

作業記録写真

事業者は、次の各項に従って作業記録写真を撮影し、業務完了時には業務ごとに工程順に編集したものを作業記録写真帳に整理し、各業務報告書に添付して市に提出すること。

ア) 撮影は、地区当たり2箇所程度に対して、1箇所の保安施設の状況、TVカメラなど使用機械の設置状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況、管路内洗浄状況の他、市が指定する内容について行うこと。

イ) 写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び事業者の名称を明記した黒板を入れて撮影すること。

ウ) 一枚の写真では作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。

エ) 写真は原則としてカラー撮影とし、その大きさはサービス版とすること。

管路修繕の限度額

修繕の限度額は、年50万円(消費税および地方消費税を除く)とする。

市の負担経費

業務上必要とする次の経費は、市の別途負担とする。ただし、その受け渡し及び取り扱いについては、市の指示により事業者が行う。

ア) 沈砂、しさ、汚泥の搬出处分費

イ) 特殊工具類

ウ) その他業務上必要と認められるもの

事業者の負担経費

事業者の従業員にかかる事務用品及び衣服類等は、事業者が負担するものとする。

清掃等

事業者は、業務場所の清掃、不要物品等の整理に努め、快適な作業環境の維持に努めなければならない。

施設の改善要求

事業者は管理する上で、事業者の責任に帰さない理由により、施設、設備に支障がある場合、市に対し、その改善要求を行うことができる。

事業者は、施設、設備の改善要求を行う場合、次の事項を明らかにした改善要求書を提出しなければならない。

ア) 改善が必要な理由

イ) 正常な管理を行ってきた証拠

ウ) 必要な改善措置案

市は、事業者から提出された改善要求書に基づき、両者を協議で行い、必要に応じ適切な措置を講ずることとする。

5.3 污水管渠ストックマネジメント計画関連業務（修繕・改築計画）

4.3.1 污水管渠ストックマネジメント計画関連業務の目標値

（1）業務目的

本業務では、点検・調査結果に基づき施設の劣化状況を把握し、長期的な改築事業のシナリオ設定を踏まえ、事業計画期間を勘案し、概ね5～7年程度における改築の優先順位を設定する。また、実施計画では、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて修繕・改築を行うかを検討する。

（2）業務目標

（計画的維持管理業務の結果をふまえ適切な業務延長を設定）

4.3.2 業務内容

本業務の内容としては、別紙C-3に基づく。ただし別紙に示す詳細調査項目については、市の了承を得てから実施すること。

第6章 終末処理場における運転管理に関する要求水準（2024年度以降）

6.1 前提条件

(1) 本業務の施設の規模、概要は以下のとおりとする。

終末処理場

- ・ 排除方式 : 分流式
- ・ 処理方式 : 生物膜ろ過併用DHSろ床法
- ・ 現有施設能力 : 日最大処理水量 500 m³
- ・ 汚泥処理方式
 - 濃縮方式 : 重力濃縮
 - 脱水方式 : スクリュープレス脱水

(2) 流入量及び流入水質は次のとおりとする。なお、流入量の著しい増加及び流入水質の著しい変化があった場合は、別途協議とする。

- ・ 流入量 400 m³/日
- ・ 流入水質
 - BOD 190 mg/L
 - SS 160 mg/L
 - pH 5.0 ~ 9.0

(3) 放流水目標値は次の通りとする。

項目	放流目標値
PH	5.0 ~ 9.0
BOD	15 mg/L 以下
SS	30 mg/L 以下
大腸菌群数	3000 個/cm ³ 以下

(4) 配置する従業員の職種による資質は、次の基準によるものとする。

- ・ 業務総括責任者 下水道処理施設管理技士有資格者若しくはそれと同等以上の能力を有し、業務全体の責任者として職務を総括する管理能力を有する者
- ・ 主任 業務総括責任者を補佐及び代行し、業務についての的確な判断のできる者

6.2 運転操作および監視業務

終末処理場を効率のかつ継続的に運転管理するため、目標を定め、エネルギー管理、リスク管理、水質管理、汚泥管理を盛り込んだ計画を、5年毎に運転管理計画として市と協議の上策定し、市に提出し実行すること。

5.2.1 エネルギー管理に関する事項

事業者はエネルギー使用の合理化に関する法律(省エネ法)に基づく管理を行うこと。現状のエネルギー使用箇所やエネルギーの種類及び使用量を把握し、省エネルギー化を実現し、地球温暖化防止対策を推進すること。

(1) エネルギー管理計画の内容

水質管理目標値への影響評価など水質管理計画及び汚泥管理計画との調整を行ったうえで、次の事項を盛りこむこと。

エネルギー管理目標の設定

対象施設である終末処理場は、大幅なコスト縮減や省エネルギー・創エネルギー効果の増大に寄与することを目的として、下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)の革新的技術の1つであるDHSシステムを用いた水量変動追従型水処理技術を導入している。そのため2023年度までにおける実証研究の成果を踏まえて、エネルギー管理目標を市と事業者で策定するものとする。

ただし本施設が上記目的で導入されたことを鑑み、目標値については効率的な数値となるように定める。

エネルギー削減方法及び運転操作方法

目標を達成するため有効と考えられるエネルギー削減方法と、その実現のための設備の運転操作方法を検討すること。

エネルギー管理の実施

終末処理場の処理フローを十分に理解し、エネルギー管理を行うこと。放流水質の確保等、施設本来の機能を損なわないように注意すること。

評価と見直し

エネルギー管理計画は、実行した結果を踏まえ評価し、毎年度必要に応じて見直しを行うこと。

エネルギー管理記録の情報提供

エネルギー管理により蓄積された情報は、施設等の増築・改築時の的確な計画・設計に必要であるため、蓄積されたデータ及び知見は積極的に情報提供すること。

(2) 評価と見直し

エネルギーに対応した結果を踏まえ、その結果が適正であったか評価し、必要に応じて毎年度、運転管理計画の見直しを行うこと。

5.2.2 リスク管理に関する事項

運転管理上想定される各種リスクについて対応計画を策定すること。実際のリスク顕在化時には、計画に沿った適切な対応を行い、終末処理場の機能低下・停止を防止するとともに、公共用水域や周辺環境への影響を抑制すること。

(3) リスク対応計画の内容

終末処理場で発生する可能性のある以下のリスクに対して、運転管理計画に対応策を盛り込んで策定すること。

停電・施設故障による機能低下・停止
薬品等の散逸、流出
有害物質の流入による活性汚泥等の死滅
局所的大雨による異常流入
その他想定されるリスク

(4) 評価と見直し

リスクに対応した結果を踏まえ、その結果が適正であったか評価し、必要に応じて毎年度、運転管理計画の見直しを行うこと。

5.2.3 水質管理に関する事項

事業者は、処理状況を調査・把握し、安定して良好な処理水質を維持するとともに、適切に汚泥を処理し、公共用水域の水質保全や水辺環境の改善等に寄与すること。下水道施設全体にわたって水質・水量等の監視、測定を実施し、これらの記録・蓄積された水質管理情報を運転操作等にフィードバックし、適切な管理を行うこと。

(5) 水質管理計画の内容

水質管理計画は次の事項を盛り込み策定すること。

水質管理目標

放流水質基準を遵守するため、流入水量・水質等の情報に基づき運転操作上設定する基準を事業者自ら設定すること。

水質試験

以下に掲げる水質試験について、「別紙 F-1 下水道処理場施設 水質管理項目」を参考にしつつ、施設の状況を考慮し適切に定めること。ただし、法定試験の箇所及び頻度は市と協議の上定め、記録は 15 年間保存するものとする。

- ・ 法定試験（放流水）
- ・ 施設管理のための水質試験
- ・ 水質監視のための水質試験（流入水及び放流先）

運転操作方法

水質管理目標を達成するため、各施設の運転操作と水質試験項目の相互関係を把握し、適切な運転監視頻度を設定すること。水処理及び汚泥処理方式の特性を踏まえ、処理工程に組み込まれた各施設・設備の運転指標と運転条件、操作指標と操作量及び監視頻度を設定すること。

水処理の各施設・設備の関連性を把握し、各施設・設備に対する水質試験項目、運転指標と運転条件及び操作指標と操作量に基づく管理方法を確立し、適切な運転操作方法を設定すること。各施設の改築や修繕、点検の予定がある場合は、これを考慮した運転方法とすること。

(6) 水質管理の実施

処理場施設の処理フローを熟知し、個々の施設の能力を的確に把握して、バランスよく操作すること。

水質管理記録の情報提供

水質管理により蓄積された情報は、施設等の増築・改築時の的確な計画・設計に必

要であるため、蓄積されたデータ及び知見は積極的に計画・設計担当に情報提供すること。

流入基準を満たさない場合等の対応

事業者が、悪質排水の流入等（流入水量が「水量に関する流入基準（5.1（2）参照）」を上回った場合や流入水質が「水質に関する流入基準（5.1（2）参照）」を満たさない場合、不可抗力その他の事由で正常な運転確保ができない場合。）の事実を確認した場合は、市及び事業者は以下の措置を講じるものとする。ただし、悪質排水の流入等の結果、要求水準を満たさなくとも事業者は責を負わないものとする。

- ・ 事業者は、放流水質の達成、未達成に関わらず、速やかに市に報告する。
- ・ 市は、事業者の情報に基づき悪質排水の流入等の原因究明に努めるものとする。
- ・ 放流水質基準の未達成が生じた場合、もしくは恐れが生じた場合、事業者は市と協議して緊急の改善措置を実施する。
- ・ 事業者は、放流水質が正常値になるまで、改善措置を実施し、その効果及び改善状況を市に報告する。

放流水質基準を満たさない場合等の対応

事業者は、自らの水質分析その他により、水質管理目標値が未達となった場合は、以下の措置を講じるものとする。なお、市はその認定レベルに加え、是正又は命令に対する事業者の対応が不適切であった場合については、モニタリング基本計画（案）に示す内容に準拠し対応を図る。

- ・ 市にすみやかに報告するとともに、その原因の究明を行う。
- ・ 原因が、悪質排水の流入等以外の場合は、事業者の負担により改善措置を実施する。
- ・ 放流水質が正常値になるまで、改善措置の効果、改善状況を市に報告する。
- ・ 改善措置の効果の確認にあたっては、計量証明によるものとし、その費用は事業者の負担とする。

（7）評価と見直し

水質管理計画は、実行した結果を踏まえ評価し、毎年度必要に応じて運転管理計画の見直しを行うこと。

5.2.4 汚泥管理に関する事項

事業者は、処理状況を調査・把握し、安定して良好な処理水質の維持につなげるため、適切に汚泥を処理すること。汚泥濃度、含水率等の監視、測定を実施し、これらの記録・蓄積された情報を運転操作等にフィードバックし、固形物収支が平衡状態を保つよう適切な管理を行うこと。

（8）水質管理計画の内容

汚泥管理計画の次の内容を盛り込み策定すること。

汚泥管理目標

汚泥処理施設を適正に管理するため、運転操作上設定する汚泥含水率等の基準を事業者自ら設定し、遵守すること。

汚泥試験

「別紙 F-1 下水道処理場施設 水質管理項目」を参考にしつつ、施設の状況を

考慮し適切に定めること。

運転操作方法

汚泥管理目標を達成するため、各施設の運転操作と汚泥試験項目の相互関係を把握し、適切な運転監視頻度を設定すること。水処理及び汚泥処理方式の特性を踏まえ、処理工程に組み込まれた各施設・設備の運転指標と運転条件、操作指標と操作量及び監視頻度を設定すること。処理場においては、濃縮汚泥の高濃度化、脱水汚泥の低含水率化及び脱水効率の向上に加え、返流水による水処理施設への悪影響を避けること、電力・燃料等の省エネルギー化に努めること等に留意し、運転操作方法を設定すること。各施設の改築や修繕、点検の予定がある場合は、これを考慮した運転方法とすること。

(9) 汚泥管理の実施

処理場施設の処理フローを熟知し、個々の施設の能力を的確に把握して、バランスよく操作すること。

汚泥管理記録の情報提供

汚泥管理により蓄積された情報は、施設等の増築・改築時の的確な計画・設計に必要であるため、蓄積されたデータ及び知見は積極的に計画・設計担当に情報提供すること。

(10) 評価と見直し

汚泥管理計画は、実行した結果を踏まえ評価し、毎年度必要に応じて運転管理計画の見直しを行うこと。

6.3 廃棄物処理管理業務

事業者は、廃棄物の排出事業者として、下水道施設から発生する廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に準拠した適切な処理を行うこと。汚泥等の産業廃棄物及び沈砂等の一般廃棄物の外部搬出は、周辺環境に十分配慮し、適切な時間帯に行うとともに、廃棄物の飛散・流出を防止し臭気対策を行うこと。

6.4 ユーティリティ等の調達・管理業務

電力や、運転に必要な薬品及び燃料を調達し、適切に管理を行うこと。また、薬品及び燃料の調達にあたっては、適切な品質及び規格のものとし、設備及び機器等を劣化させないものとする。

業務を行う上で必要となる以下の物品等を調達し、適切に管理を行うこと。また、調達にあたっては、適切な品質及び規格のものとし、設備及び機器等を劣化させないものとする。

運転に必要な消耗品、部品、付属品及び予備品等
その他運転に必要な全ての機械器具、計測機器、

第7章 終末処理場における維持管理に関する要求水準（案）（2024年度以降）

7.1 基本的事項

対象施設の仕組みや構造、機能等を理解し、関連する法令を遵守しながら、ストックマネジメント計画に基づき、予防保全の視点で計画的かつ効率的・効果的な管理を行い、本要求水準を満足するとともに、事業者の創意工夫を十分に活かし、最適な維持管理方法を選択し、安定した維持管理を事業期間中継続して実現することを目的とする。

7.2 保守管理計画及び維持管理計画

（1）保守管理計画書に関する事項

「下水道維持管理指針（日本下水道協会）」に準拠し、以下の事項を盛り込んだ5年間の計画書を作成し、市に提出すること。

- ・保守点検計画
- ・修繕計画

（2）年間維持管理作業計画書に関する事項

以下の事項を盛り込んだ当該年に係る年間維持管理作業計画書を作成し、市に提出すること。

- ・運転管理計画を踏まえた年間運転管理作業計画
- ・保守管理計画を踏まえた年間保守管理作業計画
- ・廃棄物管理計画
- ・安全衛生管理計画
- ・その他当該年における実施予定業務に関する年間計画
- ・四半期維持管理計画書

（3）四半期維持管理作業計画書に関する事項

以下の事項を盛り込んだ四半期毎に四半期維持管理作業計画書を作成し、市に提出すること。

- ・運転管理に関する月間作業計画
- ・保守管理に関する月間作業計画
- ・廃棄物管理計画
- ・実施予定業務に関する月間作業計画

7.3 保守業務

（1）保守管理に関する事項

保守管理にあたっては、中長期的な視点を踏まえた上で、PDCAサイクルを計画的に実践し、継続すること。

（2）保守点検に関する事項

保守点検は、日常的に巡回を実施し、運転状態の日常的傾向や異常の有無、経過時間等を確認し、異常がある場合は保守で対応する。

保守点検の種類

保守点検は、以下の区分により適切に実施すること。

- ・日常点検業務
各機器の異常の有無及び作動状況を確認し、記録すること。
- ・定期点検業務
各機器の損傷、腐食及び摩耗状況等を確認し、修理等の対策の必要性、対策方法等を検討するために、定期的に点検を行い、その状況を記録すること。
- ・法定点検業務
関係法令等に定める点検及び検査を行うこと。
- ・保守業務
常に各機器が正常に稼働するよう、各機器に対して、定期的な油の補充・交換及び清掃 や、異常が発見された場合に行う調整・修理・取替等を行うこと。
保守点検計画の内容
次の事項を盛り込み、策定する。
 - ・対象施設
 - ・保守点検項目
 - ・保守点検方法・判定基準
 - ・保守点検周期

(3) 評価と見直し

- 保守点検の実施結果等を踏まえ、毎年度必要に応じて計画の見直しを行うこと。
- 保守点検記録の情報提供、保守点検により蓄積された情報は、調査の精度向上を図るために必要であるため、蓄積されたデータ及び知見は積極的に調査担当に情報提供すること。

7.4 修繕業務

(1) 修繕に関する事項

揚水・水処理・汚泥処理に影響を与えないように、機能低下及び故障停止並びに事故を未然に防止するため、修繕を実施すること。

修繕の限度額は、年 200 万円（消費税および地方消費税を除く）とする。

- ・ 予防保全的修繕
事業者は、汚泥脱水機等の状態監視保守の設備について定期修繕を行うとともに、稼働時間・点検・調査結果に基づいた計画修繕を行うこと。
- ・ 事後保守的修繕
突発的に発生した故障・事故に対しては、被害を最小限に抑えるための対策を講じ、すみやかに復旧修繕を行うこと。

(2) 修繕計画の内容

改築計画の策定時において、修繕と判定した設備を対象として、上記において示した施設の修繕に関する以下の事項について、修繕計画を策定すること。

- ・ 予防保全的修繕
対象機器、施工時期、工事内容、概算工事費及び委託等の有無を記載すること。
- ・ 事後保守的修繕
経年劣化及び修繕履歴等から想定される故障事例を示し、それに対する具体的な対

応策を記載すること。

(3) 評価と見直し

状況の変化や改築計画との調整により、変更が生じた場合、毎年度必要に応じて計画の見直しを行うこと。

7.5 電気工作物に係る業務

事業者は、電気事業法に基づき保安規程を定め、これに基づき電気工作物の巡視、点検、測定、更には技術基準を遵守するための修理、改造及び移設等を実施すること。また、電気主任技術者（以下「主任技術者」という。）を選任するとともに、必要に応じて作業責任者を選任し、作業責任者は主任技術者の監督のもとに補助業務を行うこと。保安規程及び主任技術者の届出は、事業者が設置者として監督官庁へ行うこと。

第8章 附帯事業

8.1 目的

本事業の目的は、民間の資金及び技術的・経営的能力を活用することで、質の高い公共サービスの提供や効果的かつ効率的な業務遂行により、市の財政負担の軽減を図ることである。

本目的を達成するため、事業者の創意工夫を發揮し、公共施設等運営事業に関する内容について、附帯の事業を求める。

市が附帯事業として求める内容は下水道事業における経営、企画、維持管理に関する内容を前提に、経営改善に資する内容とし、収益増加または支出減少に関するものとする。

なお、事業者の創意工夫による提案については、その内容を協議し、市が有効と認めたものについては事業費の支出を含め採用する。

ただし附帯事業を行うにあたって必要となる建設、もしくは改築業務については本事業とは別に市が発注するものと考えている。

8.2 業務範囲

附帯事業として対象となる事業は公共施設等運営事業に係る内容とし、終末処理場については、2024年度以降からの内容とする。

対象事業		事業方式
下水道	下水道管渠 (汚水)	企画・計画、経営、運転、維持管理、点検、修繕
	終末処理場 (B-DASH 施設実証 実験施設含む)	企画・計画、経営、運転、維持管理、点検、修繕
		公共施設等運営事業
		【2024年度～】公共施設等運営事業

8.3 附帯事業の目標値

附帯事業の提案にあたっては、市における経営改善を目的とすることから、附帯事業を実施後における収入増加または支出減少の見込み額を示すこと。

併せて、附帯事業を実施する場合の費用も事業毎に併せて提示すること。

8.4 提案内容に関する支払

附帯事業を採用した場合に、建設及び改築業務以外に必要な費用については、事業者が別に支払いを行うものとする。

具体については、実施契約書(案)に示す。

第9章 任意事業

9.1 目的

任意事業は、独立採算を基本とし、運営権を対象とした施設に対し下水道事業とは直接的に関連性のない事業を事業者自らが行うものとする。

なお、その経理に当たっては、運営権事業及び附帯事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、常にその経営状況を把握できるようにしておくこと。

9.2 業務範囲

任意事業として対象となる事業は公共施設等運営事業に係る内容とし、終末処理場については、2024年度以降からの内容とする。

対象施設		事業方式
下水道	下水道管渠 (汚水)	公共施設等運営事業
	終末処理場 (B-DASH 施設実証実験施設含む)	【2024年度～】公共施設等運営事業

9.3 提案内容に関する支払

任意事業を採用した場合に、市は支払いを行わない。

具体については、実施契約書(案)に示す。

第10章 契約終了時の措置

10.1 施設機能確認

本事業期間終了時又は市あるいは事業者の事由により契約を解除・終了するときには、契約終了日前180日から90日までの間に、事業者は、全施設・設備を対象に、継続して運転管理することに支障のない状態（軽微な汚損・劣化、通常の経年変化によるものを含む）であることを確認すること。その確認結果を記載した施設機能確認報告書を作成し、確認の完了の日から10日以内に市へ提出すること。

10.2 技術指導

事業者は、事業期間終了時までの市が必要と認める期間、市又は市の指定する第三者に必要な技術指導を行うこと。

10.3 引継事項

事業者は事業期間を通じて、引継事項を記載した引継文書を作成し、本事業終了日180日前までに暫定版を、本事業終了日までに最終版を市に提出すること。

引継文書は、対象施設固有の運転管理、保守管理上の留意点を明確に把握できるような内容とし、以下の項目に沿って記載すること。

- ・ 水処理及び汚泥処理を総合運転したときの機能の発揮状況
- ・ 各電気設備、機械設備、土木建築・附帯設備の留意点
- ・ 計装設備及び制御装置の調節状況
- ・ 運転上の特例的な操作
- ・ 薬品、燃料、消耗品、補修用資器材の在庫量
- ・ 市からの貸与品の一覧
- ・ その他留意事項

10.4 その他引継事項

- ・ 事業者は、事業者の従業員について次期運営主体が転籍での受け入れを希望する場合には、市の指定する日までに、従業員の意向確認等について必要かつ可能な協力をし、転籍を希望する全従業員の記録を次期運営主体に送付すること。
- ・ 事業者は、事業者が締結している契約及び維持している許認可等について次期運営主体が承継を希望する場合には、市の指定する日までに、契約相手方の意向確認又は許認可等の継続等について必要かつ可能な協力をし、承継を希望する契約又は許認可等に関する資料を次期運営主体に送付すること。
- ・ 事業者は、市又は次期運営主体に運営が引き継がれるまでに、市又は次期運営主体によって行われる事業や施設が要求水準を満たしていることの確認等の評価に協力すること。
- ・ 事業者は、市の指定する日までに、本事業に関して事業者が有する財務及び運営、技術に関するすべての最新文書を市又は次期運営主体に電子媒体（市又は次期運営主体が必要とする場合にはハードコピーも含む。）で送付すること。
- ・ 事業者は、事業終了日に運営権設定対象施設が、要求水準に適合した状態で市又は次期運営主体に引き渡すこと。

別紙 A

用語集

用語	定義
経営	事業全体を管理・遂行すること。事業計画書の作成、実施体制の確保、財務管理、委託等、利用料金の収受、モニタリング等のこと。
改築	設備等の償却資産が古くなり、使用に耐えられなくなったものを撤去・廃棄し、更新又は長寿命化対策により、所定の耐用年数を新たに確保するもので、更新、長寿命化及び附設の総称のこと。 更新：既存の施設を新たに取替えること。 長寿命化対策：既存の施設の一部を活かしながら部分的に新しくすること。 なお、更新及び長寿命化対策に関する国の財政支援の扱いについて、別途、通知が定められている（付録 関連通知：2013（平成 25）.5.16 国水事第 7 号「下水道施設の改築について」（以下、改築通知という））。
更新	所定の耐用年数と機能を新たに確保するため、設備等が劣化して使用に耐えられなくなったものを撤去・廃棄し、代わりに新しいものを設置すること。なお、「下水道長寿命化支援制度」に基づく国の交付金を活用して実施する修繕を含むこと。
長寿命化	対象施設において、改築のうち、「小分類」以上の設備等に対して一部再建設あるいは取り替えを行うことであって、部分（「下水道の改築について」2003（平成 15）年 6 月 19 日付け国都下事第 77 号国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道事業課長通知（以下、改築通知）に定める小分類未満の規模）取替え等により既存のストックを活用し、耐用年数の延伸に寄与すること。
附設	附帯事業の実施に必要な設備を導入すること。
維持管理	修繕、維持の総称であり、対象施設の保守・点検及び清掃等を実施して機能を保持するため継続的に管理する行為で改築工事を伴わないもののこと。
修繕	老朽化した設備又は故障若しくは損傷した施設を対象として、所定の耐用年数内において機能を維持させるため、劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させること。なお、「下水道長寿命化支援制度」に基づく国の交付金を活用して実施する修繕は含まない。
維持	対象施設等の運転、下水道施設の保守、点検、調査、清掃等下水道の機能を保持するための事実行為で工事を伴わないもののこと。（改築事業の効率化を目的として、計画的に実施する点検、調査、診断を含む）
承諾	契約図書で示した事項について、市又は事業者が書面により同意すること。
協議	書面により、契約図書の協議事項について、市と事業者が対等の立場で合議し、結論を得ること。
提出	市が事業者に対し、又は事業者が市に対し書面又はその他資料を説明し、差し出すこと。
確認	契約図書に示された事項について、臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめること。
委託等	業務の一部又は全部について、第三者に委託又は請負わせること。

別紙 B

リスク分担

本紙は、主に運営権事業における実施契約書と要求水準書本文における官民間のリスク分担の考え方を要約したものであり、詳細はそれらにおける規定による。

段階	リスク分類	リスクの種類	内容	リスク分担		備考
				市	運営権者	
共通	制度関連	政策変更	政策転換による事業の中断・中止、追加費用の発生等			
		法令変更	当該事業にかかる根拠法令、許認可の新設・変更			増加費用は、原則各自の負担とする。
		税制変更	その他広く一般的に適用される法令等の変更			増加費用は、原則各自の負担とする。
		許認可の取得	市が取得すべき許認可の取得・維持に関するもの			
	運営権者が取得すべき許認可の取得・維持に関するもの					
	社会	住民対応	当該事業の推進、市の業務に関する住民の反対運動、訴訟、苦情等への対応			
			運営権者が行う維持管理等に関する住民反対運動等への対応			
		環境	運営権者の不備により発生した環境問題への対応			
			不可抗力その他やむを得ない事由による放流水質の逸脱			
	第三者賠償	運営権者の事由による事故等を原因として第三者に損害を与えた場合の賠償責任				
		その他の事由による事故等を原因として第三者に損害を与えた場合の賠償責任				
	経済	資金調達	運営権者が調達すべき資金が、運営権者の責により、計画通りに調達できなかった場合			
			市が調達すべき資金が、市の責により、計画通りに調達できなかった場合			

段階	リスク分類	リスクの種類	内容	リスク分担		備考
				市	運営権者	
		金利変動	金利変動に係る費用の増減			
		物価変動	物価変動に係る費用の増減 (一定の範囲内)			
			物価変動に係る費用の増減 (一定の範囲を超えた部分)			サービス対価の変更等を想定
	情報管理	情報漏えい	市の帰責によるもの			
			運営権者の帰責によるもの			
	債務不履行	事業の中断、中止	市の事由による事業の中断、中止			政治リスク、法令変更リスク、不可抗力リスクに起因する事業の中断、中止は各々のリスク分担に従うものとする。
			運営権者の事由による事業の中断、中止			
	不可抗力	天災発生等による費用増加	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する天災			天災(暴風、洪水、高潮、地震その他の異常天災現象)、人為的(戦争、テロ、暴動等)その他(放射能汚染、放火、第三者の悪意および過失など)等、通常の見込み可能な範囲外のものであって、施設の運営に直接影響を及ぼす事象。
			公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の範囲外の損害で、運営権者の負担とすることが適切でないもの。			
			軽微な損害の場合(軽微な損害の内容は協議事項あるいは提案事項とする。例えば、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用除外となっている規模の損害。)			
	施設の瑕疵	瑕疵による費用増加	事業開始後に運営権設定対象施設に隠れたる瑕疵があった場合			下水道管渠(汚水)の瑕疵の修補については、補修費の班内である50万円以下(税抜)/年は、事業者が負担。終末処理場については、包括委託が先行して行われるため、資料の瑕疵も包括委託の乖離請求で対応される。
			事業終了後に運営権設定対象施設に隠れたる瑕疵があった場合			終了後6カ月の請求期間
			募集要項等、市が運営権者に開示した資料の情報等に瑕疵が発見された場合			募集要項、開示書類等から推測困難であるものは市が負担

段階	リスク分類	リスクの種類	内容	リスク分担		備考	
				市	運営権者		
契約締結前	応募	提示資料不備等	募集要項等および附属書類の誤り、手続きの遅延等				
		応募費用負担	応募費用の負担				
	契約締結	契約の未締結、遅延	市の事由による契約の未締結				
			運営権者の事由による契約の未締結				
調査計画	用地	用地の確保	資材置き場等の確保				
	計画	与条件不備等	市が提示した与条件の不備				
			運営権者が実施した計画の不備				
		計画変更	市の事由による計画策定費の増加				
			運営権者の事由による計画策定費の増加				
国庫補助金額変動	国庫補助金の要望額に対して、国からの交付額が相違する場合			市と運営権者は協議の上、業務計画の見直しを行う。			
維持管理運営	維持管理運営	流入水質の変動	流入水質の変動に伴う処理費用の増減				
			流入水質の変動に伴う処理費用の著しい増減（要求水準書で設定した範囲を長期間にわたり継続的に超える場合）			既存の施設で対応できず、追加の施設整備が必要となる恒常的な水質の変化は、原則は市が負担する。	
		流入水量の変動	人口減少・節水による流入水量の減少に伴い、事業収入が減少する場合			事業者収入に占める利用料金収入の割合が少ないことから、事業者が負担する。	
			施設能力を超えて流入水量が増加した場合				
		汚泥処理条件の変動	汚泥の受入先又は受入条件の変更による汚泥処理費用の増加				
			汚泥の発生量及び品質の変化に伴う処分費用の増加				
		事業開始の遅延	事業開始の遅延	市の事由による事業開始の遅延			
				運営権者の事由による事業開始の遅延			
要求水準未達	運営権者の行う運営業務の要求水準未達（書類の不備を含む）						

段階	リスク分類	リスクの種類	内容	リスク分担		備考
				市	運営権者	
		業務内容変更	市の指示による運營業務の変更			
		施設損傷	市の事由により施設が損傷した場合			水道管渠（汚水）は 50 万円（税抜）/年まで、終末処理場は 200 万円（税抜）/年まで、事業者が負担。
			運営権者の事由により施設が損傷した場合			
		管理運営費の変動	市の事由による事業内容等の変更等に起因する管理運営費の変動			
			運営権者の事由による事業内容等の変更等に起因する管理運営費の変動			
		施設の修繕	一定金額を超える修繕			
			一定金額までの修繕			下水道管渠（汚水）は 50 万円（税抜）/年まで。 終末処理場は 200 万円（税抜）/年まで。
		料金未払い	利用料金の滞納による減収			
事業終了時	移管	事業終了時の移管手続き	施設移管手続きに伴う諸費用の発生、運営権者の精査手続きに伴う損益等			
		事業終了時の施設状態	事業終了時の施設状態の要求水準の未達			
その他	任意事業	費用負担等	任意事業についての費用負担、採算性の悪化			

リスク分担について、市と運営権者の両方に が付いているものは、両者での負担や協議等を行うことを示している。

別紙 C - 1

計画設計関連業務委託業務標準仕様書

1. 業務の内容

業務の内容は、下記のとおりとする。

項目	数量	区分	備考	業務対象
対象人口	20,000 人 ¹	-	行政人口(社人研将来人口を参考に設定)	(1)汚水処理構想
全体計画区域	260.5ha	汚水		(2)全体計画
	415.0ha	雨水		
事業計画区域	56.6ha	汚水		(3、5)下法事業計画、都計法認可
	342.6ha	雨水		
都市計画決定	260.5	汚水		(4)都市計画決定

1：社人研の須崎市将来推計人口における 2028 年度人口(2025 年度と 2030 年度の間)を想定して設定

2. 汚水処理整備構想

2.1 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「汚水処理施設整備構想策定業務委託標準仕様書」第 1 章 1.1 及び 1.2 に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書によるものとする。

2.2 業務の内容

業務の内容は、下記のとおりとする。

(1) 汚水処理施設整備構想

行政人口：20,000 人(内汚水処理人 11,000 人、汚水未処理人口 9,000 人)【2017(平成 29)年度末】

行政面積： ha

下水道全体計画面積： 260.5ha

集落排水事業： あり・なし (人)【 年度末】

汚泥処理計画： あり・なし

区域は別添図のとおり

2.3 その他特記事項

3. 全体計画

3.1 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「公共下水道全体計画業務委託一般仕様書」第1章 1.1 及び 1.2 に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書によるものとする。

3.2 業務の内容

業務の内容は、下記のとおりとする。

- (1) 全体計画 (単独公共下水道、流域関連公共下水道)
(汚水・雨水計画共、~~汚水計画のみ、雨水計画のみ~~)
面積 汚水 (260.5) ha 区域は別添図のとおり
面積 雨水 (415.0) ha 区域は別添図のとおり
- ~~(2) 測量 (あり、なし) 区域は別添図のとおり~~

3.3 その他特記事項

汚水計画のみの場合、次の項目の検討

- ~~(1) 雨水計画関連資料収集整理 (あり、なし)~~
- ~~(2) 雨水流出量算定諸元 (計画降雨強度、流出係数) の算定 (あり、なし)~~
- ~~(3) 既設主要水路の概略流下能力 (あり、なし)~~

4. 事業計画

4.1 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「下水道法による事業計画業務委託一般仕様書」第1章 1.1 及び 1.2 に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書によるものとする。

4.2 業務の内容

業務の内容は、下記のとおりとする。

- (1) 事業計画 (単独公共下水道、流域関連公共下水道)
(汚水・雨水計画共、~~汚水計画のみ、雨水計画のみ~~)
面積 汚水 (56.6) ha 区域は別添図のとおり
面積 雨水 (342.6) ha 区域は別添図のとおり
- ~~(2) 測量 (あり、なし) 区域は別添図のとおり~~
- (3) 幹線管きよの施設平面図作成 (既存区域) (汚水・雨水計画共、~~汚水計画のみ、雨水計画のみ、なし~~) 区域は別添図のとおり
- (4) 施設の設置に関する方針 施策数 (終末処理場 1 箇所 ポンプ場 5 箇所) 施策
- (5) 施設の機能維持に関する方針 対象施設 (~~管きよのみ、管きよ・ポンプ場、管きよ・ポンプ場・水処理、管きよ・ポンプ場・水処理・汚泥処理~~)
- (6) 長期的な事業の見通し (あり、なし)

5 . 都市計画決定図書作成

5 . 1 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「都市計画決定図書作成業務委託一般仕様書」第1章1.1及び1.2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書によるものとする。

5 . 2 業務の内容

業務の内容は、下記のとおりとする。

都市計画決定 (単独公共下水道、流域関連公共下水道)
(汚水・雨水計画共、~~汚水計画のみ、雨水計画のみ~~)
面積 汚水(260.5) ha 区域は別添図のとおり
面積 雨水(342.6) ha 区域は別添図のとおり
今後の状況により汚水区域削減を行う

5 . 3 その他特記事項

下水排除面積が1000ha以上の管きよを有する場合は、別途計画図を作成するものとする。

6 . 都市計画法認可

6 . 1 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は「都市計画事業認可申請図書作成業務委託一般仕様書」第1章1.1及び1.2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書によるものとする。

6 . 2 業務の内容

業務の内容は、下記のとおりとする。

都市計画法に基づく事業認可 (単独公共下水道、流域関連公共下水道)
面積 汚水(56.6) ha 区域は別添図のとおり
面積 雨水(342.6) ha 区域は別添図のとおり

別紙 C - 2

終末処理場・ポンプ場ストックマネジメント計画委託業務標準仕様書

1. 業務委託の対象

(1) 分流式雨水ポンプ場

(1) 名 称	大間ポンプ場	須崎ポンプ場	須崎西部ポンプ場	処理場内ポンプ場
(2) 位 置	須崎市潮田町	須崎市港町	須崎市栄町	須崎市潮田町
(3) 下水排除方式	分流式	分流式	分流式	分流式
(4) 能力 (m ³ /秒)	計画時間最大汚水量	4.62m ³ /s	4.54m ³ /s	4.93m ³ /s
	既設能力 (注 1)			13.6m ³ /s
(5) 供用開始年月	1973 (昭和 48) 年	1976 (昭和 51) 年	1973 (昭和 48) 年	1976 (昭和 51) 年

(2) 分流式雨水ポンプ場

(1) 名 称	浜町ポンプ場			
(2) 位 置	須崎市浜町一丁目			
(3) 下水排除方式	分流式			
(4) 能力 (m ³ /秒)	計画時間最大汚水量	0.66m ³ /		
	既設能力 (注 1)			
(5) 供用開始年月	2013 (平成 25) 年			

(3) 公共下水道終末処理場及び施設

(1) 名 称	須崎終末処理場			
(2) 位 置	須崎市潮田町			
(3) 下水排除方式	分流式			
(4) 処理 方式	水処理	生物膜ろ過併用 DHS ろ床法		
	汚泥処理	スクリーンプレス 場外搬出		
(5) 能力 (m ³ /日)	計画 1 日最大処理水量	500m ³ /日		
	既設能力 水処理	1800m ³ /s		
(6) 供用開始年月	1995 (平成 7) 年 10 月			
(7) 焼却炉 (溶融炉) の有・無	無			
(8) コンポスト化施設の有・無	無			

<参考>

2. 作業内容

「作業の有・無」の欄に 印を付ける

作業内容	作業の有・無	備考
1.施設情報の収集・整理	有	
2.リスクの評価	有	
3.施設管理の目標設定	有	
4.長期的な改築事業シナリオ設定	有	
5.点検・調査計画の策定	有	
6.点検・調査の実施	有	
7.修繕・改築計画の策定	有	浜町ポンプ場無 B-DASH 施設無
8.関係機関への説明資料作成	有	
9.照査	有	
10.報告書作成	有	

2.1 ポンプ場施設「表 - - 3」の工種及び対策対象施設

「今回対策対象業務」

施設名	土木	建築	機械	電気	対策内容
流入きよ		-			大間、須崎、西部、場内、浜町
沈砂池・ポンプ室					大間、須崎、西部、場内
ポンプ室					浜町
流出きよ		-			大間、須崎、西部、場内、浜町
吐 口		-			大間、須崎、西部、場内、浜町

2.2 ポンプ場施設「表 - - 3」の対策数量

既設数量及び今回対策施設の数量(大間ポンプ場)

施設名	土木		建築		機械		電気		備考
	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	
流入きよ	4.62	1	-	-					
沈砂池・ポンプ室	4.62	2	4.62	1	4.62	3	4.62	3	
流出きよ	4.62	1		-					
吐 口	4.62	1		-					

既設数量 : 既設の設計水量、池数、台数等

対策施設数量 : 今回の対策施設の設計水量、池数、台数等

2.3 ポンプ場施設「表 - - 3」の対策数量

既設数量及び今回対策施設の数量(須崎ポンプ場)

施設名	土木		建築		機械		電気		備考
	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	
流入きよ	4.54	1	-	-					
沈砂池・ポンプ室	4.54	2	4.54	1	4.54	3	4.54	3	
流出きよ	4.54	1		-					
吐口	4.54	1		-					

既設数量 : 既設の設計水量、池数、台数等

対策施設数量 : 今回の対策施設の設計水量、池数、台数等

2.4 ポンプ場施設「表 - - 3」の対策数量

既設数量及び今回対策施設の数量(須崎西部ポンプ場)

施設名	土木		建築		機械		電気		備考
	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	
流入きよ	4.93	1	-	-					
沈砂池・ポンプ室	4.93	2	4.93	1	4.93	4	4.93	4	
流出きよ	4.93	1		-					
吐口	4.93	1		-					

既設数量 : 既設の設計水量、池数、台数等

対策施設数量 : 今回の対策施設の設計水量、池数、台数等

2.5 ポンプ場施設「表 - - 3」の対策数量

既設数量及び今回対策施設の数量(処理場内ポンプ場)

施設名	土木		建築		機械		電気		備考
	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	
流入きよ	4.93	1	-	-					
沈砂池・ポンプ室	4.93	6	4.93	1	4.93	5	4.93	5	
流出きよ	4.93	1		-					
吐口	4.93	1		-					

既設数量 : 既設の設計水量、池数、台数等

対策施設数量 : 今回の対策施設の設計水量、池数、台数等

2.6 ポンプ場施設「表 - - 3」の対策数量

既設数量及び今回対策施設の数量(浜町ポンプ場)

施設名	土木		建築		機械		電気		備考
	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	
流入きよ	0.66	1	-	-					
ポンプ室	0.66	1	0.66	1	0.66	2	0.66	2	
流出きよ	0.66	1		-					
吐口	0.66	1	-	-					

既設数量：既設の設計水量、池数、台数等

対策施設数量：今回の対策施設の設計水量、池数、台数等

3. 終末処理場施設「表 - - 7」の工種及び対策対象施設
「今回対策対象業務」の欄に 印

施設名	土木	建築	機械	電気	備考
流入きよ		-	-	-	
ポンプ室					
導水きよ		-	-	-	
最初沈殿池		-	-	-	
反応タンク（DHS）		-			
生物膜ろ過槽		-			
最終沈殿池	-	-	-	-	
塩素消毒施設		-			
放流きよ		-	-	-	
吐口		-	-	-	
汚泥濃縮（重力式）		-			
管理棟	-				
独立管廊		-	-	-	

3.1 終末処理場施設「表 - - 7」の対策数量

既設数量及び今回対策施設の数量

施設名	土木		建築		機械		電気		備考
	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	
流入きよ	1	1	-	-	-	-	-	-	
スクリーンユニット	-	-	-	-	0	2	0	2	
ポンプ室	1	1	-	-	1	2	1	2	
導水きよ	1	1	-	-	-	-	-	-	
最初沈殿池（濃縮槽）	0	1	-	-	0	1	0	1	
反応タンク（DHS）	0	1	-	-	0	1	0	1	
生物膜ろ過槽	0	1	-	-	0	1	0	1	
最終沈殿池	0	0	-	-	0	0	0	0	
塩素消毒施設	1	1	-	-	1	1	1	1	
放流きよ	1	1	-	-	-	-	-	-	
吐口	1	1	-	-	-	-	-	-	
汚泥濃縮（重力式）	1	1	-	-	2	1	2	1	
管理棟	-	-	1	1	-	-	1	1	
独立管廊	1	500	-	-	-	-	1	1	

既設数量：既設の設計水量、池数、台数等

対策施設数量：今回の対策施設の設計水量、池数、台数等

4 . 補正

「補正項目の有・無」の欄に 印を付ける

補正項目	有・無
設計対象水量に係る補正	有
複数施設に係る補正	無
沈砂池に係る補正	無
処理方式に係る補正	有
焼却炉（溶融炉）及び汚泥コンポスト化施設に係る補正	無

5 . 施設情報(台帳)

「今回業務対象」の欄に 印を付ける

施設情報(台帳)		今回業務対象	
施設情報(台帳)	有		-
施設情報(台帳)	無		

管路ストックマネジメント計画関連業務委託業務標準仕様書

1. 管路施設

1.1 管路施設ストックマネジメント基本計画策定業務（雨水・汚水共）

分流式下水道の雨水管路施設と汚水管路施設を対象にストックマネジメント基本計画策定業務に適用する。

1.2 修繕・改築計画の策定

管路施設における修繕・改築計画策定業務に適用する。なお、分流式雨水管路施設、汚水管路施設に適用できる。

2. 業務の対象

2.1 委託箇所

公共下水道事業計画区域

2.2 委託対象施設

(1) 管路施設ストックマネジメント基本計画

	汚水	雨水
管路施設	対象の有無等	対象の有無等
対象区域面積	59.9 h a	343 h a
管きよ	有	有
マンホール	無	有
マンホールふた	無	有
取付管	無	無
ま す	無	無

(2) (1)のうち修繕・改築計画

	汚水	雨水
管路施設	対象の有無等	対象の有無等
対象区域面積	59.9 h a	343 h a
幹線管渠延長 (供用済)	0.6km	4.2 k m
マンホール	有	有
マンホールふた	有	有
取付管	無	無
ま す	無	無

2.3 設計条件項目

設計条件項目表（参考）による。

設計条件項目表（参考）

作業項目		設計条件
施設情報の 収集・整理	施設情報収集・整理	有
	施設情報の電子データ化	無
	現地踏査	有
	リスクの特定	有
	被害規模の検討	有
	発生確率の検討	有
	リスクの評価	有
施設管理の目標設定		有
長期的な改築 事業の シナリオ 設定	管理方法の選定	有
	改築条件の設定	有
	最適な改築シナリオの選定	有
	長期的な改築事業のシナリオ設定 のとりまとめ	有
点検・調査 計画の策定	環境区分の設定	有
	点検・調査頻度の検討	有
	優先順位の検討	有
	点検・調査における単位 ・項目の検討	有
	点検・調査対象施設 ・実施時期の設定	有
	点検・調査方法の検討	有
	概算費用の算定	有
	点検・調査計画のとりまとめ	有
点検・調査の実施		設計条件項目表（その2）のとおり
修繕・改築計画の策定		設計条件項目表（その2）のとおり
関係機関への説明資料作成		有
報告書作成		有
設計協議		中間打合せ 3回
関係機関協議		1回
貸与資料	点検・調査データ	（貸与形式：紙・電子データ（一部有））
	管路施設データ	（貸与形式：紙・電子データ（一部有））
	維持管理データ	（貸与形式：紙・電子データ（一部有））

設計条件項目表(その2)(参考)

項 目		設 計 条 件	
点検・調査の実施 (汚水：点検調査実施済) 雨水		管きよ マンホール マンホールふた 取付管 ます	有 無 無 無 無
診断	異常の程度の評価	管きよ マンホール マンホールふた 取付管 ます	有 有 有 無 無
	緊急度・健全度の判定	管きよ マンホール マンホールふた 取付管 ます	有 有 有 無 無
対策の必要性検討		有	
修繕・改築の優先順位の検討		有	
対策範囲の検討		有	
長寿命化対策検討対象施設の選定		有	
改築方法の検討	改築方法の選定	有	
	ライフサイクルコスト改善額の算定	有	
実施時期の設定及び概算費用の算出	事業量の算出と実施時期の設定	有	
	計画期間内の概算費用の算出	有	
修繕・改築計画のとりまとめ		有	

2.4 詳細調査

詳細調査項目	調査の有無	調査数量
潜行目視調査 (内径 800 mm以上)	有	4.2km(雨水幹線)
T Vカメラ調査 (内径 800 mm未満及び必要と判断される箇所)	雨水管のみ有	9.6km(汚水実施済) 雨水事業計画面積：343ha
取付管調査	無	385 箇所(汚水実施済)
マンホール目視調査 (上下流管路施設含む) 1	雨水管のみ有	89 箇所(汚水実施済) 雨水事業計画面積：343ha
マンホール巡視・点検調査 (管口含む) 2	雨水管のみ有	雨水事業計画面積：343ha
マンホールふた巡視 ・点検調査	雨水管のみ有	雨水事業計画面積：343ha
測 量	無	基準点測量 - km 水準測量 - km 縦断測量 - km 管路施設断面・寸法 - 箇所

1 マンホール内に入ってライトを用いて管路施設内を目視調査する。

2 地上からライトを用いてマンホール内面及び管口を目視点検又は簡易T Vカメラ調査する。

調査項目は、必要に応じて追加、削除する。

会計関連業務委託業務標準仕様書

1. 業務の範囲及び内容

本業務の範囲は、次のとおりとする。

1.1 基本計画の策定（H26 年度成果に準拠する）

法適用業務を開始するにあたり、事前に検討が必要な内容について検討を行い、基本計画を策定する。

1.2 固定資産調査・評価

下水道事業における現有資産を整理するとともに、各種固定資産情報（取得価額、帳簿価額、財源等）をとりまとめる。また、整理結果は、企業会計システム、資産管理システム等に取り込める形式で電子データ化する。

1.3 企業会計移行支援（企業会計移行年度時）

法適用に伴い必要な事務手続きや作業等を円滑に進めるため、各種支援を実施する。また経営状況の把握を行なうとともに、下水道使用料及び受益者負担金（分担金）の分析検討を行なう。

2. 準拠する法令、規則等

本業務の実施にあたっては、業務委託契約書及び本提案書によるほか、次の各号に掲げる関係法令及び施行規則等に準拠し実施するものとする。

- (1) 地方公営企業法(1952(昭和27)年号外法律第292号)
- (2) 地方公営企業法施行令(1952(昭和27)年政令第403号)
- (3) 地方公営企業法施行規則(1952(昭和27)年総理府令第73号)
- (4) 地方公営企業資産再評価規則(1952(昭和27)年総理府令第74号)
- (5) 地方公営企業法及び同法施行令に関する命令の実施についての依命通達1
- (6) 地方自治法(1947(昭和22)年法律第67号)
- (7) 地方財政法(1948(昭和23)年法律第109号)
- (8) 消費税法(1988(昭和63)年法律第108号)
- (9) 下水道法(1958(昭和33)年法律第7号)
- (10) 下水道事業に係る線出基準及び同運用通知
- (11) 下水道事業における企業会計導入の手引き(社団法人日本下水道協会編)
- (12) その他関係法令、規程、規則等

3. 基本計画の策定

法適用業務を開始するにあたり、課題や条件を整理し、具体的な対応策の検討を行い基本方針を示すことを目的とする。

4. 作業項目

基本計画策定における作業項目の主なものは、次の各号とする。

- (1) 移行に伴う課題の整理

- (2) 法適用に伴う準備作業及び日程の検討
- (3) 基本方針、年次計画工程表の作成
- (4) 法的化計画の策定

5 . 移行に伴う課題の整理

- (1) 下水道事業の法適用にあたり、一般的な課題を整理するとともに、須崎市における関連部局との調整事項や課題を整理する。また、須崎市水道事業との将来的な組織統合を考慮した体制の検討を行なう。
- (2) 会計システム構築に必要な作業項目を整理する。

6 . 法適化に伴う準備作業及び日程の検討

法適化に伴う課題にそって、必要な作業の洗い出しにより、項目別に整理し移行作業スケジュールを作成する。

7 . 基本方針、年次計画工程表の作成

基本計画策定において、検討したものをとりまとめ、基本方針として整理するとともに法適用までの年次計画工程表を作成する。

8 . 法的化計画の策定

下水道事業法適化推進要領に示される財政措置を適用するにあたり、必要となる下水道事業法適化計画を作成する。

9 . 固定資産調査・評価

現有資産を把握するために、固定資産の整理・調査を実施し、法適用開始時の固定資産の帳簿価額算定を目的とする。

10 . 対象資産及び調査予定数量

- (1) 終末処理場（未調査年度分） 設計書本数 20 本程度
- (2) 管路延長（未調査年度分） 設計書本数 10 本程度

11 . 資産調査の方針

資産調査手法は、以下のとおりとし、資産調査スケジュールを作成する。

- 管路施設…………… 標準手法
- 処理場ポンプ場…………… 標準及び詳細手法

12 . 固定資産評価マニュアルの作成

作業手順の明確化、作業レベルの統一化を図るため、資産評価マニュアルを作成する。

作成にあたっては、企業会計移行への基本方針、資料収集の状況、既存の資産台帳の状況等を踏まえ、次の事項について検討する。

- (1) 固定資産管理単位の検討
- (2) 資産調査項目(資産管理と施設・設備管理で必要な項目を整理し決定)
- (3) 取得価額及び財源の算定方法(間接費の配賦方法、財源構成の整理)

- (4) 帳簿価額の算定方法(減価償却計算に関する条件等の整理)
- (5) その他(除却資産、不明資産、受贈資産の取扱い)

1 3 . 資料の収集及び整理

資産評価に必要な基礎資料を収集し、設計書、工事関係資料及びその他関連資料等の整理を行なう。なお、調査に必要な資料については、発注者により貸与する。また、発注者から貸与される資料については、受注者は必ず「借用書」を提出し、その重要性を認識し、資料の汚損、滅失等の事故のないよう取扱い、使用後は速やかに返却するものとする。

1 4 . 資産の調査・整理

- (1) 設計書、工事関係資料、竣工図及びその他関連資料等から、資産調査を行なう。
- (2) 取得価額は、年度別事業費の総額と整合させる。
- (3) 管路工事については、工事単位にて、必要な属性情報を調査・整理する。
- (4) 処理場施設の資産は、必要な属性情報を調査整理する。設計書等がない場合は、現場調査を実施する。

1 5 . 受贈資産、除却資産の調査・整理

開発行為による寄贈を受けた受贈資産及び除却資産の調査は次のとおり実施する。

1 5 . 1 受贈資産

民間開発等により、寄贈を受けた下水道施設等の受贈資産について、調査・整理を行なう。なお、必要な資料がない場合は、発注者と受注者が協議の上、評価手法を確認し、取得価額を決定する。また、調査結果を受贈資産一覧表としてとりまとめる。

1 5 . 2 除却資産

設計書、工事関係資料及び竣工図をもとに、除却済みの下水道施設を抽出し、除却資産一覧表としてとりまとめる。

1 6 . 不明資産の調査

- (1) 設計書、工事関係資料、竣工図及び受贈関係資料等、確認できなかった資産については、不明資産として発注者と受注者が協議の上、評価手法を確認し取得価格を推定する。
- (2) 工事関係資料により、工事講負額が個別に把握可能な場合は、把握可能な資産単位の中で講負額に合わせて、工事毎に取得価格を決定する。また、調査結果は不明資産一覧表としてとりまとめる。

1 7 . 資産管理図の作成

- (1) 管路施設に係る資産の重複欠落等の防止及び現有資産の位置把握のため、下水道台帳をもとに資産管理図を作成する。
- (2) 設計書等に添付された設計図等をもとに、各工事の施コニ位置を特定し、資産管理図に、工事番号若しくは資産管理番号を記載する。工事位置が分かるように着色し、設計書の工事内容と図面の記載内容が相違ないか確認する。

- (3) 処理場及びマンホールポンプ設備についても、現有資産の位置把握のために資産管理図を作成する。

18．間接費の把握

職員給与費や事務費等の間接費を整理する。

19．資産評価及び減価償却費の算出

- (1) 調査整理された資産について、取得年度、取得価額、耐用年数による減価償却計算をもとに、企業会計開始時の2017（平成29）年4月1日時点の帳簿価額を算定する。また、2017（平成29）年度の減価償却費を算出する。

- (2) 減価償却計算は、関係法令に準拠する。

減価償却方法 定額法

残存価額取得価額の10%

耐用年数 法定耐用年数

地方公営企業法施行規則及び総務省通知に準拠

減価償却対象額取得価額の95%

3年度別の資産一覧表を作成する。この際には、長期前受金として計上する財源内訳が把握可能とできるように留意する。

- (3) 企業会計システムに取込み可能な形式の資産データを作成し、データ移行を行なう。

20．企業会計移行支援（移行年度時）

法適用に伴い、必要な事務手続きや作業等のすべてを円滑に進めるため、総合的な支援を目的とする。

21．支援項目

受注者は、発注者に対し次の各号に掲げる支援を行なう。

- (1) 会計処理方針の決定支援(予算・勘定科目等の設定)
- (2) 打切り決算及び移行初年度予算調整の支援
- (3) 開始及び予定貸借対照表作成支援
- (4) 経営状況の把握
- (5) 下水道使用料等の分析検討
- (6) その他法適用に必要な支援
- (7) 条例、規則、規程の制定又は改廃支援
- (8) 職員研修

22．会計処理方針の決定支援

市の下水道事業内容と資産内容に基づき、企業会計方式への移行後に必要な勘定目及び予算科目を検討する。

23．その他法適用に必要な支援

受注者は、その他支援として、次の各号に掲げる必要な支援を実施する。

- (1) 出納及び収納取扱金融機関の指定

- (2) 審議会、庁内会議等会議資料の作成
- (3) 総務省への異動報告書の作成
- (4) 税務署への事業開始、廃止、異動届出書類作成等

24．条例、規則、規程の制定又は改廃支援

下水道事業が、地方公営企業法を適用するために必要となる条例・規則・規程等の制定又は改廃等の整備を支援する。

25．職員研修

官庁会計から企業会計に移行するにあたり、地方公営企業としての経営を行なうため、新たな経営組織に対応できるよう基礎知識習得等の職員研修を、下水道事業に携わる全職員を対象とした職員研修を行なう。研修は地方公営企業法及び企業会計の仕組みと実務に関する項目などとする。研修を行なう際は事前に発注者と内容、講師、及び実施日について打ち合わせを行う。

26．業務報告書の作成

受注者は、本業務で支援した内容、移行業務の内容及び移行に伴う検討課題に対するまとめ等について、業務報告書に取りまとめ、発注者に成果品として納品する。

27．打切り決算及び移行初年度予算調整

年度の打切り決算処理の支援及び 年度予算の原案に関する基礎資料の作成と予算調整を支援する。

28．開始・予定貸借対照表作成

資産調査及び評価の結果と、 年度予算書、引継現金、未収金及び未払金等の把握に基づき、 年 月 日時点の予定開始貸借対照表及び 年 月 日時点の予定貸借対照表を作成する。

29．経営状況の把握・【経営戦略】

総務省で整理されている下水道事業経営指標及び公営企業年鑑の財務指数を分析項目として財務分析を行なう。また、財政シミュレーションモデルを構築し、現況の経営状況を継続させた場合について財政収支予測を行なう。

30．下水道使用料等の分析検討【経営戦略】

- (1) 維持管理費や資本費について整理し、汚水処理原価の検討を行なう。
- (2) 現行料金体系の調査・整理、他都市の事例整理を行なう。また、維持管理費の対象額と起債償還等の公費負担額の有無・割合について検討ケースを設定し、検討ケースに応じた処理原価に対する使用料単価を算出する。
- (3) 受益者負担金(分担金)未設定区域の受益者負担金(分担金)のあり方について、調査・整理、他都市の事例整理を行なう。
- (4) 受益者負担金(分担金)額等の設定算出方法など制度構築のための支援として分析検討を行なう。

3 1 . 照査・成果品

3 1 . 1 照査

- (1) 受注者は、本業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分に整理することにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに審査を実施し、固定資産調査及び評価に誤りがないようつとめなければならない。
- (2) 照査技術者は、本業務全般にわたり次の各号に掲げる事項について照査を実施しなければならない。

基本条件の確認

業務計画の妥当性の確認

固定資産評価及び減価償却費算出結果の確認

成果品の確認

3 1 . 2 成果品

業務の成果品は次の各号のとおりとする。

- (1) 業務報告書
- (2) 固定資産一覧表
- (3) 受贈財産一覧表
- (4) 除却資産一覧表
- (5) 不明資産一覧表
- (6) 資産管理図
- (7) 企業会計システム
- (8) 打合せ記録簿
- (9) その他発注者の指示する資料
- (10) 上記データ等を記録した電子媒体

事務支援業務委託業務標準仕様書

1. 業務の目的

本業務は、現在市職員により行われている各種事務事業等についてコンセッション事業期間中（20年間）の各種事務事業について民間事業者により作成支援を行うことを目的とする

2. 業務の内容

- ・ 予算・会計処理支援（予算会計に関する事務支援）
- ・ 統計処理事務支援業務
- ・ 調査資料作成事務支援（関係機関からの調査資料支援）

別紙D-1

須崎市終末処理場運転維持管理等包括的民間業務委託 特記仕様書

1. 目的

本仕様書は、須崎市終末処理場における運転維持管理等業務委託（以下「業務」という。）の必要な細目を定めることを目的とする。

1.1 委託場所

本業務における委託場所は以下のとおりとする。

委託場所 須崎市潮田町3 - 13
須崎市終末処理場

1.2 履行期間

- (1) 履行期間は、2019年10月1日から2023年3月31日までの4年6ヶ月とする。
- (2) 業務引継ぎ期間は、契約締結日から業務開始の前日までをいう。

1.3 対象施設の概要

本業務における対象施設は以下のとおりとする。

終末処理場

- (1) 排除方式 : 分流式
- (2) 処理方式 : 生物膜ろ過併用DHSろ床法
(下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト))
- (3) 現有施設能力 : 日最大処理水量 500 m³
- (4) 汚泥処理方式
濃縮方式 : 重力濃縮
脱水方式 : スクリュープレス脱水

2. 運転に係る条件

2.1 有資格者

業務に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 下水道法第22条第2項の資格者
- (2) 第2種電気工事士
- (3) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- (4) 機械工又は電気工として実務経験を有する者
- (5) 下水処理場、排水ポンプ場又はし尿処理場の操作、整備点検に従事した実務経験を有する者

2.2 有資格者の確保

法令上業務に直接必要とされる有資格者は、事業者において確保するものとする。

2.3 監督員

市は、監督員を定め、その氏名等を書面で事業者に通知しなければならない。監督員を変更した場合も同様とする。

監督員は、事業者が業務を円滑に履行するために、指導監督を行う。

2.4 従業員及び業務総括責任者等

事業者は、業務に従事する従業員の氏名及び分担等を前もって書面で市に届けなければならない。

事業者は、業務総括責任者及び主任を定めるものとする。

業務総括責任者と主任は、これを兼ねることができる。

市は、事業者の従業員で業務の履行上著しく不適格と認められる者があったときは、その理由を明示し、必要な処置を求めることができる。その場合において、事業者は業務に支障をきたさないよう速やかに処置しなければならない。

2.5 従業員の資質基準

事業者が配置する従業員の職種による資質は、次の基準によるものとする。

- (1) 業務総括責任者 下水道処理施設管理技士有資格者若しくはそれと同等以上の能力を有し、業務全体の責任者として職務を総括する管理能力を有する者
- (2) 主任 業務総括責任者を補佐及び代行し、業務についての的確な判断のできる者

2.6 業務総括責任者の職務

業務総括責任者は、業務の目的及び内容等を十分理解して職務を履行し、従業員の指揮、監督、教育及び事故の防止に努め、日常の業務履行にあたっては、状況を的確に把握したうえで、市との連絡及び協議を行うものとする。

2.7 業務体制

処理場の業務体制は、次のとおりとする。

- (1) 業務時間 8時30分から17時10分まで
- (2) 運転業務 月曜日から金曜日まで
- (3) 監視業務 土曜日、日曜日、国民の祝日並びに夏季及び年末年始等で市の指示する日
- (4) 夜間は非常通報装置による体制とする。
- (5) (4)に定めるほか、必要な作業が発生した場合は、市及び事業者が協議して業務体制を変えることができるものとする。

2.8 緊急時の体制

事業者は、大雨、台風及び重大事故等の緊急事態の発生に備えて、応急処置体制を確立し、当該事態には、市の要請に応じて、所要の人員を所定の場所に配置しなければならない。

2.9 安全の確保

事業者は、常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害発生を防止し、安全性の向上に努めなければならない。

3. 運転等の基準

3.1 流入基準

流入量及び流入水質は次のとおりとする。なお、流入量の著しい増加及び流入水質の著しい変化があった場合、その処理に係る費用負担は別途協議とする。

(1) 流入量（2016（平成28）年度の流入水量±特殊要因で検討）

400 m³/日

(2) 流入水質

BOD 190mg/L
S S 160 mg/L
p H 5.0 ~ 9.0

3.2 放流水質

放流水目標値は次の通りとする。ただし、下水道革新的技術実証事業の水処理施設を管理するため、放流水質は事業者の努力目標値とする。なお、下水道法における放流水質基準を超過したときのリスク分担は市とする。

項目	放流目標値
PH	5.0 ~ 9.0
BOD	15mg/L 以下
SS	30mg/L 以下
大腸菌群数	3000 個/cm ³ 以下

4. 業務の範囲

業務の範囲は、マンホールポンプ室以降放流までの水処理施設全体、污泥処理棟兼管理棟及びそれらの附帯施設とする。

4.1 業務の内容

業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 中央操作室における計器類の監視及び操作並びに記録
- (2) 処理場設備機器の運転操作及び記録
- (3) 既設水処理設備の保守運転
- (4) 各種機器の日常及び定期点検整備及び記録
- (5) 水質等の監視
- (6) 処理場の維持管理に必要な水質試験業務及び記録
- (7) 処理場の運転用薬品、消耗品、油脂類等の管理および調達
- (8) 処理場の設備修繕（設備修繕計画に従い限度額を定めて行うもの）
- (9) 法定水質分析
- (10) 沈砂、しさ、スカムの搬出

- (11) 環境の保持
 - 汚泥棟兼管理棟の床、タイル、窓ガラスの定期的な清掃
 - 汚泥棟兼管理棟のワックス仕上げ
 - 場内の清掃、環境整備
- (12) 臭気、騒音等に関する巡視

5. 業務対象の主要設備

業務対象となる主要な設備は、次のとおりとする。

- (1) 主ポンプ設備
- (2) 水処理設備
- (3) 送風機設備
- (4) 水処理電気設備
- (5) 汚泥棟兼管理棟の空気調和設備
- (6) 受配電設備
- (7) 汚泥処理設備

5.2 物品調達業務

4.1(7)に規定する物品管理調達業務は、次のとおりである。

- (1) 物品管理調達業務は、運転管理に要する薬品、消耗品、油脂類等の管理及び調達である。
- (2) 対象品及び使用量は添付資料の「物品調達一覧表」に記載するとおりである。
- (3) 受領した納品書等の書類は事業者が保管するものとする。
- (4) 物品管理は、適切な品質・規格のものを調達し、設備機器運転等に支障がないようにしなければならない。
- (5) 物品管理は、常に在庫を把握するとともに的確に調達し、在庫不足による設備機器運転等に影響が出ないようにしなければならない。
- (6) 保管場所及び保管物については、効率的な取扱いができるよう消耗品類の位置を定めるとともに、整理整頓に心がけ、特に重量物の保管には注意し、事故防止に心掛けること。
- (7) 事業者は、各物品管理調達品において、あらかじめ特記仕様書に記載した年間使用量に対し著しく変動する見込みがある場合は、その費用について市と協議することができる。(著しい変動とは特記仕様書に記載した年間使用量に対し $\pm 3\%$ を超えるものとする)ただし、事業者の故意又は重大な過失によって使用量が増大する場合の費用は事業者の負担とする。

5.3 設備修繕業務

4.1(8)に規定する設備修繕業務は、次のとおりである。

- (1) 設備修繕業務については、その係る費用の上限を年度当初に市、事業者協議により決定する。
- (2) 修繕内容については、市、事業者協議によるものとする。

- (3) 事業者は、設備修繕業務を終了した場合は、速やかにその結果を記載した報告書を市に提出する。
- (4) 施工不良等、修繕業務に関して生じた損害及び修繕費の増大については、事業者の負担とする。
- (5) 突発的に発生した修繕の費用については年度当初に定めた修繕の限度額の範囲で市、事業者協議の上、振り替えることができるものとする。ただし、次年度以降の修繕計画に影響を及ぼさない範囲とすること。

5.4 設備修繕の限度額

前項の設備修繕の限度額は、年 200 万円（消費税および地方消費税を除く）とする。

5.5 市の負担経費

業務上必要とする次の経費は、市の負担とする。ただし、その受け渡し及び取り扱いについては、市の指示により事業者が行う。

- (1) 光熱費
- (2) 沈砂、しさ、脱水汚泥の場外搬出処分費
- (3) 特殊工具類
- (4) 下水道革新的技術実証事業に付随するもの
- (5) その他業務上必要と認められるもの

5.6 事業者の負担経費

事業者の従業員にかかる事務用品及び衣服類等は、事業者が負担するものとする。

5.7 機器の点検整備業務

事業者は、点検及び整備により発見した不良箇所又は故障の発生した破損箇所のうち、工具、支給材料等を用いて修理可能なものは、市と協議のうえ修理するものとする。ただし、緊急を要する場合には、応急処置を行い、速やかに市に報告すること。

5.8 下水道革新的技術実証事業の運転維持管理業務

事業者は、市が実施する下水道革新的技術実証事業の実証運転に伴う運転データの収集に協力するものとする。

下水道革新的技術実証事業の対象施設の不具合における対応費用については、市の負担とし別途精算する。

下水道革新的技術実証事業の対象施設が性能を担保できない事態が発生し、既設水処理施設を立ち上げることが必要となった場合の費用については、市の負担とし別途精算する。また、立ち上げにより発生した不具合については、市のリスク分担とする。

市又は下水道革新的技術実証事業実施者の指導・指示を受け、運転方法の変更等を行ったことにより発生した不具合については、市のリスク分担とする。

5.9 火災の防止

事業者は、処理場施設の各箇所に火元責任者を定め、防火教育を徹底し、火災の防止に努めなければならない。

5.10 清掃等

事業者は、業務場所の清掃、不要物品等の整理に努め、快適な作業環境の維持に努めなければならない。

5.11 施設の改善要求

事業者により策定された修繕計画に基づき、事業者は管理する上で、事業者の責任に帰さない理由により、施設、設備に支障がある場合、市に対し、その改善要求を行うことができる。

事業者は、施設、設備の改善要求を行う場合、次の事項を明らかにした改善要求書を提出しなければならない。

- (1) 改善が必要な理由
- (2) 正常な管理を行ってきた証拠
- (3) 必要な改善措置案

市は、事業者から提出された改善要求書に基づき、両者を協議で行い、必要に応じ適切な措置を講ずることとする。

6. 疑義の協議

本仕様書及び一般仕様書に明記されていない事項について疑義を生じた場合は、市、事業者協議して定めるものとする。

7. その他

7.1 業務実施計画書

事業者は、事業期間全体の業務に関する業務実施計画書、年間の業務に関する年間業務実施計画書、月間の業務に関する月間業務実施計画書を作成し、市に提出すること。その際には次の事項を含めること。

- (1) 業務概要に関すること
- (2) 管理体制に関すること
- (3) 業務計画に関すること
- (4) 業務実施方法に関すること
- (5) 緊急時等対応計画に関すること
- (6) その他必要事項

7.2 業務報告書

事業者は、業務実績を明らかにした日誌により、市に業務内容を報告すること。

また、業務実施計画書と日誌を踏まえて、年間の業務に関する年間業務実施報告書、月間の業務に関する月間業務実施報告書を作成し、市に提出すること。

7.3 盗難の防止

事業者は、業務場所における設備機器、工具、備品等の盗難及び不法侵入者を防止するために十分な監視と施錠を励行し、異常が発見された場合は、直ちに市に連絡すること。

7.4 事務室等の使用

事業者が業務遂行上必要な事務室及び控室等については無償で使用できるものとする。ただし、清掃等の管理及び破損、汚損の弁償は事業者の負担とする。

7.5 委託期間満了後の措置

事業者は、委託期間が満了した場合、貸与された施設等について、市の立会のもとで速やかに原形に復して返還すること。ただし、正当な理由がある場合には除外する。

事業者は、翌年度当初業務の正常な運転管理ができるよう、市の指示に従い、引継ぎに必要な期間、業務に係る熟練者を配置すること。

前段において、業務引継ぎ期間が契約期間外となった場合の費用は、市、事業者協議の上決定する。

7.6 不可抗力

この業務は、5ヶ年の包括的維持管理を行うものである。事業者は業務範囲が拡大したことにより、創意工夫を行い維持管理の効率化に努めるものとする。

市は、次の条件下において3.2放流水質に示されている基準を遵守できなかった場合、事業者へ責任を求めないこととする。

- (1) 特記仕様書に示す終末処理場等の能力を超える水量が流入した場合
- (2) 終末処理場の施設または水質に影響を及ぼす有害物質、化学物質等が流入した場合
- (3) 天災に起因する場合
- (4) 下水道革新的技術実証事業の対象施設に不具合が発生した場合
- (5) その他事業者の責務に帰することができない外的要因によると公平に判断できる場合

前各号に示した事態が発生した場合、事業者は緊急措置を講じた上で、その事態の内容想定される終末処理場等への影響、緊急措置の内容を速やかに市へ報告すること。

D-1 添付資料

表 9-1 物品調達業務 一覧表

項目	区分	物品調達品	数量	参考価	金額
薬品	薬品、試薬	固形塩素剤 (20kg / 箱)	7 箱	10,500	73,500
		脱水ポリマー	180 kg/年	950	171,000
		ろ布洗浄剤	15 kg	1,800	27,000
		硝酸、硫酸、塩酸、水酸化カルシウム、水酸化ナトリウム、 テスオキシレート寒天培地、N/10シュウ酸ナトリウム、 1Nチオ硫酸ナトリウム、硝酸銀、pH調整液、 0.1%オルトリン溶液、過マンガン酸カルシウム、 ヨウ化カルシウム、酢酸ナトリウム、洗浄液等	1 式		120,000
消耗品類	運転管理用 消耗品	パッキン類、蛍光灯、乾電池 等	1 式		50,000
	水質試験用 消耗器具	蒸発皿、駒込ビレット、キムワイプ、ビーカー、 エカルビーカー、滅菌シャーレ、ガラス繊維ろ紙、 イオン交換樹脂カートリッジ、自動ビュレットゴム球、 フラスコ、薬包紙、沈殿管、分析計器類	1 式		120,000
	油脂類	オイル、グリス等	1 式		10,000
	施設保守用 用品	ペンキ・ハケ・接着剤等の保守材、ソケット等の配管材、バルブ ホルト・ナット・針金等の金物類	1 式		10,000
	衛生管理用 用品	デッキブラシ・ほうき等の清掃用具 トイレットペーパー・洗剤等の日用品	1 式		8,500
	補修用材料	木材、骨材、鉄管、塩ビパイプ、コンパネ等	1 式		10,000
水質分析	法定水質 分析	生活環境項目(7項目)、有害物質項目(33項目)	2 回	250,000	500,000
		合計			1,100,000

別紙 D-2

漁業集落排水処理施設浄化槽維持管理包括的民間委託業務 仕様書

1. 目的

漁業集落排水処理施設浄化槽維持管理業務は、1984（昭和59）年3月30日厚生省令第17号環境省関係浄化槽法施行規則並びに契約書及び本仕様書に従い、次に定める内容及び基準等によるものとし、誠意ある業務を行うものとする。

1.1 業務名

漁業集落排水処理施設浄化槽維持管理委託業務

1.2 履行期間

- (1) 履行期間は、2019年10月1日から2024年3月31日までの4年6ヶ月とする。
- (2) 業務引継ぎ期間は、契約締結日から業務開始の前日までをいう。

2. 業務場所

本業務における委託場所は以下のとおりとする。

委託場所

- (1) 池ノ浦漁業集落排水処理施設
 - ・須崎市浦ノ内 224
- (2) 中ノ島漁業集落排水処理施設
 - ・須崎市大谷 884 番地先
 - ・須崎市大谷 880 番地先
 - ・須崎市野見 155 番地 2
 - ・須崎市大谷 906 番地先

3. 業務範囲

業務の範囲については、添付資料に示す地域の浄化設備に関する保守・点検業務を行うものである。

3.1 点検回数

浄化槽の保守点検回数は、池ノ浦地区、中ノ島地区及び蜂ヶ尻地区、白浜地区は年26回（2週間に1回）とし、戸島地区は年12回（月に1回）以上とする。また、戸島地区は海上輸送とする。

3.2 保守点検の報告

本管理については法律で定める有資格者1名を専任し、熟練された作業員と共に契約どおり定期的に巡回し、次に定める業務を確実にを行い、保守点検又は清掃の記録を2部作成

し、うち1部を委託者に提出して、5年間（業務期間内）保存しなければならない。

3.3 業務内容

浄化槽の保守点検業務の内容は次のとおりとする。

(1) 浄化槽の維持管理

水質管理 溶存酸素、PH、(SV%) 残留塩素、透視度測定、空気調整、水量、水温

機械管理 機器の電流、電圧、絶縁抵抗の測定

配管管理 配管の磨耗点検

その他必要に応じた管理

(2) 浄化槽への薬剤投入

多木化学ペースリッチ（有効塩素 90%）

4ppm 注入（処理水量 m^3 日 \times 30日 \times 4ppm \times 100/90 \times 0.8）

(3) 中継ポンプ場の維持管理（中ノ島地区・蜂ヶ尻地区・戸島のみ）

(4) 機器消耗品、油脂の管理

Vベルト交換・プロアオイル・グリス等の補給・プロアフィルター交換

(5) 汲み取り清掃業務

須崎市の一般廃棄物収集運搬許可業者とする。

(6) 臨時点検

異常が発生した場合及び異常が発生する恐れがある場合など、必要に応じて速やかに行うものとする。

4. 業務要領

4.1 保守点検の技術上の基準

(1) 浄化槽の正常な機能を維持するため、次に掲げる事項を点検すること。

流入管渠と槽の接続及び放流管渠と槽の接続状況

槽の水平の保持の状況

単位装置及び付属機器類の設置の位置の状況

スカムの生成、汚泥等の堆積、スクリーンの目詰まり、生物膜の生成、その他単位装置及び付属機器類の機能の状況

(2) 流量調整タンク又は流量調整槽にあっては、ポンプ作動水位及び計量装置の調整を行い、汚水を安定して移送できるようにすること。

(3) ばっ気装置にあっては、散気装置が目詰まりしないようにし、又は機械攪拌装置に異物等が付着しないようにすること。

(4) 駆動装置及びポンプ設備にあっては、常時又は一定の時間ごとに、作動するようにすること。

(5) 接触ばっ気室又は接触ばっ気槽にあっては、溶存酸素量が適正に保たれるようにし、及び死水域が生じないようにすること。

(6) ばっ気タンク、ばっ気室又はばっ気槽及び流路にあっては、溶存酸素量及び混合液浮遊物質濃度が適正に保持されるようにすること。

- (7) 汚泥返送装置又は汚泥移送装置にあつては、適正に作動するようにすること。
- (8) 悪臭並びに騒音及び振動により周囲の生活環境を損なわないようし、及び蚊、ハエ等の発生の防止に必要な措置を講じること。
- (9) 放流水は、環境衛生上の支障が生じないように消毒されるようにすること。
- (10) 前各号の他、浄化槽の正常な機能を維持するため、必要な措置を講じること。

4.2 清掃の技術上の基準

汚水管渠、インバート枅、スクリーン、移流管、移流口、越流せき、散気装置、機械攪拌装置、フロアフィルター、流出口及び放流管渠にあつては、付着物、沈殿物等を引き出し、洗浄、清掃等を行うこと。

4.3 緊急の措置

作業中、設備に異常が認められたとき、または異常の連絡を受けたときは、速やかに現場に行き、臨機の措置を行うとともに市に連絡し、その指示に従い復旧に努めなければならない。

4.4 業務実施計画書等

- (1) 受託者は、業務の履行にあたり次の書類を定められた期間内に提出すること。また、業務実施計画書に記載する事項及び内容は次の各号のとおりとし、印刷物及びCD-R/RW（電子データの形式はPDFまたはドキュワークス）にて提出するものとする。

契約締結後1ヶ月以内に、次の書類を提出すること。

- ・ 総括責任者選任届
- ・ 法定資格者選任届
- ・ 従業員選任届
- ・ 業務実施計画書
- ・ 施設使用許可願
- ・ その他必要なもの

年間業務実施計画書一式（2019年度は契約後1ヶ月以内、次年度以降は新年度開始前10日以内に提出）

年間業務報告書一式（翌年度の4月5日（休日等の場合は、その翌日）までに提出。

ただし、契約終了年度の業務報告書については、業務終了月の翌月の5日（休日の場合は、その翌日）までに提出すること。）

月間業務報告書一式（翌月の5日（休日等の場合はその翌日）までに提出）

- (2) 業務実施計画を変更する必要がある場合は、その都度、市と協議しなければならない。但し、軽微な変更はこの限りではない。
- (3) 業務報告書及び運転管理記録は、単に記録して保存するだけでなく、今後の施設建設や改修及び維持管理の改善のため、データベースとして整理しておくこと。

4.5 年間業務実施計画書

受託者は、年間業務実施計画を作成し、次の事項について記載すること。

- (1) 業務概要に関すること
- (2) 管理体制に関すること
- (3) 業務計画に関すること
- (4) 業務実施方法に関すること
- (5) 計画に関すること
- (6) 緊急時等対応計画に関すること
- (7) 安全衛生管理に関すること
- (8) 巡回・保守点検の年次計画
- (9) その他必要事項

4.6 年間業務報告書

受託者は、年間業務実施計画に基づき業務を完了したときは、次の事項について記載した年間業務報告書を提出すること。

- (1) 年間点検報告書
- (2) 故障・不具合・修繕等の措置に関する年間報告
- (3) 年間業務に関する考察

4.7 月間業務報告書

受託者は、年間業務実施計画に基づき業務を完了したときは、次の事項について記載した月間業務報告書を提出すること。

- (1) 年次計画による月別巡回・保守点検結果
- (2) 補修・修繕等措置報告
- (3) 故障時等緊急対応措置報告
- (4) 環境整備業務報告
- (5) 物品管理調達報告
- (6) 月間業務に関する考察

4.8 業務完了検査

受託者は、年間業務を完了したときは市の業務完了検査を受けること。

5. その他

5.1 設備修繕の限度額

設備制度の限度額は、委託期間内総額は中ノ島漁業集落排水処理施設 100 万円、池ノ浦漁業集落排水処理施設 25 万円とする。(ともに消費税及び地方消費税を除く。)

5.2 受託者の負担経費

受託者の従業員の事務用品、衣服類等及び巡回点検等にかかる費用は、受託者が負担するものとする。

5.3 雑則

- (1) 本仕様書に明記されていない事項であっても、維持管理上当然必要な業務等は良識ある判断に基づいて行うこと。
- (2) 本業務に係る資料の提出を市が要求した場合は、速やかに応じること。
- (3) 契約期間満了又は契約書に定めるところにより契約解除がなされる場合、受託者が業務の遂行上設置又は搬入した装置及び備品については、市が指示する期間内に受託者の責任で撤去し、受託前の原状に復帰するものとする。

5.4 疑義の協議

本仕様書に明記されていない事項について疑義を生じた場合は、市、受託者協議をして定めるものとする。

D-2 添付資料

【池ノ浦漁業集落排水処理施設詳細】

場 所	規 模・規 格					
	人槽 (人)	処理水量	設置年月日	放流水質 BOD	放流水質 SS	汚泥引 抜き
須崎市浦ノ内福良 224	210	56.7m ³ /日	H12.3.1	20ppm以下	30ppm以下	20 m ³

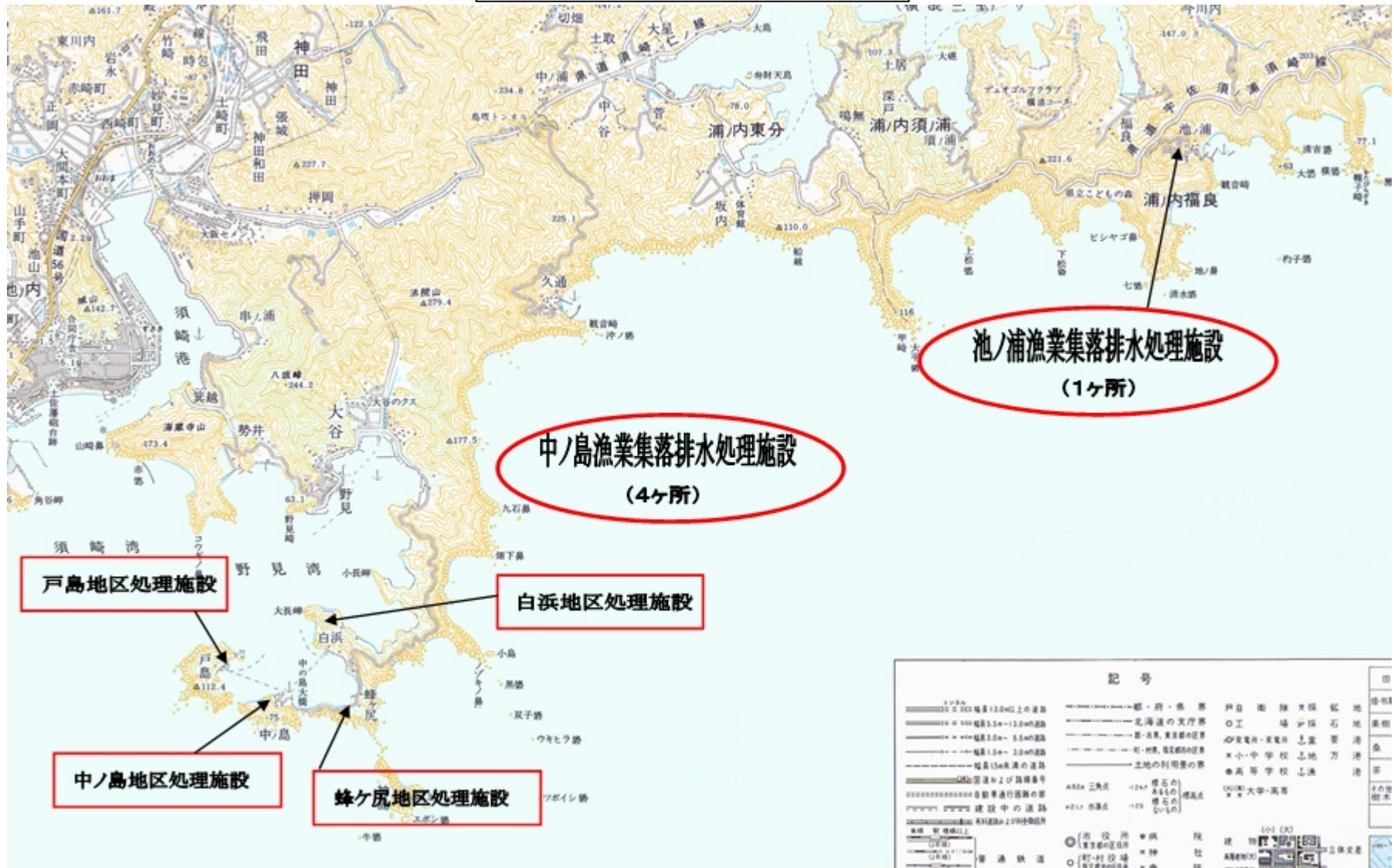
- ・処理方式 接触ばっ気方式
- ・メーカー 日本化工(株)

【中ノ島漁業集落排水処理施設詳細】

場 所	規 模・規 格						備 考
	人槽 (人)	処理 水量	設 置 年月日	放流水質 BOD	放流水質 SS	汚泥引 抜き	
(中ノ島地区) 須崎市大谷 888 番地先	100	27.00m ³ /日	H6.3.24	20ppm 以 下	30ppm 以 下	20 m ³	
(蜂ヶ尻地区) 須崎市大谷 880 番地先	90	24.30m ³ /日	H6.3.24	20ppm 以 下	30ppm 以 下	20 m ³	
(白浜地区) 須崎市野見 155 番地 2	51	13.77m ³ /日	H6.11.25	20ppm 以 下	30ppm 以 下	20 m ³	
(戸島地区) 須崎市大谷 906 番地	51	13.77m ³ /日	H6.11.25	20ppm 以 下	30ppm 以 下		海上輸 送あり

- ・処理方式 接触ばっ気方式(4施設とも)
- ・メーカー ダイキ(株)(4施設とも)
- ・型式 中ノ島地区 VN2 - 27 - 0200CN
蜂ヶ尻地区 VN2 - 24.3 - 0200CN
白浜地区 N2 - 51A - 2720CN
戸島地区 N2 - 51A - 2720CN

須崎市漁業集落排水処理施設位置図



別紙D-3

クリーンセンター横浪運転維持管理等包括的民間委託業務 特記仕様書

1. 目的

本仕様書は、クリーンセンター横浪における運転維持管理等業務委託（以下「業務」という。）の必要な細目を定めることを目的とする。

1.1 委託場所

本業務における委託場所は以下のとおりとする。

委託場所 須崎市浦ノ内東分フカウラ 2 2 3 8 - 1
クリーンセンター横浪

1.2 履行期間

- (1) 履行期間は、2019年10月1日から2024年3月31日までの4年6ヶ月とする。
- (2) 業務引継ぎ期間は、契約締結日から業務開始の前日までをいう。

1.3 対象施設の概要

本業務における対象施設は、添付資料「施設一覧表」に記載するとおりである。

2. 運転に係る条件

2.1 有資格者

受託者は業務にあたり関係法令に基づく資格免許を有する者を配置しなければならない。

- (1) 浸出水処理施設の業務において必要な資格は次の から とし、実作業に従事する者は または に該当すること。
下水道法第22条第2項の資格者
第2種電気工事士
第2種酸素欠乏危険作業主任
機械工又は電気工として実務経験を有する者
下水道処理場等水処理施設の整備点検に従事した実務経験を有する者
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める技術管理者

2.2 有資格者の確保

法律上業務に直接必要とされる有資格者は、受託者において確保するものとする。

2.3 監督員

市は、監督員を定め、その氏名等を書面で受託者に通知しなければならない。監督員を変更した場合も同様とする。

監督員は、受託者が業務を円滑に履行するために、指導監督を行う。

2.4 従業員及び業務総括責任者等

受託者は、業務に受託する従業員の氏名及び分担等を前もって書面で市に届けなければならない。

受託者は、業務総括責任者及び主任を定めるものとする。

業務総括責任者と主任は、これを兼ねることができる。

市は、受託者の従業員で業務の履行上著しく不適合と認められる者があったときは、その理由を明示し、必要な処置を求めることができる。その場合において、受託者は業務に支障をきたさないよう速やかに処置しなければならない。

2.5 従業員の資質基準

受託者が配置する従業員の職種による資質は、次の基準によるものとする。

- (1)業務総括責任者 業務に関する有資格者若しくはそれと同等以上の能力を有し、業務全体の責任者として職務を総括する管理能力を有する者
- (2)主任 業務総括主任者を補佐及び代行し、業務についての的確な判断ができる者

2.6 業務総括責任者の責務

業務総括責任者は、業務の目的及び内容等を十分理解して職務を履行し、従業員の指揮、監督、教育及び事故防止に努め、日常の業務履行にあたっては、状況を的確に把握したうえで、市との連絡及び協議を行うものとする。

2.7 業務体制

対象施設の業務体制は、次のとおりとする。

- (1)クリーンセンター横浪（浸出水処理施設を除く）
運転業務等 月曜日から金曜日（土曜日、日曜日、国民の祝日並びに年末年始で市の指定する日を除く）
- (2)浸出水処理施設
業務頻度 月曜日から金曜日までのうち週2回以上施設巡回点検
- (3)共通事項
業務時間 8時30分から17時15分まで
業務時間以外は非常通報装置による体制とする。
必要な作業が発生した場合は、市、受託者が協議して業務体制を変えることができるものとする。

2.8 緊急時の体制

受託者は異常気象、天変地異及び火災並びに重大事故等の緊急事態の発生に備えて、応急措置体制並びに連絡先を明確にし、直ちに対処できるよう勤務体制を確立しておかなければならない。また当該事態には、市の要請に応じて、所要の人員を所定の場

所に配置しなければならない。

2.9 緊急の措置

作業中設備に異常が認められたとき、または異常の連絡を受けたときは、臨機の措置を行うとともに市に連絡し、その指示に従い復旧に努めること。

2.10 安全の確保

労働安全衛生については、次のとおりとする。

- (1)労働安全衛生法その他災害防止関係法の定めるところにより、常に安全衛生管理に必要な措置を講じること。
- (2)電撃、薬品類、有毒ガス、酸素欠乏空気、可燃性ガス等に対し必要な保安対策を施すとともに、適切な業務の方法の選択及び従業員の配置を行うこと。
- (3)業務に必要な安全管理は乙の責任において実施すること。
- (4)安全管理上の障害が発生した場合には、直ちに応急措置を講じ、かつ速やかに市に連絡をすること。

3. 浸出水処理施設運転の基準

放流水質基準値は、次のとおりとする。

PH 5.8 ~ 8.6

BOD 20mg / l以下

COD 20mg / l以下

SS 20mg / l以下

T - N 20mg / l以下

大腸菌群数 3000個 / cm³以下

4. 業務の範囲

4.1 埋立処分場の業務

覆土の確保及び廃棄物の埋立て並びに覆土による転圧
その他埋立てに関する業務

4.2 閉鎖処分場の管理

草刈り及び立木の伐採に関する業務

4.3 浸出水処理施設の業務

施設巡回点検業務（週2回以上）

水質分析業務（週1回以上）(PH、COD、DO、水温)

施設設備の運転操作、機器類の点検整備、水質の監視、維持管理に必要な水質試験及び記録

その他浸出水処理に関する業務

4.4 リサイクルプラザの業務

(1) 廃棄物収集運搬業者が搬入する不燃ごみは、事業者が指定する箇所へ積み下ろしを行うため、廃棄物収集運搬許可業者以外の直接搬入される不燃ごみの廃棄物受入箇所への誘導、積み下ろし補助及び受入れしないごみの確認を行うこと。

〔直接搬入される不燃ごみ搬入者の例〕

一般市民（直接搬入する不燃ごみのうち、カン、ビン及びペットボトルで分別されているものは無料）

市内事業者（直接搬入する不燃ごみのうち、カン、ビン及びペットボトルで分別されているものは無料）

不燃ごみ搬入許可書（手数料の減免）を持参する市の業務に関する各課等（保育園、市立小学校、中学校など）

不燃物処理許可証（手数料の減免）を持参する地元集落（8件）

クリーンキャンペーンなどボランティア回収ごみ

天災その他特別の理由があると認めるごみ（火災ごみなど）

(2) プラットホームでの不燃ごみ指定容器（袋）からの取り出し、破碎不適物及び危険物の除去、可燃物の除去等の手選別、減容等処理、破碎機運転、破碎物残渣の埋立処分場までの運搬

(3) 資源ごみの手選別による異物の除去、整形、保管、管理

アルミ缶、スチール缶の圧縮成型、ペットボトルの圧縮梱包各製品の保管

蛍光灯の破碎及び水銀を含むごみ（体温計、乾電池）の指定容器保管

ビンの貯留ヤードでの破碎、保管

破碎A（アルミ：破碎機において処理されたもの）貯留ヤードで保管

破碎B（スチール：破碎機において処理されたもの）貯留ヤードで保管

処理困難物（破碎機に投入しないアルミ、鉄類）抜き取り、保管

生ビン（リターナブルビン）の保管

〔リサイクル品の目標等〕

品名	
プレスA製品（アルミ）	異物の混入が無いことを常に心がけること
プレスB製品（スチール）	異物の混入が無いことを常に心がけること
ビン類	色別（透明、茶色、その他の色）に分別されていること 公益財団法人日本容器リサイクル協会の示す引き取り品質ガイドラインを上回ること
ペットボトル	公益財団法人日本容器リサイクル協会の示す引き取り品質ガイドラインにおいてAランクを満たすこと

ガラスびん、PETボトルについては、市と公益財団法人日本容器リサイクル協会との間で業務実施契約があり、予定引き渡し量の引き渡しを達成できるよう努力すること。

(4) その他不燃ごみ処理に関する業務

手選別コンベアライン等の手作業（異物、内容物の除去、廃棄、PETボトルのキャップ、ラベルの取り外し）

4.5 共通事項

- (1)機械、設備、機器等の点検、調整及び整備並びに機能検査
- (2)備品の管理、薬品、部品、工具その他の在庫管理
- (3)施設内の整理整頓、清掃及び清潔の保持並びに植栽管理
- (4)臭気、騒音等に関する巡視
- (5)施設見学
- (6)業務記録

4.6 業務記録

本業務については法律で定める有資格者を専任し、熟練された作業員と共に契約どおり業務を確実にやり、業務の記録を2部作成し、うち1部を市に提出して、5年間保存すること。

5. 業務実施要領

業務実施要領は次のとおりとする。

(1)クリーンセンター横浪（浸出水処理施設を除く）

廃棄物の受入れ曜日、時間は、月曜日から金曜日の午前9時から午後4時までとする。
処理施設に搬入された廃棄物は飛散しないようにしなければならない。また、ねずみ及びハエ、蚊その他の害虫が発生しないよう必要な措置を講じること。

(2)浸出水処理施設

浸出水処理施設は各種分析を実施し、適正な運転を行い放流水質基準を達成すること。

(3)共通事項

運転管理において、維持管理費の節減に努めること。
各種設備を巡回し、異音、振動、発熱、臭気、損傷、腐食、漏水、油漏れ等の有無及び作動状況を点検し、その状況を記録しなければならない。
各種設備が正常に稼働するよう機器及び施設の錆止め、塗装、注油、漏水及び油漏れの防止、消耗部品等の交換を行うものとする。
備え付け工具、支給機材等を利用してできる修理及び応急修理を行うものとする。
非常通報装置が作動し、機器に異常が生じた場合には正常に復する作業を行うこと。

6. 職員の研修

受託者は従業員の研修及び教育を行い、技術知識の向上をはかり、適正な業務の推進及び事故防止に努めること。

7. 年間業務実施計画書

受託者は、年間業務実施計画を作成し、次の事項について記載すること。

- (1)業務概要に関すること
- (2)管理体制に関すること
- (3)業務計画に関すること

- (4) 業務実施方法に関すること
- (5) 緊急時等対応計画に関すること
- (6) 安全衛生管理に関すること
- (7) その他必要事項

8．報告

受託者は業務状況を明確にするため、実施報告書を市の指定する書式でその内容を記録整理し、定期的に市の指定する期日までに提出しなければならない。提出書類は次のとおりとする。

- (1) 業務日誌及び業務月間実績報告書
- (2) 故障報告書
- (3) 水質分析試験結果
- (4) その他市が指示するもの

9．業務完了検査

受託者は、年間及び月間業務を完了したときは市の業務完了検査を受けること。

10．貸与品

- (1) 業務に必要な附帯設備及び備品類（以下「貸与品」という）の使用は無償とし、その使用に関しては善良なる管理者の注意を持って維持管理しなければならない。貸与品は次のとおりとする。

- 事務室
- 会議室
- ホール
- 作業員控室
- 湯沸室
- 更衣室
- 脱衣室
- シャワー室
- 便所
- 書庫・倉庫
- 備品
- 完成図
- 工具類
- その他市が必要と認めるもの

- (2) 受託者は貸与品の台帳を作成すること。

11．公用車

業務に必要な塵芥車、重機、その他車両（以下「物件」という。）は市が配置し、受託者は

その使用に関しては善良なる管理者の注意を持って維持管理しなければならない。

- (1) 市は、その所有する物件を受託者に無料で貸し付け、受託者はこれを借り受けるものとする。
- (2) 貸付期間は2019年10月1日から2020年3月31日までとする。ただし、期間満了1か月前に市、受託者双方から何らかの意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、また同様とする。
- (3) 受託者は、物件を処理施設の業務以外に使用してはならない。
- (4) 受託者は、点検検査及び修理等については市の指示を受けなければならない。
- (5) 受託者は、物件が滅失し、または損傷したときは速やかにその状況を市に報告すること。
- (6) 物件が滅失し、または損傷したときは、市の負担において現状に回復しなければならない。ただし、市が物件を現状に回復することが適当でないとき認められたときは、この限りでない。
- (7) 物件の維持管理に要する次の経費は、市が負担する。ただし、任意保険（対人、対物、搭乗者、車両）は、乙が負担する。
 - 自動車損害賠償責任保険
 - 自動車重量税
 - 車検料及び検査時の修理費
 - 法定検査料及び検査時の修理費
 - 正常な使用中の故障に伴う修理費
 - 燃料その他油脂費用
- (8) 受託者は、市の承諾を得ないで物件を第三者に転貸してはならない。
- (9) 市は、必要があると認めるときは、物件の維持管理の状況について随時実地に調査し、または、受託者に対して所定の報告を求め、もしくは指示することができる。
- (10) 物件の使用に伴う事故について、自動車損害共済、自動車損害賠償責任保険における補償以外の事項については市、受託者協議によるものとする。ただし、重大な乙の過失に起因する事故については受託者が負担する。

12. 市の負担経費

業務に必要な経費のうち、次の経費は市が負担する。なお、その内訳は次のとおりとし、乙は利用にあたっては常に経済的な業務を目指すこと。

- (1) 処理施設に係る電気料
- (2) 処理施設に係る水道料
- (3) 貸与品に係る燃料費（LPガス）
- (4) 業務に係る通信費
- (5) 処理施設に係る維持費（消防設備等保守点検、浄化槽保守点検等）
- (6) 浸出水処理における処理薬品
- (7) 浸出水処理における沈砂、汚泥の場外搬出処分費
- (8) その他市が必要と認めるもの

1 3 . 受託者の負担経費

業務に必要な経費のうち、次の経費は受託者が負担する。

- (1) 一般廃棄物処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく項目及びダイオキシン類の測定分析に係る費用
- (2) 覆土の確保及び搬入に係る費用
- (3) 従業員にかかる事務用品及び衣服類（作業着、長靴等）
- (4) 作業で使用する消耗品（手袋、マスク、掃除用具等）
- (5) 貸与品で使用する消耗品（トイレトーパー、洗剤等）

1 4 . 市が実施する業務

市が実施する業務は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の受入、計量、ごみ処理手数料の徴収及び領収書の交付、記録並びに収納。市民からの電話対応。ただし、甲において、収入金（ごみ処理手数料、資源化製品の売却収入）の徴収又は収納の事務を委託しようとするときは、その内容について甲乙協議して定めるものとする。
- (2) 廃棄物処理許可申請書（一般用、事業者用）、不燃ゴミ搬入許可書、ごみ処理手数料減免申請書の収受に関すること
- (3) 搬入、搬出量の報告（統計資料の作成）
- (4) 資源化製品の入札、契約に関する事務及び搬出する資源化製品の計量
- (5) 固形燃料化するごみの運搬
- (6) 不法投棄等の回収
- (7) 特定家庭用機器廃棄物（エアコン、テレビ等家電4品目）の指定取引場所への運搬
- (8) 市民等へのごみ分別に関する指導、啓発
- (9) その他市の責において実施する業務

1 5 . 委託期間満了後等の措置

受託者は、委託期間が満了した場合又は契約書に定めるところにより契約解除がなされる場合、貸与品及び業務の遂行上設置又は搬入した装置等について、市が指示する期間内に受託者の責任で撤去し、受託前の原状に復帰すること。ただし、正当な理由がある場合には除外する。

受託者は受託者に変更が生じる場合、当初業務の正常な運転ができるよう、市の指示に従い、引継ぎに必要な期間、業務に係る熟練者を配置すること。

1 6 . 雑則

- (1) 本仕様書に明記されていない事項であっても、運転維持管理上当然必要な業務は良識ある判断に基づいて行うこと。
- (2) 本業務に係る資料の提出を市が要求した場合は、速やかに応じること。

17. 疑義の協議

本仕様書に明記されていない事項について疑義を生じた場合は、市、受託者協議して定めるものとする。

別紙 E - 1

公共下水道雨水ポンプ場保守点検業務委託 特記仕様書

1. 目的

本仕様書は、須崎市 5 箇所のポンプ場（以下「ポンプ場」という。）における保守点検業務委託に関し、事業者によるポンプ場の適正かつ円滑な稼働が行われることを目的とする。

1.1 履行期間

- (1) 履行期間は、2019年10月1日から2024年3月31日までの4年6ヶ月とする。
- (2) 業務引継ぎ期間は、契約締結日から業務開始の前日までをいう。

1.2 勤務体制

事業者は、業務の履行にあたり原則として次の業務形態により行うものとする。

- (1) 保守点検業務 計画による
- (2) 設備機器修繕業務 必要の都度
- (3) 物品管理業務 必要の都度
- (4) 緊急時対応業務 必要の都度
- (5) 市の指示による業務 必要の都度

2. 業務の範囲

業務の範囲は、須崎市ポンプ場及びそれらの附帯施設の機械設備とする。

2.1 業務の内容

業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 排水ポンプ施設が、正常な機能を維持できるように、保守点検を行なうとともに、必要な調整をする。
- (2) 業務は、別紙スケジュール表に基づき行なうこととする。
- (3) 点検表の項目に基づき行なうこととする。
なお、次回点検までに故障の恐れがあると判断した場合は、市に対して点検表にて報告し、市、事業者協議をするものとする。
- (4) 業務における一切の行為は、すべて事業者の負担とする。
ただし、維持管理上必要な交換部品、消耗品及び機器故障、損傷による材料費、交換作業費等は市の負担とする。
- (5) 外的要因による不測の事態が発生した場合は、市の要請により随時行うものとし、費用については別途市、事業者協議をするものとする。
- (6) 保守点検業務
ポンプ場施設の設備機器の定期点検、消防設備点検、計装設備点検、軽微な補修及び塗装並びにそれらの記録及び報告書の作成
- (7) 保守管理業務

施設の設備・装置及び機器等の性能・機能を確保するための保守計画の策定及び設備
 関連台帳の作成及び管理

(8) 物品管理業務

設備・装置及び機器等の油脂類及び消耗品の管理及び調達

2.2 点検回数

ポンプ場の点検頻度は下記に示す回数及び内容を実施する。

	奇数月				偶数月			
	第1週	第2週	第3週	第4週	第1週	第2週	第3週	第4週
須崎ポンプ場	月点検				月点検	週点検	補機点検	週点検
須崎西部ポンプ場		月点検			週点検	月点検	週点検	補機点検
大間ポンプ場			月点検		補機点検	週点検	月点検	週点検
終末処理場内 雨水ポンプ場				月点検	週点検	補機点検	週点検	月点検
浜町ポンプ場		月点検				月点検		

2.3 有資格者

(1) 事業者は、下記 ~ に定めるとおり、業務の遂行のために要する有資格者を確保し、
 必要な技術者を適正に配置すること。

下水道法施行令第15条の3に定める資格条件を有する者

乙種第4類危険物取扱者

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者

玉掛技能講習修了者又は玉掛業務の特別教育修了者

その他業務履行上必要とする法令等で定められた資格等を有する者

ただし、上記資格については兼務を認める。

(2) 前項により技術者を選任した場合は、速やかに市に通知するものとし、変更した場合
 も同様とすること。

(3) 労働安全衛生法等で定める就業制限に係る機器の危険物の取り扱いにあたっては有資
 格者以外の者が行ってはならない。

2.4 総括責任者の選任及び職務

(1) 事業者は、総括責任者を定め、氏名その他の必要事項を書面にて市に通知する。総括
 責任者を変更したときも同様とする。

(2) 総括責任者は、現場の最高責任者として、技術の向上及び事故の防止に努めること。

(3) 総括責任者は、契約書、仕様書、その他の関係書類により、業務の目的、内容を十分
 理解し、監督員と密接な連絡を取り、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。

(4) 総括責任者は、設備及び管理状況を的確に把握し、いかなる場合においても対処でき
 る体制の構築に努めること。

(5) 総括責任者は、下水道法施行令第15条の3に記載する資格要件を有し、かつ10年
 以上電気または機械に関する実務経験を有する者、または市がこれに相当するものと

認めたとする。

2.5 監督員の選任及び権限

- (1) 市は、監督員を定め氏名その他の必要事項を書面にて事業者に通知する。監督員を変更したときも同様とする。
- (2) 監督員の権限は、次のとおりとする。
 - 契約の履行について事業者との協議
 - 業務実施計画書の協議及び承認
 - 業務の監督

2.6 臨機の措置

- (1) 事業者は、大雨・地震・停電・その他重大事故（施設の損壊、設備の重大な損壊、不時の停電、異常流入水、機器異常）等の緊急事態に備え、総括もしくは同等の能力のあるもの及び緊急度等に応じた必要人員が30分以内に非常呼び出しに応じられる体制にしておかなければならない。なお、非常招集等の詳細は業務実施計画書に記載するものとする。
- (2) 事業者は、重大な故障または状態の変化が発生したときは、速やかに市の職員に連絡を取り、その指示に従って必要な処置を取らなければならない。
- (3) 事業者は、業務中に事故が発生したときは、直ちに、必要な措置を講じるとともに事故の発生原因、被害状況、経過及び講じた措置などについて、逐次、市に文書により速やかに報告をしなければならない。
- (4) 上記業務の処理に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む）のため生じた経費は事業者が負担するものとする。ただし、その損害の理由が市、または、第三者の責に帰する場合には、この限りではない。
- (5) 事業者は、地域防災計画に基づいて自主的にポンプ場施設等の点検を行い、その結果を市に連絡しなければならない。また市の復旧活動に協力し正常運転の確保に努めること。

2.7 業務の引継ぎ

- (1) 契約の終了により事業者に変更が生じる場合、本業務の継続的かつ確実な履行を確保するため、事業者は次の事業者へ業務の引継ぎを行うこと。この場合、事業者は、次の事業者の業務遂行に支障をきたさないよう、引継文書を作成し引継ぐとともに技術指導を行うこと。
- (2) 引継文書は対象施設固有の保守管理上の留意点を把握できる内容とし、次の各号に添って記載すること。
 - 各施設設備の留意すべき特性や固有の状況
 - 定常時及び非定常時の調節器及び各設備の設定状況
 - その他の留意事項

2.8 業務記録等の整備

- (1) 事業者は、業務記録など業務の履行又は確認に必要な記録を常に整備し、市が提出を

求めた場合は、速やかに提出すること。

- (2) 事業者は、設備機器の状態、点検結果について設備点検表に記録すること。
- (3) 事業者は、設備管理台帳を作成し、保守歴や整備・工事等の情報を保管し、また、必要時に引き出せるようにしておくこと。
- (4) 設備情報は、常に最新の情報がわかるよう、データを更新しておくこと。

3. 業務要領

3.1 保守点検業務

- (1) 事業者は、ポンプ場の設備・装置及び機器等の性能及び機能を確保するために必要な点検・測定及び調査を行うこと。
- (2) 設備点検の対象機器は、ポンプ場施設の機能を維持するうえで必要な機器すべてとする。
- (3) 設備点検の内容・頻度は、仕様書に定めるものを除き、一定の点検要領及び規準を定めて実施すること。
- (4) 事業者は、仕様書に定めるもののほか、業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って設備点検にあたること。
- (5) 設備点検において、異常を発見した場合は、速やかに原因を調査し適切な措置を講ずること。
- (6) 設備点検によりポンプ場の施設運営に重大な支障を及ぼすような異常を発見した場合は、速やかに市に連絡すること。ただし、緊急を要する事態にあっては、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに市に報告を行うこと。

3.2 補修及び修理

- (1) 事業者は、点検整備により発見した不良箇所、又は事故、故障の発生箇所のうち備え付け工具、支給材料等を用いて現場で補修可能なものについては、補修内容を市と協議したうえで補修すること。ただし、緊急を要する場合は、応急処理を行うと共に市に報告すること。
- (2) 設備機器等（足場を必要としない高さ限定）の錆・腐食等の防止を目的とした局所的な塗装を行うこと。

3.3 業務実施計画書等

- (1) 事業者は、業務の履行にあたり次の書類を定められた期間内に提出すること。また、業務実施計画書に記載する事項及び内容は次の各号のとおりとし、印刷物及びCD-R/RW（電子データの形式はPDFまたはドキュワークス）にて提出するものとする。

契約締結後1ヶ月以内に、次の書類を提出すること。

- ・ 総括責任者選任届
- ・ 法定資格者選任届
- ・ 従業員選任届
- ・ 業務実施計画書

- ・ 施設使用許可願
- ・ その他必要なもの

年間業務実施計画書一式（2019年度は契約後1ヶ月以内、次年度以降は新年度開始前10日以内に提出）

月間業務実施計画書一式（当月分を前月の25日までに提出）

年間業務報告書一式（翌年度の4月5日（休日等の場合は、その翌日）までに提出。

ただし、契約終了年度の業務報告書については、業務終了月の翌月の5日（休日の場合は、その翌日）までに提出すること。）

月間業務報告書一式（翌月の5日（休日等の場合はその翌日）までに提出）

- (2) 業務実施計画を変更する必要がある場合は、その都度、市と協議しなければならない。但し、軽微な変更はこの限りではない。
- (3) 業務報告書は、単に記録して保存するだけでなく、今後の施設建設や改修及び維持管理の改善のため、データベースとして整理しておくこと。

3.4 年間業務実施計画書

事業者は、年間業務実施計画を作成し、次の事項について記載すること。

- (1) 業務概要に関すること
- (2) 管理体制に関すること
- (3) 業務計画に関すること
- (4) 業務実施方法に関すること
- (5) 点検計画に関すること
- (6) 緊急時等対応計画に関すること
- (7) 安全衛生管理に関すること
- (8) その他必要事項

3.5 月間業務実施計画書

事業者は、月間業務実施計画を作成し、次の事項について記載すること。

- (1) 巡回点検計画
- (2) 保守点検計画
- (3) 環境整備計画

3.6 年間業務報告書

事業者は、年間業務実施計画に基づき業務を完了したときは、次の事項について記載した年間業務報告書を提出すること。

- (1) 各ポンプ場の点検報告（点検年報、雨量年報）
- (2) 故障・不具合・修繕等の措置に関する年間報告
- (3) 年間業務に関する考察

3.7 業務完了検査

事業者は、年間及び月間業務を完了したときは市の業務完了検査を受けること。

4. その他

4.1 経費の負担区分

- (1) 事業者が業務履行上で負担する経費は、事業者自らが業務履行上で直接的に必要な事務費及び業務維持・管理費とする。市が負担する経費についても委託内容明細書に定める。
- (2) 3.2 補修及び修理により、市との協議によって事業者が補修・修理等の復旧を行った場合で、その内容が支給材料以外の場合は、これに要した費用は市の負担とする。

4.2 物品管理業務

- (1) 事業者は、施設の保守に要する消耗品、油脂類の在庫を管理するとともに的確に調達し、在庫不足により設備運転に影響を与えないこと。
- (2) 物品管理は、適切な品質・規格のものを調達し、設備機器運転等に影響を与えないこと。

4.3 雑則

- (1) 本仕様書に明記されていない事項であっても、維持管理上当然必要な業務等は良識ある判断に基づいて行うこと。
- (2) 保守等に係る資料の提出を、市が要求した場合は、速やかに応じること。
- (3) 契約期間満了又は契約書に定めるところにより契約解除がなされる場合、事業者が業務の遂行上設置又は搬入した装置及び備品については、市が指示する期間内に事業者の責任で撤去し、受託前の原状に復帰するものとする。

4.4 疑義等

本仕様書に疑義を生じた場合、又は仕様書に定めのない事項が生じた場合は、市、事業者の両者が協議のうえ定めるものとする。

4.5 疑義の協議

本仕様書に明記されていない事項について疑義を生じた場合は、市、事業者協議をして定めるものとする。

須崎市雨水管渠維持管理委託業務 特記仕様書

1. 目的

本仕様書は、須崎市雨水管渠における維持管理等業務委託（以下「業務」という。）の必要な細目を定めることを目的とする。

1.1 委託場所

本業務における委託場所は以下のとおりとする。

委託場所 別添図面参照

1.2 履行期間

(1) 履行期間は、2019年10月1日から2024年3月31日までの4年6ヶ月とする。

(2) 業務引継ぎ期間は、契約締結日から業務開始の前日までをいう。

1.3 対象施設の概要

本業務における対象施設は以下のとおりとする。

延長 : 約 12 km【別添図面参照】

2. 維持管理に係る条件

2.1 有資格者

業務に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

(2) 下水道管渠の巡視、点検、調査に従事した実務経験を有する者

2.2 有資格者の確保

法令上業務に直接必要とされる有資格者は、事業者において確保するものとする。

2.3 監督員

市は、監督員を定め、その氏名等を書面で事業者に通知しなければならない。監督員を変更した場合も同様とする。

監督員は、事業者が業務を円滑に履行するために、指導監督を行う。

2.4 従業員及び業務総括責任者等

事業者は、業務に従事する従業員の氏名及び分担等を前もって書面で市に届けなければならない。

事業者は、業務総括責任者及び主任を定めるものとする。

業務総括責任者と主任は、これを兼ねることができる。

市は、事業者の従業員で業務の履行上著しく不適合と認められる者があったときは、その理由を明示し、必要な処置を求めることができる。その場合において、事業者は業務に支障をきたさないよう速やかに処置しなければならない。

2.5 従業員の資質基準

事業者が配置する従業員の職種による資質は、次の基準によるものとする。

- (1) 業務総括責任者 下水道管路管理技士有資格者若しくはそれと同等以上の能力を有し、業務全体の責任者として職務を総括する管理能力を有する者
- (2) 主任 業務総括責任者を補佐及び代行し、業務についての的確な判断のできる者

2.6 業務総括責任者の職務

業務総括責任者は、業務の目的及び内容等を十分理解して職務を履行し、従業員の指揮、監督、教育及び事故の防止に努め、日常の業務履行にあたっては、状況を的確に把握したうえで、市との連絡及び協議を行うものとする。

2.7 緊急時の体制

事業者は、大雨、台風及び重大事故等の緊急事態の発生に備えて、応急処置体制を確立し、当該事態には、市の要請に応じて、所要の人員を所定の場所に配置しなければならない。

2.8 安全の確保

事業者は、常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害発生を防止し、安全性の向上に努めなければならない。

3. 業務の範囲

業務の範囲は、市が下水道雨水管渠として管理しているものとして、管渠は起点部から雨水ポンプ場の流入地点までとし、附帯施設としてマンホールを含む。

4. 業務の内容

業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 維持管理計画策定業務及び月間維持管理計画策定業務
 - 維持管理計画策定業務
 - 月間維持管理計画策定業務
- (2) 計画的維持管理業務
 - 巡視・点検・調査業務
 - 清掃業務
 - 修繕業務

4.2 維持管理計画策定業務及び月間維持管理計画策定業務

(1) 維持管理計画書

ストックマネジメント計画に基づき、履行期間全体を通じた基本的事項、スケジュールを把握できるように作成すること。

維持管理計画書には、以下の内容を記載すること。

- 1) 維持管理方針と目標の設定
 - 維持管理の目的
 - 計画期間

- 目標指標・目標値の設定
- 2) 現状維持管理状況の把握と課題整理
対象施設の概要の整理
現状の管路施設の維持管理状況
- 3) 上記以外の維持管理計画
清掃計画
苦情・事故発生時の対応計画
緊急時対応計画書
維持管理体制の確保

(2) 月間維持管理計画書

月間維持管理計画の内容については、日単位で把握できるように作成すること。

4.3 計画的維持管理業務

(1) 巡視・点検等業務

1) 巡視・点検箇所

巡視・点検の実施箇所は、業務位置図による。

2) 作業時間

巡視・点検に当たっては、道路使用許可条件を厳守すること。

3) 調査機材

巡視・点検に使用する機材は、常に点検し、完全な整備をしておくこと。

4) 巡視・点検

管路施設は、地下構造物または開水路構造物であり、地下構造物の場合は、地上での巡視・点検は、その項目が限られるが、それを効率的に行うには、計画的に実施する必要がある。

写真撮影（カラー）は、調査年月日、調査場所等を明記した黒板を入れて行い、異常箇所は全て写真撮影すること。

5) 異常時の処置

施設の機能障害及び事故等が発生する恐れが予測され調査の続行が困難になった場合は、直ちに市に報告し、指示を受けること。この場合においても、上下流から調査するなど、調査の完遂に努め、その原因を把握すること。

6) 作業記録写真

事業者は、次の各項に従って作業記録写真を撮影し、業務完了時には業務ごとに工程順に編集したものを作業記録写真帳に整理し、各業務報告書に添付して市に提出すること。

撮影は、地区当たり2箇所程度に対して、1箇所の保安施設の状況、TVカメラなど使用機械の設置状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況、管路内洗浄状況の他、市が指定する内容について行うこと。

写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び事業者の名称を明記した黒板を入れて撮影すること。

一枚の写真では作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせる事。
写真は原則としてカラー撮影とし、その大きさはサービス版とすること。

4.4 管路修繕の限度額

修繕の限度額は、委託期間内総額 50 万円（消費税および地方消費税を含まない）とする。

4.5 市の負担経費

業務上必要とする次の経費は、市の負担とする。ただし、その受け渡し及び取り扱いについては、市の指示により事業者が行う。

- (1) 特殊工具類
- (2) その他業務上必要と認められるもの

4.6 事業者の負担経費

事業者の従業員にかかる事務用品及び衣服類等は、事業者が負担するものとする。

4.7 清掃等

事業者は、業務場所の清掃、不要物品等の整理に努め、快適な作業環境の維持に努めなければならない。

4.8 施設の改善要求

事業者により策定された修繕計画に基づき、事業者は管理する上で、事業者の責任に帰さない理由により、施設、設備に支障がある場合、市に対し、その改善要求を行うことができる。

事業者は、施設、設備の改善要求を行う場合、次の事項を明らかにした改善要求書を提出しなければならない。

- (1) 改善が必要な理由
- (2) 正常な管理を行ってきた証拠
- (3) 必要な改善措置案

市は、事業者から提出された改善要求書に基づき、両者を協議で行い、必要に応じ適切な措置を講ずることとする。

5. 疑義の協議

本仕様書及び一般仕様書に明記されていない事項について疑義を生じた場合は、市、事業者協議して定めるものとする。

6. その他

6.1 業務報告

事業者は、業務実績を明らかにした日誌により、市に業務内容を報告すること。

6.2 委託期間満了後の措置

事業者は、委託期間が満了した場合、貸与された施設等について、市の立会のもとで速やかに原形に復して返還すること。ただし、正当な理由がある場合には除外する。

事業者は、翌年度当初業務の正常な運転管理ができるよう、市の指示に従い、引継ぎに必要な期間、業務に係る熟練者を配置すること。

前段において、業務引継ぎ期間が契約期間外となった場合の費用は、市、事業者協議の上決定する。

6.3 不可抗力

市は、次の条件下において不測の事態が発生した場合、事業者へ責任を求めないこととする。

- (1) 天災に起因する場合
- (2) 必要な巡視・点検・調査、及び修繕・改築以前
- (3) その他事業者の責務に帰することができない外的要因によると公平に判断できる場合

別紙 F - 1

下水道処理場施設 水質管理項目

< 現状の水質管理項目 >

分析項目	対象流体									
	水処理							汚泥処理		
	流入下水	最初沈殿池流出水	最初沈殿池引抜汚泥	DHSろ床処理水	生物膜ろ過処理水	生物膜ろ過洗浄排水	放流水	脱水機供給汚泥	脱水ケーキ	脱水ろ液
水温										
pH										
Mアルカリ度										
残留塩素濃度										
電導度										
透視度										
SS										
COD _{Mn}										
BOD										
蒸発残留物										
溶解性物質										
強熱残留物										
強熱減量物										
VSS										
大腸菌群数										
含水率										

:1回/1日、 :1回/1週、 2回/1週、 :1回/2週、 :1回/1ヶ月

< 将来的な水質管理項目 (案) > 赤字箇所は現状からの変更点

分析項目	対象流体									
	流入下水	最初沈殿池流出水	最初沈殿池引抜汚泥	水処理			放流水	汚泥処理		
				DHSる床処理水	生物膜ろ過処理水	生物膜ろ過洗浄排水		脱水機供給汚泥	脱水ケーキ	脱水ろ液
水温			不要							
pH			不要							
Mアルカリ度			不要				不要			
残留塩素濃度										
電導度	不要	不要	不要	不要	不要		不要			
透視度										
SS			不要							
COD _{Mn}										
BOD										
蒸発残留物							不要			
溶解性物質							不要			
強熱残留物							不要			
強熱減量物							不要			
VSS										
大腸菌群数										
含水率										
C-BOD										
DO										
NH ₄ -N										
NO ₃ -N										
T-N										

:1回/1日、 :1回/1週、 2回/1週、 :1回/2週、 :1回/1ヶ月

< 現状の有害物質測定項目 >	
分析項目	対象流体
	水処理
	放流水
水温	
pH	
BOD	
COD _{Mn}	
SS	
大腸菌群数	
T-N	
T-P	
カドミウム及びその化合物	
シアン化合物	
有機リン化合物	
鉛及びその化合物	
六価クロム及びその化合物	
ヒ素及びその化合物	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	
アルキル水銀化合物	
PCB	
トリクロロエチレン	
テトラクロロエチレン	
ジクロロメタン	
四塩化炭素	
1,2-ジクロロエタン	
1,1-ジクロロエチレン	
シス-1,2-ジクロロエチレン	
1,1,1-トリクロロエタン	
1,1,2-トリクロロエタン	
1,3-ジクロロプロペン	
チウラム	
シマジン	
チオベンカルブ	
ベンゼン	
セレン及びその化合物	
n-ヘキサン抽出物質	
フェノール類	
銅	
亜鉛	
溶解性鉄	
溶解性マンガン	
クロム含有量	
ふっ素及びその化合物	
ほう素及びその化合物	
1,4-ジオキサン	
	:2回/1年
この項目は、全て年間2回の法定検査で対応。	

6 - 2 須崎市公共下水道施設等運営事業 公共施設等運営権実施契約書（案）

本業務の結果を踏まえて、平成 30 年 8 月に公表した、本事業の実施契約書（案）を添付する。

- ・ 公共施設等運営権実施契約書（案）
- ・ 約款 A
- ・ 約款 B
- ・ 約款 C

須崎市公共下水道施設等運営事業 公共施設等運営権実施契約書

- | | | |
|---|-------|----------------------------|
| 1 | 事業名 | 須崎市公共下水道施設等運営事業 |
| 2 | 事業の場所 | |
| 3 | 事業期間 | 契約締結の日から 2039 年 3 月 31 日まで |
| 4 | 業務委託費 | 別表に示すサービス対価のとおり |

上記の事業について、市と運営権者は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な公共施設等運営権実施契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。なお、この契約は仮契約とし、以下の条項に規定する下水道管渠(汚水)の公共施設等運営権の設定に係る須崎市の議決を経たときに本契約とする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日

	所在地	
市	名称	須崎市
	代表者	須崎市長

	住所又は 所在地	
運営権者	商号又は 名称	
	代表者	

別表

サービス対価

第1章 総則

(目的及び解釈)

- 第1条 この契約は、市及び運営権者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。
- 2 運営権者は、本事業は、下水道施設、漁業集落排水処理施設、クリーンセンター等の管理運営事業等について一体的に実施するものであり、民間事業者の創意工夫や経験、ノウハウを活かした施設計画や事業計画に基づき、施設の管理運営等を一体的に行うことにより、本施設に求められる役割・機能が最大限発揮されること及び事業期間全体を通して、民間の資金及び技術的・経営的能力を活用することで、質の高い公共サービスの提供や効果的かつ効率的な業務遂行により、市の財政負担の軽減が図られていることが期待されていることを十分に理解し、本事業を遂行する。
- 3 この契約において用いられる語句は、本文中において特に明示されているもの及び文脈上別意に解すべきものを除き、別紙1において定められた意味を有するものとする。
- 4 この契約における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、この契約の各条項の解釈に影響を与えるものではない。

(本事業の実施)

- 第2条 運営権者は、この契約、募集要項等、要求水準書及び提案書類に従い、法令等を遵守し、本事業を自ら遂行しなければならない。

(契約の構成及び適用関係)

- 第3条 この契約は、基本協定書、募集要項等、要求水準書及び提案書類と一体の契約であり、これらはいずれもこの契約の一部を構成する。
- 2 前項の基本協定書等の内容について齟齬又は矛盾がある場合には、この契約、基本協定書、募集要項等、要求水準書及び提案書類の順で優先的な効力を有する。ただし、提案書類の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて提案書類が要求水準書に優先する。
- 3 第1項の基本協定書等の各書類間で疑義が生じた場合は、市及び運営権者の間において協議の上、係る記載内容に関する事項を決定するものとする。
- 4 市及び運営権者は、要求水準書の定めるところに従い、合意により要求水準書を変更することができる。

(資金調達)

- 第4条 本事業に要する資金調達は、この契約に別段の規定がある場合を除き、すべて運営権者の責任において行うものとする。

(許認可等及び届出等)

- 第5条 本事業の実施に必要となる一切の許認可等は、運営権者が自らの責任及び費用負担により取得するものとする。また、運営権者が本事業を実施するために必要となる一切の届出及び報告は、運営権者が自らの責任において作成し、提出するものとする。ただし、市が許認可等の取得又は届出をする必要がある場合には、市が必要な措置を講ずるものとし、当該措置について市が運営権者の協力を求めた場合には、運営権者はこれに応じるものとする。
- 2 運営権者は、前項但書に定める場合を除き、この契約に基づく義務の履行に必要な許認可等の取得及び維持に関する責任及び損害を負担するものとする。
- 3 市は、運営権者が市に対して書面により要請した場合、運営権者による許認可

等の取得及び維持について、法令等の範囲内において必要に応じて協力するものとする。

- 4 運営権者は、本事業の実施に必要な許認可等の取得及び維持に関する書類を作成し、提出したものについては、その写しを保存するものとし、本事業終了日に市に提出するものとする。
- 5 運営権者は、この契約に基づく義務の履行に必要な許認可等の原本を保管し、市の要請があった場合には原本を提示し、又は原本証明付写しを市に提出するものとする。

(責任の負担)

第 6 条 運営権者は、この契約に別段の規定がある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負うものとする。また、運営権者は、この契約に別段の規定がある場合を除き、本事業の実施に要する費用をすべて負担する。

- 2 運営権者は、この契約において別段の規定のある場合を除き、運営権者の本事業の実施に関する市による承諾、確認若しくは立会又は運営権者からの市に対する報告、通知若しくは説明を理由として、いかなるこの契約上の運営権者の責任をも免れず、当該承諾、確認若しくは立会又は報告、通知若しくは説明を理由として、市は何ら責任を負担しない。

(法令上の責任)

第 7 条 運営権者は、運営権者の従業員に対する雇用者及び使用者として労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)、職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)及びその他法令上のすべての責任を負って従業員を管理し、市に対し責任を及ぼさないものとする。

(運営権者による表明及び保証)

第 8 条 運営権者は、この契約の本契約締結日現在において、市に対して次の各号の事実を表明し、保証する。

- (1) 運営権者は、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であること。
- (2) 運営権者の定款に、運営権者が発行できる株式は、本完全無議決権株式及び本議決権株式のみであることの規定があること。
- (3) 運営権者の定款に、会社法第 326 条第 2 項に定める取締役会、監査役及び会計監査人を設置する規定があること。
- (4) 運営権者は、この契約を締結し、履行する完全な能力を有し、この契約上の運営権者の義務は、法的に有効かつ拘束力ある義務であり、運営権者に対して強制執行可能であること。
- (5) 運営権者がこの契約を締結し、これを履行することにつき、日本国の法令等及び運営権者の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手續を履践していること。
- (6) 運営権者の知る限りにおいて、本事業を実施するために必要な運営権者の能力又はこの契約上の義務を履行するために必要な運営権者の能力に重大な悪影響を及ぼし得る訴訟、請求、仲裁又は調査は、運営権者に対して係属しておらず、その見込みもないこと。
- (7) 運営権者の定款の目的が本事業の遂行に限定されていること。
- (8) この契約の締結及びこの契約に基づく義務の履行は、運営権者に対して適用されるすべての法令等に違反せず、運営権者が当事者であり若しくは運営権者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は運営権者に適用される判

決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。

(9) 運営権者は PFI 法第 29 条第 1 項第 1 号イ、ロ、ニ及びトのいずれにも該当しないこと。

- 2 運営権者は、この契約の本契約の締結日において、市に対して運営権者の資本金と資本準備金の合計額が 円以上であることを表明し、保証するものとする。
- 3 運営権者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、運営権の譲渡及びその他の処分については、約款 A の定めるところによる。
- 4 運営権者は、成果物を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は質権その他の担保権の目的に供してはならない。ただし、運営権者が業務を委託している者に成果物の貸与が必要なときは、この限りでない。

(監督職員及び監督職員に対する協力等)

第 9 条 市は、本業務の履行について監督職員を置いたときは、その氏名を運営権者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく市の権限とされる事項のうち市が必要と認めて監督職員に委任したものと並びに要求水準書に定めるところによるほか、次の掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行についての運営権者又は運営権者の管理技術者、総括責任者及び業務総括責任者に対する指示、承諾又は協議
- (2) この契約に基づく履行状況の管理、立会、業務の履行状況の検査又は本業務に用いる材料の試験若しくは検査(確認を含む。)
- (3) 市の意図する成果物を完成させるための運営権者又は運営権者の管理技術者、総括責任者及び業務総括責任者に対する業務に関する指示
- (4) この契約書及び要求水準書の記載内容に関する運営権者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

3 市は、2 名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約に基づく市の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、運営権者に通知しなければならない。

4 第 2 項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 市が監督職員を置いたときは、この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、要求水準書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって市に到達したものとみなす。

6 市が監督職員を置かないときは、この契約に定める監督職員の権限は、市に帰属する。

7 運営権者は、業務の履行について、須崎市契約事務規則(平成 18 年須崎市規則第 19 号)第 62 条に規定する監督職員の業務に協力し、その指示に従わなければならない。

(総括責任者)

第 10 条 運営権者は本業務全体を統括する総括責任者及び各業務を統括する業務総括責任者を定め、遅滞なく市に書面をもって通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

2 総括責任者は、この契約の履行に関し、本業務全体の運営・管理を行うほか、この契約に基づく運営権者の一切の権限(サービス対価の変更、請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除く。)を行使することができる。

- 3 各業務の業務総括責任者は、この契約の履行に関し、担当する業務について、作業時は現場に常駐し、その運営・管理を行う。
- 4 市は、前項の規定に関わらず、業務総括責任者の作業現場における運営・管理に支障がなく、かつ、市との連絡体制が確保されると認められた場合には、業務総括責任者について作業現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 5 運営権者は第2項の規定に関わらず、自己の有する権限のうちこれを総括責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を書面をもって市に通知しなければならない。

(本業務に従事する者に対する措置請求)

第11条 市は、総括責任者、業務総括責任者、又はその他本業務に従事する者が本業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、運営権者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

第2章 業務の実施

(各業務の実施)

第12条 運営権者は、次の表の左欄に掲げる業務及び事業を同表右欄に示すこの契約に添付の約款に基づいて実施する。

経営に係る業務 下水道管渠運営業務 終末処理場運転管理業務 付帯事業 任意事業	約款 A
漁業集落排水処理施設維持管理業務 クリーンセンター等運転・維持管理業務 終末処理場運転・維持管理業務	約款 B
雨水ポンプ場保守点検業務 下水道管渠(雨水)維持管理業務	約款 C

(善管注意義務)

第13条 運営権者は、本業務を善良なる管理者の注意義務をもって実施しなければならない。

(準備及び引継ぎ)

第14条 運営権者は、運営期間の初日から業務を実施できるよう、運営準備期間において本業務(終末処理場運転管理業務を除く。以下本条で同じ。)の実施に必要な人員を確保し、教育・訓練を実施するほか、その他必要な準備を実施しなければならない。

- 2 運営権者は、運営準備期間において、本業務に関し既存業務受託者(本契約締結時点において本施設に係る業務の受託を市から受けている者をいう。次項で同じ。)からの引継ぎを受けるものとする。
- 3 市は、受注者への引継ぎが円滑に行われるよう、既存業務受託者に対して必要な指示を行うものとする。
- 4 第2項の業務の引継ぎについては、運営権者は、この契約の締結後速やかに引継ぎに関する体制等を記載した業務引継計画書を作成して市の承諾を得るものとし、係る計画書に従って実施するものとする。

(グリーン購入等)

第 15 条 運営権者は、本業務の実施において物品等を調達する場合は、市の定める「高知県グリーン購入基本方針」(平成 13 年 3 月 26 日作成)に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(モニタリング実施計画の作成)

第 16 条 市は、この契約締結後、モニタリング基本計画及び提案書類に示された運営権者のセルフモニタリングに関する提案等に基づき、運営権者との協議を踏まえ、モニタリング実施計画書を作成し、事業者に交付する。

2 市は、モニタリング基本計画第 1 章 1.6 に定められた事由が生じたときは、必要に応じ、モニタリング実施計画書の内容を変更し、その内容を速やかに事業者に通知するものとする。

(運営権者によるセルフモニタリング)

第 17 条 運営権者は、本事業期間中、モニタリング実施計画に基づき業務の点検・確認等を行い、その結果を適切に保存するとともに、市からの提出要請があった場合には速やかに提出する。

2 運営権者は、前項のセルフモニタリングの方法及び結果のうち、モニタリング実施計画に定める公表事項については、運営権者のホームページ上で公表し、本事業期間中、公表を維持しなければならない。

4 本条に関するその他の詳細については、モニタリング実施計画に従うものとする。

(市及び第三者によるモニタリング)

第 18 条 市は、本事業期間中、運営権者が PFI 法、下水道法その他の法令等及び要求水準(モニタリング基本計画に規定された事項を含むが、これらに限られない。)を満たす方法により本事業を実施しているか否かについて、モニタリング実施計画に従ってモニタリングを実施する。

2 前項に定める市によるモニタリングに加えて、本事業期間中、運営権者の要求水準の達成状況や経営状況等について、専門的知見を持つ第三者機関を活用したモニタリングも実施されるものとする。

3 本条に関するその他の詳細については、モニタリング実施計画に従うものとする。

第 3 章 対価の支払

(サービス対価の支払)

第 19 条 市は、事業者の本業務の実施に対する対価として、別紙 2 に規定する対価の支払い方法に従いサービス対価を支払う。

(サービス対価の改定)

第 20 条 サービス対価は別紙 3 に従い改定されるものとする。

(サービス対価の減額)

第 21 条 第 18 条に基づくモニタリングの結果、本業務について要求水準を充足していない事項が存在することが判明した場合、市は、モニタリング実施計画の定めるところに従って、サービス対価を減額することができる。

第4章 知的財産権

(著作権の帰属等)

第22条 市が、本事業の事業者募集段階又はこの契約に基づき、運営権者に対して提供した情報、書類及び図面等(市が著作権を有しないものを除く。)の著作権等は、市に帰属する。

(著作権の利用等)

第23条 市は、成果物について、市の裁量により無償で利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、この契約の終了後も存続するものとする。

2 市の指定する者に対して運営権設定対象施設について新たに運営権が設定される場合及び市の指定する者が運営権者の所有する資産を買い取る場合、前項の利用の権利及び権限は、この契約終了後、市の指定する者も有するものとする。

3 成果物のうち著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物に該当するものに係る同法第2章及び第3章に規定する著作者の権利(次条において「著作者の権利」という。)の帰属は、同法の定めるところによる。

4 運営権者は、市(第2項における市の指定する者を含む。)が成果物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならず、自ら又は著作者(運営権者を除く。)をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

(1) 著作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は市が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に利用させること。

(2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(3) 必要な範囲で、市又は市が委託する第三者をして、成果物について、複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。

5 運営権者は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、この契約で別途定める場合及びあらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りではない。

(1) 成果物及び本施設の内容を公表すること。

(2) 本施設に著作者の実名又は変名を表示すること。

(3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(著作権等の譲渡禁止)

第24条 運営権者は、自ら又は著作権者をして、成果物に係る著作者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、事前に市の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(第三者の有する著作権の侵害防止)

第25条 運営権者は、成果物が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを市に対して保証する。

2 運営権者は、成果物が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、運営権者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。なお、本項はこの契約の終了後も存続するものとする。

(第三者の知的財産権等の侵害)

第26条 運営権者は、この契約の履行に当たり、前条のほか、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権及びその他の知的財産権(以下、本条において「知的

財産権等」という。)を侵害しないこと並びに運営権者が市に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを市に対して保証する。

- 2 運営権者がこの契約の履行に当たり第三者の有する知的財産権等を侵害し、又は運営権者が市に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、運営権者は、運営権者の責めに帰すべき事由の有無の如何に関わらず、当該侵害に起因して市又は市の指定する者に直接又は間接に生じたすべての損失、損害及び費用につき、市又は市の指定する者に対して補償及び賠償し、又はこれらの者が指示する必要な措置を行う。ただし、運営権者の当該侵害が、市の特に指定する方法等を使用したこと起因する場合には、この限りではない。なお、本項は、この契約の終了後も存続するものとする。

(知的財産権)

- 第 27 条 運営権者は、特許権等の知的財産権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、市が当該技術等の使用を指定した場合であって運営権者が当該知的財産権の存在を知らなかったときは、市は、運営権者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第 4 章 契約の解除

(各業務の解除)

- 第 28 条 市は、添付の各約款の規定に従い、本業務の各業務に係る契約関係を解除することができる。個別の業務の解除は他の業務の契約関係に影響を与えない。

(暴力団排除措置による解除)

- 第 29 条 市は、運営権者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部を解除することができる。この場合において、解除により運営権者に損害があっても、市はその損害の賠償の責を負わないものとする。
- (1) 暴力団(須崎市暴力団排除条例(平成 23 年須崎市条例第 1 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)であると認められるとき。
 - (2) 役員等(次に掲げる者をいい、運営権者の親会社等(PFI 法第 9 条第 4 号に規定する親会社等をいう。)の役員を含む。)が暴力団員等(須崎市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員等をいう。第 43 条において同じ。)であると認められるとき。
 - ア 法人にあつては、代表役員等及び一般役員であつて経営に事実上参加している者
 - イ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
 - ウ 個人にあつては、その者及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者(事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。))
 - (3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
 - (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、自己、その属する法人等(法人その他の団体をいう。)若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用してしていると認められるとき。

- (6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (8) 役員等が、市との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 第 43 条に規定する義務を履行しなかったと認められるとき。

(談合等の不正行為が行われた場合の解除)

第 30 条 構成員のいずれかが基本協定書第 7 条第 6 項各号に該当したときは、市は、この契約の全部を解除することができる。

(その他の契約違反の解除)

第 31 条 第 8 条第 1 項各号又は第 2 項の表明が事実と反することを市が運営権者に通知し運営権者が相当な期間内にこれを治癒し又ははその他の適切な措置を執らなかつたとき、運営権者が第 10 条第 1 項の総括責任者を定めないとき、運営権者が第 36 条第 8 項の勧告に従わないとき、若しくは運営権者が第 8 条第 3 項、同条第 4 項、第 23 条第 4 項、同条第 5 項、第 24 条、第 38 条第 1 項、同条第 2 項、第 40 条、又は第 41 条各項に違反し、市が催告しても相当な期間内に当該違反を治癒し又はその他の適切な措置を取らないときは、市は、この契約の全部を解除することができる。

(解除の効果)

第 32 条 市が前 3 条によりこの契約の全部を解除したときは、各業務について運営権者の責めに帰すことのできる事由により解除されたものとみなし、各業務を終了するものとする。

(運営権者の文書提出義務)

第 33 条 運営権者(運営権者が法人である場合は、その役員及びその使用人をも含む。)は、この契約に関して、公正取引委員会、警察、検察庁、裁判所その他公的機関から通知、命令その他の文書(この契約書の規定により市から発せられた文書を除く。)の交付を受けたときは、直ちに当該文書の写しを市に提出しなければならない。

2 前項の規定は、本業務が完了した後においても適用する。

3 前二項の規定は、履行期間の末日から起算して 5 年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

第 5 章 その他

(協議会の設置)

第 34 条 市及び運営権者は、本事業の実施に関し市及び運営権者の間で発生する紛争及び意見の調整を目的として、協議会を設置することができる。

(公租公課)

第 35 条 この契約に関連して生じる公租公課は、すべて運営権者の負担とする。市は、この契約に関連するすべての公租公課についてこの契約に別段の定めのある場合を除き負担しない。

(個人情報の保護)

第 36 条 運営権者は、本事業の実施に当たり、個人情報を取り扱う場合は、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならず、本事業期間が終了した後においても同様とする。

2 運営権者は、本事業の実施に当たり、個人情報を取り扱う場合は、法令等の規定に従うほか、市の指示を受けて適正に取り扱うものとする。

3 運営権者は、本事業の実施に当たり、個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

4 運営権者は、本事業の実施に当たり、収集、作成した個人情報を、市の指示又は承諾を得ることなしにこの契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

5 運営権者は、市が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。

6 運営権者は、市が承諾した場合を除き、本事業の実施に当たり、市から提供された個人情報が記録された資料等を複製し、又は複製してはならない。

7 運営権者は、個人情報の取扱いの状況について市が随時の調査を実施する場合には協力しなければならない。

8 前項の調査の結果、市は、個人情報の取扱いが不適正と認められるときは、必要な勧告を行うことができる。

9 運営権者は、本事業の実施に当たり、市から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本事業期間が終了した後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

10 運営権者は、本事業の遂行により知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止、並びに本人からの開示の申出、苦情及び異議の申出への適切かつ迅速な対応その他個人情報の適正な管理の確保を図るために、須崎市個人情報保護条例(平成 17 年須崎市条例第 3 号)の趣旨に沿った取扱規程等を作成し、公表するものとする。

11 前項の個人情報の取扱規程等を定めるに当たっては、運営権者は、市と協議するものとする。当該個人情報の取扱規程等を変更する場合も同様とする。

12 個人情報の開示に当たって、個人情報の記載された資料等の写しの交付をする場合で、当該写しの交付に要する費用の負担を開示の申出者に求めるときは、その旨を第 10 項の取扱規程等に定めなければならない。

(情報公開)

第 37 条 運営権者は、本事業の実施に当たり作成し、又は取得した文書等であって、運営権者が管理しているものの公開については、須崎市情報公開条例(平成 9 年須崎市条例第 24 号)の趣旨に沿った取扱規程等を作成し、公表するものとする。

2 情報の公開に当たって、文書等の写しの交付を行う場合で、当該写しの交付に要する費用の負担を公開の申出者に求めるときは、その旨を前項の取扱規程等に定めなければならない。

(秘密保持義務)

- 第 38 条 市及び運営権者は、本事業を実施する上で相手方から提供された情報で提供の際に秘密情報と明示されたもの(以下「秘密情報」という。)を他の者に開示してはならない。
- 2 前項の規定に関わらず、市及び運営権者は、以下の場合に限り、秘密情報を開示することができる。ただし、開示の方法について市が指示した場合には、当該指示に従い開示する。
- (1) 特定の第三者に対して開示することが予定されている情報を当該第三者に対して開示する場合
- (2) 当該情報を知る必要のある市若しくは運営権者の従業員等若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、又は 当該情報を知る必要のある者としてあらかじめ市と運営権者の間で合意された会社等若しくはそれらの従業員等若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、市及び運営権者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
- (3) 本条の規定に違反することなく第三者に既に知られている情報を、当該第三者に対して開示する場合
- (4) 既に公知の事実となっている情報を、第三者に対して開示する場合
- (5) 法令等又は裁判所の命令により開示を求められた情報を開示する場合
- 3 前二項の規定は、市及び運営権者によるこの契約の完全な履行又はこの契約の終了に関わらず、有効に存続する。

(実施契約の期間)

- 第 39 条 この契約は、別段の定めがある場合を除き、契約締結日を始期とし、本事業終了日まで効力を有する。
- 2 この契約に基づく各業務の業務期間は添付の約款にそれぞれ規定されるとおりとし、業務終了時の取り扱いは各約款及び要求水準書に定めるとおりとする。

(兼業禁止)

- 第 40 条 運営権者は、本事業に係る業務以外の業務を行ってはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りでない。

(運営権者に対する制約)

- 第 41 条 運営権者は、事業期間中、市の事前の承諾を得ない限り、株式、新株予約権、新株予約権付社債を発行せず、また、受注者の株式を引き受ける権利を第三者に対して与えないものとする。
- 2 運営権者は、市の事前の承諾なく、資本金を減じてはならない。
- 3 運営権者は、他の会社と合併してはならず、株式会社以外の組織となる組織変更をしてはならない。

(遅延利息)

- 第 42 条 市又は運営権者が、この契約に基づく支払いを遅延した場合には、未払額につき履行すべき日(以下、本条において「履行期日」という。)の翌日(同日を含む。)から当該金銭債務の支払いが完了した日(同日を含む。)までの期間の日数に応じ、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和 24 年大蔵省告示第 991 号)に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息を相手方に支払わなければならない。これらの場合の遅延利息の計算方法は、年 365 日の日割計算とする。
- 2 市は、この契約に基づいて生じた運営権者に対する債権及び債務を、法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。

(暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務)

第 43 条 運営権者は、この契約に係る事業の遂行に当たって、暴力団員等による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(管轄裁判所)

第 44 条 この契約に関連して発生したすべての紛争は、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第 45 条 この契約に定める請求、通知、報告、勧告、承諾及び契約終了告知並びに解除(次項で「請求等」という。)は、相手方に対する書面をもって行われなければならない。なお、市及び運営権者は、当該請求等のあて先をそれぞれ相手方に対して別途通知するものとする。

2 前項の規定に関わらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、市及び運営権者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、既に行った指示等を書面に記載し、7 日以内にこれを相手方に交付するものとする。

4 市及び運営権者は、この契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

5 この契約の履行に関して市と運営権者の間で用いる言語は、日本語とする。

6 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

7 この契約の履行に関して市と運営権者の間で用いる計算単位は、この契約、募集要項等、要求水準書又は提案書類に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるところによるものとする。

8 この契約の履行に関する期間の規定については、この契約、募集要項等、要求水準書又は提案書類に特別の規定がある場合を除き、民法及び商法の定めるところによるものとする。

9 この契約は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈するものとする。

(疑義に関する協議)

第 46 条 この契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又はこの契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び運営権者が誠実に協議して、これを定めるものとする。

別紙 1 定義集

- (1) 「雨水ポンプ場」とは、要求水準書に定める雨水ポンプ場をいう。
- (2) 「雨水ポンプ場保守点検業務」とは、雨水ポンプ場の維持管理に関し要求水準書別紙 E - 1に定める業務をいう。
- (3) 「委託禁止業務」とは、法令等上委託が禁止されている業務及び以下に列挙された業務をいう。
 - (ア) 経営に係る企画・管理業務
 - (a) 経営方針、事業計画策定
 - (b) 収支状況の管理
 - (c) 調達管理
 - (d) 関係行政機関との調整・協議
 - (e) 危機管理、環境対策
 - (f) 地域住民、見学者の対応(広報の企画、実施)
- (4) 「運営権」とは、運営権設定対象施設について運営権者に設定された PFI法第2条第7項に定義される公共施設等運営権をいう。
- (5) 「運営権業務」とは、経営に係る業務、下水道管渠運営業務、終末処理場運転管理業務、付帯事業、及び任意事業をいう。
- (6) 「運営権(管渠)」とは、運営権のうち下水道管渠(汚水)に係るものをいう。
- (7) 「運営権(終末処理場)」とは、運営権のうち終末処理場に係るものをいう。
- (8) 「運営権者」とは、●をいう。
- (9) 「運営権者貸与対象資産」とは、約款 A の別紙 1 - 1 記載の手続において運営権者への無償貸付の対象となる動産をいう。
- (10) 「運営権設定対象施設」とは、2023年度までは下水道管渠(汚水)をいい、2024年度以降は下水道管渠(汚水)及び終末処理場をいう。
- (11) 「会社法」とは、会社法(平成17年法律第86号)をいう。
- (12) 「基本協定書」とは、市と優先交渉権者構成員との間で●年●月●日に締結された須崎市公共下水道施設等運営事業 基本協定書をいう。
- (13) 「行政手続法」とは、行政手続法(平成5年法律第88号)をいう。
- (14) 「漁業集落排水処理施設」とは、要求水準書で定める漁業集落排水処理施設をいう。
- (15) 「許認可等」とは、許可、認可、指定及びその他の形式の行政行為をいう。
- (16) 「クリーンセンター等」とは、要求水準書で定めるクリーンセンター等をいう。
- (17) 「クリーンセンター等運転・維持管理業務」とは、クリーンセンター等に関し要求水準書別紙 D - 3 に定める業務をいう。
- (18) 「経営に係る業務」とは、要求水準書第2章及び第3章に規定する業務をいう。
- (19) 「下水道管渠(雨水)」とは、要求水準書で定める下水道管渠(汚水)をいう。
- (20) 「下水道管渠(雨水)維持管理業務」とは、下水道管渠(雨水)に関し要求水準書別紙 E - 2 に定める業務をいう。

- (21) 「下水道管渠(汚水)」とは、要求水準書で定める下水道管渠(汚水)をいう。
- (22) 「下水道管渠運營業務」とは、要求水準書第4章及び第9章(下水道管渠(汚水)に係るものに限る。)に規定される業務をいう。
- (23) 「下水道条例」とは、須崎市公共下水道条例(平成6年須崎市条例第14号)及び須崎市公共下水道施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例(平成29年須崎市条例第36号)をいう。
- (24) 「下水道法」とは、下水道法(昭和33年法律第79号)をいう。
- (25) 「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)をいう。
- (26) 「サービス対価」とは、この契約に従った業務の履行に対して市が支払うべき対価であり、別紙2に規定するものをいう。
- (27) 「事業計画書」とは、約款Aに定める全体事業計画書、短期事業計画書及び単年度事業計画書をいう。
- (28) 「事業継続措置」とは、運営権者による事業継続のために、市が公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定に基づく国庫負担の申請等により、運営権設定対象施設を復旧するために実施する措置をいう。
- (29) 「年度」とは、運営権者の事業年度として定められる、各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間(この契約締結年度にあっては、契約締結日から次に到来する3月31日までの期間)をいう。
- (30) 「終末処理場」とは、要求水準書に定める終末処理場をいう。
- (31) 「終末処理場運転管理業務」とは、要求水準書第5章、第6章及び第9章(下水道管渠(汚水)に係るものを除く。)に規定される業務をいう。
- (32) 「終末処理場運転・維持管理業務」とは、終末処理場の運転・維持管理に関し要求水準書別紙D-1に定める業務をいう。
- (33) 「終末処理場運営開始日」とは、運営権者による終末処理場運転管理業務が開始された日をいう。
- (34) 「使用者」とは、須崎市公共下水道の利用者をいう。
- (35) 「使用料」とは、使用料等のうち、使用者が市に対して支払う使用料をいう。
- (36) 「使用料等」とは、使用者が下水道の使用につき支払う料金であって、下水道条例に従い使用者の汚水排出量に基づき算出されるものをいう。
- (37) 「成果物」とは、各種計画書、報告書、図面及びその他運営権者がこの契約又は市の請求により市に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
- (38) 「全体事業計画書」とは、20年間の経営、改築、維持管理に対する計画をいう。
- (39) 「短期事業計画書」とは、5年間の経営、改築、維持管理に対する計画をいう。
- (40) 「単年度事業計画書」とは、単年度の経営、改築、維持管理に対する計画をいう。
- (41) 「提案書類」とは、優先交渉権者が2018年●月●日付で提出した審査に係る書類及び本事業の実施に係るその他の書類一式(審査書類についての確認事項回答文書、その他書類一式に関して市が優先交渉権者に対して確認した事項に対する優先交渉権者の回答(書面による回答(市に提出された書類を含む。))及び口頭による回答を含む。)をいう。

- (42) 「特定条例等変更」とは、本事業にのみ適用され、運営権者に不利な影響を及ぼす市の条例及び政策等の変更をいう。
- (43) 「特定法令等変更」とは、下水道事業における公共施設等運営事業にのみ適用され、運営権者に不利な影響を及ぼす国の法令等及び政策等の変更(ただし、特定条例等変更を除く。)をいう。
- (44) 「排水処理施設」とは、要求水準書に定める漁業集落排水処理施設をいう。
- (45) 「不可抗力」とは、本契約の義務の履行に直接かつ不利に影響を与えるものであって、豪雨、暴風、高潮、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、津波その他の自然災害又は戦争、暴動、騒乱、騒擾、疫病、テロその他の人為的な現象(あらかじめ市と運営権者の間で合意した基準の定めがあるものについては、当該基準を超えたものに限る。)のうち、市及び運営権者のいずれの責めにも帰すことのできないもので、市又は運営権者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は障害発生の防止手段を合理的に期待できないものをいう。
- (46) 「物品無償貸付契約」とは、約款A第3条第1項の規定に基づき、市と運営権者の間で運営権者貸与対象資産の無償貸付に関して締結される約款Aに添付の別紙1 - 2の様式による契約をいう。
- (47) 「法令等」とは、条約、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドラインをいう。
- (48) 「募集要項」とは、市が2018年8月15日付で公表した、須崎市公共下水道施設運営事業 募集要項をいう。
- (49) 「募集要項等」とは、募集要項及びその添付書類(参考資料集を除く。修正があった場合は、修正後の記述による。)並びに補足資料、市のホームページへの掲載などにより公表したこれらに関する質問回答書(須崎市公共下水道施設等運営事業実施方針に関する意見又は質問への回答を含まない。)、その他これらに関して市が公表又は開示した書類(基本協定書(案)、実施契約書(案)及び要求水準書(案)を除く。)をいう。
- (50) 「本完全無議決権株式」とは、運営権者の発行する株式で、運営権者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式をいう。
- (51) 「本議決権株式」とは、運営権者の発行する株式で、運営権者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式をいう。
- (52) 「本議決権株主」とは、本議決権株式の株主をいう。
- (53) 「本事業」とは、須崎市公共下水道等運営事業をいう。
- (54) 「本業務」とは、要求水準書に規定する業務で運営権者が実施すべきものをいう。
- (55) 「本事業開始日」とは、運営権者による下水道管渠運営業務が開始された日をいう。
- (56) 「本事業開始予定日」とは、市がPFI法第21条第1項に基づき指定する下水道管渠運営業務の開始予定日である2019年10月1日又は本契約の規定に従って延期された日をいう。
- (57) 「本事業開始予定日(終末処理場)」とは、終末処理場運転管理業務の開始予定日で

- ある 2024 年 4 月 1 日又は本契約の規定に従って延期された日をいう。
- (58) 「本事業期間」とは、本事業開始日から本事業終了日までの期間をいう。
 - (59) 「本事業終了日」とは、第39条第1項に定める本事業期間の終了日である2039年3月31日をいう。
 - (60) 「本施設」とは、下水道管渠(汚水)、終末処理場、雨水ポンプ場、下水道管渠(雨水)、漁業集落排水施設、及びクリーンセンター等をいう。
 - (61) 「本利用料金構成内容」とは、募集要項等に従って市及び運営権者が合意により定める利用料金の構成をいう。
 - (62) 「モニタリング基本計画」とは、市が募集要項と同時に公表した須崎市公共下水道施設等運営事業モニタリング基本計画(修正されたときは修正後のもの)及びこれに関する質問回答をいう。
 - (63) 「モニタリング実施計画」とは、市が第16条第1項に従い作成したモニタリング実施計画(同条第2項により変更されたときは変更後のもの)をいう。
 - (64) 「優先交渉権者」とは、市が本事業の運営権者選定手続で優先交渉権者として選定された●グループをいう。
 - (65) 「優先交渉権者構成員」とは、優先交渉権者を構成する法人である●、●及び●をいう。
 - (66) 「要求水準」とは、本契約、募集要項等、要求水準書及び提案書類に基づき定められている、本事業実施において運営権者が充足すべき水準及び業務仕様をいう。
 - (67) 「要求水準書」とは、須崎市公共下水道施設等運営事業 要求水準書(要求水準書が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。)をいう。
 - (68) 「利用料金」とは、使用料等のうち、使用者が運営権者に対して支払う利用料金をいい、使用料等に対して、利用料金設定割合を乗じて算定されるものをいう。
 - (69) 「利用料金収受代行業務」とは、使用者からの利用料金の収受に係る代行業務をいう。
 - (70) 「利用料金収受代行業務委託契約」とは、約款 A 第37条の規定に基づき、市と運営権者の間で利用料金収受代行業務に関して締結される約款 A の別紙 4 の様式による契約をいう。
 - (71) 「利用料金設定割合」とは、運営権設定対象施設に係る業務の実施に必要な利用料金の構成に基づき、下水道条例に従って設定される一定の割合をいう。
 - (72) 「BCP」とは、運営権者が要求水準書に基づき作成する対象施設に対する事業継続計画である須崎市公共下水道施設等運営事業 業務継続計画書(略称：須崎BCP)をいう。
 - (73) 「PFI法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第117号)をいう。

要求水準書の別紙 A の用語集による用語の定義はこの契約に適用する。

別紙2 サービス対価の支払い方法

[募集要項の別紙6のとおり]

別紙3 サービス対価の改定

[募集要項の別紙7のとおり]

約款 A

第 1 章 総則

(目的及び解釈)

- 第 1 条 この約款 A (以下「この約款」という。)は、この約款が添付される本事業の公共施設等運営事業実施契約と一体をなし、本業務のうち本件業務(同実施契約で、この約款に従い運営権者が実施すべきとされる業務及び事業をいう。以下同じ。)に適用される。
- 2 第 1 項の公共施設等運営事業実施契約(以下「実施契約」という。)のうち添付の約款 A から C を除いたものを、以下「実施契約本文」という。
- 3 この約款における用語の定義は、この約款で特に定めるもののほか、実施契約の別紙 1 に定めるとおりとする。

(契約の保証)

- 第 2 条 運営権者は、実施契約の締結から事業終了日までの各事業年度について、次の各号のいずれかに掲げる保証を付し、各事業年度の開始までに(契約締結事業年度に当たっては契約締結と同時に)市に納付しなければならない。ただし、第 3 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) この約款による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
- (3) この約款による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (4) この約款による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第 4 項において「保証の額」という。)は、各事業年度について当該事業年度の業務履行に対して支払われる予定のサービス対価の総額の 10 分の 1 以上としなければならない。
- 3 第 1 項の規定により、運営権者が同項第 2 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 3 号又は第 4 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 事業年度の中途においてサービス対価の変更があった場合には、保証の額が変更後の当該事業年度のサービス対価の 10 分の 1 に達するまで、市は、保証の額の増額を請求することができ、運営権者は、保証の額の減額を請求することができる。

第 2 章 業務の承継等及びその他準備

(業務の承継等)

- 第 3 条 運営権者は、別紙 1 - 1 に従い、市から、運営権設定対象施設の引渡及び運営権者貸与対象資産の譲渡を完了しなければならない。各引渡等の時期については、別紙 1 - 1 に記載のとおりとし、運営権者貸与対象資産の譲渡については別紙 1 - 2 の様式に従って物品無償貸付契約を締結する。
- 2 運営権者は、提案書類に基づき、前項の下水道管渠(汚水)の引渡等を円滑かつ確実に実施するため、実施契約締結後 30 日以内に、下水道管渠運営業務に関する事業承継計画書を作成し、これを市に提出してその確認を受けなければならない。

終末処理場については、本事業開始予定日から運営権(終末処理場)の効力発生までの間、市が運営権者に終末処理場の運転管理を包括的に委託していることから、事業承継計画書の作成を要しない。

- 3 運営権者は、第 1 項に規定する業務の承継等のほか、本事業開始予定日から確実に本事業が実施できるよう、本事業開始予定日までに、自己の責任において必要な準備を行わなければならない。この場合、市は必要かつ可能な範囲で運営権者に対して協力(市から運営権者に対して第 1 項に定める業務の承継及び実施に必要なとなる行政文書を閲覧させ、貸与し、若しくはその写しを提供することを含むがこれらに限られない。)するものとする。
- 4 本条による業務の承継等に要した人件費等その他の費用は各自の負担とし、互いに求償しないものとする。
- 5 経営に係る業務については業務の承継を要せず、この契約の締結後直ちに業務を開始することができる。

(本事業開始前に市が行う運営権設定対象施設の維持管理等)

- 第 4 条 市は、実施契約締結日から各運営権設定対象施設の運営権の効力発生までの間、運営権設定対象施設に関し、自らの費用負担により募集要項等に記載された内容に従った投資及び維持管理のみを行う。

(運営権設定対象施設の瑕疵担保責任等)

- 第 5 条 市は、運営権設定対象施設の瑕疵担保責任については、これを一切負担しない。

(協定書の締結等)

- 第 6 条 市は、本事業開始日において締結している別紙 2 記載の協定等について、本事業期間中、これを維持するものとし、当該協定等が本業務に必要とされなくなった場合及び変更が必要となった場合には、運営権者と協議の上対応するものとする。

(業務実施体制)

- 第 7 条 運営権者は、本事業期間を通じて、要求水準書に定めるところに従い本事業の実施体制を確保する。

(市職員の派遣)

- 第 8 条 運営権者が市職員の派遣を要請した場合には、市及び運営権者は、市職員の派遣に関し協議する。

第 3 章 公共施設等運営権

(公共施設等運営権の効力発生)

- 第 9 条 市及び運営権者は、基本協定書に基づき運営権者に対して設定された運営権(管渠)が、第 10 条第 1 項及び第 2 項に定める下水道管渠運営業務の開始条件(同条第 3 項但書により市が充足しないことを認めた条件を除く。)がすべて満たされたことを条件として、本事業開始予定日からその効力が発生することを確認する。係る効力発生により、当該効力発生時点における下水道管渠(汚水)の運営等に関する権利及び責任は、本約款で別途定める場合を除き、市から運営権者に移転する。
- 2 市は、終末処理場の所有権が国から市に移管された後議会の議決を経た上で運営権者のために運営権を設定する。運営権(終末処理場)の登記は運営権者がその費用で行い、市は必要な書類等を提供する。
 - 3 市及び運営権者は、前項により設定された運営権(終末処理場)は、第 11 条第 1

項に定める終末処理場運転管理業務の開始条件(同条第2項但書により市が充足しないことを認めた条件を除く。)がすべて満たされたことを条件として、本事業開始予定日(終末処理場)からその効力が発生することを確認する。係る効力発生により、当該効力発生時点における終末処理場の運営等に関する権利及び責任は、本約款で別途定める場合を除き、市から運営権者に移転する。

- 4 運営権の存続期間については第53条の定めに従う。

第4章 本件業務

(業務の開始条件)

第10条 運営権者は、本事業開始予定日までに、次に掲げる下水道管渠運営業務の開始条件を充足しなければならない。

- (1) 運営権者の 定款の原本証明付写し、 商業登記簿謄本、 代表印の印鑑証明書及び 株主名簿の写しの市への提出(いずれも、実施契約締結日から10日以内に提出する。)
- (2) 第3条に規定する下水道管渠運営業務の承継等の完了
- (3) 第7条に規定する下水道管渠運営業務に係る実施体制が確保されていることの市による確認
- (4) 第17条第1項に規定する下水道管渠運営業務に係る契約書の写しの提出
- (5) 第18条第1項に規定する下水道管渠運営業務に係る従事職員の一覧表の提出(ただし、市が求めた場合に限る。)
- (6) 第19条第2項に規定する下水道管渠運営業務に係る保険の付保証明の提出
- (7) 第22条から第24条に規定する全体事業計画書、当初5事業年度の短期事業計画書及び当初年度の単年度事業計画書の提出
- (8) 下水道管渠運営業務の実施に必要な許認可等の充足
- (9) 第26条に規定するBCPの作成及び市による確認

- 2 市は、本事業開始予定日までに、次の下水道管渠運営業務の開始条件を充足しなければならない。

(1) 実施契約の履行のために必要な下水道条例の改正の終了

- 3 運営権者は、前二項に定める開始条件のいずれか1つでも充足されない場合又は運営権者に実施契約上の義務不履行がある場合には、下水道管渠運営業務を開始することができないものとする。ただし、当該開始条件のいずれかが充足されない場合であっても、市が認めた場合(前項に定める開始条件が充足されない場合においては、運営権者が要請し、市が認めた場合に限る。)には、運営権者は、下水道管渠運営業務を開始することができる。

- 4 運営権者は、運営権者に実施契約上の義務不履行がない場合であって、第1項及び第2項に定める開始条件(第3項但書により市が充足しないことを認めた条件を除く。)がすべて充足されたことを条件として、本事業開始予定日より下水道管渠運営業務を実施する。

(終末処理場運転管理業務の開始条件)

第11条 運営権者は、本事業開始予定日(終末処理場)までに、次に掲げる終末処理場運転管理業務の開始条件を満たさなければならない。

- (1) 第7条に規定する終末処理場運転管理業務に係る実施体制が確保されていることの市による確認
- (2) 第17条第1項に規定する終末処理場運転管理業務に係る契約書の写しの提出
- (3) 第18条第1項に規定する終末処理場運転管理業務に係る従事職員の一覧表の提出(ただし、市が求めた場合に限る。)
- (4) 第19条第2項に規定する終末処理場運転管理業務に係る保険の付保証明の

提出

(5) 終末処理場運転管理業務の実施に必要な許認可等の充足

- 2 運営権者は、前項に定める開始条件のいずれか1つでも充足されない場合運営権者に実施契約上の義務不履行又は市が運営権者に終末処理場の運転管理を包括的に委託する契約の期間満了前の解除がある場合には、終末処理場運転管理業務を開始することができないものとする。ただし、当該開始条件のいずれかが充足されない場合であっても、市が認めた場合には、運営権者は、終末処理場運転管理業務を開始することができる。
- 3 運営権者は、運営権者に実施契約上の義務不履行及び市が運営権者に終末処理場の運転管理を包括的に委託する契約の期間満了前の解除がない場合であって、第1項に定める開始条件(第2項但書により市が充足しないことを認めた条件を除く。)がすべて充足されたことを条件として、本事業開始予定日(終末処理場)より終末処理場運転管理業務を実施する。

(業務の開始遅延)

- 第12条 運営権者は、本事業開始日が本事業開始予定日より遅延することが見込まれる場合には、速やかに当該遅延の原因及びその対応方針を市に通知し、本事業開始予定日の延長を申請しなければならない。
- 2 運営権者は、前項に規定する対応方針において、下水道管渠運営業務の可及的速やかな開始に向けての対策及び想定される本事業開始日までの予定を明らかにしなければならない。
 - 3 運営権者の責めに帰すべき事由により本事業開始日が当初の本事業開始予定日より遅延し、市に増加費用又は損害が発生した場合、市はその増加費用及び損害額の支払を運営権者に請求することができる。
 - 4 市の責めに帰すべき事由によって本事業開始日が当初の本事業開始予定日より遅延し、運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、市は、当該増加費用又は損害について補償するものとする。
 - 5 法令等の変更又は不可抗力により、本事業開始日が当初の本事業開始予定日より遅延した場合の措置については、第43条乃至第46条の規定に従う。
 - 6 前五項の規定は、「本事業開始日」を「終末処理場運営開始日」とし、「本事業開始予定日」を「本事業開始予定日(終末処理場)」とする読み換えを行った上で、終末処理場運転管理業務に適用する。

(本件業務の内容)

- 第13条 運営権者は、本事業期間中、実施契約本文、この約款、募集要項等、要求水準書及び提案書類に従い、次の業務を実施するものとする。
- (1) 経営に係る業務
 - (2) 下水道管渠運営業務
 - (3) 終末処理場運転管理業務

(附带事業)

- 第14条 運営権者は、本事業期間中、実施契約、募集要項等、要求水準書及び提案書類に従い、附带事業を実施するものとする。附带事業の実施期間は提案書類に記載のとおりとする。
- 2 附带事業については、市が事業費を負担する。また、附带事業を行うにあたって必要となる建設若しくは改築に係る業務は、実施契約とは別途に市が発注して実施する。

(任意事業)

- 第 15 条 運営権者は、本事業期間中、実施契約、募集要項等、要求水準書及び提案書類に従い、任意事業を実施することができる。任意事業の実施期間は提案書類に記載のとおりとする。
- 2 運営権者が任意事業の実施のために本事業用地及び運営権設定対象施設の使用を必要とする場合、市は運営権者と協議の上、可能な範囲で任意事業実施の場所を提供する。提供の方法は市が定める。
 - 3 運営権者は、本事業期間中、新たな任意事業の実施を市に提案できるものとする。市は、運営権者から提案を受けたときは、その可否及び内容について運営権者と協議を行う。
 - 4 前項の協議が調ったときは、運営権者は、協議の結果に従い任意事業を実施するものとする。

(その他)

- 第 16 条 本事業開始後に市が運営権設定対象施設について公益上の判断により実施する工事については、市が費用を負担する。当該工事のうち、運営権者の業務に調整が必要となる工事について、市は、運営権者と協議の上、実施するものとする。
- 2 運営権者は、募集要項等に従い、市による公有財産の貸付け又は使用許可等の手続を経て併置(自主改善)を行うことができる。

第 5 章 その他の事業実施条件

(第三者への委託)

- 第 17 条 運営権者は、本事業期間中、要求水準書及び提案書類に従い、市に事前に通知した上で、本件業務(委託禁止業務を除く。以下本条において同じ。)を第三者に委託し又は請け負わせることができる。この場合、運営権者は、当該第三者と締結した契約書の写しを、契約締結後遅滞なく市に提出しなければならない。
- 2 運営権者から本事業に係る業務を受託した者(以下「受託者」という。)、又は請け負った者(以下「請負者」という。)が再委託し、又は下請負を使用する場合、運営権者は、要求水準書に従って事前に市に届け出なければならない。なお運営権者は、受託者及び請負者をして、受託し又は請け負った業務の全部又は大部分の再委託又は下請負をさせてはならない。
 - 3 前二項の規定に基づく委託、再委託、請負及び下請負の使用は、すべて運営権者の責任において行うものとし、受託者、請負者その他本件業務に関して運営権者又は受託者、請負者若しくはこれらの者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて運営権者の責めに帰すべき事由とみなして、運営権者がその責任を負うものとする。運営権者は、受託者、再受託者、請負者及び下請負者を変更する場合、前二項の規定に従うものとする。

(従事職員)

- 第 18 条 運営権者は、各業務の開始日までに、本件業務の実施のために配置する従事職員について、一覧表を作成し、かつ、備え置くとともに、市が求めた場合には、速やかに当該一覧表を市に提出しなければならない。また、従事職員の変更がある場合は、都度、一覧表を修正しなければならない。
- 2 運営権者は、自らの責任と費用負担において、従事職員の労働安全衛生管理を行う。
 - 3 市は、従事職員が適当でないことを認め、運営権者に対して交代を請求することができる。この場合、運営権者は係る請求に対して誠実に対応しなければならない。

(保険)

第 19 条 運営権者は、本事業期間中を通じて、自己の責任及び費用において、別紙 3 に定める種類及び金額の保険を付保するものとする。ただし、運営権者は、市が事前に承諾した場合には、保険の付保に代わる措置をとることができる。

- 2 運営権者は、前項の規定により保険契約を締結(又は従来 of 契約を継続)したときは、本事業開始予定日まで、その保険証券の写しその他付保を証明する書面を市に提出しなければならない。以後、当該保険契約の継続、更新、更改、新たな締結があった場合も同様とする。

(要求水準の変更等)

第 20 条 市は、法令等の変更により要求水準の内容が変更された場合には、これを運営権者に対して通知し、運営権者はこれを遵守するものとする。

(市による新たな施設の建設又は増築)

第 21 条 市は、公共下水道に係る新たな施設の建設又は増築(排水区域の拡張に伴う水処理系列の増築を含むが、これに限られない。)を運営権者と協議の上で実施することができる。この場合において、180 日以内に当該協議が合意に至らなかった場合には、市は、市の決定に従って、当該施設の建設又は増築に伴う要求水準の変更内容を指定するとともに、当該施設の建設又は増築を行うものとする。

第 6 章 計画及び報告

(全体事業計画書)

第 22 条 運営権者は、本事業開始予定日の 30 日前までに、要求水準書、募集要項等及び提案書類に基づき、要求水準書に定める項目を含む、本事業開始予定日から 19 年を経過する日が属する事業年度の末日までの期間についての本事業についての全体事業計画書を作成し、市に提出してその確認を得るものとする。運営権者は、全体事業計画書を作成するに当たっては、基本的に要求水準書に定める事項の範囲で運営権者が提案書類において本事業の実施に関して提案した内容に準拠するものとする。

- 2 運営権者が、本事業期間中、全体事業計画書の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市の確認を得るものとする。
- 3 運営権者は、本事業期間中、全体事業計画書に記載された内容に従い本事業を実施するよう最大限努力するものとする。
- 4 運営権者は、全体事業計画書又はその変更について市の確認を得た後、速やかに当該全体事業計画書又はその変更についての公表事項を運営権者のホームページ上で公表し、本事業期間中、公表を維持しなければならない。
- 5 本事業期間が、第 1 項に基づき市の確認を得た全体事業計画書の対象期間を超える場合、運営権者は、当該対象期間の最終日を含む事業年度の開始日の 30 日前までに、要求水準書に定める項目を含む、当該事業年度の開始日から本事業終了日までの期間についての本事業全体についての全体事業計画書を作成し、市に提出してその確認を得るものとする。この場合、当該全体事業計画書の変更、事業実施及び公表については、前三項の規定に準ずるものとする。

(短期事業計画書)

第 23 条 運営権者は、本事業期間中、本事業開始予定日を含む事業年度から 5 事業年度目まで(当該事業年度を含む。)の期間についての本事業に係る短期事業計画書を本事業開始予定日の 30 日前までに、それ以降の翌 5 事業年度についての本事業に係

る短期事業計画書を、当該 5 事業年度開始日の 30 日前までに作成の上、市に提出してその確認を得るものとする。

- 2 運営権者は、本事業期間中、短期事業計画書に従い、適正に本事業を実施しなければならない。
- 3 運営権者は、短期事業計画書の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市の確認を得るものとする。
- 4 運営権者は、短期事業計画書(変更した場合には変更後の計画書)について市の確認を得た後、速やかに当該短期事業計画書(変更した場合には変更後の計画書)についての公表事項を運営権者のホームページ上で公表し、次条に基づき当該短期事業計画書の対象期間に係る単年度事業計画書が公表されている期間、公表を維持しなければならない。

(単年度事業計画書)

第 24 条 運営権者は、本事業期間中、本事業開始予定日を含む事業年度についての本事業に係る単年度事業計画書を本事業開始予定日の 30 日前までに、それ以降の各事業年度についての本事業に係る単年度事業計画書を、当該事業年度開始日の 30 日前までに作成の上、市に提出してその確認を得るものとする。

- 2 運営権者は、本事業期間中、単年度事業計画書に従い、適正に本事業を実施しなければならない。
- 3 運営権者は、単年度事業計画書の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市の確認を得るものとする。
- 4 運営権者は、単年度事業計画書(変更した場合には変更後の計画書)について市の確認を得た後、速やかに当該単年度事業計画書(変更した場合には変更後の計画書)についての公表事項を運営権者のホームページ上で公表し、公表日を含む事業年度から 5 事業年度目(当該事業年度を含む。)までの期間、公表を維持しなければならない。

(その他の報告・提出義務)

第 25 条 運営権者は、本事業期間中、募集要項等及び要求水準書に定める事項並びに本件業務に関し市が必要と認めて(固定資産台帳の整理等のため必要があるときを含む。)報告を求めた事項及び提出を求めた書類について、募集要項等及び要求水準書に定める期限までに(報告又は提出の期限が定められていない場合には遅滞なく)市に報告又は提出しなければならない。

- 2 運営権者は、下水道管渠運営業務について維持管理計画書及び月間維持管理計画書を、終末処理場運転管理業務について運転管理計画書、保全管理計画書、年間維持管理作業計画書、月間維持管理作業計画書、保守点検計画及び修繕計画を、それぞれ要求水準書に従い作成し、市に提出しなければならない。また、運営権者は、保守管理計画及び修繕計画について要求水準書に従った見直しを行うものとする。

(BCP の作成等)

第 26 条 運営権者は、本事業開始予定日の 30 日前までに、要求水準書、募集要項等及び提案書類に基づき、運営権設定対象施設に係る BCP を作成し、市の確認を得なければならない。BCP について変更が必要となった場合も同様とする。

- 2 前項に規定する BCP の様式、記載事項等については、市が別途指定する。
- 3 運営権者は、災害、事故などにより運営権設定対象施設に故障等が発生した場合においても部分的な機能停止に留まるよう、緊急時における対応方法及び体制並びに早期に復旧可能な体制を構築しなければならない。
- 4 運営権者は、災害、事故等の緊急時には BCP に従い対応するものとし、対応中

及び対応後に報告書等を作成し、市に報告しなければならない。

第7章 業務の実施

(経営に係る業務)

第27条 運営権者は、この契約の締結日から事業期間の終了まで、実施契約本文、この約款、要求水準書及び提案書類に基づき、経営に係る業務を実施する。

(下水道管渠運営業務)

第28条 運営権者は、本事業開始予定日から事業期間の終了まで、実施契約本文、この約款、要求水準書、募集要項等、提案書類、事業計画書、及び運営権者が第25条第2項に従い作成し市に提出した計画書(見直しが行われたときは見直し後のもの。)に基づき、下水道管渠運営業務を実施する。

(終末処理場運転管理業務)

第29条 運営権者は、本事業開始予定日(終末処理場)から事業期間の終了まで、実施契約本文、この約款、要求水準書、募集要項等、提案書類、事業計画書、及び運営権者が第25条第2項に従い作成して市に提出した計画書(見直しが行われたときは見直し後のもの。但し修繕計画を除く。)に基づき、終末処理場運転管理業務を実施する。

(ユーティリティー等の調達)

第30条 運営権者は、自己の責任及び費用において、本件業務の実施に必要な電力、上下水、ガス、電話等のユーティリティー及び薬品等の消耗品、部品等を調達するものとする。

2 終末処理場の運転に必要な電力については、市が電力供給事業者と契約し、運営権者がその費用を負担する。

(修繕)

第31条 運営権者は、下水道管渠(汚水)に係る管路修繕(別紙1-1第1項による下水道管渠(汚水)引渡し時に存した瑕疵の修繕を含む。第3項で同じ。)は、要求水準書に定める額を上限として実施するものとする。

2 終末処理場の修繕(別紙1-1第1項による終末処理場引渡し時に存した瑕疵の修繕を含む。第4項で同じ。)は、要求水準書に定める額を上限として実施するものとする。

3 第1項の上限額を超える下水道管渠(汚水)の管路修繕は市が実施する。

4 第2項の上限額を超える終末処理場の修繕は市が実施する。

5 前四項に関わらず、運営権者の業務の要求水準の未達その他運営権者の責めに帰すべき事由により下水道管渠(汚水)又は終末処理場の修繕が必要となったときは、運営権者がその費用で実施するものとし、当該修繕の費用は第1項及び第3項で規定する要求水準書に定める額に算入しない。

(廃棄物の処理)

第32条 終末処理場から排出される汚泥(以下、本条で「発生汚泥」という。)その他の廃棄物については、運営権(終末処理場)の効力発生以降、運営権者が排出者として、法令に従い適正に処理するものとする。

2 前項の廃棄物の処理に要する費用は運営権者が負担し、発生汚泥の売却等により収入があるときは、当該収入は運営権者に帰属するものとする。

3 発生汚泥の受入先又は受入条件の変更による汚泥処理費用の増加があるときは、

運営権者がこれを負担する。

- 4 発生活泥の発生量及び品質の変化に伴う処分費用の増加は、事業者が負担する。ただし、流入量の著しい増加及び流入水質の著しい変化が生じた場合に市と運営権者が第 41 条に従い行う協議において別途定めることを妨げない。

(業務報告書の提出)

- 第 33 条 運営権者は、本件業務について、モニタリング実施計画に従い報告書を作成し、市の確認を受けなければならない。

第 8 章 利用料金の設定及び収受及び対価の支払等

(本事業の収入)

- 第 34 条 本事業において運営権者が収受する利用料金は、運営権者の収入とする。

(利用料金の設定)

- 第 35 条 運営権者は、本事業期間にわたり、実施契約、募集要項、要求水準書及び提案書類並びに下水道条例その他関連する法令等に従い、使用者から利用料金を収受する。利用料金は、使用料等に、利用料金設定割合を乗じて算出される。

(使用料等及び利用料金設定割合の改定)

- 第 36 条 実施契約締結日以降本事業開始日までの間に市が使用料等を改定する場合、市は、運営権者が収受することができる利用料金の見込総額が市が募集要項等において示した額と変わらない額となるよう、利用料金設定割合を改定するものとする。

- 2 市は、前項に定める場合のほか、下水道条例に従って使用料等の改定の必要性を計画的に検討し、必要に応じて使用料等を改定することができる。

- 3 市は、前項に基づく検討を行う場合、あらかじめ運営権者にその旨を通知し、運営権者の意見を聴取する。

- 4 運営権者は、5 年に 1 回、使用料等の改定を市に対し提案することができる。この場合、市及び運営権者は、当該時点での国内及び市域の経済動向、市の下水道事業会計の財政状況等を勘案しつつ、提案の合理性及び妥当性を評価し、適切に協議を行う。

- 5 市は、第 2 項又は第 4 項に基づく使用料等の改定に際して、運営権者と協議の上、利用料金設定割合の改定を行う。

- 6 市及び運営権者は、前項に基づく利用料金設定割合の改定を行うに当たっては、本利用料金構成内容(本件業務(付帯事業及び任意事業を除く。以下本条で同じ。))の実施に必要な経費を含むものとする。)をもとに協議を行う。

- 7 前各項の規定に関わらず、以下に定める期間に、本事業に係る事業環境が著しく変化する場合として以下に列挙する事象が発生し、運営権者の経営に著しい影響を及ぼした場合、臨時的に市及び運営権者は、利用料金設定割合の改定についての協議を行うことができる。係る協議を行う場合、市及び運営権者は利用料金設定割合の改定について誠実に協議を行う。

- (1) 直近事業年度(当該時点において終了していない事業年度を含まない。以下本号において同じ。)、直近 2 事業年度又は直近 3 事業年度の間に、急激な社会情勢等の変化に伴う需要変動により、当該期間に運営権者が収受する利用料金の合計額が、市が募集要項等において示した当該期間の利用料金見込額の合計額から著しく増減し、更に継続的に運営権者の収入が増減することが予想される場合(ただし、過去において本号に基づき利用料金設定割合が改定された実績がある場合には、上記の直近事業年度、直近 2 事業年度及び直近 3

事業年度には、本号に基づく直近の利用料金設定割合の改定が行われた事業年度及び当該事業年度以前の各事業年度は含まれない。)

- (2) 当該時点が属する月の前月における日本銀行が公表する消費税を除く国内企業物価指数(電力・都市ガス・水道)が、直近 3 年以内の任意の月における日本銀行が公表する消費税を除く国内企業物価指数(電力・都市ガス・水道)から著しく増減し、更に継続的に運営権者の負担が増減することが予想される場合(ただし、過去において本号に基づき利用料金設定割合が改定された実績がある場合には、上記の直近 3 年以内の任意の月は、本号に基づく直近の利用料金設定割合の改定が行われた月の翌月以降の任意の月とする。)
- 8 前各項の規定に関わらず、法令等の変更又は市の計画変更に伴う本件業務の内容の変更により運営権者が負担する費用が著しく増減する場合として次に列挙する場合、市と運営権者は利用料金設定割合の改定について協議を行うことができる。
- (1) 法令等の変更が要求水準に影響し、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合
 - (2) 本件業務に直接関係する税制等の変更により、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合
 - (3) 事業内容の変更等の市側の事由により計画が変わることで、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合
- 9 前各項の規定に関わらず、社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて下水道事業全の公益上、改定の必要性が発生した場合、市は、利用料金設定割合の改定について運営権者に協議を申し入れることができる。

(利用料金の收受等)

- 第 37 条 運営権者は、市との間で締結する別紙 4 の様式による利用料金收受代行業務委託契約に基づき、利用料金收受代行業務を市に委託し、市は、当該委託に基づき、市が使用者から收受する使用料及び水道料金と併せて利用料金の收受を行う。
- 2 市は、收受した利用料金を、第 68 条第 1 項に定める解約違約金に充当することができる。

(サービス対価の支払)

- 第 38 条 市は、実施契約本文第 18 条によるモニタリングにより、運営権者が適正に本件業務(付帯事業及び任意事業を除く。)を実施したことを確認したときは、実施契約本文の別紙 2 に従い運営権者にサービス対価を支払う。

(サービス対価の返還)

- 第 39 条 運営権者が市に提出した報告書について、サービス対価の支払後に虚偽の記載があることが判明したときは、運営権者は市に対して、当該虚偽記載がなければ市が減額し得たサービス対価相当額を返還しなければならない。

第 9 章 リスク分担

(リスク分担の原則)

- 第 40 条 市は、運営権者による業務の実施に対してこの約款で定めるサービス対価を支払うほか、実施契約本文及びこの約款で別途定める場合を除き、運営権者による本件業務の実施に対して、何らの対価を支払う義務も負わない。
- 2 実施契約本文、この約款又は要求水準書で別途定める場合を除き、運営権者はその責任で本件業務を実施するものとし、本件業務において運営権者に生じた収入の減少、費用の増加、その他損害・損失の発生については、すべて運営権者が

負担し、市はこれについて何らの責任も負担しない。

(流入量及び流入水質の変動)

第 41 条 運営権設定対象施設への流入水の水質又は水量の変化は運営権者がその費用で対応する。ただし、流入量の著しい増加及び流入水質の著しい変化があったときは、市と運営権者が協議を行い、その取り扱いを定める。

(第三者損害)

第 42 条 運営権者が本件業務(付帯事業及び任意事業を除く。)の実施により第三者に損害を及ぼした場合、運営権者は当該第三者に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、当該損害のうち市の責めに帰すべき事由により生じたもの(第 31 条第 2 項及び第 4 項により市が実施すべき修繕が適切に実施されないことにより生じたものを含む。)、及び運営権者が実施契約本文、この約款、要求水準書に従い業務を行い、善良なる管理者の注意義務をもってしても避けることのでない損害を補償する費用は、市が負担する。

- 2 運営権者の付帯事業又は任意事業の実施により第三者に損害を及ぼしたときは、運営権者は当該第三者に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、当該損害のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものは市が負担する。

(法令等の変更)

第 43 条 運営権者は、実施契約締結日以降の法令等の変更(特定法令等変更及び特定条例当変更を含むが、これに限られない。)により実施契約本文、この約款及び要求水準書に従った本件業務の実施が困難となった場合、その内容の詳細を直ちに市に対して通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、市は運営権者に対し、法令等の変更による本事業への影響を調査するため、必要な資料の提出を求めることができる。また、市は法令等の変更により履行困難となった運営権者の本件業務の履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。ただし、運営権者及び市は、当該法令等の変更の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、法令等の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 3 市が運営権者から第 1 項の通知を受領した場合、市及び運営権者は、当該法令等の変更に対応するために、速やかにこの約款及び要求水準の変更について協議する。係る協議にも関わらず変更された法令等の公布日から 60 日以内に実施契約又は要求水準の変更について合意が成立しない場合は、市が法令等の変更に対する対応方法を運営権者に対して通知し、運営権者はこれに従い本事業を継続する。

(法令等の変更による増加費用・損害の扱い)

第 44 条 実施契約締結日以降の法令等の変更により本件業務(付帯事業及び任意事業を除く。)について運営権者に増加費用又は損害が生じたときは、市と事業者の双方により増加費用及び損害の内容を確認したうえで、市が当該増加費用又は損害を負担する。

- 2 法令等の変更によって付帯事業又は任意事業について運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害はすべて運営権者の負担とする。ただし、市と運営権者が協議して、別途定めることを妨げない。

(不可抗力事象の発生)

第 45 条 実施契約締結日以降、不可抗力に該当する事象の発生により本件業務の全部又は一部の遂行が困難となった場合、運営権者は、その内容の詳細を記載した書面

をもって、直ちに市に対し通知するとともに、BCP に従い初期対応をしなければならない。

- 2 前項の場合において、市が本事業の継続のために必要と判断した場合、運営権者は市の指示に従う。
- 3 第 1 項の場合において、市は運営権者に対し、不可抗力による本件業務への影響を調査するため、必要な資料の提出を求めることができる。また、市は不可抗力により履行困難となった運営権者の本件業務の履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。ただし、運営権者及び市は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 4 第 1 項の通知があった場合又は市が自ら不可抗力に該当する事象が発生していると認識した場合、市及び運営権者は、協議の上、運営権設定対象施設の復旧スケジュールや公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づく国庫負担の申請等、本事業の復旧に向けて必要となる事業継続措置とその後の役割分担を定め、それぞれ当該事業継続措置に従うものとする。

(不可抗力による増加費用・損害の扱い)

第 46 条 不可抗力により本件業務(付帯事業及び任意事業を除く。)の実施について運営権者又は市に増加費用又は損害が生じるときは、市及び運営権者は、当該不可抗力に対応するために速やかに実施契約及び要求水準並びにこれらに基づく履行義務の内容の変更及び増加費用等の負担について協議しなければならない。なお、この場合の増加費用等の負担は、次の各号の定めるところによるものとする。

- (1) 暴動、戦争等の人的災害に係る不可抗力に該当する事象による増加費用等の負担
 - ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第 6 条第 1 項(ただし、同項第 4 号及び第 5 号を除く。次号で同じ。)に定める災害復旧事業の適用除外規定を準用の上、当該不可抗力に起因する損害の回復を図る工事等が当該適用除外規定の対象外となるものである場合は、市の負担とする。
 - イ 上記ア以外の暴動、戦争等の人的災害に係る不可抗力の場合は、運営権者の負担とする。
 - (2) 地震、暴風、豪雨等の自然災害に係る不可抗力に該当する事象による増加費用等の負担
 - ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第 2 条第 2 項に定める災害復旧事業となり、かつ、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第 6 条第 1 項に定める適用除外の対象外となるものである場合は、市の負担とする。なお、本アにおいて地震による災害とは、社会通念上認められる範囲のものをいう。また、降雨、暴風、高潮、波浪又は津波による災害とは、公共土木施設災害復旧事業査定方針第 3(一)から(六)までの規定によるものとする。ただし、「時間雨量等が特に大である場合」とは、損害等が発生した場所から最も近接した位置に設置された市が管理する気象観測局における時間雨量が 20mm 程度以上とする。
 - イ 上記ア以外の地震、暴風、豪雨等の自然災害に係る不可抗力の場合は、運営権者の負担とする。
 - (3) 前二号の規定に関わらず、第 1 号イ及び第 2 号イに定める場合において、不可抗力により損壊等した下水道管渠(汚水)の管路修繕については第 31 条第 1 項及び第 3 項が、不可抗力により損壊等した終末処理場の修繕については同条第 2 項及び第 4 項が、それぞれ適用されるものとし、前二号の規定は適用しないものとする。
- 2 前項の協議に関わらず、不可抗力が生じた日から 60 日以内にこの約款等の変更

及び増加費用等の負担についての合意が成立しない場合、市が不可抗力に対する対応方法を運営権者に通知し、運営権者はこれに従い本事業を継続する。なお、この場合の増加費用等の負担は、前項各号の負担割合によるものとする。

- 3 前各項の規定に関わらず、不可抗力によって付帯事業及び任意事業について運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害はすべて運営権者の負担とする。

(損害賠償責任)

- 第 47 条 実施契約に別段の定めがある場合を除き、市又は運営権者が実施契約に定める義務に違反した(以下本条において、この場合における当該市又は運営権者を「違反当事者」という。)ことにより相手方当事者に損害が発生したときは、相手方当事者は違反当事者に対し損害賠償を請求することができる。

第 10 章 適正な業務の確保

(運営権の行使の停止)

- 第 48 条 市は、PFI 法第 29 条第 1 項に定める事由が生じたと判断したとき(要求水準が達成されていないことが判明した場合において、運営権者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難であると市が判断したときを含むが、これに限られない。)は、同法第 29 条第 2 項に基づく聴聞を行った上で、同条第 1 項に基づき、市の判断で、必要な期間、必要な範囲において運営権の行使の停止を命ずることができる。この場合、市は、当該停止した本件業務(付帯事業及び任意事業を除く。)を自ら行うことができ、また、運営権者に対して市による当該事業の実施について協力(運営権者が所有する資産についての市による一時的使用、締結している契約についての市による一時的承継その他の協力を含むがこれらに限られない。)を要請することができ、運営権者はこれに協力しなければならない。

- 2 第 1 項に基づき運営権の行使が停止された場合、市は、運営権の行使が停止されたことに伴い事業者が実施できなくなった業務に相応するサービス対価は支払わない。
- 3 第 1 項に基づき運営権の行使が停止された場合、市は、PFI 法第 27 条第 1 項に基づきこれを登録するとともに、運営権者に対して、同法第 30 条第 1 項に基づいて通常生ずべき損失(運営権者の責めに帰すべき事由によって発生した損失等を除く。)を補償する責任を負う。

(その他必要な措置)

- 第 49 条 市は、PFI 法第 28 条に基づき、運営権者による本事業の適正を期するため、運営権者に対して、本事業の業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、実施について調査し、又は必要な指示をすることができる。

- 2 前項の市の調査又は指示に従うことにより運営権者に費用が発生する場合、かかる費用は運営権者の負担とする。

第 11 章 誓約事項

(運営権者による誓約事項)

- 第 50 条 運営権者は、運営権者についての次の各号の書面の記載内容が変更された場合、変更後の書面(ただし、定款については原本証明付写しとする。)を、当該変更から 10 日以内に市に対して提出する。

- (1) 定款
- (2) 商業登記簿謄本

- (3) 代表印の印鑑証明書
- (4) 株主名簿
- 2 運営権者は、本事業期間中、法令等及び実施契約本文並びにこの約款の各規定を遵守するほか、次の各号の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 運営権者は、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であり、本店所在地が須崎市内であること。
 - (2) 運営権者は、新たに本議決権株式、当該株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表象する有価証券(以下、本号において「本議決権株式等」という。)を株主総会又は取締役会の決議により発行しようとする場合には、会社法の規定に従うほか、その内容について市の事前の承認を受ける必要があること。ただし、本議決権株式等を本議決権株主のみに対して割り当てて新規発行する場合は、市の事前の承認を要しない。
 - (3) 運営権者は、第 52 条第 1 項の規定に従い、本議決権株主の異動等について市に報告すること。
 - (4) 運営権者の定款に、運営権者が発行できる株式は、本完全無議決権株式及び本議決権株式のみであることの規定があること。
 - (5) 運営権者の定款に、会社法第 326 条第 2 項に定める取締役会、監査役及び会計監査人を設置する規定があること。
 - (6) 運営権者の定款の事業目的が本事業の遂行に限定されていること。
 - (7) 前各号のほか、提案書類において運営権者の義務事項として提案した事項を充足していること。
- 3 運営権者は、本事業期間中、市の事前の承諾を得ることなく、合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡、組織変更その他会社の基礎の変更を行ってはならない。
- 4 運営権者は、本事業期間中、株主総会及び取締役会が開催された場合、それぞれの議事録及び議事録要旨を、当該開催後 30 日以内に市に提出しなければならない。

(運営権等の運営権等の処分)

- 第 51 条 運営権者は、市の書面による事前の承諾を得ることなく、運営権、その他実施契約上の地位及び本事業について市との間で締結した契約に基づく契約上の地位並びにこれらの契約に基づく運営権者の権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分(以下、本条及び次条において「処分」という。)を行ってはならない。
- 2 前項の定めに関わらず、運営権者は、PFI 法第 26 条第 2 項に基づく市の許可をあらかじめ得た場合には、運営権を移転することができる。この場合、市は、議会の議決を経て当該許可を行うものとし、また、以下の内容を含む許可の条件を付すことができる。
 - (1) 譲受人が、本事業における運営権者の実施契約上の地位を承継し、実施契約に拘束されることについて、市に対して承諾書を提出すること。
 - (2) 譲受人が、運営権者が所有し、本事業の実施に必要な一切の資産及び契約上の地位の譲渡を受けること。
 - (3) 譲受人のすべての株主が、市に対して株主誓約書と同様の内容の誓約書を提出すること。

(本議決権株主の異動等)

- 第 52 条 運営権者は、本議決権株主に異動等があり、株主名簿の記載内容が変更された場合、直ちに市に対して最新の株主名簿の原本証明付写しを提出し、市の求めに応じてその他株主に関する情報を提供する。

- 2 運営権者は、本議決権株主が以下の各号に定める事由に該当することが判明したときは、その旨を市に対して速やかに通知しなければならない。この場合において、運営権者は、当該本議決権株主に係る当該事由を解消させ又は当該事由に該当しない他の本議決権株主に対しその保有株式を処分させる等して、速やかに係る状態を解消しなければならない。
 - (1) PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当すること。
 - (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがされていること又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがされていること。
 - (3) 株主誓約書に違反して、市の承認を得ることなく本議決権株式について処分を行ったこと。

第 12 章 契約の期間及び期間満了に伴う措置

第 1 節 実施契約の期間

(契約の有効期間)

- 第 53 条 実施契約は、実施契約に別段の定めがある場合を除き、実施契約締結日を始期とし、次条に定める本事業終了日まで効力を有する。

(事業期間)

- 第 54 条 運営権者は、本事業開始日を始期とし、2039 年 3 月 31 日(又は実施契約に基づき期間が変更された場合は当該変更後の日)を本事業終了日とする期間中、本件業務を実施する。
- 2 前項の規定に関わらず、以下の各号に定める場合、市及び運営権者は、本事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、市と運営権者が協議により第 4 項の規定の範囲内で両者が合意した日まで本事業期間を延長することができる(係る期間延長を「合意延長」という。)。なお、合意延長の実施回数は 1 回に限られない。
 - (1) 不可抗力の発生により、本事業が中断又は遅延した場合
 - (2) 市側の事由による本件業務(付帯事業及び任意事業を除く。以下、本号及び次号で同じ。)の内容の変更により、本件業務が中断又は遅延した場合
 - (3) 運営権設定対象施設の存在自体に対する近隣住民の反対運動や訴訟等により、本件業務が中断又は遅延した場合
 - 3 本事業期間(前項により合意延長された場合は、合意延長後の本事業期間)は、いかなる理由によっても本事業開始日から 25 年を経過する日が属する事業年度の末日を超えることはできない。
 - 4 本事業終了日前に付帯事業又は任意事業が終了している場合を除き本事業終了日をもって付帯事業及び任意事業も終了するものとし、当該時点をもって運営権の存続期間の終期となり、運営権は消滅する。

第 2 節 期間満了による本事業終了手続

(事業引継)

- 第 55 条 本事業終了日までに、運営権者は、市又は市の指定する者に本事業が円滑に引き継がれるよう、次の内容を含む事業引継をしなければならない。
- (1) 運営権者は、要求水準書に規定される次期評価業務を本事業終了日までに実施する。

- (2) 運営権者は、本事業終了日前 180 日から 90 日までの間に、運営権設定対象施設について機能確認を行うとともに、要求水準書の定めるところに従い、施設機能確認報告書の提出及び技術指導を行わなければならない。
- (3) 運営権者は、本事業終了日 180 日前までに、引継事項を記載した文書の暫定版を、本事業終了日まで最終版を市に提出しなければならない。
- (4) 運営権者は、運営権者の従業員について、市の指定する者が転籍での受け入れを希望する場合には、市の指定する日までに、従業員の意向確認等について必要かつ可能な協力をし、転籍を希望する全従業員の記録を市の指定する者に送付しなければならない。
- (5) 運営権者は、運営権者が締結している契約及び維持している許認可等について市又は市の指定する者が承継を希望する場合には、市の指定する日までに、契約相手方の意向確認又は許認可等の継続等について必要かつ可能な協力をし、承継を希望する契約又は許認可等に関する資料を市又は市の指定する者に送付しなければならない。
- (6) 運営権者は、市又は市の指定する者が本事業を引き継ぐまでに、市又は市の指定する者によって行われる、運営権設定対象施設が要求水準を満たしていることの確認等の評価に協力しなければならない。
- (7) 運営権者は、市の指定する日までに、運営権設定対象施設に関して運営権者が有する財務及び運営、技術(知的財産を含む第三者の使用許可が不要なライセンスや運営権設定対象施設の運営に必要なマニュアル等を含む。)に関するすべての最新文書を市又は市の指定する者に電子媒体(市又は市の指定する者が必要とする場合にはハードコピーも含む。)で送付しなければならない。

(実施契約終了による資産の取扱い)

第 56 条 運営権者は、本事業終了日又はそれ以降の市が指定する日に、運営権設定対象施設を市又は市の指定する者に引渡さなければならない。

- 2 運営権者は、本事業終了日において本事業の実施のために運営権者が本事業用地及び運営権設定対象施設内において保有する資産は、すべて運営権者の責任において相当の期間内に本事業用地から撤去しなければならない。ただし、市又は市の指定する者が必要と認めるときは、運営権者は、市又は市の指定する者と協議の上、当該資産を市又は市の指定する者に売却しなければならない。この場合における売却価格は市と運営権者が協議して定める。
- 3 前項に基づき資産の買取りが行われる場合の買取対価の支払は、本事業終了日から 6 ヶ月を経過した日以降速やかに(運営権者が自らの負担する瑕疵担保責任の履行を担保するために合理的な保全措置が採られていることを示して市又は市の指定する者に対して当該支払を求めた場合において、当該支払を行う者がこれを適切と認めた場合には、本事業終了日から速やかに)行うものとする。ただし、当該支払日の到来より前に、市又は市の指定する者が第 58 条に定める瑕疵担保責任に基づき損害賠償請求を行った場合、市又は市の指定する者は、買取対価の支払に係る債務と当該損害賠償請求に係る債権を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。この場合、市又は市の指定する者は、当該相殺が実行され、又は当該損害賠償請求に係る債権が弁済されるまでの間、買取対価の支払を拒むことができる。

(原状回復費用等)

第 57 条 運営権者は、第 55 条第 2 号に基づく機能確認の結果、運営権設定対象施設について要求水準書に定める項目を満たさない事項(第 31 条第 3 項及び第 4 項により市が実施すべき修繕にかかる事項を除く。)が存在する場合には、市に対し、要求水準を充足させるために必要となる費用等を、前条第 3 項に基づく買取対価の

支払額から控除することができる。

(瑕疵担保責任)

第 58 条 市又は市の指定する者は、第 56 条第 1 項の規定により引き渡された運営権設定対象施設又は同条第 3 項に基づき譲渡された資産に隠れたる瑕疵(なお、経年劣化は瑕疵に該当しない。以下本条において同じ。)があるときは、本事業終了日から 6 ヶ月以内に限り、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の瑕疵は第 31 条第 2 項又は第 4 項で市が実施すべき修繕の対象部分を含まない。

第 13 章 契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置

第 1 節 解除又は終了事由

(運営権者の事由による実施契約の解除)

第 59 条 市は、次の各号の事由が発生したときは、催告することなく実施契約のうちこの約款に係る部分(以下、「本契約部分」という。)を解除することができる。

- (1) 運営権者の責めに帰すべき事由によりこの約款に基づく業務の履行が不能となったとき。
- (2) 運営権者が、破産、会社更生、民事再生、若しくは特別清算の手続又はこれらに類似する手続について運営権者の株主総会又は取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者(運営権者の取締役を含む。)によってその申立てがなされたとき。
- (3) 運営権者について手形取引停止処分又は株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置がなされたとき。
- (4) 運営権者の責めに帰すべき事由により、本事業開始日が本事業開始予定日より 3 ヶ月以上遅延することが明らかとなったとき。
- (5) 正当な理由なく、運営権者が本事業を放棄したと認められるとき。
- (6) 運営権者について、本事業の実施に必要な許認可等が終了又は取り消され、かつ、相当期間内にこれを復させることが困難であって、その結果、本事業の継続が困難となったとき。
- (7) 運営権者が、PFI 法第 29 条第 1 項第 1 号イ乃至トのいずれかに該当する場合であって、行政手続法第 13 条第 2 項に該当し又は同条第 1 項第 1 号に基づく聴聞手続を執った上で、運営権が取り消されたとき。
- (8) 運営権者が適用ある法令等に関して重大な違反をしたと認められるとき。
- (9) モニタリング実施計画に定める場合。
- (10) 基本協定書の当事者が、基本協定書第 7 条第 6 項各号のいずれかに該当したとき。
- (11) 運営権者の役員のうち次のいずれかに該当する者がいることが判明したとき。運営権者の親会社等(PFI 法第 9 条第 4 号に規定する親会社等をいう。以下本項において同じ。)の役員についても同様とする。

成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令等上これらと同様に取り扱われている者

破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令等上これと同様に取り扱われている者

禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令等による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算

して5年を経過しない者
暴力団員等及びその他の関係者に該当する者
PFI法に基づく公共施設等運営権を取り消された者の役員であった者
で、その取消しの日前30日以内に当該取り消された者の役員であった
者で、その取消しの日から5年を経過しない者
事業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代
理人が上記のいずれかに該当する者

- 2 市は、次の各号の事由が発生したときは、運営権者に対して当該不履行を是正
するのに必要な合理的期間を設けて催告し、当該期間内に当該不履行が是正され
ない場合、解除事由を記載した書面を送付することにより、直ちに本契約部分を
解除することができる。
- (1) 運営権者がこの約款上の誓約事項又は表明保証事項に違反したとき。
 - (2) 運営権者がその責めに帰すべき事由によりこの約款上の義務を履行しないとき。
 - (3) 運営権者が法令等に違反したとき。

(本事業開始日前のその他事由による解除)

第60条 市又は運営権者は、市又は運営権者のいずれの責めにも帰すべきでない事由(不
可抗力の場合を除く。)により、本事業開始日が本事業開始予定日より6ヶ月以上
遅延することが明らかとなった場合、催告することなく本契約部分を解除するこ
とができる。

(市の任意による解除)

第61条 市は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、6ヶ月以上前に運営権者に対
して通知することにより、本契約部分を解除することができる。

(市の事由による実施契約の解除又は終了)

第62条 市の責めに帰すべき事由により、市がこの約款が定める市の重大な義務に違反
し、運営権者から60日以上当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設け
て催告を受けたにも関わらず、当該期間内に当該不履行が是正されない場合、又
は市の責めに帰すべき事由により実施契約に基づく運営権者の重要な義務の履行
が不能になった場合は、運営権者は、市に対し、解除事由を記載した書面を送付
することにより、本契約部分を解除することができる。

2 市がすべての運営権設定対象施設の所有権を有しなくなった場合(不可抗力に
より滅失した場合を除く。)は、PFI法第29条第4項に基づき、運営権は消滅し、
本契約部分は当然に終了する。

(不可抗力による実施契約の終了又は解除)

第63条 運営権設定対象施設が不可抗力により滅失した場合、運営権は消滅し、本契約
部分は当然に終了する。

2 第45条第4項に基づき不可抗力を原因とする事業継続措置が行われる場合であ
って、運営権設定対象施設の復旧スケジュールを決定することができない場合、
又は、復旧スケジュールに基づく運営権設定対象施設の再開が不可能若しくは著
しく困難であることが判明した場合、市は本契約部分を解除する。

(特定法令等変更又は特定条例等変更による実施契約の解除)

第64条 本事業期間中に発生した特定法令等変更又は特定条例等変更(運営権者の責め
に帰すべき事由により当該特定法令等変更又は特定条例等変更が行われた場合を
除く。)により、本件業務(附帯事業及び任意事業を除く。)の継続が不可能となっ

たときは、市又は運営権者は、本契約部分を解除することができる。

(合意解除)

第 65 条 市及び運営権者は、合意により本契約部分を終了させることができる。この場合、この約款に別途定めるほか、解除の効果については市及び運営権者の合意により決定する。

第 2 節 解除又は終了の効果(全事由共通)

(本事業開始日前の解除又は終了の効果)

第 66 条 本事業開始日前に、第 59 条から第 64 条に基づき本契約部分が解除又は終了した場合、第 53 条から第 58 条の規定は適用しない。ただし、当該解除又は終了時点までに第 3 条に基づき業務の承継等を実施していた場合には、承継等に際して交付された資産又は資料の返還等の必要な措置を行うものとする。この場合、実施された業務の承継等及び資料・資産の返還等の措置に要した費用は、各自が負担する。

(本事業開始日後の解除又は終了の効果)

第 67 条 本事業開始日後に、第 59 条乃至第 64 条に基づき本契約部分が解除又は終了した場合、第 55 条から第 58 条の規定につき、「本事業終了日」を「本契約部分の解除又は終了日」に適宜読み替えて適用する。ただし、次の各号に記載されている規定については、各号の規定に従う。

(1) 第 55 条柱書については、次のとおり読み替える。

「本契約部分の解除又は終了日以降速やかに、運営権者は、市又は市の指定する者に本事業が円滑に引き継がれるよう、次の内容を含む事業引継をしなければならない。」

(2) 第 55 条第 1 号は適用しない。

(3) 第 55 条第 2 号については、次のとおり読み替える。

「(2)運営権者は、本契約部分の解除又は終了日以降速やかに、運営権設定対象施設について機能確認を行うとともに、要求水準書の定めるところに従い、施設機能確認報告書の提出及び技術指導を行わなければならない。」

(3) 第 55 条第 3 号については、次のとおり読み替える。

「(3)運営権者は、本契約部分の解除又は終了日以降速やかに、引継事項を記載した文書を市に提出しなければならない。」

2 前項に規定する場合において、運営権者は、市又は市の指定する者による本件業務の実施に協力するため、本契約部分が解除又は終了した後合理的に必要な期間、市又は市の指定する者の行う業務について合理的な範囲で協力を行うものとする。経営に係る業務については、運営権者が収集したデータ及びその他の情報等を整理し、作成した成果物(未完成のものを含む。)を市又は市の指定する者に引き継ぎ、十分な説明を行うものとする。

3 第 1 項に規定する場合において、運営権者は、本契約部分の解除又は終了日以降の期間にかかる利用料金を収受することはできない。運営権者は、利用料金収受代行業務委託契約の終了に伴い、市が収受した利用料金について、市と協議の上清算を行う。

4 本件業務について履行済みの部分に対する未払いのサービス対価があるときは、市は、業務の履行確認の上、未払いの部分に相応する金額のサービス対価を運営権者の請求により支払う。なお、各業務の支払期間の途中で本契約部分が解除されたときは、サービス対価は解除の日までの日割り計算により未払い部分を算出するものとする。

第3節 解除又は終了の効果(運営権者の事由による解除又は終了)

(契約解除違約金等 - 運営権者事由解除又は終了)

第68条 第59条各項又は第62条第2項(運営権者の責めに帰すべき事由による場合に限る。)の規定により本契約部分が解除され、又は終了した場合、運営権者は、市に対して市の指定する期限までに次項に定める契約解除違約金その他の金員を一括で支払わなければならない。この場合において、市は、收受し保管している利用料金相当額を、第37条第2項に基づき運営権者からの契約解除違約金の支払に充当することができる。

- 2 前項に定める契約解除違約金の額は解除の日が属する事業年度におけるすべての業務履行に対して市が支払うものと規定されるサービス対価の総額の10パーセントに相当する金額(1円未満切り捨て)とし、運営権者は、当該実施契約の解除又は終了に起因して市が被った損害額が契約解除違約金の額を上回るときは、その差額を、市の請求に基づき支払わなければならない。

(運営権取消等 - 運営権者事由解除)

第69条 第59条各項の規定により本契約部分が解除された場合、PFI法第29条第1項第1号ホに定める重大な違反があったものとして、行政手続法第13条第1項第1号に基づく聴聞手続を執った上で(同条第2項に該当するときは直ちに)、市はPFI法第29条第1項第1号に基づいて運営権を取り消し、市及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。また、第62条第2項(運営権者の責めに帰すべき事由による場合に限る。)により本契約部分が終了した場合には、市及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。

第4節 解除又は終了の効果(市の事由又は双方無責の事由による解除又は終了)

(運営権取消等及び損失の補償 - 市事由又は双方無責の事由による解除又は終了)

第70条 第60条、第61条又は第62条第1項により本契約部分が解除された場合、市は、行政手続法第13条第1項第1号に基づく聴聞手続を執った上で(同条第2項に該当するときは直ちに)、PFI法第29条第1項第2号に基づいて運営権を取り消し、市及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。また、第62条第2項(運営権者の責めに帰すべき事由による場合を除く。)により本契約部分が終了した場合には、市及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。

- 2 前項に規定する本契約部分の解除又は終了の場合(第60条により本契約部分が解除された場合を除く。また、第62条第2項による本契約部分の終了については、運営権者の責めに帰すべき事由による場合を除く。)、市は、運営権者に対して、運営権者に発生した損失を補償する。ただし、運営権者の責めに帰すべき事由により市に生じた損害がある場合には、当該損害相当額を市の支払額から控除する。

第5節 解除又は終了の効果(特定法令等変更又は特定条例等変更による解除)

(運営権取消等及び損失の負担 - 特定法令等変更又は特定条例等変更による解除)

第71条 第64条により本契約部分が解除された場合には、市及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。

- 2 前項の場合において、特定法令等変更により本件業務の継続が不可能となった場合には、本契約部分の解除により生じた損失については、市と運営権者が各自の損失を負担するものとし、特定条例等変更により本件業務の継続が不可能となった場合には、運営権者に生じた損失に係る負担については、市が負担する。

第 6 節 解除又は終了の効果(不可抗力による解除又は終了)

(運営権放棄・取消等及び損害の負担 - 不可抗力解除)

- 第 72 条 第 62 条第 1 項により本契約部分が終了した場合には、市及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。また、第 63 条第 2 項により本契約部分が解除された場合、市は自らの判断により、運営権者に対して、運営権を放棄させる又は市の指定する者に無償で譲渡させることができ、運営権者は市の指示に従うものとする。
- 2 市及び運営権者のいずれも、自らに生じた損害については、自ら負担するものとする。

第 14 章 その他

(協議会の設置)

- 第 73 条 市及び運営権者は、本件業務の実施に関し市及び運営権者の間で発生する紛争及び意見の調整を目的として、須崎市公共下水道施設運営事業協議会を設置する。
- 2 前項に基づき設置される協議会は、市と運営権者が合意する学識経験者 2 名、市の代表者 1 名及び運営権者の代表者 1 名、これらの者が多数決で選定する者 1 名の計 5 名で構成されるものとし、当該協議会の運用に係る手続は、市及び運営権者が協議により定めるものとする。

(公租公課)

- 第 74 条 本件業務に関連して生じる公租公課は、すべて運営権者の負担とする。市は、運営権者に対して支払うサービス対価については、業務実施時に適用のある消費税相当額(消費税(消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に定める税をいう。))及び地方消費税(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 2 章第 3 節に定める税をいう。)相当額をいう。)を付して支払うほか、この約款に関連するすべての公租公課についてこの約款に別段の定めのある場合を除き負担しない。

(疑義に関する協議)

- 第 75 条 本件業務について、実施契約本文及びこの約款に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は実施契約本文若しくはこの約款の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び運営権者が誠実に協議して、これを定めるものとする。

別紙 1 - 1 本件業務の承継等の対象・方法

1. 運営権設定対象施設

運営権設定対象施設に対して、運営権が設定され、運営権者に引き渡されるものとする。下水道管渠(汚水)については本事業開始予定日に、終末処理場については本事業開始予定日(終末処理場)に、それぞれ市から運営権者に引き渡される。

2. 運営権者貸与対象資産

運営権者貸与対象資産の貸与手続は、実施契約締結日以降に市と運営権者が物品無償貸付契約を締結し、運営権者は、当該契約の定めに従って市が指定する期日まで一括払いで対価を支払い、運営権者貸与対象資産を取得するものとする。

運営権者貸与対象資産のリストについては、市が貸与手続の開始前までに、運営権者に対して提示するものとする。

3. 譲渡の時期

運営権者貸与対象資産の貸与の時期は、下水道管渠運営業務に係るものについては本事業開始予定日まで、終末処理場運転管理業務に係るものについては、本事業開始予定日(終末処理場)までに、それぞれ運営権者への引渡を行うものとする。

別紙 1 - 2 物品無償貸付契約書

件 名：(仮称)須崎市公共下水道等運営事業に係る物品の無償貸付

品名・規格・数量：別紙のとおり

引 渡 場 所：●

(仮称)須崎市公共下水道等運営事業の実施に当たって、上記の物品(以下「貸与物品」という。)を無償で貸し付けるため、平成●年●月●日(仮称)須崎市公共下水道等運営事業 公共施設等運営権実施契約書(以下「実施契約」という。)添付の約款 A 第 3 条第 1 項に基づき、須崎市(以下「貸付人」という。)と運営権者である●(以下「借受人」という。)とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項により公正な物品無償貸付契約(頭書を含み、以下「本契約」という。)を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。なお、実施契約及び約款 A において定義されている用語は、本契約において別段の規定がない限り、文脈上別意に解すべきものを除き、本契約においても同じ意味を有するものとする。

(総則)

第 1 条 貸付人及び借受人は、本契約に基づき、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

2 実施契約と本契約の間に齟齬がある場合、実施契約が本契約に優先して適用される。

(契約の成立及び貸与期間)

第 2 条 本契約は、貸付人及び借受人双方の権限ある代表者による本契約書への記名押印又は署名が完了したときをもって成立する。

2 本契約による貸与物品の貸与期間は、第 5 条第 1 項による引渡のときから実施契約の期間満了又は解除による終了のときまでとする。

(権利義務の譲渡等)

第 3 条 借受人は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させ若しくは担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、貸付人の承諾を得た場合は、この限りでない。

(無償貸付)

第 4 条 本契約による貸与物品の貸付は無償とする。

(貸与物品の引渡及び引取等)

第 5 条 貸付人は、[本事業開始日 / 終末処理場運営開始日] に該当する貸与物品を借受人に引き渡すものとし、借受人はこれを速やかに引き取る義務を負うものとする。

2 貸付人は、貸与物品の引渡に当たり、適正な履行を確認するため貸付人の職員を立ち合わせるものとする。

3 借受人は前項の引渡を受けたときは、受領書を貸付人に提出するものとする。

(危険負担)

第 6 条 貸付人は、実施契約締結時から貸与物品の引渡時までにおいて、当該物品が貸付人の責めに帰すべき事由により滅失、毀損した場合を除き、借受人に対し当該物品の補修、代替品の提供等の義務を負わない。

(瑕疵担保)

第 7 条 貸付物品の引渡は第 5 条に定める引渡時の現状有姿で行うものとし、借受人は、実施契約締結後、貸与物品に数量の不足、その他隠れた瑕疵等のあることを発見しても、補修、代替品の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(貸与品の維持管理、更新等)

第8条 貸与品の補修その他の維持管理及び更新は、すべて借受人の責任と費用で行わなければならない。

- 2 前項の更新、業務方法の変更、陳腐化その他の理由で不要となった貸与品は、借受人の責任と費用において廃棄その他の処分をしなければならない。借受人は、貸与品の廃棄その他の処分をしたときは、速やかに対象貸与品及び廃棄その他の処分の内容を貸付人に報告しなければならない。
- 3 実施契約が期間満了又はその他の理由により終了するときは、貸与品のうち貸付人が返還を請求するものを除き、借受人がその費用と責任において廃棄その他の処分をしなければならない。貸付人が返還を請求するものについては、実施契約の終了時の現状有姿で返還すれば足りるものとし、貸付人または貸付人が指定する者に対して引き渡す。
- 4 借受人が貸与品の更新に際し調達した物品は借受人の所有(リースによる調達にかかるものを除く。)とし、本契約の適用はないものとする。

(契約の解除)

第9条 貸付人及び借受人は、相手方が実施契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

- 2 貸付人は、実施契約が解除その他の理由で本事業開始日前に終了した場合、本契約を解除することができる。本事業開始日以降は、実施契約が解除された場合を除き本契約を解除することはできないものとし、実施契約が解除された場合の貸与物品の取扱いは前条の規定に従うものとする。

(返還金等)

第10条 貸付人は、解除権を行使したときは、借受人の負担した本契約の費用を返還しない。

- 2 貸付人は、解除権を行使したときは、譲受人が貸与物品に支出した必要費、有益費その他一切の費用を償還しない。

(損害賠償)

第11条 貸付人及び借受人は、第9条に定める契約解除権を行使したとき及び相手方が本契約に定める義務を履行しないことにより損害を受けたときは、損害賠償を請求することができる。

(契約の費用)

第12条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、すべて借受人の負担とする。

(準拠法及び裁判管轄)

第13条 本契約の成立及び効力についての準拠法は日本法とし、本契約に関連して発生した

すべての紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第 14 条 本契約に定めのない事項については、実施契約の定めに従うほか、必要に応じて貸付人と借受人とが協議して定める。

この契約締結の証として本書 2 通を作成し、貸付人及び借受人が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成●年●月●日

貸付人

名称
住所又は所在地
代表者

借受人

名称
住所又は所在地
代表者

別紙

譲渡物品の品名、規格、数量

平成 30 年 7 月 25 日

須崎終末処理場 分析機器一覧(1)

No.	機器名	規格	製造社名	購入先	台目
分析-01	BOD フラン器(20)	FMU-133I	福島工業株式会社	水 ing 株式会社	2
分析-02	COD 測定電機湯煎器	CD-3	宮本理研互株式会社	四国ポンプセンター	1
分析-03	pH 計卓上型	HM-30V	東亜電波工業(株)	四国ポンプセンター	1 使用中
分析-04	pH 計携帯型	HM-20p	東亜ディーケーケ株式会社	EES	2
分析-05	純水製造装置	RDF240NC	株式会社 東洋製作所	水 ing 株式会社	2
分析-06	ピペット洗浄器	AW-31	ヤマト化学株式会社	四国ポンプセンター	1
分析-07	超音波洗浄器	BRASON 8210R-MTH	株式会社 ウォータ科学	四国ポンプセンター	1
分析-08	電気電導率計	CM-30V	東亜電波工業(株)	四国ポンプセンター	1
分析-09	DO 計携帯型	DO-31P	東亜ディーケーケ株式会社	水 ing 株式会社	3
分析-10	薬品庫	279L NR-B282B-S	パナソニック	EES	2
分析-11	MLSS 計	SS-32Z	笠原理化工業株式会社	EES	2
分析-12	電子上皿天秤	AG204	メトラー	四国ポンプセンター	1
分析-13	乾熱滅菌器(170)	MOV-2125	三洋電機株式会社	四国ポンプセンター	1
分析-14	理研式 SS ろ過器	1A	理研	四国ポンプセンター	1
	真空ポンプ	D50-4	島津	四国ポンプセンター	1
分析-15	エアポンプ	APN-085V-1	イワキ	四国ポンプセンター	1
分析-16	スターラー	M-66	ヤマト化学株式会社	四国ポンプセンター	1
分析-17	デシケータ	LH	井内	四国ポンプセンター	1
分析-18	デシケータ	LL	井内	四国ポンプセンター	1
分析-19	細菌培養フラン器(37)	MIR-262	三洋電機株式会社	四国ポンプセンター	1

平成 30 年 7 月 25 日

須崎終末処理場 分析機器一覧表 (2)

No.	機器名	規格	製造社名	購入先	台目
分析 -20	生物顕微鏡 1 式	BH-2	オリンパス	四国ポンプセンター	1
	顕微鏡写真撮影装置	PM-10-M	オリンパス	四国ポンプセンター	1
	顕微鏡ビデオ撮影装置	DXC-108-MD	オリンパス	四国ポンプセンター	1
分析 -21	恒温乾燥器(105)	MOV-212	三洋電機 株式会社	四国ポンプセンター	1
分析 -22	電気マッフル炉(600)	KM-280	三洋電機 株式会社	四国ポンプセンター	1
分析 -23	電子分析天秤	PB3002DR	メトラー	四国ポンプセンター	1
分析 -24	超音波洗浄器	8210MTH	ブランソン	四国ポンプセンター	1 使用 中止
分析 -25					
分析 -26					
分析 -27					
<p>備考</p> <p>項目の台目は、現在使用中の機器が、</p> <p>1) 更新含めての台数です。</p> <p>1 台目は、更新なしで使用中です。2 台目は、機器の故障等で更新して、2 台目使用中の意味です。</p>					

別紙 2 市が維持する協定等

相手方	文書名	締結日
地方共同法人 日本下水道事業団	災害時における下水道施設を管理する市町村等の相互支援に関する協定	平成25年7月23日 毎年3月更新
地方共同法人 日本下水道事業団	災害時における高知県内の下水道終末処理場及びポンプ場の復旧支援に関する協約	平成25年7月23日 毎年3月更新
公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	災害時における高知県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定	平成25年7月23日 毎年3月更新

別紙 3 保険

第 19 条第 1 項に基づき、運営権者の責任と費用負担により付する保険の種類及び金額は以下のとおりとする。ただし、以下に列挙する保険は、最小限度加入すべき保険であり、運営権者の判断に基づきその他の保険契約を締結することを妨げるものではない。

1. 運営権設定対象施設について付保することを義務づける保険

- 第三者賠償責任保険(填補限度額：対人 1 億円/1 名・3 億円/1 事故以上、対物 3 千万円/1 事故以上)

別紙 4 利用料金収受代行業務委託契約

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業務の名称 (仮称)須崎市公共下水道施設等運営事業に係る下水道利用料金収受代行業務
- 2 業務の場所
- 3 契約金額 別紙委託料算定表に基づき算出された金額
- 4 履行期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 5 そ の 他 契約金額の支払については、請求を受けたとき、委託者は請求書に記載された期限までに請求された金額を受託者に支払う

上記業務委託について、●を委託者とし、須崎市を受託者として、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。なお、委託者と受託者の間の平成●年●月●日付(仮称)須崎市公共下水道施設等運営事業 公共施設等運営権実施契約書(以下「実施契約」という。)において定義されている用語は、この契約において別段の規定がない限り、文脈上別意に解すべきものを除き、この契約においても同じ意味を有するものとする。

平成●年●月●日

住所又は
所在地

委託者 商号又は
名 称

代 表 者

所 在 地

受託者 名 称 須崎市

代 表 者

条 項

(業務委託)

第 1 条 委託者は、受託者に対し以下の業務を委託し、受託者は当該業務を受託する。

- (1) 調定業務
 - ア 検針業務
 - イ 検算業務
 - ウ 納入通知業務
 - エ 調定更正業務
 - オ 減免に関する業務
- (2) 収納業務
 - ア 口座振替業務
 - イ 納付業務
 - ウ クレジットカード納付業務
 - エ 還付業務
- (3) 滞納整理業務
 - ア 催促等案内業務
 - イ 未納者徴収業務(ただし、未納徴収業務の対象からは、□委託者自らが滞納整理を行った方が合理的であると判断したもの、□破産、競売等の事件に至った使用者に関するもの及び□市が徴収困難と判断し、水道料金及び下水道使用料の徴収を停止した者又は市が水道料金又は下水道使用料に係る債権を放棄した者に関するものを除く。)
- (4) システム関連業務
- (5) (1)から(5)までの業務に附帯する業務

(委託料)

第 2 条 委託者は、受託者に対し、業務の対価として、別紙委託料算定表に基づき算出される金額(以下「委託料」という。)を支払う。

- 2 委託者は、前項の委託料を年間 2 回に分けて支払うものとする。支払方法は、別紙委託料算定表に定めるとおりとする。

(再委託)

第 3 条 受託者は、業務の処理を第三者(以下「再委託先等」という。)に委託し、又は請け負わせることができる。この場合、受託者は、当該再委託先等への委託又は請負に関する契約の締結後速やかに、当該契約を締結した旨及び契約の相手方を委託者に通知する。

(管理義務)

第 4 条 受託者は、業務着手から完了にいたるまで、その業務全体の管理及び使用人等の行為について、すべての責任を負わなければならない。

- 2 受託者は、業務を再委託した場合、再委託先等を指導・管理する。

(関係法令の遵守)

第 5 条 業務の実施に当たっては、須崎市個人情報保護条例(平成 17 年須崎市条例第 3 号)、須崎市下水道条例(平成 6 年須崎市条例第 14 号)その他関連する法令を遵守し、使用者及びその関係者の情報及びデータの保護に最善の努力を払わなければならない。

(事業所及び営業時間)

第6条 受託者が、この業務を実施する場所及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 場所

須崎市及び関連の区域

(2) 営業時間

平日の午前8時30分から午後5時15分までを含む、受託者が業務内容により設定した営業日の営業時間とする。ただし、この営業日の営業時間外であっても、柔軟に対応できる体制を整えておくものとする。

(届出書等の処理)

第7条 受託者は、業務において、使用者等から受理した届出書及び申請書等(以下「届出書等」という。)を保管するものとする。受託者は、委託者が求めた場合には、速やかに届出書等を委託者に開示しなければならない。

(業務に関する書類の提出及び報告等)

第8条 受託者は、業務を実施するに当たっては、委託者に次に掲げる届出等を行わなければならない。

(1) 業務予定表の提出

各事業年度において業務を実施しようとするときは、あらかじめ当該各事業年度に係る業務予定表を委託者に提出し、委託者の承認を受けるものとする。ただし、年間を通じたの日常的な業務については、業務予定表の提出を省略することができる。

(2) 業務完了報告書の提出

各事業年度において業務を完了したときは、直ちに業務完了報告書を委託者に提出しなければならない。

(3) 業務責任者の届出

業務の実施に当たり、委託者に業務責任者を届け出なければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、受託者は、業務を実施するに当たっては、委託者と受託者が別途合意により定める内容及び形式の報告書を、別途合意により定める期限までに提出しなければならない。
- 3 前各項に定めるもののほか、受託者は、業務に関し報告が必要と判断したときは、適宜の方法で遅滞なく報告しなければならない。

(業務に関する調査等)

第9条 委託者は、必要に応じ、受託者に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(収受した利用料金の支払)

第10条 受託者は、委託者に対し、各月において使用者等から収受した使用料等のうち利用料金相当額を、使用者等が受託者に対し支払った使用料等が受託者の指定する銀行口座に着金した日の属する月の翌々月の末日までに、委託者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、利用料金が実施契約に基づき契約解除違約金に充当された場合には、当該充当された額を減じた額が支払われるものとする。

(検査)

第11条 委託者は、第8条第1項第2号の業務完了報告書を受領したときは、直ちに検査をし、検査の結果を受託者に通知しなければならない。

- 2 受託者は、前項の規定による検査の結果、不合格とされたときは、直ちに補正を行い、再検査を受けなければならない。

(業務内容の変更)

第12条 受託者と委託者は、必要があると認めるときは、委託者と受託者の間で協議の上、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止させる若しくは中止することができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があると認めるときは、係る協議においてこれを定めるものとする。

(履行期間の延長)

第13条 履行期間は、実施契約に定める事業期間が延長された場合には、当該事業期間の末日まで当然に延長されるものとする。

(損害の負担)

第14条 受託者は、業務の実施上発生した事故に関する損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、自己の責任において処理しなければならない。なお、その損害に対して賠償しなければならない。ただし、その損害が、委託者の責に帰する理由による場合においては、この限りでない。

- 2 受託者は、事故による損害が発生したときは、直ちに書面により事故による損害の発生を委託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、この業務の実施に当たって使用する物品等について、故意又は過失によって生じたと認められる故障、損傷又は紛失により委託者に損害を与えたときは、当該損害を賠償しなければならない。この場合、前項の規定を準用する。

(費用の負担)

第 15 条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、受託者の負担とする。

(業務調整会議)

第 16 条 委託者と受託者は、必要と認めるときは、相手方に対し、業務調整会議の開催を求めることができる。

(機密保持)

第 17 条 受託者は、業務の実施において知り得た使用者等についての情報(以下「個人情報」という。)を他に漏らしてはならない。この契約が満了し、又は解除された後も同様とする。

- 2 受託者は、業務を実施する上で取得又は保有した個人情報の漏洩を防止するため、次の各号の定めるところにより保護措置をとらなければならない。
 - (1) 個人情報を取扱う者を必要最低限の者に限定し、及びアクセス制限等により他の者がその情報に触れることができないよう措置し、並びに取扱う業務責任者等に対し、情報の適正な取扱いをするよう指導しなければならない。
 - (2) 業務に係る個人情報のデータ管理等について、その保管場所、方法等について万全の注意を払わなければならない。
 - (3) 業務の実施において不要となった一切の個人情報は、受託者が自己の責任において処分しなければならない。

(個人情報の保護)

第 18 条 受託者は、業務の実施に伴い個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、細心の注意をもって個人情報の保護及び管理にあたらなければならない。

(天災その他)

第 19 条 受託者は、実施契約に定める不可抗力により、業務を続行することができなくなったときは、その状況のやむまでの間、業務の提供を停止し、業務提供に関するこの契約上の義務を一切免れるものとする。

- 2 前項の規定により、業務の一部が停止されたときも、委託者は出来高に応じて所定の委託料を支払うものとする。業務の全部が停止した場合の業務停止期間中の委託料については、委託者と受託者とが協議の上、定めるものとする。

(契約の終了)

第 20 条 実施契約の約款 A に定める本件業務(附帯事業及び任意事業を除く。)の全部が解除により終了した場合又は本事業期間が満了した場合、この契約は当然に終了する。

2 前項に基づきこの契約が終了した場合、受託者は、委託者に対し、この契約の終了時点において受託者の指定する銀行口座に着金済であり、かつ委託者に対し未払の利用料金相当額を、第 10 条に従って支払う。

3 この契約の終了時点までに受託者の指定する銀行口座に着金していない利用料金の取扱いについては、委託者及び受託者の協議により定める。

(権利義務の譲渡等)

第 21 条 受託者と委託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させ若しくは担保に供してはならない。

(管轄裁判所)

第 22 条 この契約に関連して発生したすべての紛争は、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 23 条 この契約の定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、委託者と受託者とが協議の上、定めるものとする。

(規則等の遵守)

第 24 条 この契約書に定めるもののほか契約の履行に当たっては、実施契約及び[須崎市上下水道部契約規程()]を遵守しなければならない。

(別紙)

須崎市下水道利用料金収受代行業務委託料算定表

1 委託料の算定方法

(1) 算定期間

毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間を 1 事業年度として算定する。

(2) 算定方法

利用料金収受代行業務委託料 = 須崎市下水道事業徴収業務委託料

× 利用料金設定割合²

(3) 支払手続

委託者は、前項の委託料を年間 2 回に分けて、市が指定する銀行口座に一括して支払うものとする。

² 平成 年 月 日付須崎市公共下水道施設等運営事業 公共施設等運営権実施契約書に定める利用料金設定割合(同契約に従って変更された場合には、変更後の利用料金設定割合とし、この場合、日割計算により委託料を計算します。)とします。

約款 B

(この約款の適用範囲等)

- 第1条 この約款B(以下、「この約款」という。)は、この約款が添付される本事業の公共施設等運営事業実施契約と一体をなし、本事業のうち終末処理場運転維持管理等包括的民間委託業務(以下「甲業務」という。)漁業集落排水処理施設浄化槽維持管理包括的民間委託業務(以下「乙業務」という。)及びクリーンセンター等運転維持管理等包括的民間委託業務(以下「丙業務」という。)に適用される。
- 2 第1項の公共施設等運営権実施契約(以下「実施契約」という。)のうち添付の約款AからCを除いたものを、以下「実施契約本文」という。
- 3 この約款における用語の定義は、この約款で特に定めるもののほか、実施契約の別紙1に定めるとおりとする。

(委託業務の内容等)

- 第2条 前条第1項に規定する業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 甲業務

委託業務名	終末処理場運転維持管理等包括的民間委託業務 (第 号)
委託業務実施場所	
履行期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
サービス対価	金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)
契約保証金	要

(2) 乙業務

委託業務名	漁業集落排水処理施設浄化槽維持管理包括的民間委託業務 (第 号)
委託業務実施場所	
履行期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
サービス対価	金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)
契約保証金	要

(3) 丙業務

委託業務名	クリーンセンター等運転維持管理等包括的民間委託業務 (第 号)
委託業務実施場所	
履行期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
サービス対価	金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)
契約保証金	要

- 2 運営権者は、前項に掲げる業務(以下「委託業務」という。)を履行期間(以下「契約期間」という。)内に実施し、市は、そのサービス対価を支払うものとする。
- 3 運営権者は、実施契約本文、この約款、募集要項等、要求水準書及び提案書類並びにこれらに基づく市の指示又は通知に従って、委託業務を履行しなければならない。

(契約の保証)

第3条 運営権者は、実施契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付し、各事業年度の開始までに(契約締結事業年度においては契約締結と同時に)市に納付しなければならない。ただし、第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) この約款による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
 - (3) この約款による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
 - (4) この約款による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、各事業年度について当該事業年度の業務履行に対して支払われる予定のサービス対価の総額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、運営権者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号又は第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 事業年度の中途においてサービス対価の変更があった場合には、保証の額が変更後の当該事業年度のサービス対価の10分の1に達するまで、市は、保証の額の増額を請求することができ、運営権者は、保証の額の減額を請求することができる。

(第三者への委託)

第4条 運営権者は、本事業期間中、要求水準書及び提案書類に従い、市に事前に通知した上で、委託業務を第三者に委託し又は請け負わせることができる。この場合、運営権者は、当該第三者と締結した契約書の写しを、契約締結後遅滞なく市に提出しなければならない。

- 2 運営権者から本事業に係る業務を受託した者(以下「受託者」という。)、又は請け負った者(以下「請負者」という。)が再委託し、又は下請負を使用する場合、事前に市に届け出なければならない。なお、運営権者は、受託者及び請負者をして、受託し又は請け負った業務の全部又は大部分の再委託又は下請負をさせてはならない。
- 3 前二項の規定に基づく委託、再委託、請負及び下請負の使用は、すべて運営権者の責任において行うものとし、受託者、請負者その他委託業務に関して運営権者又は受託者、請負者若しくはこれらの者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて運営権者の責めに帰すべき事由とみなして、運営権者がその責任を負うものとする。運営権者は、受託者、再受託者、請負者及び下請負者を変更する場合、前二項の規定に従うものとする。

(業務計画書の提出)

第5条 運営権者は、各委託業務について要求水準書に従い次に掲げる業務計画書を作成し、要求水準書に定める期限内に市に提出しなければならない。

- (1) 甲業務に係る業務実施計画書、年間業務実施計画書及び月間業務実施計画書
 - (2) 乙業務に係る年間業務実施契約書
 - (3) 丙業務に係る年間業務実施計画書
- 2 運営権者は、前項に従い市に提出した計画書を変更しようとするときは、あらかじめ変更内容を市に説明し、変更後の計画書を市に提出して、変更部分の確認

を受けるものとする。

- 3 運営権者は、第1項により市に提供した計画書(前項により変更したときは変更後のもの)に従い、委託業務を実施するものとする。

(業務内容の変更等)

第6条 市は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、サービス対価又は履行期間を変更する必要があるときは、市と運営権者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

(事情変更)

第7条 市及び運営権者は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変その他予期することのできない事由によりこの約款に定める条件が不相当となったときは、協議してこの約款を変更することができる。

(市の請求による契約期間の短縮)

第8条 市は、特別の理由により契約期間を短縮する必要があるときは、契約期間の短縮変更を運営権者に請求することができる。この場合における短縮日数は、市と運営権者とが協議して書面により定めるものとする。

(危険負担)

第9条 委託業務を行うにあたり生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、運営権者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち市の責に帰すべき事由によるものについては、市が負担する。

- 2 市は、前項の規定により運営権者が負担すべき損害について第三者に対して賠償した場合は、運営権者に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償することができる。
- 3 市は、運営権者が要求水準書別紙D-1の第7.6項の(1)から(5)に該当する事由により同第3.2項に定める放流水質に示されている基準を遵守できないときは、運営権者に対してその責任を求めない。

(臨機の措置)

第10条 運営権者は、事故、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合においては、必要があると認めるときは、運営権者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りでない。

- 2 前項の場合、運営権者は、そのとった措置の内容を市に直ちに通知する。
- 3 市は、事故、災害防止その他運営業務を行う上で、特に必要があると認めるときは、運営権者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 運営権者が第1項又は前項の規定に基づき臨機の措置をとった場合において、運営権者が当該措置に要した費用のうち、運営権者がサービス対価の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、市がこれを負担する。

(乖離請求)

第11条 運営権者は、本施設に係る募集要項の記載内容と本施設の現況との間に著しい乖離を発見したときは、乖離の状況、対処方法、対処にかかる増加費用等を市に報告しなければならない。

- 2 市は、前項の報告を受けたときは、その内容について速やかに確認し、確認の結果を運営権者に通知するものとする。

- 3 運営権者は、前項の通知において報告に係る乖離が確認されているときは、その対処方法、費用負担等を市に請求できるものとする。
- 4 乖離請求期間を各施設の習熟開始の日から 6 か月間とし、前項の請求は乖離請求期間内に行わなければならない。ただし、第 1 項の報告が乖離請求期間内に行われたものについては、乖離請求期間経過後 6 か月以内においても請求できるものとする。
- 5 市は、前項の請求を受けたときは、乖離の対処方法、費用負担等について運営権者と協議を行うものとし、協議が整ったときは、市は協議の結果に従い必要な措置をとるものとする。
- 6 市が第 3 項の請求を受けたときから 30 日以内に協議が整わないときは、対処方法について市が定め、運営権者はこれに従い運営業務を実施する。なお、市が定めた対処方法に従った業務の実施により、運営権者に業務実施の費用が増加するときは当該増加分は市が負担し、業務実施の費用が減少するときは、減少分をサービス対価から減額する。
- 7 第 4 項の習熟開始の日とは、業務の習熟訓練を開始する日として運営権者が市に通知した日をいう。
- 8 前七項の規定に関わらず、第 1 項の乖離の報告が終末処理場の設備の瑕疵又は不具合に係るものであるときは、当該瑕疵及び不具合の補修については第 15 条及び第 16 条を適用し、第 3 項から第 7 項の規定は適用しない。
- 9 第 1 項から第 7 項までの規定に関わらず、第 1 項の乖離の報告が排水処理施設の設備の修繕の瑕疵又は不具合に係るものであるときは、当該瑕疵及び不具合の補修については第 17 条を適用し、第 3 項から第 7 項の規定は適用しない。
- 10 第 1 項から第 7 項までの規定に関わらず、第 1 項の乖離の報告がクリーンセンター等の瑕疵又は不具合に係るものであるときは、当該瑕疵及び不具合の補修については第 18 条を適用し、第 3 項から第 7 項の規定は適用しない。

(履行の報告)

第 12 条 運営権者は、要求水準書に定める方法より、市に対して委託業務の報告を報告を行うものとする。

(費用負担)

第 13 条 運営権者が委託業務を実施するために必要な費用・経費の負担は、要求水準書に定めるとおりとする。

(サービス対価の支払)

第 14 条 市は、実施契約の別紙 2 に規定される手続により、運営権者に対してサービス対価を支払う。

2 サービス対価は実施契約の別紙 3 により改訂される。

3 サービス対価はモニタリング実施計画による減額措置を受ける。

(甲業務に関する特約)

第 15 条 運営権者は終末処理場の施設の修繕(計画上想定されるもののほか、不可抗力による損壊等の修繕を含む。次項で同じ。)については、要求水準書で定める上限額の範囲で業務を実施するものとする。

2 前項の上限額に含まれない終末処理場の設備の修繕は市が対応する。

3 前項の市の対応が適時になされず、又は対応に不具合があったことにより運営権者に増加費用が生じたときは市がこれを負担し、業務の全部又は一部が実施できなかったときは、運営権者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用に相当する金額をサービス対価から減額することができる。

第 16 条 終末処理場のうち下水道革新的技術実証事業の対象施設に不具合が生じ、これに対応するために運営権者に増加費用が生じたときは、市がこれを負担する。

- 2 運営権者の責めに帰すことのできない事由により終末処理施設に支障(不可抗力によるものを含み、前項の不具合を除く。)が生じたときは、運営権者は要求水準書に従い市に対して改善要求を行うことができる。
- 3 市は、前項の改善要求を受けたときは、運営権者と協議を行い、必要に応じ適切な措置を講ずるものとする。
- 4 前項の市の対応が適時になされず、又は対応に不具合があったことにより運営権者に増加費用が生じたときは市がこれを負担し、第 1 項の不具合又は第 2 項の支障により運営権者が業務の全部又は一部を実施できなかったときは、市は、業務の不実施により免れた費用に相当する金額をサービス対価から減額することができる。

(乙業務に関する特約)

第 17 条 運営権者は、排水処理施設の設備の修繕(計画上想定されるもののほか、不可抗力による損壊等の修繕を含む。次項で同じ。)については、要求水準書で定める上限額の範囲で業務を実施するものとする。

- 2 前項の上限額に含まれない排水処理施設の設備の修繕は市が対応する。
- 3 前項の市の対応が適時になされず、又は対応に不具合があったことにより運営権者に増加費用が生じたときは市がこれを負担し、業務の全部又は一部が実施できなかったときは、運営権者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用に相当する金額をサービス対価から減額することができる。

(丙業務に係る特約)

第 18 条 クリーンセンター等の修繕(計画上想定されるもののほか、不可抗力による損壊等の修繕を含む。次項で同じ。)は、市がその費用で実施する。

- 2 運営権者は前項による市の修繕の実施に協力しなければならない。
- 3 第 1 項による市の修繕が適時になされず運営権者に増加費用が生じたときは、市が増加費用を負担し、市の修繕の遅れ又は不具合により運営権者が業務の全部又は一部を実施できなかったときは、当該業務の不実施により免れた費用に相当する金額をサービス対価から減額することができる。

(要求水準等の未達)

第 19 条 市は、運営権者の実施した業務の内容が要求水準、市の指示若しくは市と運営権者とが協議して定めた内容に適合しないことが契約期間終了後に判明したときは、運営権者に対して相当の期間を定めてその修補等を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定による修補又は損害賠償の請求は、遅くとも契約期間の末日から 12 か月以内に行わなければならない。
- 3 第 1 項の規定は、業務の内容が要求水準に満たないことが要求水準書の記載内容又は市の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、運営権者がその記載内容又は指示等が不適當であることを知りながらこれを通知しなかった場合は、この限りでない。

(法令等の改正)

第 20 条 市は、この契約締結後に法令等の変更が行われたときは、必要に応じ、協議の上要求水準書の変更を行い、若しくは、業務計画書の変更を運営権者に指示する。また、この契約締結後の法令等の変更により運営権者の業務の実施に追加費用が

生じるときは、次の各号の区分に従い、市及び運営権者が当該追加費用を負担する。

- (1) 関係法令及び許認可の変更等の場合は、市
 - (2) 運営権者の利益に課される税負担に係る法令改正及び新税の新設の場合は、運営権者
 - (3) 前号以外の税制度の変更、新税の新設の場合は、市
- 2 法令等の改正により、要求水準書、又は業務計画書の変更が可能となり、係る変更により運営権者の運営業務実施の費用が減少するときは、協議により要求水準書、又は業務計画書の変更を行い、サービス対価を減額するものとする。

(不可抗力)

第 21 条 不可抗力によりいずれかの当事者がこの契約の全部又は一部の履行ができなくなったときは、その旨を直ちに相手方に通知しなければならない。

- 2 当該通知を行った当事者は、通知日以降に係る不可抗力の事由が止み、この契約の履行の続行が可能となるときまで、この契約上の履行期日における履行義務を免れるものとし、相手方当事者についても同様とする。なお、市及び運営権者は、それぞれ早急に適切な対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 3 市は、前項に基づき履行義務を免れた業務及び期間に対応するサービス対価の支払において、運営権者が履行義務を免れたことにより支出又は負担を免れた費用を控除することができる。
- 4 市及び運営権者は、相手方から第 1 項の通知を受領した場合には、速やかに対処方法、費用の負担、契約の継続等について協議する。当該協議にも関わらず、不可抗力が発生した日から 60 日以内にこの契約の変更について合意が得られない場合には、市は、不可抗力の対応方法を運営権者に通知し、運営権者はこれに従い業務を継続する。
- 5 市は、前項により市が不可抗力の対応方法を通知したときは、必要に応じ、要求水準書を変更し、又は業務計画書の変更を運営権者に指示することができる。また、市は、必要と認められるときは、サービス対価を変更するものとする。

(不可抗力による負担等)

第 22 条 不可抗力が生じた場合において前条第 4 項の協議が整わないときは、業務につき当該不可抗力により運営権者に生じた損害額及び増加費用額(不可抗力により損壊等したものの修繕で第 15 条第 1 項及び第 17 条第 1 項により運営権者が実施するものの費用を除く)の合計額が、一事業年度につき、不可抗力に該当する事由が発生した事業年度の業務履行に対し市が支払うべきサービス対価の総額の 100 分の 1 に至るまでは運営権者が当該損害額及び増加費用額を負担するものとし、これを超える額については市が負担する。

- 2 市及び運営権者は、当該不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

(市の解除権及び違約金)

第 23 条 市は、運営権者が次の各号のいずれかに該当するときは、本事業のうち委託業務に係る契約関係(以下「本契約部分」という。)の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- (2) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。

- (3) 破産、会社更生若しくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立てをし、又は申立てをされたとき。
 - (4) 自ら振り出し、若しくは引き受けた手形又は小切手につき、不渡り処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。
 - (5) モニタリング実施計画で本契約部分を解除することができるとする条項に該当するとき。
 - (6) 前5号に掲げる場合のほか、この約款に違反し、その違反によりこの約款による業務委託の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、運営権者は、解除に係る本契約部分の解除の日が属する事業年度の全ての業務履行に対して支払われるものと定められているサービス対価総額の10分の1に相当する額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を違約金として市の指定する期限までに支払わなければならない。
- (1) 前項の規定により本契約部分の全部又は一部が解除された場合
 - (2) 運営権者がその責務の履行を拒否し、又は、運営権者の責めに帰すべき事由によって運営権者の債務について履行不能となった場合。
- 3 次の各号に掲げる者が本契約部分を解除した場合は、第2項に該当する場合とみなす。
- (1) 運営権者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 運営権者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 運営権者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 市が第1項により本契約部分の一部を解除するときは、甲業務、乙業務、又は丙業務のいずれかの全部を解除するものとし、解除されない業務に係るこの約款に基づく契約関係は存続する。

(その他の解除)

- 第24条 市は、契約期間中、前条第1項の規定による場合を除くほか、必要があるときは、本契約部分の全部又は一部を解除することができる。
- 2 市が前項により本契約部分の一部を解除するときは、甲業務、乙業務、又は丙業務のいずれかの全部を解除するものとし、解除されない業務に係るこの約款に基づく契約関係は存続する。
- 3 市は、第1項の規定により本契約部分を解除したことにより運営権者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(運営権者の解除権)

- 第25条 運営権者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約部分の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 第6条の規定により業務内容を変更したためサービス対価が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第6条の規定による業務の中止期間が契約期間の10分の5(契約期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 市が契約に違反し、その違反によってこの約款の履行が不可能となったとき。
- 2 運営権者が前項の規定により本契約部分の一部を解除するときは、甲業務、乙業務、又は丙業務のいずれかの全部を解除するものとし、解除されない業務に係

るこの約款に基づく契約関係は存続する。

- 3 運営権者は、第 1 項の規定により本契約部分を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を市に請求することができる。

(不可抗力による解除)

第 26 条 第 21 条第 4 項の協議が調わないとき、運営権者による運營業務の継続が不能又は著しく困難と認められるとき、又は本事業の継続に必要な市の費用負担が過大なときは、市は本契約部分の全部又は一部を解除することができる。

- 2 市が第 1 項により本契約部分の一部を解除するときは、甲業務、乙業務、又は丙業務のいずれかの全部を解除するものとし、解除されない業務に係るこの約款に基づく契約関係は存続する。
- 3 第 1 項により市が本契約部分の全部又は一部を解除したときは、運営権者が契約を終了するための費用につき相当と認められるものを負担するものとする。

(解除の効果)

第 27 条 本契約部分の全部又は一部が解除された場合には、この約款に規定する市及び運営権者の義務は解除された範囲で将来に向かって消滅する。ただし、損害賠償請求に関することについては、この限りでない。

- 2 市は、前項の規定に関わらず、本契約部分の全部又は一部が解除された場合において、運営権者が既に完了している委託業務のうち、市の検査に合格する部分があるときは、当該部分に相応するサービス対価を支払うことができる。
- 3 前項に規定するサービス対価は、市と運営権者とが協議して定める。

(損害賠償)

第 28 条 運営権者は、この約款に定める義務を履行しないため市に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として市に支払わなければならない。

- 2 市は、第 23 条の規定により本契約部分を解除したときにおいて、第 23 条第 2 項に定める違約金の額を超える損害がある場合は、運営権者に対して、その超える損害について賠償を請求することができる。

(疑義の決定等)

第 29 条 この約款に関し疑義のあるとき、又は実施契約本文若しくはこの約款に定めのない事項については、必要に応じて市と運営権者とが協議して定めるものとする。

約款 C

(この約款の適用範囲等)

第 1 条 この約款 C (以下、「この約款」という。)は、この約款が添付される本事業の公共施設等運營業務実施契約と一体をなし、本事業のうち雨水ポンプ場保守点検業務及び下水道管渠(雨水)維持管理業務に適用される。

- 2 第 1 項の公共施設等運営権実施契約(以下「実施契約」という。)のうち添付の約款 A から C を除いたものを、以下「実施契約本文」という。
- 3 この約款における用語の定義は、この約款で特に定めるもののほか、実施契約の別紙 1 に定めるとおりとする。

(委託業務の内容等)

第 2 条 前条第 1 項に規定する業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 雨水ポンプ場保全点検業務

委託業務名	雨水ポンプ場保守点検業務 (第 号)
委託業務実施場所	
履行期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
サービス対価	金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)
契約保証金	要

(2) 下水道管渠(雨水)維持管理業務

委託業務名	下水道管渠(雨水)維持管理業務 (第 号)
委託業務実施場所	
履行期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
サービス対価	金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)
契約保証金	要

- 2 運営権者は、前項に掲げる業務(以下「委託業務」という。)を履行期間(以下「契約期間」という。)内に実施し、市は、そのサービス対価を支払うものとする。
- 3 運営権者は、実施契約本文、この約款、募集要項等、要求水準書及び提案書類並びにこれらに基づく市の指示又は通知に従って、委託業務を履行しなければならない。

(要求水準書等に関する通知義務)

第 3 条 運営権者は、実施契約本文、この約款、募集要項等、要求水準書及び提案書類又は前条に定める市の指示若しくは通知(以下「要求水準書等」という。)によることができないとき、又は要求水準書等に明示されていない事項があるときは、直ちに市に通知しなければならない。

- 2 市は、前項の通知を受けたときは、直ちに調査し、運営権者に対して必要な指示を与えなければならない。

(契約の保証)

第 4 条 運営権者は、実施契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付し、各事業年度の開始までに(契約締結事業年度においては契約締結と同時に)市に納付しなければならない。ただし、第 3 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) この約款による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
 - (3) この約款による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
 - (4) この約款による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第 4 項において「保証の額」という。)は、各事業年度について当該事業年度の業務履行に対して支払われる予定のサービス対価の総額の 10 分の 1 以上としなければならない。
 - 3 第 1 項の規定により、運営権者が同項第 2 号に掲げる保証を付したときは、当

該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 3 号又は第 4 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 4 事業年度の中途においてサービス対価の変更があった場合には、保証の額が変更後の当該事業年度のサービス対価の 10 分の 1 に達するまで、市は、保証の額の増額を請求することができ、運営権者は、保証の額の減額を請求することができる。

(第三者への委託)

第 5 条 運営権者は、本事業期間中、要求水準書及び提案書類に従い、市に事前に通知した上で、委託業務を第三者に委託し又は請け負わせることができる。この場合、運営権者は、当該第三者と締結した契約書の写しを、契約締結後遅滞なく市に提出しなければならない。

- 2 運営権者から本事業に係る業務を受託した者(以下「受託者」という。)、又は請け負った者(以下「請負者」という。)が再委託し、又は下請負を使用する場合、事前に市に届け出なければならない。なお、運営権者は、受託者及び請負者をして、受託し又は請け負った業務の全部又は大部分の再委託又は下請負をさせてはならない。

- 3 前二項の規定に基づく委託、再委託、請負及び下請負の使用は、すべて運営権者の責任において行うものとし、受託者、請負者その他委託業務に関して運営権者又は受託者、請負者若しくはこれらの者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて運営権者の責めに帰すべき事由とみなして、運営権者がその責任を負うものとする。運営権者は、受託者、再受託者、請負者及び下請負者を変更する場合、前二項の規定に従うものとする。

(業務計画書の提出)

第 6 条 運営権者は、各委託業務について要求水準書に従い次に掲げる業務計画書を作成し、要求水準書に定める期限内に市に提出しなければならない。

- (1) 雨水ポンプ場保守点検業務に係る年間業務実施契約書及び月間業務実施計画書
 - (2) 下水道管渠(雨水)維持管理業務に係る維持管理計画書及び月間維持管理計画書
- 2 運営権者は、前項に従い市に提出した計画書を変更しようとするときは、あらかじめ変更内容を市に説明し、変更後の計画書を市に提出して、変更部分の確認を受けるものとする。
 - 3 運営権者は、第 1 項により市に提出した計画書(前項により変更したときは変更後のもの)に従い、委託業務を実施するものとする。

(要求水準等と業務内容が一致しない場合の是正の義務)

第 7 条 運営権者は、委託業務の内容が要求水準書、前条により運営権者が市に提出した計画書、市の指示若しくは市と運営権者とが協議して定めた内容(以下「要求水準書等」という。)に適合しない場合において、市がその是正を請求したときは、当該請求に従わなければならない。

- 2 前項の規定は、業務の内容が要求水準書等に満たないことが要求水準書の記載内容又は市の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、運営権者がその記載内容又は指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかった場合は、この限りでない。

(業務内容の変更等)

第 8 条 市は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中

止することができる。この場合において、サービス対価又は契約期間を変更する必要があるときは、市と運営権者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

- 2 市は、前項により委託業務の内容を変更し又は委託業務を一時中止させたときは、必要と認められるときは運営権者の業務の増減に応じたサービス対価の変更を行わなければならない。

(事情変更)

第 9 条 市及び運営権者は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変その他予期することのできない事由によりこの契約に定める条件が不相当(運営権者が要求水準書等に従った業務の実施ができない場合を含む。)となったときは、協議して契約を変更することができる。

(市の請求による契約期間の短縮)

第 10 条 市は、特別の理由により契約期間を短縮する必要があるときは、契約期間の短縮変更を運営権者に請求することができる。この場合における短縮日数は、市と運営権者とが協議して書面により定めるものとする。

(危険負担)

第 11 条 委託業務を行うにあたり生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、運営権者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち市の責めに帰すべき事由によるものについては、市が負担する。

- 2 市は、前項の規定により運営権者が負担すべき損害について第三者に対して賠償した場合は、運営権者に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(履行の報告)

第 12 条 運営権者は、要求水準書及びモニタリング実施計画に定める方法より、市に対して委託業務の報告を行うものとする。

(費用負担)

第 13 条 運営権者が委託業務を実施するために必要な費用・経費の負担は、要求水準書に定めるとおりとする。

(サービス対価の支払)

第 14 条 市は、実施契約本文の別紙 2 に規定される手続により、運営権者に対してサービス対価を支払う。

- 2 サービス対価は実施契約本文の別紙 3 により改訂される。
- 3 サービス対価はモニタリング実施計画による減額措置を受ける。

(要求水準書等の未達)

第 15 条 市は、運営権者の実施した業務の内容が要求水準、市の指示若しくは市と運営権者とが協議に定めた内容に適合しないことが履行期間終了後に判明したときは、運営権者に対して相当の期間を定めてその修補等を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定による修補又は損害賠償の請求は、遅くとも履行期間の末日から 12 か月以内に行わなければならない。
- 3 第 1 項の規定は、業務の内容が要求水準書等に満たないことが要求水準書の記載内容又は市の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、運営権

者がその記載内容又は指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかった場合は、この限りでない。

(市の解除権及び違約金)

第 16 条 市は、運営権者が次の各号のいずれかに該当するときは、本事業のうち委託業務に係る契約関係(以下「本契約部分」という。)の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
 - (3) 破産、会社更生若しくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立てをし、又は申立てをされたとき。
 - (4) 自ら振り出し、若しくは引き受けた手形又は小切手につき、不渡り処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。
 - (5) モニタリング実施計画で本契約部分を解除することができるとする条項に該当するとき。
 - (6) 前 5 号に掲げる場合のほか、この約款に違反し、その違反によりこの約款による業務委託の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、運営権者は、解除に係る本契約部分の解除の日が属する事業年度の全部の業務履行に対して支払われると定められているサービス対価総額の 10 分の 1 に相当する額(当該額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を違約金として市の指定する期限までに支払わなければならない。
- (1) 前項の規定により本契約部分が解除された場合
 - (2) 運営権者がその責務の履行を拒否し、又は、運営権者の責めに帰すべき事由によって運営権者の債務について履行不能となった場合。
- 3 次の各号に掲げる者が本契約部分を解除した場合は、第 2 項に該当する場合とみなす。
- (1) 運営権者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 運営権者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人
 - (3) 運営権者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 市が第 1 項により本契約部分の一部を解除するときは、雨水ポンプ場保守点検業務又は下水道管渠(雨水)維持管理業務のいずれかの全部を解除するものとし、解除されない業務に係るこの約款に基づく契約関係は存続する。

(その他の解除)

第 17 条 市は、契約期間中、前条第 1 項の規定による場合を除くほか、必要があるときは、本契約部分の全部又は一部を解除することができる。

- 2 市が前項により本契約部分の一部を解除するときは、雨水ポンプ場保守点検業務又は下水道管渠(雨水)維持管理業務のいずれかを解除するものとし、解除されない業務に係るこの約款に基づく契約関係は存続する。
- 3 市は、第 1 項の規定により本契約部分を解除したことにより運営権者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(運営権者の解除権)

第 18 条 運営権者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約部分の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第 8 条の規定により業務内容を変更したためサービス対価が 3 分の 2 以上減少したとき。
 - (2) 第 8 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分の 5(履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるとときは、6 月)を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 市がこの約款に違反し、その違反によって本契約部分の履行が不可能となったとき。
- 2 運営権者が前項の規定により本契約部分の一部を解除するときは、雨水ポンプ場保守点検業務又下水道管渠(雨水)維持管理業務のいずれかを解除するものとし、解除されない業務に係るこの約款に基づく契約関係は存続する。
- 3 運営権者は、第 1 項の規定により本契約部分を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を市に請求することができる。

(解除の効果)

第 19 条 本契約部分の全部又は一部が解除された場合には、この約款に規定する市及び運営権者の義務は解除された範囲で将来に向かい消滅する。ただし、損害賠償請求に関するものについては、この限りでない。

- 2 市は、前項の規定に関わらず、本契約部分の全部又は一部が解除された場合において、運営権者が既に完了している委託業務のうち、市の検査に合格する部分があるときは、当該部分に相応するサービス対価を支払うことができる。
- 3 前項に規定するサービス対価は、市と運営権者とが協議して定める。

(損害賠償)

第 20 条 運営権者は、この約款に定める義務を履行しないため市に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として市に支払わなければならない。

- 2 市は、第 16 条第 1 項の規定により本契約部分を解除したときにおいて、第 16 条第 2 項に定める違約金の額を超える損害がある場合は、運営権者に対して、その超える損害について賠償を請求することができる。

(疑義の決定等)

第 21 条 この約款に関し疑義のあるとき、又は実施契約本文若しくはこの約款に定めのない事項については、必要に応じて市と運営権者とが協議して定めるものとする。

約款 C

(この約款の適用範囲等)

- 第 1 条 この約款 C (以下、「この約款」という。)は、この約款が添付される本事業の公共施設等運営事業実施契約と一体をなし、本事業のうち雨水ポンプ場保守点検業務及び下水道管渠(雨水)維持管理業務に適用される。
- 2 第 1 項の公共施設等運営権実施契約(以下「実施契約」という。)のうち添付の約款 A から C を除いたものを、以下「実施契約本文」という。
- 3 この約款における用語の定義は、この約款で特に定めるもののほか、実施契約の別紙 1 に定めるとおりとする。

(委託業務の内容等)

- 第 2 条 前条第 1 項に規定する業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 雨水ポンプ場保全点検業務

委託業務名	雨水ポンプ場保守点検業務 (第 号)
委託業務実施場所	
履行期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
サービス対価	金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)
契約保証金	要

(2) 下水道管渠(雨水)維持管理業務

委託業務名	下水道管渠(雨水)維持管理業務 (第 号)
委託業務実施場所	
履行期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
サービス対価	金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)
契約保証金	要

- 2 運営権者は、前項に掲げる業務(以下「委託業務」という。)を履行期間(以下「契約期間」という。)内に実施し、市は、そのサービス対価を支払うものとする。
- 3 運営権者は、実施契約本文、この約款、募集要項等、要求水準書及び提案書類並びにこれらに基づく市の指示又は通知に従って、委託業務を履行しなければならない。

(要求水準書等に関する通知義務)

- 第 3 条 運営権者は、実施契約本文、この約款、募集要項等、要求水準書及び提案書類又は前条に定める市の指示若しくは通知(以下「要求水準書等」という。)によることができないとき、又は要求水準書等に明示されていない事項があるときは、直ちに市に通知しなければならない。
- 2 市は、前項の通知を受けたときは、直ちに調査し、運営権者に対して必要な指示を与えなければならない。

(契約の保証)

- 第 4 条 運営権者は、実施契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付し、各事業年度の開始までに(契約締結事業年度においては契約締結と同時に)市に

納付しなければならない。ただし、第 3 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) この約款による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
 - (3) この約款による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
 - (4) この約款による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第 4 項において「保証の額」という。)は、各事業年度について当該事業年度の業務履行に対して支払われる予定のサービス対価の総額の 10 分の 1 以上としなければならない。
 - 3 第 1 項の規定により、運営権者が同項第 2 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 3 号又は第 4 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 4 事業年度の中途においてサービス対価の変更があった場合には、保証の額が変更後の当該事業年度のサービス対価の 10 分の 1 に達するまで、市は、保証の額の増額を請求することができ、運営権者は、保証の額の減額を請求することができる。

(第三者への委託)

- 第 5 条 運営権者は、本事業期間中、要求水準書及び提案書類に従い、市に事前に通知した上で、委託業務を第三者に委託し又は請け負わせることができる。この場合、運営権者は、当該第三者と締結した契約書の写しを、契約締結後遅滞なく市に提出しなければならない。
- 2 運営権者から本事業に係る業務を受託した者(以下「受託者」という。)、又は請け負った者(以下「請負者」という。)が再委託し、又は下請負を使用する場合、事前に市に届け出なければならない。なお、運営権者は、受託者及び請負者をして、受託し又は請け負った業務の全部又は大部分の再委託又は下請負をさせてはならない。
 - 3 前二項の規定に基づく委託、再委託、請負及び下請負の使用は、すべて運営権者の責任において行うものとし、受託者、請負者その他委託業務に関して運営権者又は受託者、請負者若しくはこれらの者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて運営権者の責めに帰すべき事由とみなして、運営権者がその責任を負うものとする。運営権者は、受託者、再受託者、請負者及び下請負者を変更する場合、前二項の規定に従うものとする。

(業務計画書の提出)

- 第 6 条 運営権者は、各委託業務について要求水準書に従い次に掲げる業務計画書を作成し、要求水準書に定める期限内に市に提出しなければならない。
- (1) 雨水ポンプ場保守点検業務に係る年間業務実施契約書及び月間業務実施計画書
 - (2) 下水道管渠(雨水)維持管理業務に係る維持管理計画書及び月間維持管理計画書
- 2 運営権者は、前項に従い市に提出した計画書を変更しようとするときは、あらかじめ変更内容を市に説明し、変更後の計画書を市に提出して、変更部分の確認を受けるものとする。
 - 3 運営権者は、第 1 項により市に提出した計画書(前項により変更したときは変更

後のもの)に従い、委託業務を実施するものとする。

(要求水準等と業務内容が一致しない場合の是正の義務)

第7条 運営権者は、委託業務の内容が要求水準書、前条により運営権者が市に提出した計画書、市の指示若しくは市と運営権者とが協議して定めた内容(以下「要求水準書等」という。)に適合しない場合において、市がその是正を請求したときは、当該請求に従わなければならない。

- 2 前項の規定は、業務の内容が要求水準書等に満たないことが要求水準書の記載内容又は市の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、運営権者がその記載内容又は指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかった場合は、この限りでない。

(業務内容の変更等)

第8条 市は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、サービス対価又は契約期間を変更する必要があるときは、市と運営権者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

- 2 市は、前項により委託業務の内容を変更し又は委託業務を一時中止させたときは、必要と認められるときは運営権者の業務の増減に応じたサービス対価の変更を行わなければならない。

(事情変更)

第9条 市及び運営権者は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変その他予期することのできない事由によりこの契約に定める条件が不相当(運営権者が要求水準書等に従った業務の実施ができない場合を含む。)となったときは、協議して契約を変更することができる。

(市の請求による契約期間の短縮)

第10条 市は、特別の理由により契約期間を短縮する必要があるときは、契約期間の短縮変更を運営権者に請求することができる。この場合における短縮日数は、市と運営権者とが協議して書面により定めるものとする。

(危険負担)

第11条 委託業務を行うにあたり生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、運営権者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち市の責めに帰すべき事由によるものについては、市が負担する。

- 2 市は、前項の規定により運営権者が負担すべき損害について第三者に対して賠償した場合は、運営権者に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(履行の報告)

第12条 運営権者は、要求水準書及びモニタリング実施計画に定める方法より、市に対して委託業務の報告を行うものとする。

(費用負担)

第13条 運営権者が委託業務を実施するために必要な費用・経費の負担は、要求水準書に定めるとおりとする。

(サービス対価の支払)

第 14 条 市は、実施契約本文の別紙 2 に規定される手続により、運営権者に対してサービス対価を支払う。

- 2 サービス対価は実施契約本文の別紙 3 により改訂される。
- 3 サービス対価はモニタリング実施計画による減額措置を受ける。

(要求水準書等の未達)

第 15 条 市は、運営権者の実施した業務の内容が要求水準、市の指示若しくは市と運営権者とが協議に定めた内容に適合しないことが履行期間終了後に判明したときは、運営権者に対して相当の期間を定めてその修補等を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定による修補又は損害賠償の請求は、遅くとも履行期間の末日から 12 か月以内に行わなければならない。
- 3 第 1 項の規定は、業務の内容が要求水準書等に満たないことが要求水準書の記載内容又は市の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、運営権者がその記載内容又は指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかった場合は、この限りでない。

(市の解除権及び違約金)

第 16 条 市は、運営権者が次の各号のいずれかに該当するときは、本事業のうち委託業務に係る契約関係(以下「本契約部分」という。)の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
 - (3) 破産、会社更生若しくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立てをし、又は申立てをされたとき。
 - (4) 自ら振り出し、若しくは引き受けた手形又は小切手につき、不渡り処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。
 - (5) モニタリング実施計画で本契約部分を解除することができるとする条項に該当するとき。
 - (6) 前 5 号に掲げる場合のほか、この約款に違反し、その違反によりこの約款による業務委託の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、運営権者は、解除に係る本契約部分の解除の日が属する事業年度の全部の業務履行に対して支払われると定められているサービス対価総額の 10 分の 1 に相当する額(当該額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を違約金として市の指定する期限までに支払わなければならない。
- (1) 前項の規定により本契約部分が解除された場合
 - (2) 運営権者がその責務の履行を拒否し、又は、運営権者の責めに帰すべき事由によって運営権者の債務について履行不能となった場合。
- 3 次の各号に掲げる者が本契約部分を解除した場合は、第 2 項に該当する場合とみなす。
- (1) 運営権者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 運営権者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人
 - (3) 運営権者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平

成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等

- 4 市が第 1 項により本契約部分の一部を解除するときは、雨水ポンプ場保守点検業務又は下水道管渠(雨水)維持管理業務のいずれかの全部を解除するものとし、解除されない業務に係るこの約款に基づく契約関係は存続する。

(その他の解除)

第 17 条 市は、契約期間中、前条第 1 項の規定による場合を除くほか、必要があるときは、本契約部分の全部又は一部を解除することができる。

- 2 市が前項により本契約部分の一部を解除するときは、雨水ポンプ場保守点検業務又は下水道管渠(雨水)維持管理業務のいずれかを解除するものとし、解除されない業務に係るこの約款に基づく契約関係は存続する。
- 3 市は、第 1 項の規定により本契約部分を解除したことにより運営権者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(運営権者の解除権)

第 18 条 運営権者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約部分の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第 8 条の規定により業務内容を変更したためサービス対価が 3 分の 2 以上減少したとき。
 - (2) 第 8 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分の 5(履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月)を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 市がこの約款に違反し、その違反によって本契約部分の履行が不可能となったとき。
- 2 運営権者が前項の規定により本契約部分の一部を解除するときは、雨水ポンプ場保守点検業務又下水道管渠(雨水)維持管理業務のいずれかを解除するものとし、解除されない業務に係るこの約款に基づく契約関係は存続する。
 - 3 運営権者は、第 1 項の規定により本契約部分を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を市に請求することができる。

(解除の効果)

第 19 条 本契約部分の全部又は一部が解除された場合には、この約款に規定する市及び運営権者の義務は解除された範囲で将来に向かい消滅する。ただし、損害賠償請求に関するものについては、この限りでない。

- 2 市は、前項の規定に関わらず、本契約部分の全部又は一部が解除された場合において、運営権者が既に完了している委託業務のうち、市の検査に合格する部分があるときは、当該部分に相応するサービス対価を支払うことができる。
- 3 前項に規定するサービス対価は、市と運営権者とが協議して定める。

(損害賠償)

第 20 条 運営権者は、この約款に定める義務を履行しないため市に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として市に支払わなければならない。

- 2 市は、第 16 条第 1 項の規定により本契約部分を解除したときにおいて、第 16 条第 2 項に定める違約金の額を超える損害がある場合は、運営権者に対して、その超える損害について賠償を請求することができる。

(疑義の決定等)

第 21 条 この約款に関し疑義のあるとき、又は実施契約本文若しくはこの約款に定め

ない事項については、必要に応じて市と運営権者とが協議して定めるものとする。